

はじめに

国立女性教育会館では、男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題として、平成25年度に「男女共同参画の視点に立った若者のキャリア形成支援に関する調査研究」を実施しました。本ハンドブックは、この調査研究の成果を踏まえて作成したものです。自治体の男女共同参画担当部局や女性／男女共同参画センター等、地域において男女共同参画を推進する機関や団体等が、男女共同参画の視点に立った若者のキャリア形成支援にかかわる取組を企画・実施する際に活用する指導者・支援者向け教材です。若者支援に関する現状や支援の意義、取組事例等をまとめています。

男女共同参画社会の実現に向けて、また日本の成長戦略の中核として、「女性の活躍促進」が重要な課題となっています。女性の活躍を加速していく上で、次世代リーダーの育成は欠かせません。若者が就労後の長期的なキャリア形成について考え、男女共同参画社会を築く担い手となっていくことが大切です。

一方、近年は、若年層の非正規雇用者が増加する等、若者の貧困の問題も浮き上がっています。男女ともに経済的に自立していくためにも、生涯を見据えたライフプランニング支援がますます重要になってくるでしょう。

地域において男女共同参画を推進する拠点である女性／男女共同参画センターや男女共同参画担当部局が核となり、大学等と連携しつつ、若者のキャリア形成を支援し、時代の要請に応える新たな取組を実施することは、非常に意義のあることといえます。

このハンドブックが自治体や女性／男女共同参画センター等、男女共同参画を推進する事業を担当される多くの方々へ広くご活用いただけることを期待しています。

最後になりますが、本調査研究にご協力いただいた自治体の男女共同参画担当部局や女性／男女共同参画センター、ヒアリング調査にご協力いただいた方々等、関係者の皆さまに厚くお礼申し上げます。

独立行政法人国立女性教育会館
理事長 内海 房子

目次

はじめに	1
ハンドブックの趣旨および活用のしかた.....	5
第1章 なぜ若者を対象とした取組が必要なのか？	
1 男女共同参画の視点に立った若者のキャリア形成支援の意義	10
2 統計にみる男女共同参画と若者	19
第2章 若者の現状と支援	
1 若者の生きにくさの実態と自立支援	44
2 大学生のキャリア形成支援——連携の可能性	57
第3章 若者のキャリア形成支援にかかわる取組事例	
1 取組の枠組および事例の読み方	68
2 若者を対象とした取組事例	74
(1) 学生を対象とした取組	
① 大学等と連携した男女共同参画の視点による啓発・キャリア形成事業	74
福島県男女共生センター	
② ワールド・カフェの手法で、大学生が男女共同参画社会について意見交換	81
文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課	
③ 大学生を対象としたライフプラン等を考えるキャリア教育授業の推進.....	86
神奈川県県民局くらし県民部人権男女共同参画課	
④ 中高生の居場所づくり活動を通して、学生の力量形成の場を提供	92
札幌市男女共同参画センター	
⑤ 学生リーダーを養成し、中学校・高校でデートDV予防講座を実施	99
もりおか女性センター	
⑥ 学生の活動支援等、個別ニーズに合わせた課題解決型事業の展開	106
静岡市女性会館	
⑦ インターンシップで主体的な社会づくりの担い手になるきっかけを提供	114
川崎市男女共同参画センター	

(2) 社会人を対象とした取組	
⑧ 若年女性によるまちづくり活動を支援し、次世代リーダーを育成	123
松江市市民部男女共同参画課	
⑨ 働く女性を対象としたロールモデルの提示と活動支援	129
公益財団法人日本女性学習財団	
⑩ 働く女性を対象とした連続講座で資質向上とネットワーク形成を支援	135
福岡市男女共同参画推進センター	
(3) 様々な生活上の困難に直面する人を対象とした取組	
⑪ スタッフの企画会議で相談からニーズをひろいあげ講座事業へ	141
姫路市男女共同参画推進センター	
⑫ 困難を抱えた若年無業女性の支援一県の拠点施設による総合支援	147
埼玉県男女共同参画推進センター	
⑬ 若年無業女性を対象とした講座、就労体験、居場所づくりの充実した取組	154
公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	
⑭ シングルマザーの不安な気持ちを支える就労応援とグループ相談	160
世田谷区立男女共同参画センター	

第4章 今後の展望と課題 166

資料

1 「男女共同参画担当部局および女性／男女共同参画センターにおける若者を対象とした事業に関するアンケート調査」結果概要	174
2 国立女性教育会館の若者を対象とした取組	202
3 第3次男女共同参画基本計画関連分野（第11分野、第7分野）	211
4 参考文献・関連URL	230

ハンドブックの趣旨および活用のしかた

(1) ハンドブックの趣旨と構成

本ハンドブックは、若者のキャリア形成支援を男女共同参画の視点に立つて行うための手引書です。自治体の男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センター等、地域において男女共同参画を推進する拠点となる機関・団体が、若者を対象とした学習プログラム¹⁾を企画・実施する際に活用することを想定しています。

自治体の男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センターでは、これまで、子育て中や子育てを終えた女性を対象とした事業や活動支援を多く行ってきました。若年層については、「センターを利用する若者が少ない」「若者を対象とした講座を企画しても参加者が集まらない」等、つながりたいとは思っていても、うまくつながれないという悩みを抱えている場合も多いようです。

一方、少子高齢化や経済社会の急激な変化にともない、近年、若者の非正規雇用者やニート・ひきこもりの増加等の社会的課題が浮かび上がっています。この課題に対して、現在取り組まれている就労支援関連機関での就労支援や自立支援、あるいは大学等の学校教育におけるキャリア教育・職業教育等の多くは、男女共同参画の視点について十分には考慮されていないのが実情でしょう。また、企業における女性の人材育成も、喫緊の政策課題となっているところです。男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センターが、これらの若者を対象とした地域や企業との取組に、男女共同参画の視点に立った課題解決の方策を提示していくことは重要です。若者を対象とした取組を行っている地域の関連機関とつながって事業を展開していくことは、前述のような若者とつながりたいが繋がれないといった問題の解決にもなり、新たな利用者・参加者の拡大や事業のさらなる充実にもつながるでしょう。

そこで、本ハンドブックでは、自治体やセンターが、大学等の地域の関連機関

1) ここでいう「学習プログラム」とは、講座や研修等、学習を主とした取組の他、学習の成果を活かした活動を支援する取組等を含んでいる。

と連携しつつ、効果的に若者のキャリア形成支援に取り組むために役立つ情報を掲載することをめざしました。

本ハンドブックは4つの章からなっています。

第1章では、まず、男女共同参画の視点に立ったキャリア形成支援を行う意義について説明しています。また、支援を行う意義や必要性を確認するための参考資料として、男女共同参画や若者にかかわる現状を示す統計データを掲載しています。

第2章では、若者および若者支援の現状と課題について、2つの観点から整理、考察しています。1つ目は、若者の生きにくさの実態と、就労・自立支援を中心とした若者支援に関する国や自治体の施策および地域での取組についてです。2つ目は、女性/男女共同参画センターにおいても比較的つながりが多い大学生のキャリア形成支援についてです。自治体やセンターが、大学と連携して大学生のキャリア形成支援を行う意義や課題等について検討しています。

第3章は、自治体の男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センターにおいて取り組まれている実践事例です。14の取組事例について、取組の背景や内容、工夫、男女共同参画の視点等が詳しく示されています。

第4章は、全体を通したまとめと今後の課題を提示しています。

巻末には、①ハンドブックを作成するにあたり実施した自治体を対象としたアンケート調査の結果概要、②国立女性教育会館の若者を対象とした取組の紹介、③第3次男女共同参画基本計画の関連分野（第11分野、第7分野）、④参考文献・関連URLを掲載しています。

なお、このハンドブックにおいて「若者」とは、おおむね18歳以上から30歳代の男女を示しています。したがって、取組事例等については、中高生を対象とした事業は含んでいません。

(2) ハンドブックの使い方

本ハンドブックは、先に示したように、自治体の男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センター等、地域において男女共同参画を推進する拠点となる機関の職員やスタッフをおもな読み手として想定し作成しています。しかしさらに、社会教育施設や若者支援関連機関等、若者の支援にかかわる方々が、男女共同参

画の視点について理解を深めるために広く参考になる内容となっています。

ハンドブックの執筆にあたっては、次節に示す調査研究を実施し、自治体やセンターにおける若者を対象とした取組に関する現状と課題を把握しました。その結果、若者を対象とした取組を進めていくにあたっては、その前提となる取組の意義についての共有や、現状の把握等についての理解を深めることも必要であることがわかりました。これらのことを踏まえ、ハンドブックの構成や内容は、基礎的な事項や若者支援の現状・課題、男女共同参画の視点に立った取組の詳細等を体系的に理解することができるように組み立てられています。

第1章および第2章は、取組を行うにあたり、前提となる基礎的要件として、男女共同参画および若者支援の実態・課題を把握、理解するために活用できるように。そして第3章および第4章は、実践として、どのような支援ができるのか、どのような点に留意して男女共同参画の視点に立った取組を進める必要があるのか等について理解するために役立つことができるでしょう。取組事例を読む際には、第3章1に示す取組の枠組で、取組の位置づけを確認するとよいでしょう。また、取組事例の一覧表をみて、関心のある対象やテーマを選び読むことができます。

(3) 調査研究の概要

本ハンドブックは、国立女性教育会館において2013（平成25）年度に実施した「男女共同参画の視点に立った若者のキャリア形成支援に関する調査研究」の一環として、調査研究の結果を踏まえて作成しています。この調査研究は、若者のキャリア形成支援に男女共同参画の視点をどのように組み込むことができるかを明らかにし、自治体の男女共同参画部局や女性/男女共同参画センター等における取組の普及を図ることを目的とするものです。自治体やセンターにおける取組の現状や課題を把握するにあたり、都道府県・政令市・特別区・市の自治体の男女共同参画担当部局を対象とした「男女共同参画担当部局および女性/男女共同参画センターにおける若者を対象とした事業に関するアンケート調査」を実施しました（結果概要は巻末資料1参照）。また、このアンケート調査等で得られた情報をもとに、好事例の収集およびヒアリング調査を実施しました（ヒアリング調査結果を踏まえた取組事例は第3章2参照）。

なお、調査研究の実施にあたっては、検討委員会を組織しました。委員は次のとおりです。

〈検討委員会〉

植上 一希	福岡大学人文学部准教授
岡部 貴敏	福島県男女共生センター事業課主査
国広 陽子	東京女子大学現代教養学部教授
名取 由紀	神奈川県県民局くらし県民部人権男女共同参画課副主幹
宮本みち子	放送大学教養学部教授
飯島 絵理	国立女性教育会館客員研究員
野依 智子	国立女性教育会館研究国際室研究員 (平成25年12月より福岡女子大学女性研究者支援室副室長・教授)
渡辺 美穂	国立女性教育会館研究国際室研究員

第 1 章

なぜ若者を対象とした
取組が必要なのか？

National
Women's
Education
Center

なぜ若者を対象とした 取組が必要なのか？

1

男女共同参画の視点に立った 若者のキャリア形成支援の意義

国広 陽子

(1) 男女共同参画視点を重視する施策方針

近年、生徒・学生から社会人としての大人へと順調に移行できない若者の増加が注目されている。学校を出ても職業に就かない、就けない人や未婚のまま親と同居し、親に依存し続ける若者たちを身近に見聞きすることも多い。パラサイトシングル、フリーター、ネットカフェ難民などと問題視され、当初は若者自身の問題（「近頃の若者は困ったものだ」）、親の甘やかしなど家族の問題だとして、身内での解決を求める声があった。しかし次第に、産業構造や雇用の変化（正規雇用の減少、非正規雇用の増加）に関わって生じている問題であり、個人的な対処だけでは解決できないという認識がもたれるようになった（宮本 2012、ロジャー・グッドマン/井本由紀/トゥーッカ・トイボネン 2012 = 2013ほか）。雇用の流動化に直撃され、若年世代の雇用状況の厳しさが増した背景がある。2008年9月のリーマンショックの影響で失業し、寮や社宅から追い出された人々のために同年末には「年越し派遣村」が取り組まれた。テレビに映し出された日比谷公園には、中高年者に混じって多くの若者の姿があったのを記憶する人も多いだろう。経済的自立の困難を抱える若者に、「自己責任論」をもって対するだけでは解決にはつながらない。若者の貧困からの救済と防止、そのための自立支援が喫緊の課題になっている。

2010（平成22）年12月に閣議決定された「第3次男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」）は、世界経済が低迷している時期に検討され、多くの日本の若者が経済的困難に直面している状況を背景に策定された。つまり、「基本計画」

自体に若者支援という命題が含まれているといえる。

「基本計画」は、「男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的性別役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習・能力開発を推進」し、「生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切にいかすことができる社会の構築」の一環として、高等教育機関における取組の充実を挙げ¹⁾ている。

さらに、「第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」においては、「若年期の自立支援の充実」を提起し、「進路や就職に関する指導も含め、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について伝えるとともに、男女それぞれの選択の幅が狭められることのないよう、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進する」とし、「社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実するとの観点から、第11分野の関連する施策の着実な推進を図る。」としている。

若者のキャリア形成支援については、「若者の『社会的・職業的自立』や『学校から社会・職業への円滑な移行』」（中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（2011（平成23）年：p.2）にも重要な指摘がある。問題への対応として、幼児期の教育から高等教育に至るまでの体系的「キャリア教育」が求められ（同：P19）、それに先んじた2010（平成22）年大学設置基準および短大設置基準の改正では（施行は2011（平成23）年4月）、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組む体制の整備が要請されている。上記答申は、高等教育におけるキャリア教育に必要な視点の一つに、「男女共同参画の視点」を挙げ、以下のように述べている。

- 少子・高齢社会を迎えた我が国において、経済・社会の活力を維持・向上していくためには、女性の活躍が一層重要である。いわゆる男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、ワーク・ライフ・バランスに関する憲章・行動指針等も整備され、男女共同参画社会の実現に向け、学生・生徒を取り巻く経済・社会の環境は変化している。このような変化に対応できるよう、意識改革も

1) 「第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」

含めたキャリア教育が重要である。

- 特に、妊娠・出産等のライフイベントの影響をうけやすい女性について、社会において女性が置かれている状況や多様なライフスタイルの選択を可能とする支援策等を理解させるなど、女性のライフイベントを意識したキャリア教育の取組も展開されている。(同：p.70)

(2) 女性の脆弱な経済基盤

次に、見落とされがちな若年女性の自立困難や貧困の問題を見てみよう。若者キャリア教育やキャリア形成支援の中でも、最初に注目されたのは男性の「若者」の無業化や非正規雇用化だった。実際は非正規雇用・低賃金の問題は、女性により多く見られる。非正規労働者の7割は女性であり、女性労働者の過半数が非正規である(54.5% 2012年)。15-24歳の年齢層で女性の非正規比率は50.6%と半数を超え(男性が43.9%)、25歳から34歳でも40.9%(同15.3%)と高い。給与所得も低く、女性では所得が300万円に届かない人が7割近く(66.1%)、700万円を超える人はほんのわずか(2.8%)しかいない。男性では300万円未満は23.9%で、逆に700万以上が2割弱と女性のほぼ10倍となっている(内閣府 2013)。こうした現実にも関わらず、女性の貧困や経済的自立度の低さは社会から注目されにくかった(阿部2012など)。

その理由の一つとして、女性は子どもとして親に扶養され、結婚すれば夫に扶養されるのが当たり前だと考えられてきたことがある。娘が無職でも「家事手伝い」とみなして許容する世間の目、親の目があった。家にいる息子が無職無収入だと、親も本人も早くから危機感を持ち、相談機関へつながりやすいが、娘の場合はそうならない。横浜市の若者支援機関への相談件数の男女比は7:3だという。また、就業に関する東京都の相談機関の利用者の9割が男性というデータもある(岩田 2011：69)。

女性の方が親の家から独立する(離家)のが遅く、離家する場合の多くは結婚によるものであること(直井2011：77)も、独立した世帯を持つだけの収入を得ていないシングル女性が多いことに一因があろう。低収入・無収入でも、親と同居していれば貧困の問題は表面化しにくいのが、親子関係や、親の高齢化、定年、失業、疾病といった親の経済的困難から親と同居できない場合には、女性の貧困

も表面化する。安定した仕事を、そして安心して住める場所を確保できない単身女性の現実が、次第に知られるようになった（丸山2013、NHK『クローズアップ現代』²⁾など）。非正規雇用の仕事をかけもちしても生活できない低収入のため、ディーセントワーク（人間らしく、尊厳の守られる働き方）とはかけ離れた条件のもとで働き、心身に痛手を負う貧困のスパイラルに陥ったとき、そこから抜け出すことは男性にも女性にも容易ではない。

かつて女性にとって経済的安定を確保する主要な選択肢とみなされていたのが結婚である。しかし、男女ともに生涯未婚率が高まることが予想されており、結婚しない人生（シングルライフ）は特別ではなくなる。たとえ結婚したとしても、夫が正規労働者で、妻はパート労働で家計補助的に働く、いわゆる「恵まれた主婦」は、今も限られた存在だが、今後結婚前の若い女性がキャリアモデルとして「専業主婦」を想定するのはリスクが大きい。なんらかの事情で自分が家計を支えなくてはならなくなったとき、選択できる職種の狭さ、収入の低さにとまどうことになる。また男性の非正規化が進むなかで、「結婚＝専業主婦生活」という図式も成り立ちにくくなる。現状でも子どもを抱えながら、夫婦ともに非正規で働き、綱渡りの生活をしているケースもある。保育所不足のなか、短時間勤務では安定した収入から程遠いのが実情である。

「経済的に自立して生きる」ことの実質を身につける機会が不足し、親と同居する若者の中には、住居費も含めて必要な生活費の規模とその管理法について知らない者も多い。それは結婚生活にも、シングルライフにとってもリスクである。

（3）女性の活躍を支援するキャリア教育

2012年10月、IMF（国際通貨基金）世界銀行年次総会で訪日したクリスティーン・ラガルド専務理事が、女性の活躍促進に言及し、(1) 女性の労働力率を上げるとは、世界のためだけではなく、日本のためになる、(2) 保育所の不足と家にとどまるようにという社会的プレッシャーによって出産後多くの女性が仕事を辞めている、(3) 女性も仕事が続けられるようにするためのよりよい保育施設、

2) 2014年1月27日放送「あしたが見えない～深刻化する“若年女性”の貧困」では、親の生活苦の影響を受け、早朝および夜間のアルバイトで家計を支える10代女性や、苦学したが正社員に就けない20代専門学校卒の女性、公的なセーフティネットではなく、店が提供する住居や託児所をよりどころに風俗店で働くシングルマザーなどを取材し、深刻化する若年女性の貧困の問題を伝えた。

支援、受け入れる文化があれば、それこそが日本経済を最良にするものだ、と述べたことがメディアで報道され、「女性の活用」が日本経済を救うというキャンペーンの一環となった。

氏の指摘を待つまでもなく、日本では男性と違って女性のライフコースに出産・育児による就労の中断が多く（中断再就職型ライフコース）、中断前に正規雇用であった場合も、復帰時点では非正規雇用が多い特徴がある。従って、女性のキャリア教育においては、母親役割が女性の社会的・経済的脆弱性を高める問題へのアプローチが欠かせない。ところが、女性の理想のライフコースに関する調査結果では、男女ともに女性の理想として「中断再就職型」が最も多い。「標準世帯」として、子育て期の女性が「無職・無収入」で、勤め人である夫の被扶養者になる（いわゆる専業主婦というライフスタイル）を制度的に保障してきたこと、現在の学生の親世代にはまだ日本型雇用の恩恵を享受できる層があり、そうした家族を「幸せな家族」として想定する社会通念が根強いことが背景にある。また、社会的な支援システムが整っていない状況のもとで、フルタイムで就業しつつ子育てもすることの厳しさにたじろぐ女子学生も多い。

また、家事・育児を女性の中核的な役割とする意識と現実、男性の長時間労働を前提とする働き方が、就労する女性の通勤圏や勤務時間を制約し、職域を限定し、昇任を制約、ないしは短時間の非正規労働へと誘導しやすいのも現実である。これらが女性の活躍を制限し、ひいては女性の貧困化へのリスクを増大させてしまう。ここには、ラガルド氏が指摘するように意識に関わる問題とそれを生み出し、維持する文化や制度が関わっており、個人の意識変化のみで一挙に変えることは難しい。多面的なキャリア教育の必要性、そして女性の活躍を制度的に支え、経済的に保障していく仕組みが必要なゆえんである。

このように、女性の活躍の前に立ちふさがる壁は、女性の自立を前提とはしてこなかった社会全体に組み込まれた問題である。「いずれ結婚して夫に扶養されること」を前提とした女性の固定化したキャリアプラン、「一家の稼ぎ手になること」を前提とした男性の固定化したキャリアプラン、そのどちらにもとらわれない人間像とそのキャリア形成を可能にするキャリア教育が求められる。

(4) 男女共同参画の視点による支援の必要性

前節で見たように、若年女性の貧困の背後には男女共同参画という理念の実現を阻む意識や社会構造が抜きがたく存在している。「男女共同参画の視点に立ったキャリア教育」の政策上の位置付けからも、現在求められているキャリア教育・キャリア支援として、職業教育・就労支援にとどまらない幅広い「若年期の自立支援」が求められている。キャリア概念についても職業歴だけに限定せず、社会活動への参加やそこでの活動経験を見ていくことが求められるようになってきている³⁾。ワーク・ライフ・バランスも「仕事と家庭生活のバランス」ないし「仕事と育児の両立」に読み替えられやすいが、「仕事」と「家庭」以外の諸活動（コミュニティ活動、政治活動、趣味やスポーツなど）を視野に入れる必要がある。

例えば、女性には子育て・夫の世話・親の介護などのケアを含む家事労働が期待されているが、「家事をこなす」という多面的で総合的能力が必要とされる経験は、キャリアとしての社会的評価を受けていない（竹信2013）。また保育園・幼稚園での父母会、小学校・中学校でのPTA、生協やボランティアなど、地域でさまざまな人々と協働して行なうなかで培われた対人能力・組織力も、就業する際の履歴では重視されない。従って女性の家事専業期間、地域で過ごす期間が長引くほど就労には不利になっていた。かたや男性の方には職業の遂行だけが期待され、ケアの能力は求められないことが多かった。

「若者の生活困難」の中身は多様であり、就労によって問題がすべて解決するわけではない。金銭には換算され得ない人と人との関係性、いたわりや思いやりといったケアの要素は就職で充たされるとは限らない。困難な問題を抱えた若者が、居場所を失い、安心した人間関係から排除されている状況をどのように見だし、取組を進めるか。さらに「排除」から「包摂」へと若者に包括的な支援を行う取組において、女性の〈若者問題〉が顕在化されにくい点にどのように留意して進めるか。女性の自立の困難については、メンタル系の諸兆候（うつ、摂食障害、リストラットなど）が多い背景をとらえ、対応していくことも重要だ（金井2011）。

3) 国立女性教育機関の実施した一連の調査研究では、「キャリア」を生涯を通じた様々な役割や立場の連鎖としてとらえ、女性の社会参画のプロセスや、このプロセスと男女共同参画の地域づくりとの関連等について明らかにしてきた（神田他、2013）

若者が抱える困難の複雑さと対象範囲の広さから、求められる支援内容は多様である。「男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・支援」を展開する現場は、どのような事業を展開していけばいいのか。

本ハンドブック作成にあたり実施したアンケート調査によれば、「若者」対象の事業を2012年度に実施した自治体は、政令市の大半（95.0%）と都道府県の6割強が該当するものの、その他の市では2割弱（18.0%）とまだ少ない。また実施自治体のうち、男女共同参画担当局での実施率はその6割（61.8%）にのぼり、実施実績のある自治体の半数近くは女性/男女共同参画センターが事業を行っている。ただし、事業数は年間で1ないし2とまだ少ない。

またこの調査では「若者の実情」といっても、問題のありかへの認識には地域別の特徴があることも明らかになった。例えば、政令市では「非正規雇用の増加」が顕著に多く（70%）、都道府県では非正規雇用の増加もある一方、「結婚したいができない若者が多い」が過半数となっている。すでに実施されている先行の事業を参考にしつつ、「若者」の状況について当該地域の実態に即した事業を工夫する必要性がここに見てとれる⁴⁾。

社会に出る前に教育の場でなされるキャリア教育には、目前の就職状況に適應するための教育だけでなく、前節で述べたような意識や社会構造、労働の歴史と権利、不利な状況におかれたときに役立つ法知識、支援機関など社会資源に関する情報などが重要である。女性学・ジェンダー研究はもちろん、専門分野において蓄積されてきた研究内容がその土台を提供する。高等教育機関ではキャリア教育と女性学関連科目などがさまざまな専門分野と連携をし、キャリア教育のコースないし講座を提供することができるだろう。特に、社会に出る前の若い女性には経済的自立の重要性、その障害となる要因および障害を乗り越える可能性などについて十分に考える機会が必要であり、どんな職業でどう働くかという課題と切り離せない学びとして位置づける工夫が求められる。

一方、各地には男女共同参画の視点に立った女性のキャリア形成支援について、すでに蓄積をもつ女性/男女共同参画センターがある。そこではこれまで主に出産・育児により就労中断した女性や、中高年の女性を対象にした講座などが展開

4) 先進的な事例として（「女性のライフプランニング支援総合推進事業」連絡協議会・（財）横浜市男女共同参画推進協会 2011）が参考になる。

されてきた（再就職講座、起業支援講座、職業継続支援講座、シングルマザーの就業支援講座など）。今後は、これらの蓄積をいかして、キャリア形成支援の取組を若年層に広げることが期待される。

その際、各地の高等教育機関は重要な資源となる。ただし、女性学や男女共同参画に関わる専門家がいても、若者支援の蓄積が豊富とは限らない。また、教育機関では卒業後のキャリア支援まで手が届かないことが多い。長期的視野を持った支援、再就職支援に関して男女共同参画の視点に立った支援の蓄積がある女性/男女共同参画センターとの連携は、両者にとって意義がある。互いのメリットを生かす連携事例を参考にしてほしい。各種支援事業で築いた地域の関連機関とのネットワークづくりのノウハウ、NPOと連携した実績をもつ女性/男女共同参画センターこそが若者支援のために、大学等を含むあらたな連携を地域に広げることができるだろう。

男女共同参画の視点に立つキャリア教育・支援は、女性のみならず、男性にとっても大切である。個人の性別が、その人の人生上の機会を限定し、人としての能力の発揮を阻むことがないようにすることが男女共同参画社会の目指すところである。

ただし、競争社会からの排除は性別によるものだけでなく、同じ性別のなかでの格差、親の経済力を反映した学歴、学校歴による格差もある。「同性内での多様性や不平等にも目を配りながら、排除されているのは誰なのか、最も援助を必要としているのは誰なのかを冷静に見極めていくこと」が必要である（多賀2012：74）。

若者の置かれている状況を的確に捉え、問題の所在を把握し、必要な連携先とネットワークしつつ当事者に寄り添った支援を実施すること、プログラム作りや事業の実施は簡単ではないが、これまでの取組の蓄積をいかし、紹介事例を参考にしながら進めてほしい。

【引用文献】

阿部 彩（2012）『『女性の貧困』問題のほどこき方』『現代思想』vol.40-15 青土社 p.70-77
中央教育審議会（2011）「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」、（2010）「第3次男女共同参画基本計画」

- 岩田正美（2011）「家族と福祉から排除される若者」宮本みち子・小杉礼子編著『二極化する若者と自立支援』明石書店 p.56-73
- 「女性のライフプランニング支援総合推進事業」連絡協議会・（財）横浜市男女共同参画推進協会（2011）『男女共同参画センター等における生活困難を抱える若年（シングル）女性の自立支援プログラム開発事業 事業報告書』
- 神田道子ほか（2013）『女性のキャリア形成に関する実証的・実践的研究—複合キャリア形成過程とキャリア学習—平成22年度—平成24年度科学研究費補助金報告書』独立行政法人国立女性教育会館
- 金井淑子（2011）「不可視化される『女性の〈若者問題〉』」宮本みち子・小杉礼子編著『二極化する若者と自立支援』明石書店 p.97-103
- 丸山里美（2013）『女性ホームレスとして生きる 貧困と排除の社会学』世界思想社
- 宮本みち子（2012）『若者が無縁化する—仕事・福祉・コミュニティでつなぐ』筑摩書房
- 内閣府（2013）『平成25年版男女共同参画白書』
- 直井道子（2011）「若者と社会階層」宮本みち子・小杉礼子編著『二極化する若者と自立支援』明石書店 p.74-78
- ロジャー グッドマン・井本由紀・トゥーッカ トイボネン編著 井本由紀監訳（2013）『若者問題の社会学 視線と射程』明石書店
- 多賀 太（2012）「男子問題の時代？」稲垣恭子編著『教育における包摂と排除 もうひとつの若者論』明石書店 p.47-79
- 竹信三恵子（2013）『家事労働ハラスメント』岩波書店

2 | 統計にみる 男女共同参画と若者

本節では、統計データを通して、男女共同参画と若者にかかわる現状についてみていくこととする。ここでは、男女共同参画および若者の現状を把握し、なぜ、またどのような若者支援が必要なのかを考えるための参考となる統計を集めた。図表は、以下のように、(1)人口や世帯にかかわる現状、(2)進学や大学にかかわる現状、(3)就労にかかわる現状、(4)若者の意識、(5)ライフプランニングにかかわる現状の5つの項目に分けて示し、各図表には、データの特徴がわかる見出しと簡単な解説をつけた。

ここに掲載された統計データは、白書等、一般に広く公開されており閲覧が容易な資料を出所としている。関心にそって出所資料を入手し、関連する他の統計データを読み進めると、より理解が深まるであろう。また、各自治体では、地域における男女共同参画の現状や意識等について、独自の調査を実施しているところも多い。本節を参考にして、地域の統計データを用いて、各地域の男女共同参画と若者の現状を把握したり、本節に掲載したデータと比較してみるとよいだろう。

<掲載図表一覧>

(1) 人口や世帯にかかわる現状

- ①図1-1 性別日本の人口ピラミッド(1960、2010、2060)
- ②図1-2 性、年齢階級別未婚率の推移
- ③図1-3 性、年齢階級別有配偶者人口に対する離婚率の推移

(2) 進学や大学にかかわる現状

- ④図1-4 性、学校種別高等教育への進学率の推移
- ⑤図1-5 性、専攻分野別の大学(学部)学生数、分布・男女割合
- ⑥図1-6 大学におけるインターンシップの実施状況(平成22年度)
- ⑦図1-7 大学における必修科目としてのキャリア科目の開設状況(平成22年度)

(3) 就労にかかわる現状

- ⑧図1-8 性、年齢階級別 非正規雇用者比率
- ⑨図1-9 性、年齢階級別完全失業率の推移
- ⑩図1-10 性、教育（学歴）、年齢階級、雇用形態別平均年収（2012年）
- ⑪図1-11 性、年齢階級別相対的貧困率（2007年）
- ⑫図1-12 若者無業者の数
- ⑬図1-13 教育（学歴）、在職期間別新規学卒就職者の離職率（2010年3月卒）

(4) 若者の意識

- ⑭図1-14 性、年齢階級別「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について
- ⑮図1-15 性別ライフコースの考え方（1992～2010年）
- ⑯図1-16 「デートDV」の認知度および被害経験

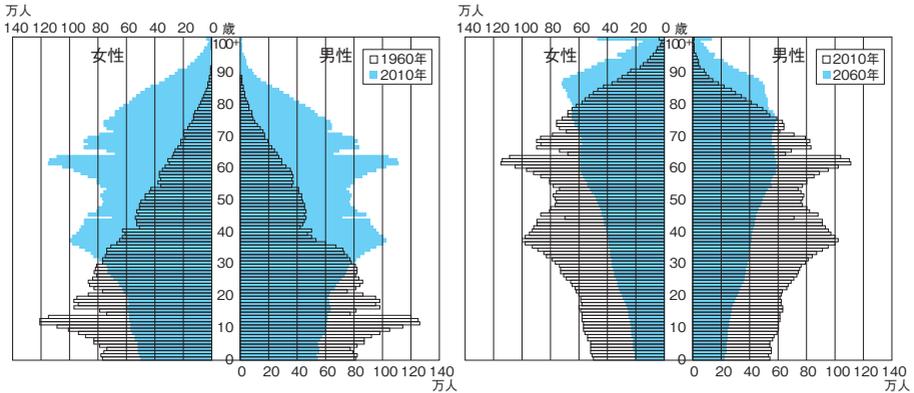
(5) ライフプランニングにかかわる現状

- ⑰図1-17 共働き世帯数の推移
- ⑱図1-18 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴
- ⑲図1-19 性別育児休暇取得率
- ⑳図1-20 性別仕事と生活の調和に関する希望と現実
- ㉑図1-21 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合

(1) 人口や世帯にかかわる現状

①人口構成は「ピラミッド型」から「釣鐘型」へ、2060年には「つぼ型」に

図1-1 性別日本の人口ピラミッド（1960、2010、2060）



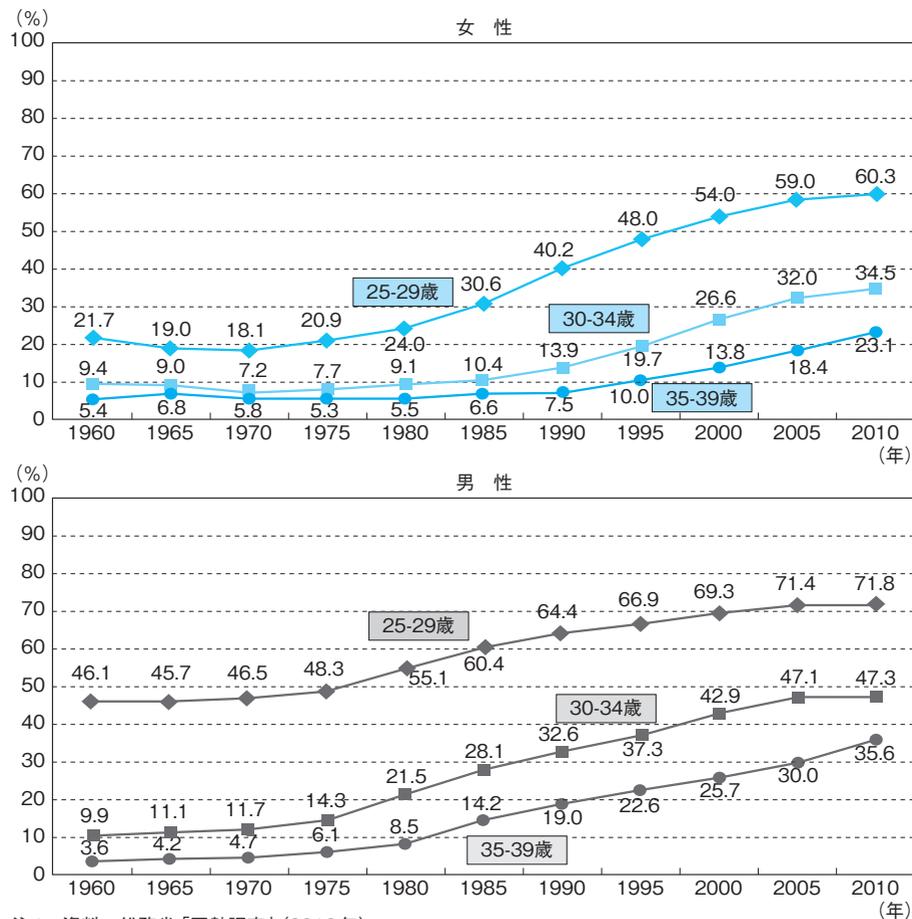
注 1960年と2010年は「国勢調査」。2060年は国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成18年12月推計）の中位推計値を使用

出所 独立行政法人国立女性教育会館・伊藤陽一編『男女共同参画データブック－日本の女性と男性－2012』より作成

1960（昭和35）年、2010（平成22）年、および2060年の性、年齢階級別人口構成の推移をみると、1960（昭和35）年には若者層が多い「ピラミッド型」を示しているが、2010（平成22）年には若者層が少ない「釣鐘型」になっている。50年後の2060年にはさらに少子高齢化が進み、「つぼ型」になり、人口構成は大きく変化すると推測される。

②結婚しない男女が増えている

図 1-2 性、年齢階級別未婚率の推移



注1 資料：総務省「国勢調査」(2010年)

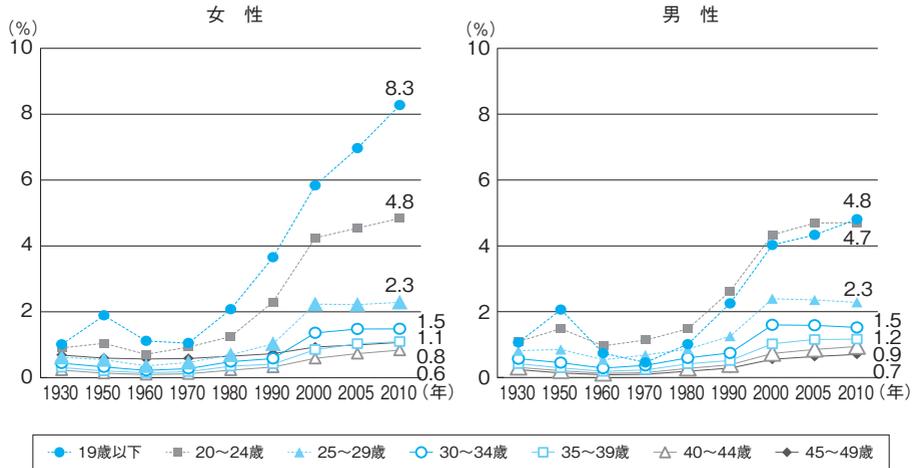
2 1960～1970年は沖縄県を含まない

出所 内閣府「平成25年版少子化社会対策白書」より作成

未婚率は、男女ともどの年齢階級でも上昇している。特に1980（昭和55）年前後からの上昇が顕著である。2010（平成22）年では、35～39歳の女性の23.1%、男性の35.6%が未婚である。ここには示さないが、生涯未婚率（50歳時の未婚率）の推移は、1980（昭和55）年の女性4.5%、男性2.6%から、2010（平成22）年には女性10.6%、男性20.1%に上昇している。

③有配偶人口に対する離婚率は若年層で高く、特に19歳以下の女性は8%を超える

図 1-3 性、年齢階級別有配偶者人口に対する離婚率の推移



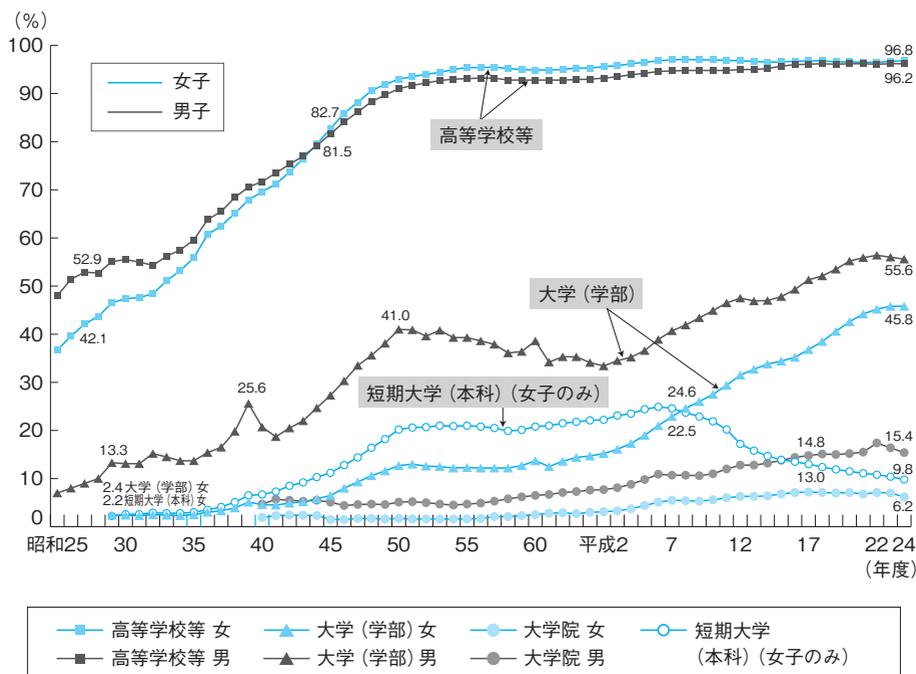
注1 資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成
 2 1950～1970年は沖縄県を含まない。各届出年に同居をやめたもの
 3 有配偶離婚率＝離婚数／有配偶人口×100
 4 19歳以下については、15～19歳有配偶者人口に対する率
 5 50歳以上は掲載を省略している
 出所 厚生労働省「平成25年度厚生労働白書」より作成

1930（昭和5）年以降の有配偶者人口に対する離婚率の推移を性別にみると、男女とも、どの年齢階級においても上昇の傾向にある。若年の有配偶者人口に対する離婚率は男女ともに高く、特に19歳以下の女性は、2010（平成22）年には8.3%となっており上昇の幅も大きい。同年、20～24歳の女性の離婚率は4.8%、男性は19歳以下は4.8%、20～24歳は4.7%となっている。

(2) 進学や大学にかかわる現状

④大学（学部）への進学率は男女とも上昇する一方、女性の短期大学への進学率は減少している

図1-4 性、学校種別高等教育への進学率の推移



出所 『学校基本調査』より作成

高等学校（通信教育は除く）への進学率は、男女とも1950年代から60年代にかけて上昇し、2010（平成22）年には女性96.5%、男性96.1%となっている。大学への進学率は、1960年代以降上昇を続け、2010年には女性45.2%、男性56.4%となっている。女性の短期大学への進学率は、1995年以降は減少し、2010年は10.8%である。

⑤大学（学部）の専攻分野別学生数の割合は、男女で大きく異なっている

図 1-5 性、専攻分野別の大学（学部）学生数、分布・男女割合

（単位：人）

	1990			2000			2010			分布比 (2010)	
	女性	男性	女性 割合	女性	男性	女性 割合	女性	男性	女性 割合	女性	男性
総数 Total	540,113	1,328,921	28.9	913,222	1,558,533	36.9	1,077,782	1,481,409	42.1	100.0	100.0
人文科学	193,867	93,675	67.4	275,733	135,246	67.1	258,465	130,099	66.5	24.0	8.8
社会科学	108,125	603,324	15.2	267,789	717,828	27.2	288,463	604,082	32.3	26.8	40.8
理学	11,815	51,326	18.7	22,282	65,619	25.3	21,008	60,417	25.8	1.9	4.1
工学	14,615	353,229	4.0	46,489	420,673	10.0	43,583	357,050	10.9	4.0	24.1
農学	13,960	52,775	20.9	28,327	41,981	40.3	30,994	44,822	40.9	2.9	3.0
保健	44,308	71,921	38.1	77,690	65,947	54.1	145,600	107,583	57.5	13.5	7.3
医学	11,117	39,347	22.0	15,128	31,569	32.4	15,510	33,636	31.6	1.4	2.3
歯学	4,665	14,754	24.0	6,017	10,982	35.4	5,945	9,844	37.7	0.6	0.7
医・歯学以外	28,526	17,820	61.6	56,545	23,396	70.7	124,145	64,103	65.9	11.5	4.3
家政	35,894	528	98.6	42,138	2,160	95.1	61,345	6,815	90.0	5.7	0.5
教育学	75,754	63,585	54.4	81,160	56,455	59.0	98,910	68,070	59.2	9.2	4.6
芸術	31,370	16,266	65.9	45,094	20,114	69.2	51,769	21,028	71.1	4.8	1.4
その他	10,334	20,829	33.2	26,418	31,707	45.5	77,645	81,439	48.8	7.2	5.5

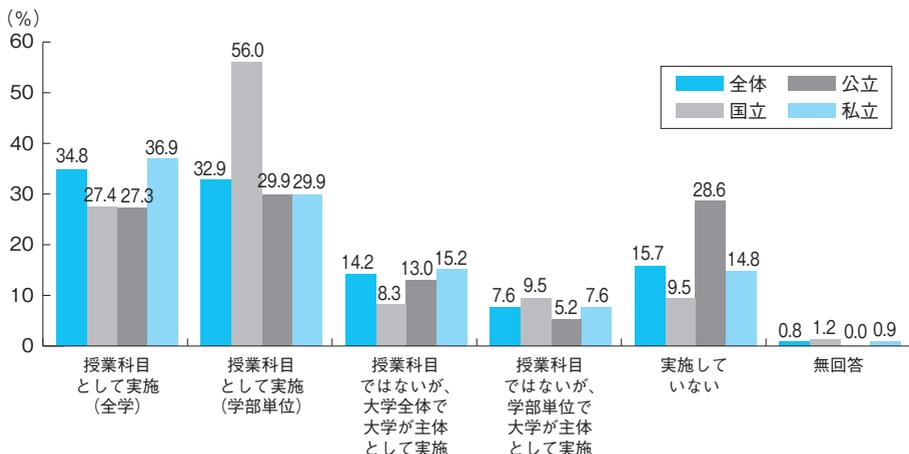
注 資料：『学校基本調査』

出所 独立行政法人国立女性教育会館・伊藤陽一編『男女共同参画データブックー日本の女性と男性ー2010』

大学（学部）の分野の専攻は、性別によって偏りがある。女性の割合が高い分野は、家政、芸術、人文科学、薬学・看護学等の保健、教育学であり、男性の割合が高いのは、工学、医学、理学、社会科学等となっている。経年の推移をみると、女性が少ない分野でも、女性の割合は徐々に増加している。

⑥ インターンシップを授業科目として全学で実施している大学は34.8%、15.7%は実施していない

図 1-6 大学におけるインターンシップの実施状況（平成22年度）



注1 資料：独立行政法人日本学生支援機構（2011）「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援取組状況に関する調査（平成22年度）」

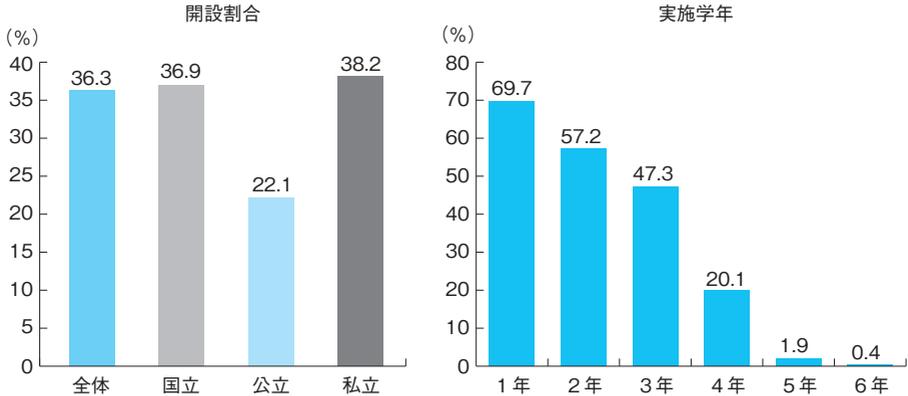
2 全国の大学を対象に2010（平成22）年9月1日現在の状況を調査。大学の回収率は94.7%

出所 内閣府『平成25年版子ども・若者白書』より作成

2010（平成22）年度に、大学において、インターンシップを授業科目として全学で実施しているのは34.8%、授業科目として学部単位で実施しているのは32.9%である。学部によってはインターンシップの機会を提供されていない学生も多いことがうかがえる。インターンシップを実施していない大学は、全体で15.7%である。

⑦必修科目としてキャリア科目を開設している大学は36.3%、学部1年の実施が多く約7割

図1-7 大学における必修科目としてのキャリア科目の開設状況（平成22年度）



注1 資料：独立行政法人日本学生支援機構（2011）「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援取組状況に関する調査（平成22年度）」

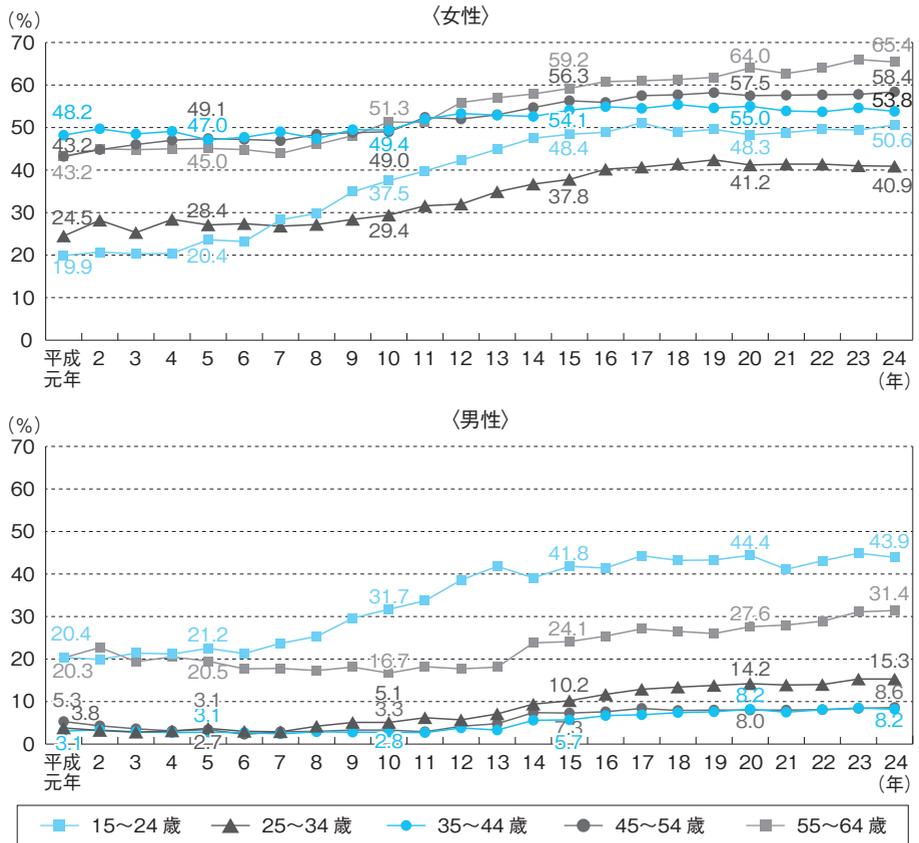
2 全国の大学を対象に2010（平成22）年9月1日現在の状況を調査。大学の回収率は94.7%
出所 内閣府「平成25年版子ども・若者白書」より作成

2010（平成22）年度に、大学において、必修科目としてのキャリア科目を開設しているのは、全体で36.3%である。実施学年は、1年が最も多く69.7%、次いで2年で57.2%となっている。

(3) 就労にかかわる現状

⑧非正規雇用率は、特に若年層で上昇している

図1-8 性、年齢階級別 非正規雇用者比率



注1 資料：総務省「労働力調査（詳細条件）」

2 非正規雇用者の割合＝（非正規の職員・従業員）／（正規の職員・従業員＋非正規の職員・従業員）×100

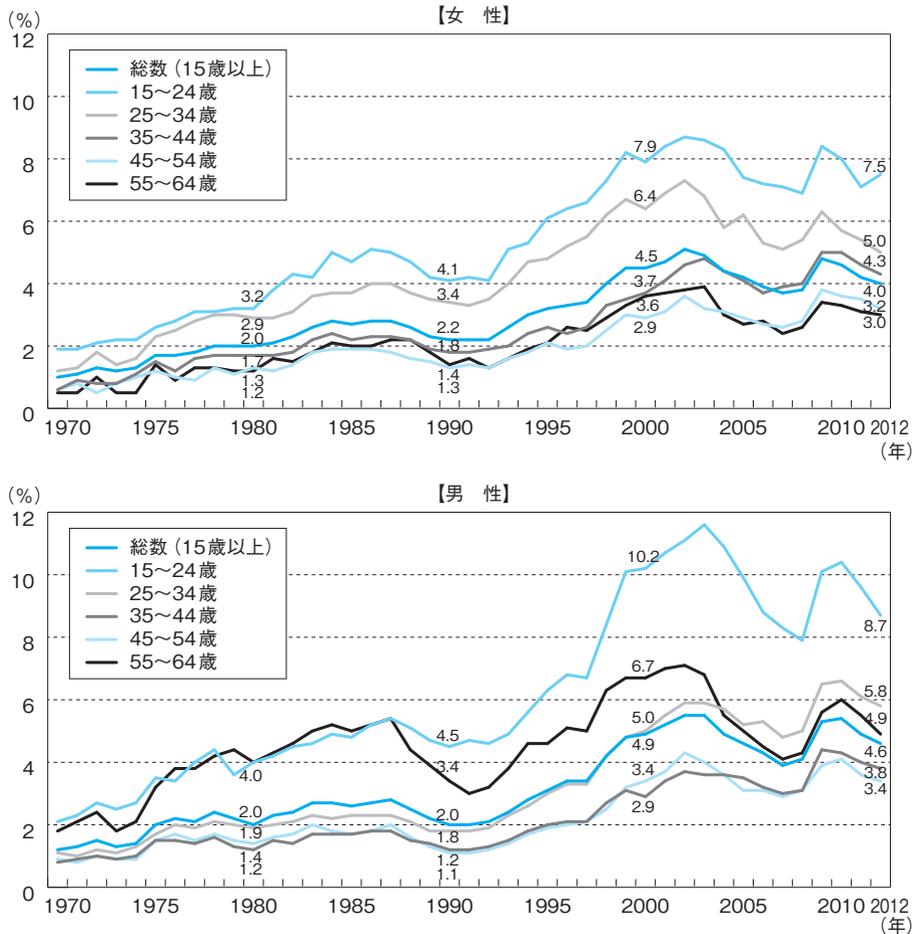
3 平成13年以前は「労働力調査特別調査」の各年2月の数値、平成14年以降は「労働力調査（詳細集計）」の各年平均の数値により作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する

4 平成23年の割合は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている
出所 内閣府『平成25年版男女共同参画白書』より作成

非正規雇用率の1989（平成元）年から2012（平成24）年の推移をみると、男女とも、どの年齢階級でも上昇する傾向にある。特に若年層（15～24歳）の上昇は大きく、1989（平成元）年と2012（平成24）年を比べると、女性は19.9%から50.6%、男性は20.4%から43.9%と高くなっている。

⑨完全失業率は若年層で上昇、特に15～24歳の男性で増加している

図1-9 性、年齢階級別完全失業率の推移

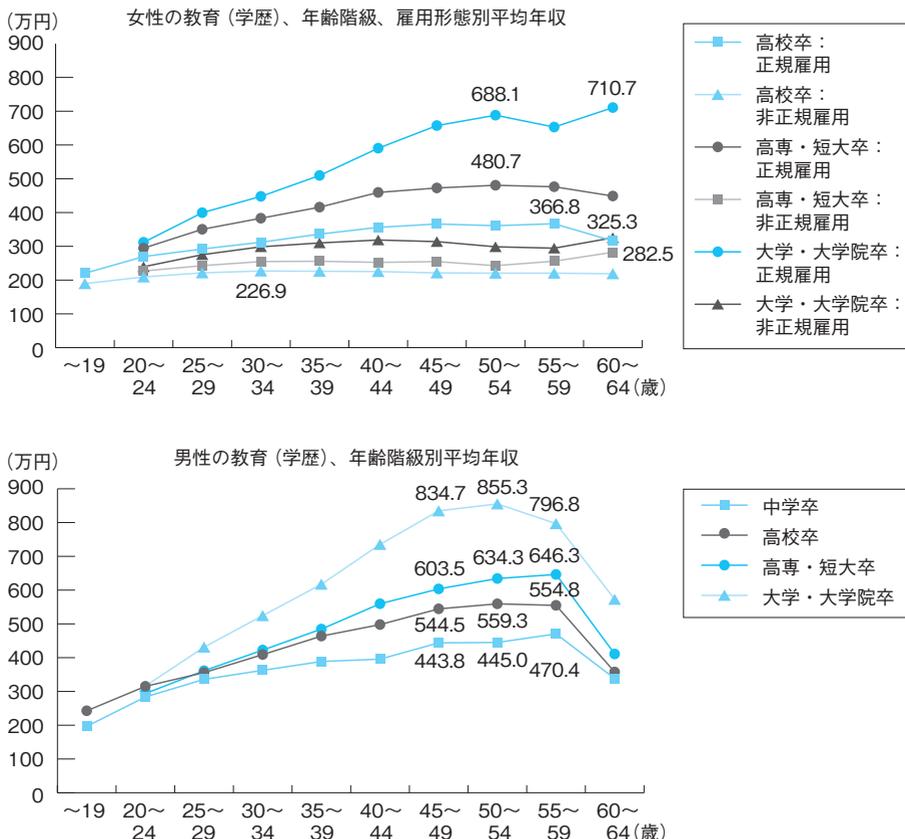


注1 資料：総務省統計局「労働力調査（基本集計）」
 2 1972年までは沖縄県を含まない
 3 2011年の数値は総務省統計局により補完的に推計した値である
 出所 厚生労働省「平成25年版厚生労働白書」より作成

完全失業率を性、年齢階級別にみると、近年、男女とも若年層が大きく上昇している。2012（平成24）年には、15～24歳では女性7.5%、男性8.7%、25～34歳では女性5.0%、男性5.8%となっており、特に15～24歳男性の失業率の上昇が大きい。

⑩正規雇用では、年齢階級が上がるとともに学歴によって年収に差がでる。非正規雇用は年齢階級が上がっても年収が増加しない

図 1-10 性、教育（学歴）、年齢階級、雇用形態別平均年収（2012年）

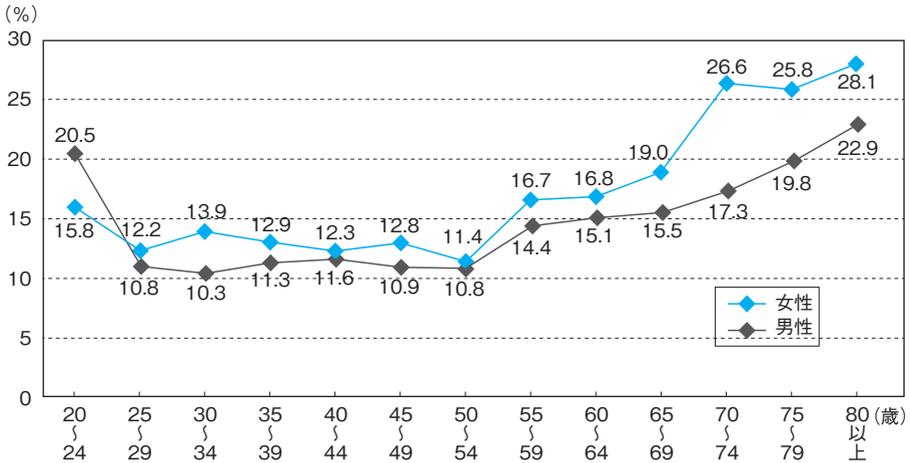


注1 資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成24年）
 2 企業規模10人以上の民営事業所の雇用者が対象
 3 「きまって支給する給与額」×12+「年間賞与其他特別給与額」により算出
 4 「正社員・正職員」を「正規雇用」、「正社員・正社員以外」を「非正規雇用」としている
 出所 内閣府「平成25年版男女共同参画白書」より作成

2012（平成24）年の男性の教育（学歴）別年齢階級別平均年収をみると、50歳代まで年収が上昇し、大学・大学院卒と高校卒では、約300万円の年収差が生じる。女性は男性と比べて、年収の上昇の幅が小さく、非正規雇用では、学歴にかかわらず、年齢階級が上がっても、年収の伸びがほとんどない。

⑪ほとんどの年齢階級において、女性の相対的貧困率のほうが高い

図1-11 性、年齢階級別相対的貧困率（2007年）



注 厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成19年）を基に、内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員の特別集計より作成

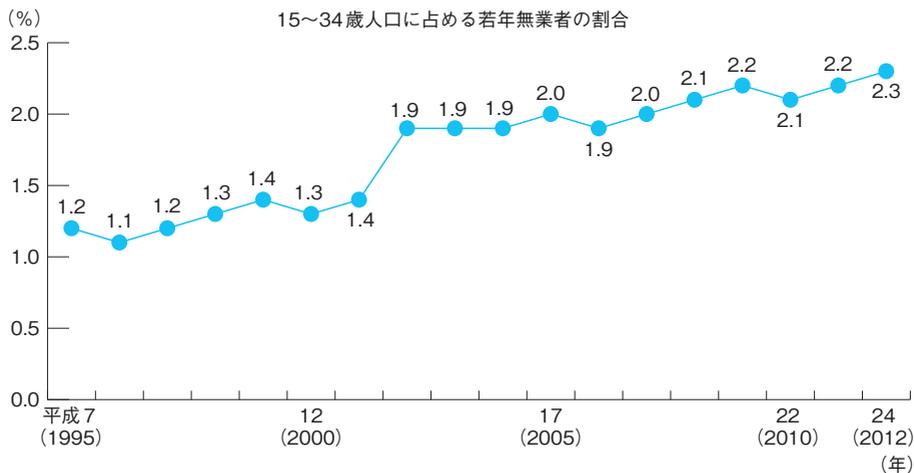
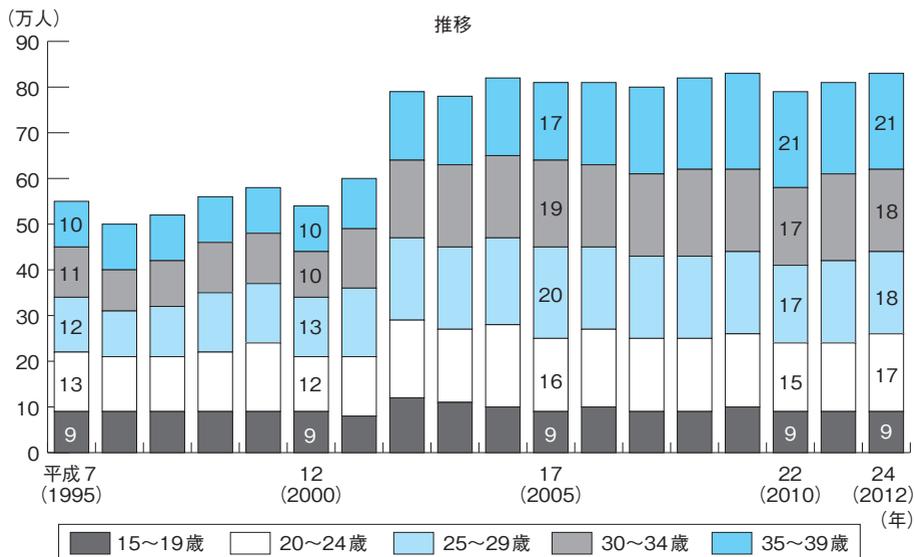
出所 内閣府『平成24年版 男女共同参画白書』

相対的貧困率は、男女とも高齢層で高くなっているが、若年層の貧困率も1割を超えている。また、20～24歳以外では、すべての年代において女性のほうが高くなっている。20～24歳では男性の貧困率が20.5%と高くなっている。

なお、「相対的貧困率」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員で割って調整した所得）の中央地の半分に満たない割合をいう。

⑫ 15～34歳の若者無業者は63万人、同年齢人口に占める割合は増加傾向にある

図1-12 若者無業者の数



注1 資料：総務省「労働力調査」

2 ここでいう若年無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。グラフでは参考として35～39歳の数値も記載

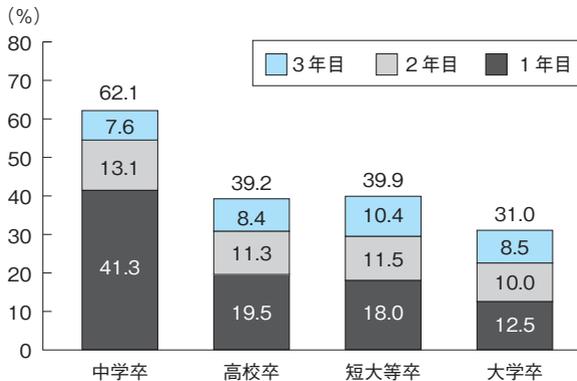
3 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである

出所 内閣府「平成25年版子ども・若者白書」より作成

若者無業者（15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）の数は、2012（平成24）年には63万人おり、年齢階級別では、35～39歳は21万人、30～34歳および25～29歳はそれぞれ18万人、20～24歳は17万人、15～19歳は9万人となっている。15～35歳人口に占める若年無業者の割合は、2012（平成24）年には2.3%で、徐々に増加する傾向にある。

⑬ 中学卒では約6割、高校・短大等卒では約4割、大卒では約3割が、3年以内に離職している

図 1-13 教育（学歴）、在職期間別新規学卒就職者の離職率（2010年3月卒）



注 事業所からハローワークに対して、新規学卒者として雇用保険の加入届が提出された新規被保険者資格取得者の生月日、資格取得加入日等資格取得理由から各学歴ごとに新規学校卒業者と推定される就職者数を算出し、更にその離職日から離職者数・離職率を算出している。3年目までの離職率は、四捨五入の関係で1年目、2年目、3年目の離職率の合計と一致しないことがある

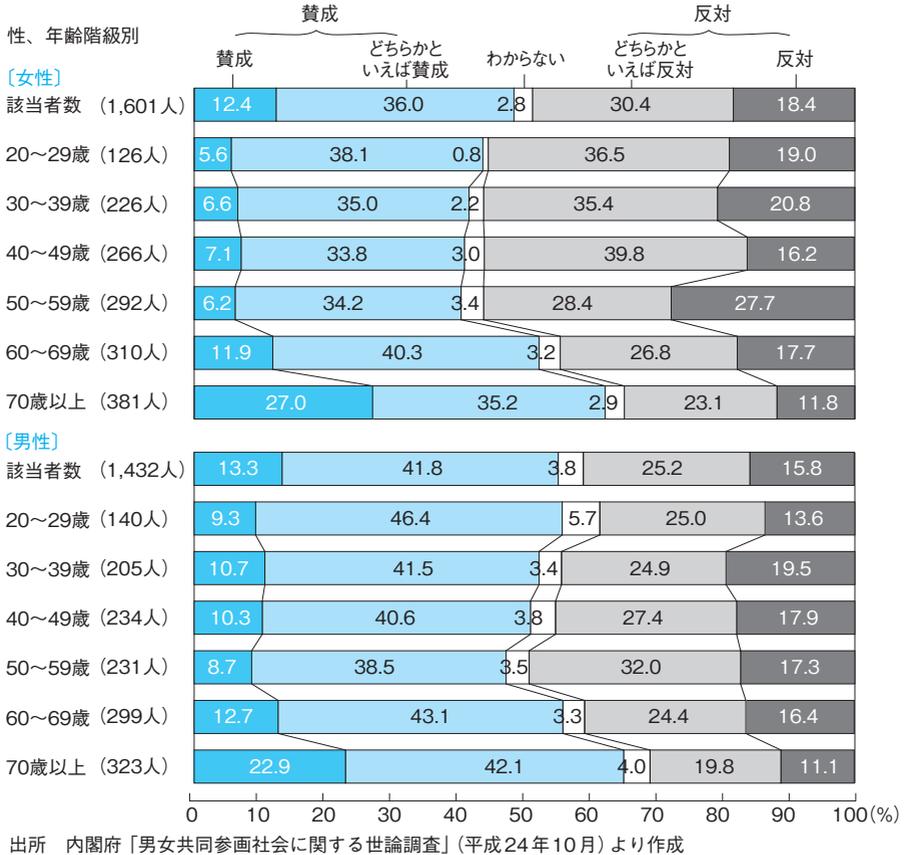
出所 厚生労働省「新規学卒者の離職状況に関する資料」より作成

新規学卒就職者の在職期間別離職率をみると、教育（学歴）別で差があり、中学卒では、1年目に4割以上、2年目までに5割以上、3年目までに6割以上が離職している。高校卒および短大等卒では、約4割が3年以内に離職している。大学卒では、1年目に約1割、2年目までに約2割、3年目までに約3割が離職している。

(4) 若者の意識

⑭若年層も半数前後が固定的性別役割分担を肯定

図 1-14 性、年齢階級別「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

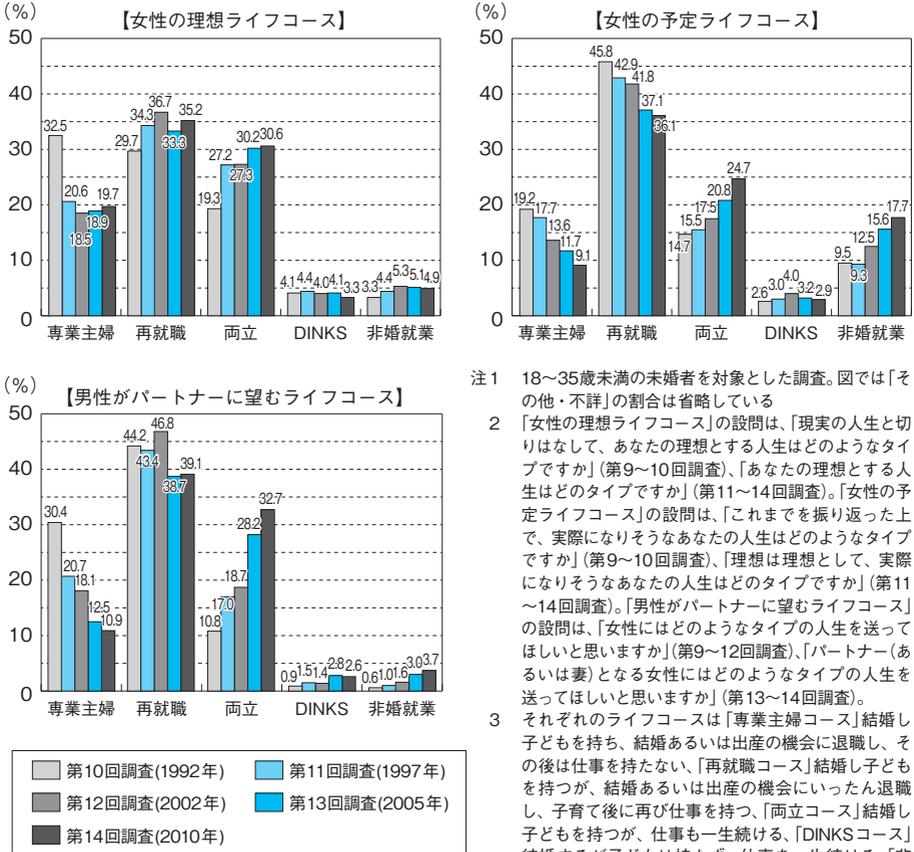


「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合は増加傾向にあり、賛成する割合を2004（平成16）年に上回り、2007（平成19）年には、はじめて5割を超えた。しかし、図が示すように、2012（平成24）年調査では、賛成が51.6%（女性48.4%、男性55.1%）と、賛成が再び5割を超えた。20歳代および30歳代の賛成は、男女とも40歳代および50歳代より高くなっており、女性の20～29歳は43.7%、30～39歳は41.6%、男性の20～29歳は55.7%、30～39歳は52.2%となっている。

⑮女性のライフコースとして、「専業主婦」志向が減少、「両立」志向が増加の傾向にある

図1-15 性別ライフコースの考え方（1992～2010年）

（各コースを選択した割合）



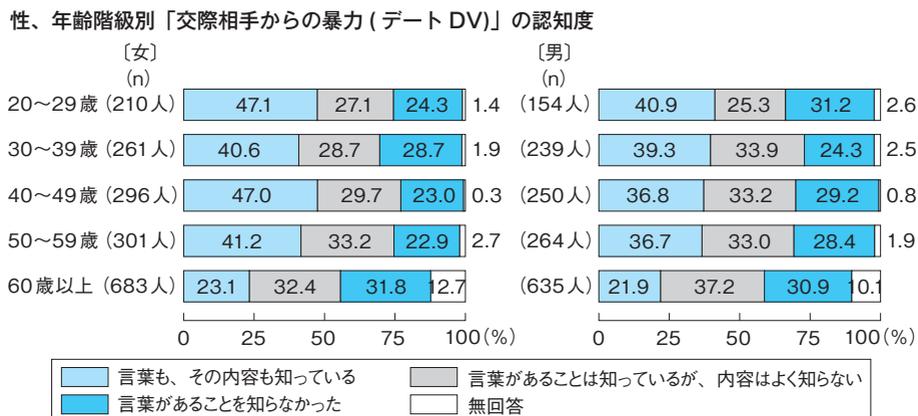
- 注1 18～35歳未満の未婚者を対象とした調査。図では「その他・不詳」の割合は省略している
- 2 「女性の理想ライフコース」の設問は、「現実の人生と切りはなして、あなたの理想とする人生はどのようなタイプですか」(第9～10回調査)、「あなたの理想とする人生はどのタイプですか」(第11～14回調査)。「女性の予定ライフコース」の設問は、「これまでを振り返った上で、実際になりそうなあなたの人生はどのようなタイプですか」(第9～10回調査)、「理想は理想として、実際になりそうなあなたの人生はどのタイプですか」(第11～14回調査)。「男性がパートナーに望むライフコース」の設問は、「女性にはどのようなタイプの人生を送ってほしいと思いますか」(第9～12回調査)、「パートナー(あるいは妻)となる女性にはどのようなタイプの人生を送ってほしいと思いますか」(第13～14回調査)。
- 3 それぞれのライフコースは「専業主婦コース」結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない、「再就職コース」結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ、「両立コース」結婚し子どもを持つが、仕事も一生続ける、「DINKSコース」結婚するが子どもは持たず、仕事を一生続ける、「非婚就業コース」結婚せず、仕事を一生続ける、として名づけている

出所 独立行政法人国立女性教育会館・伊藤陽一編「男女共同参画データブックー日本の女性と男性ー2010」

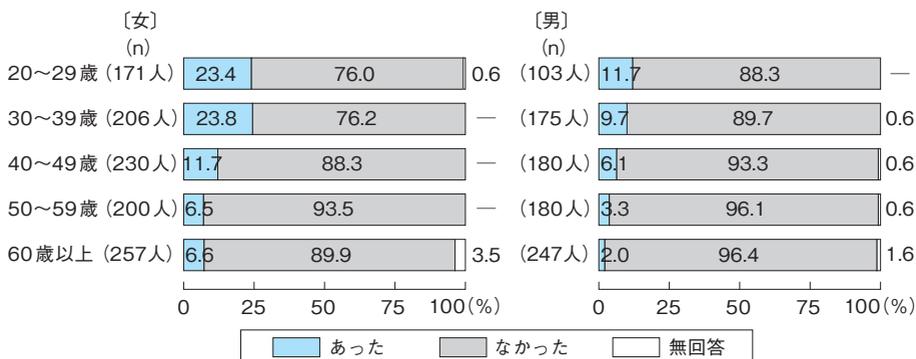
図は、女性のライフコースについて、18～35歳未満の未婚女性に対して理想とするライフコースと実際になりそうな(予定)ライフコース、また18～35歳未満の未婚男性に対してパートナーとなる女性に望むライフコースを質問した調査結果の経年変化をみたものである。未婚女性の理想・予定、未婚男性の希望ともに「専業主婦コース」は減少傾向にあり、「両立コース」が増加している。

⑩ 20歳代女性で「デートDV」の言葉を知らないのは24.3%、23.4%は被害経験が「ある」

図 1-16 「デートDV」の認知度および被害経験



性別交際相手からの被害経験の有無



出所 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査(平成23年度調査)」より作成

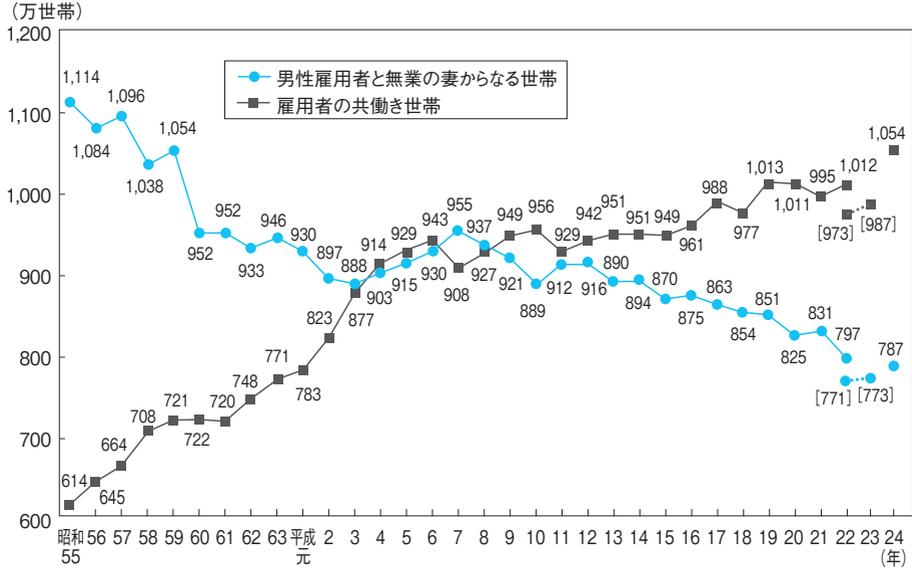
「交際相手からの暴力(デートDV)」の認知度は、女性では60歳未満のどの年齢階級も4割以上が「言葉も、その内容も知っている」と回答する一方、「言葉があることを知らなかった」も2割を超えている。20歳代の男性では、「言葉も、その内容も知っている」の回答が約4割だが、「言葉があることを知らなかった」の回答も3割を超える。

10歳代、20歳代の時の交際相手からの被害経験(身体的暴行、心理的攻撃、性的強要)の有無について、20歳代・30歳代の女性の約2割、男性の約1割が「あった」と回答している。

(5) ライフプランニングにかかわる現状

⑰共働き世帯は、年々増えている

図 1-17 共働き世帯数の推移



注1 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、14年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成

2 「男女雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯

3 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯

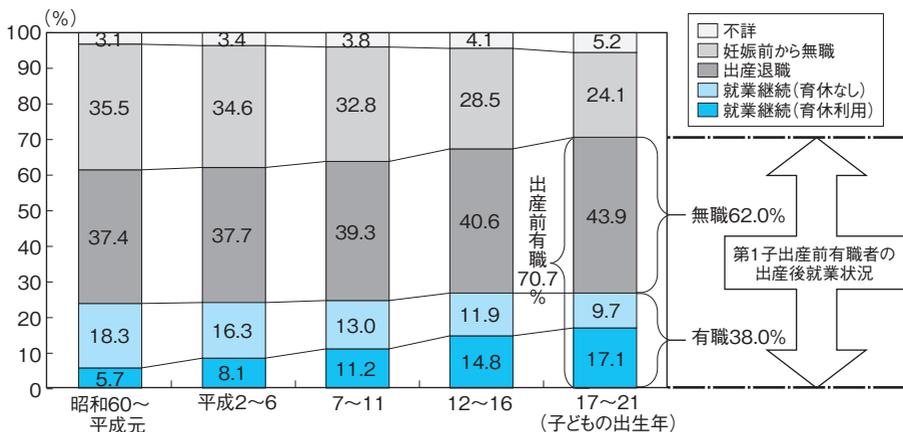
4 平成22年および平成23年の()内の実数は、岩手県、宮城県および福島県を除く全国の結果。

出所 内閣府『平成25年版男女共同参画白書』より作成

1980(昭和55)年には、男性雇用者と無業の妻からなる世帯は1,114万世帯であるのに対し、雇用者の共働き世帯は614万世帯であった。その後、年々、片働き世帯は減少、共働き世帯は増加し、1997(平成9)年以降は共働き世帯が片働き世帯を上回り、2012(平成24)年には、共働き世帯のほうが267万世帯多くなっている。

⑱約6割の女性が第1子出産を機に離職

図1-18 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



注1 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2011年)

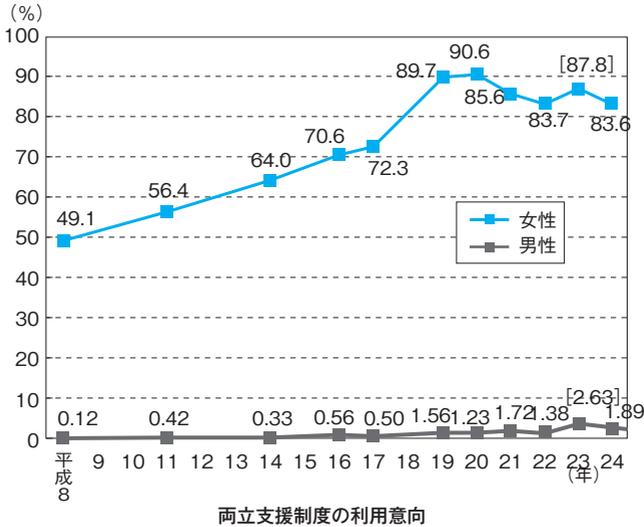
2 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計

出所 内閣府・男女共同参画推進連携会議「ひとりひとりが幸せな社会のために」(平成24年版)

第1子の出生年が2005(平成17)～2009(平成21)年の女性で出産前に有職だったのは70.7%で、そのうち子どもが1歳の時無職だった女性は62.0%、有職だった女性は38.0%となっている。出産を機に離職する女性の割合は依然として多い状況である。

⑱男性の約3割が両立支援制度の利用意向を示すものの育児休暇取得率は極めて低い

図 1-19 性別育児休暇取得率



	全体	男性	女性
調査数 (n)	1,553	752	801
育児休業制度を利用したい	50.9%	31.8%	68.9%
育児のための短時間勤務制度を利用中／利用したい	48.9%	34.6%	62.3%

注 厚生労働省「今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査結果」
 (平成20年)より作成
 出所 内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会の実現を目指して」
 (平成23年3月)

注1 育児休業取得率 = $\frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む）の数}}{\text{調査前年度1年間（※）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}}$

(※)平成23年度以降調査においては、調査前々年10月1日から翌年22年9月30日までの1年間

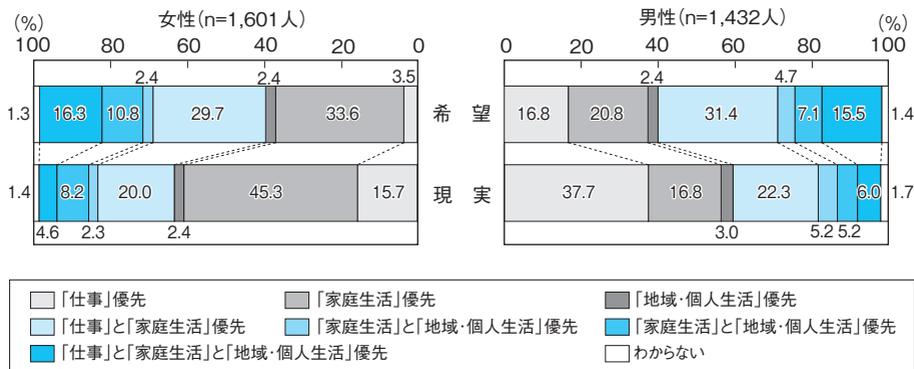
2 平成23年度の[]内の比率は岩手県、宮城県および福島県を除く全国の結果

出所 厚生労働省「平成24年度雇用均等基本調査」より作成

女性の育児休暇取得は、2007（平成19）年までに上昇し、その後8～9割を保持しており、2012（平成24）年には83.6%であった。一方、男性は女性に比べて極めて低く、2012（平成24）年は1.89%と微増の状態が続いている。両立支援制度の利用意向をみると、男性の約3割は利用したいと考えているが、実施は取得しない状況がうかがえる。

⑳男性は「仕事」、女性は「家庭生活」を希望よりも優先させた生活を送っている

図 1-20 性別仕事と生活の調和に関する希望と現実

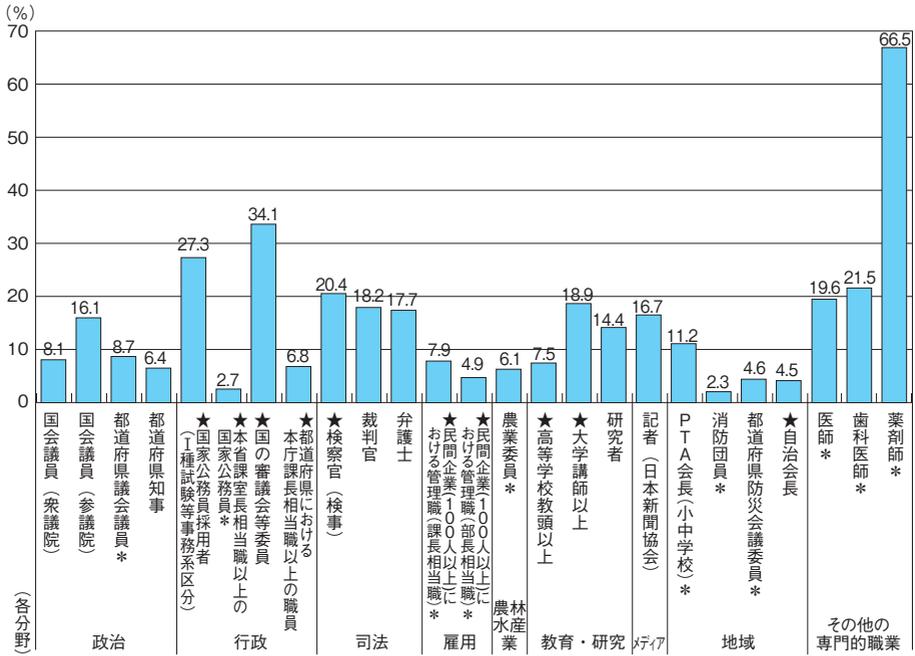


出所 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成24年10月)より作成

「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度についての希望と現実を質問した調査では、希望では、男女とも「仕事」と「家庭生活」の優先や「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人生活」の優先等、複数のバランスがとれた生活を望んでいる割合が高くなっている。しかし現実では、男性は「仕事」、女性は「家庭生活」を優先させた生活を送っているとする回答が多くなっている。

②女性の意思決定過程への参画は、各分野においてまだ低い

図1-21 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合



注1 原則として平成25年のデータ。ただし、*は平成24年のデータ

注2 ★印は、第3次男女共同参画基本計画において当該項目又はまとめた項目が成果目標として掲げられているもの

出所 内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定過程への参画状況調べ」(平成25年12月)より作成

各分野における政策・方針決定過程において「指導的地位」に占める女性の割合は、少しずつ増加しているものの、その水準は依然として低い。政府は「2020年30%の目標」を定めているが、この数値に達成していない分野がほとんどである。

第2章

若者の現状と支援

National
Women's
Education
Center

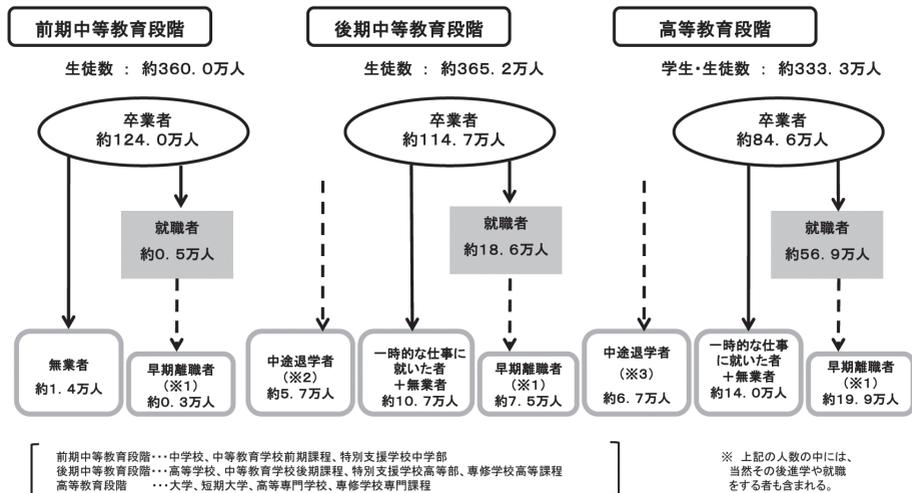
(1) 崩壊した「学校から仕事への移行」の変容と、進む若者の二極化

1990年代の終盤から2000年代にかけて、学校から仕事へのストレートな移行という標準的なパターンが崩れた。最後に卒業した学校からスムーズに就職できていない者の比率は、90年代後半以降、急激に増えた。1980年代末に中学を卒業した集団を先頭に、最終学校卒業時に「就職」以外で学校を離れる者が増加し、最も新しい世代では3割以上が「就職」も進学もしていない状態にある。より詳細に見ていくと、20歳未満の失業率や非正規雇用率は著しく高く、中卒または高卒資格で20歳未満であると、それだけで正社員の対象からははずされつつある。

ただし、移行パターンの変化が若者層全体に生じたわけではなかった。際立ったのは、低学歴層と低年齢層である。その層は、失業率、非正規雇用率、いわゆるフリーター率、ニート（無業者）率のいずれも、高い数値を示している。産業界が正社員として雇用するのは、より高学歴で、一定年齢以上の者へとシフトしたのである。これを男女別にみると、女性の失業率は男性を下回るが、非正規雇用率やフリーター率は女性が男性をかなり上回っていて、雇用の不安定化は女性で顕著である。しかし、女性は男性のように稼ぎ手として位置づけられてこなかったために、女性雇用の不安定化は男性ほどに社会的関心とはなりにくい傾向がある。

若者の二極化は先進諸国に共通しており、もっとも不利な立場に置かれているのは、早期に学校を去っている若者である。高度化し、競争が激化した労働市場のなかでは、高学歴の流れに乗れないか乗らない若者が、安定した仕事を得て生

図2-1 各学校段階における卒業生・中途退学生状況（一部推計）



- ※1 厚生労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」における平成19年3月卒業者の3年以内の就職率より推計。
 - ※2 高等学校のみ。文部科学省「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より。
 - ※3 大学・短期大学・高等専門学校のみ。文部科学省「各大学等の授業料滞納や中退等の状況（平成19年度末）」より推計。
- ・上記以外は、文部科学省「平成22年度学校基本調査」より。なお、「無業者」とは、同調査における「上記以外の者」のこと。
 （ただし、専修学校1の2進路状況は、文部科学省調査より推計。）

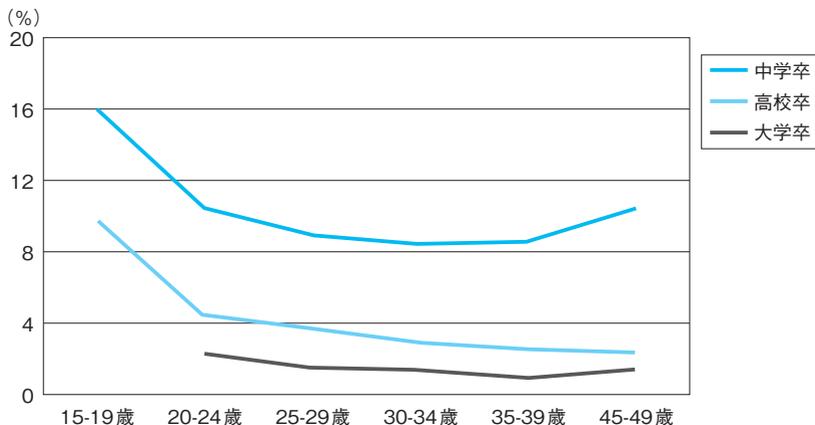
活基盤を築くことは容易ではなくなっている。

2009年度に114.7万人が高校を卒業しているが、そのうち10.7万人（9.3%）が一時的な仕事に就くか就職先が決まらず無業のまま卒業している。また、18.6万人（16.2%）が就職しているが、そのうち7.5万人（40.3%）は3年以内で離職している。

IT化とグローバル化のなかで、高学歴労働者への需要が高まり、正規雇用は大卒者に限られ、中卒、高卒者は非正規雇用へと押し込まれている。学歴が低いほどフリーターの比率は高く、その割合は増加の傾向にある。図は示さないが失業者（求職活動をしている不就業者）も同じ傾向がみられる。この傾向は過去10年間でより明確になっている¹⁾。若年就業者の3分の1は非正規雇用者であるが、

1) 小杉礼子・堀有喜衣『若者の包括的な移行支援に関する予備的検討』JILPT 資料シリーズ No.15、労働政策研究・研修機構、2006年

図2-2 学歴別ニートの比率



出典 小杉礼子、堀有喜衣「JILPT資料シリーズNo. 15 若者の包括的な移行に関する予備的調査」
労働政策兼研究・研修機構、2006年8月

就業上のタイプは、学歴と見事な相関を描いている。しかも、学歴は家庭の所得との相関が高い。

非正規雇用を初職とした者が正規雇用に転ずる確率は低く、正規雇用者が同じ企業内を異動する（内部労働市場）のに対して、非正規雇用者は企業から企業へと外部労働市場を移動している。技能や技術を持たない若者が失業しやすく、不安定な雇用状況に置かれるようになったのは、若者を企業内部に抱えて失業させなかった日本型雇用慣行が明確に転換したことを示している。

無業（ニート）の状態にある若者は、失業や非正規雇用などの不安定就業からこぼれ落ちていることが多い。労働市場の選別化と劣悪化、および生活環境の悪化や心身の障害や疾病などが相まって「働けない若者」が生まれ、不利な条件を抱えた若者が労働市場から排除される傾向が強まっているのである。

なお、若年女性に関して特に指摘しておく必要がある。“不安定就労に関する議論においては、女性はなかなか表に出てこない。女性の場合、男性に比べると圧倒的に非正規、非正社員が多く、とくに有期契約の契約社員や派遣社員が多い。女性も男性も若いときに非正社員として働く傾向は強まっているが、男性は年齢が上るとそこから正社員に抜ける人も出てくるが、女性はその後もずっと非正社員に留まる傾向がある。しかも、男女共に非婚率が上昇している状況で、かつ

てのように、“家事手伝い”という状態を経て結婚していく生き方の現実性は薄れている。若者支援団体で働くワーカーの次の語りは、若い女性の状況をよく表している。

相談に来る女性たちの様子をみていると「自分のやりたい仕事・やりがいのある仕事に就かなければならない」「働かなければならない」といったプレッシャーを感じ、それを自分で解決しようとして追いつめられているように見えます。少し前の時代には家事を切り盛りすることに長けている女性は結婚し、家庭を支えることで認められていましたが、それでは「認められない」と感じている方が多いように思います。男性も「仕事をしなければならぬ」とプレッシャーを感じており、それは女性よりも顕著に現れているかもしれませんが、女性には女性特有のプレッシャーがあるように感じています。

結婚というものに逃げ込めるとは限らなくなっているなかで、不安定な就労を続ける女性たちの暮らしに展望がもてるのかどうか、これは新しい問題といえるだろう。

(2) 若者の労働問題の発生と就労支援施策の登場

日本で「成人期への移行」に対する社会的関心が高まったのは主に2つの現象からだった。ひとつは、若年雇用問題の発生、もうひとつは、非婚化による急激な出生率の低下だった。両者は、国の行方を左右する大きな社会的課題と認識され、2000年代にかけて取り組みが本格化した。これと並行して、長期不登校、ひきこもり、無業者（ニート）が増加し、自立困難に陥っている若者の増加が顕著になり、このような状態に悩む若者と家族の苦しみは、当事者任せにできないところまできていた。

これらの問題は長いこと別々に論じられ、縦割り行政のなかで、まったく異なる部局で扱われていた。しかし、2000年代に入って若者問題の取り組みが進むにしたがって、あらためて相互に密接に関係していると認識されていった。

政府が若者の雇用問題について包括的な支援計画を打ち出したのは、2003年4月に4閣僚（文部科学省・厚生労働省・経済産業省の各大臣、経済財政政策担当大臣）が出席する若者自立・挑戦戦略会議が開催され、6月に「若者自立・挑戦プラン」が策定されてからである。

このプランの目標は、「フリーターが約200万人、若年失業者・無業者が約100万人と増加している現状を踏まえ、当面3年間で、人材対策の強化を通じ、若年者の働く意欲を喚起しつつ、全てのやる気のある若年者の職業的自立を促進し、もって若年失業者等の増加傾向を転換させることを目指す」というものであった。また、プランのなかには、キャリア教育・職業教育、日本版デュアル・システム、インターンシップ、トライアル雇用、若者自立塾、ジョブカフェ、就職機会の創出などの項目があがっていた。

その具体的な取り組みとして、2004年から各県に若者、とくにフリーターの就労を支援するジョブカフェ（各地で名称は異なる）が設置され、地域の実情に合わせ、情報提供・カウンセリングなどを行う就職支援が始まった。その後、ニートの状態にある若者を支援する若者自立塾や地域若者サポートステーションが開設された。そして、教育機関と職場とをセットにしたフリーターの職業訓練（日本版デュアル・システム）が始まった。これらの施策のひとつひとつは、欧米諸国で実施しているプログラムをヒントにしたものであった。

「若者自立・挑戦プラン」は当初3年間の計画だったが、2008年のリーマンショックなどにより若者の雇用状況は好転しなかったため、緊急人材養成就職支援基金事業は、2011年10月より求職者支援制度（職業訓練の実務等による特定求職者の就職の支援に関する法律）となり恒久的な制度となった。雇用保険に加入していない求職者に、職業訓練の機会を与えるもので、低所得者には経済給付もある。ただし、厳しい財政状況から、政府はこれを雇用保険制度の付帯事業のひとつとして位置づけ、雇用保険を財源とし、国庫負担は二分の一と定めたため使用者側の反発は強く、予算制約から、にわかに就職することが困難と見込まれる若者は対象から外された。

2010年以後は、生活困窮者への取組がはじまり、増加する経済的困窮者と社会的孤立者への支援が始まった。その背景に、生活保護受給者がこの10年間に急増して、放置すればさらに増加し、財政負担が大きな問題となりつつあったからである。とくに若年層を含む現役世代の増加が懸念されるため、「福祉から就労へ」の積極的福祉政策に転じようとしている。とくに、就労可能な者に対して生活保護受給に至る前の段階から早期に就労・教育相談支援等をおこなうことにより、生活困窮状態からの脱却を可能にすることをめざす生活困窮者自立支援法

が2013年12月に成立し、同年6月には子どもの貧困防止法も成立し、2016年度に本格的に実施される。

それらの実施のなかで、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や、高校中退者等に対する自立支援の取り組みも始まっている。

(3) 子ども・若者育成支援推進法の成立

若者自立支援が進むなかで、支援を必要としている子どもや若者の実態がしだいに明らかになり、不登校の児童生徒、高止まり状態の高校中退者、若年無業者、ひきこもりの若者の存在が、次第に理解されるようになってきた。その中には、家庭の貧困と深い関係をもったケースも少なくない。精神疾患や発達障害など、心身の問題を抱えているケースも少なからずあった。また、支援の現場を通して、学校時につまずいた若者たちが発見され、若者の問題は、彼ら、彼女らの前史である乳幼初期や子ども期に根があることもわかってきた。

このように、実態が少しずつ明らかになると、新たな課題がみえてくる。支援機関に来る若者は、困難を抱える若者の一部であり、現状のシステムでは、たとえば家庭が崩壊するなど困難度の高い若者を把握することは難しく、彼らとつながることができない。また、学校教育が終わってしまうと、社会関係が断ち切られるため、早期に発見してすみやかに支援を開始し、継続的に支援や見守り続ける必要がある。しかし、いままで社会的包摂の機能があった地域社会は衰退しており、新たな仕掛けを作らない限りは困難な問題を抱える若者を救うことはできないだろう。そこで、公的責任において、若者の自立を保障する社会システムを確立するため、2010年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行された。

この法律は、2000年代に顕在化した子ども・若者の問題に対して、国と地方公共団体と民間が連携して取り組むための基本理念を打ち立てたものである。同年7月には、推進法を具体化し、5年間の長期計画「子ども・若者ビジョン」が策定された。

子ども・若者育成支援推進法（対象は0歳から30代であるが、実際は思春期から30代までの施策が中心）の主なねらいは、困難を抱える子ども・若者を放置せず、早期に継続的な支援を開始し、ドロップアウトを防ぎ、社会的・職業的自立を保障することであった。

推進法は、これまでばらばらだった行政や民間の諸機関がネットワークとして協働するための「子ども・若者支援地域協議会」を設置し、関係機関が連携しながら継続的に支援していく体制を構築するよう自治体に求めている。また、包括的支援のためにつきのような仕組みを作ることを条件としている。

- ・子ども・若者総合相談センター

子ども・若者に関する相談に応じ、関係機関の紹介や、必要な情報提供や助言を行うという役割を果たす。

- ・指定支援機関

公的機関と連携して、協議会の支援全般の主導的役割を果たす。

- ・調整機関

協議会が効果的に動くために、協議会の事務局機能を果たし、支援の実施状況を把握し、必要に応じて他の関係機関との連絡調整を行うという役割を果たす。

これらの条件がそろい、子ども・若者支援地域協議会が整備されたとしても、これを実際に機能させていくのは、現場で若者支援に携わる地方自治体の担当者や民間支援団体のワーカーである。

2013年末の段階で推進法の理念ののって子ども・若者支援地域協議会を設置した自治体は60である。

(4) ニートに対する取組

2005年には全国30カ所に「若者自立塾」が開設され、1年以上不就労の状態にあった若者が3カ月から6カ月間合宿生活をしながら、カウンセリング、生活基礎訓練、労働体験などを積み、就業へのステップを踏み出すための支援が開始されたが、3年後に廃止された。

2006年に全国20カ所に「地域若者サポートステーション（通称サポステ）」が開設され、その後しだいに増設され、2013年には160カ所へと拡大した。2011年度～2020年度の10年間で10万人のニートの就職等進路決定を果たすことが目標となっている（2012年度までの総計は26,878人）。

サポステは、不就業の状態にある若者の相談・情報提供、セミナー、職場体験

などのサービスを提供している。また、生活保護世帯のティーンエイジャーへのアウトリーチ（訪問支援）、高校中退者へのアウトリーチ、生活支援や学習支援を含む継続的な支援などを重点プログラムに加え、早期発見・早期支援に取り組んできた²⁾。

サポステでは、様々な機関とネットワークを結ぶことで、来所する若者の多様なニーズに対応している。就労支援機関（ハローワーク、ジョブカフェなど）、教育機関（高校、教育委員会など）、保健・福祉機関（発達障害者支援センター、精神保健福祉センター、福祉事務所など）、行政機関（地方自治体の若者自立支援担当部署など）、地域社会（自治会、町内会など）、ニート等の若者の支援を実施しているNPO法人などである。サポステはこれらのネットワークの要の役割を果たしている。

また、そこではキャリア・コンサルタントをはじめとした専門家が、総合的な相談を実施するとともに、一人一人に適切な支援メニューを作成し、ステップアップをフォローする。支援の方法はサポステの中に限らない。専門的な支援が受けられるよう、必要に応じて外部の適切な支援機関・団体等を紹介する。サポステによっては、メンタル面のサポートが必要な若者に対して、臨床心理士等によるカウンセリングを行っているところもある。

ある地域若者サポートステーションのプログラムを紹介する。

① 就労準備セミナー

職業適性検査、働き方発見講座、アルバイト活動セミナー（働くための第一歩。履歴書の書き方・模擬面接を通してアルバイトの探し方のコツを学ぶ）、IT基礎講座、仕事探し講座、自己表現ワークショップ

② 交流スペース

コミュニケーションに不安のある若者が、いろいろな人物や世界に出会って
みることができる若者の居場所

2) サポステ開設の2006年度から2010年度までの5年間の、のべ来所数は364,288人、相談件数は224,417人、登録者数は18,504人である。2010年度の実績をみると、支援の結果、就職等進路決定者の割合は39.6%、就職・求職活動開始などから就職に結びつく方向に変化した者の割合は69.2%である。男女別利用者数は男性65.3%、女性33.8%、就職経験あり69.3%、なし28.5%である。年齢構成は、20歳から24歳が28.5%、25歳から29歳が26%と20代が多く、続いて30歳から34歳が16.9%、15歳から19歳が14.4%である。35歳以上は14.2%である。学歴構成は、大学・短大卒(37.6%)と高卒(36.7%)がほぼ同比率で、専門卒が14.4%、中卒が5.4%である。

③ 職業トレーニングプログラム

現状と「仕事の世界」をつなぐため、「働きながら働くことを学ぶ」をテーマに職業トレーニングを実践。職業トレーニングの場所は、市役所・パン工房・農園・高齢者施設・スポーツ用品店・スーパー等でさらに拡張している。

④ 農業体験プログラム

サポステ以外にも、全国には困難を抱えた若者の支援をしているさまざまな団体がある。これらの団体のなかにはサポステも受託して、その他の事業と合わせて活動している例も多い。そのなかから、全国的にみても規模の大きい民間団体として、横浜市にある株式会社K2インターナショナルを紹介しよう。

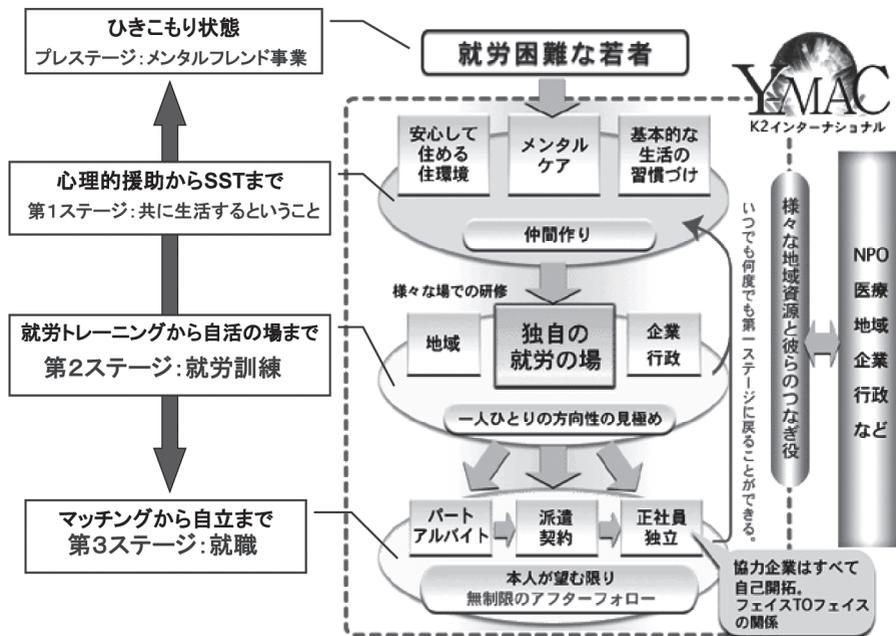
K2インターナショナル・グループの前身は1989年に、発足している。当時、社会問題とされた「登校拒否」問題に取り組み、不登校・ひきこもり・家庭内暴力などの子どもたちに、横浜とニュージーランドでの共同生活をベースにヨットでの大航海（アドベンチャー・クルーズ）を体験させ、「学校にはできないような楽しい体験や共同生活の場」を提供することをめざしてきた。

ここに参加した青少年の経済的な自立の場として、「お好み焼 ころんぶす」を20年前にオープンし、その後、飲食店店舗を経営するまでになった。この店舗では、多くの元利用者の若者が店長やスタッフとして働いている。ここで経験を積んで、飲食店やその他の職種などに就職する者もいる。

1996年には株式会社の法人格をとったが、実際のところK2は非常に古典的な若者支援団体だと自認している。なぜなら、すべての活動の土台にあるのは寝食を共にする「共同生活」であり、これは不登校の生徒の支援を開始した時以降、変わらないからである。

現在、全国の若者支援は相談支援が中心で、生活支援まで踏み込むものは少ない。職業訓練についても、資格やスキルを身につけるものが中心で、若者の状況に合わせた生活リズムや人との関係の回復などの基礎訓練や、共同生活による生活丸ごとの支援などは切り捨てられている。しかし、働くことに困難を抱える若者の自立支援は「働く」という切り口だけでは成り立たない。「生きる」ための支援として教育・福祉の垣根を越えたサポートができないことには効果はあがらないのである。

図2-3 K2 インターナショナルの就労支援の流れ



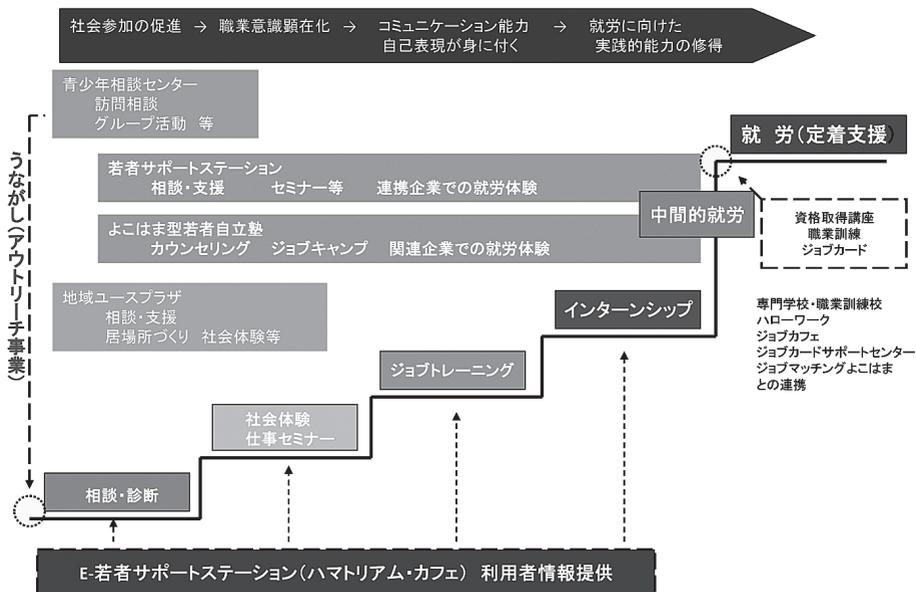
資料 K2 インターナショナルから入手

(5) 地方自治体の体制作り

若者支援は一団体の機能で充足できるものではない。地域全体に支援システムが構築され、有機的に連携してはじめて支援ができる。労働市場への参加は、スモールステップを上がっていくプロセスである。具体的にいえば、①相談・見立て、②社会体験・仕事セミナー、③ジョブトレーニング、④インターンシップ、⑤中間的就労、⑥就労（定着支援）というステップで構成される。個々の状況に合わせてこのステップを進むことができるような社会的資源を配置し、諸機関が有機的に連携することで効果は発揮される。就労に限らず、既存の専門機関の連携体制を再構築し、足りないものは新たに補い、困難を抱える若者がどこから入っても、適切な支援のルートに乗ることができるような社会システムを確立することに、すべての自治体が積極的に取り組むことが求められている。

もうひとつの例は札幌市である。学校段階から就労段階までの一貫したシステムを作ろうという意図で、若年無業者支援のための連携体制が作られた。若者自

図2-4 横浜市の若者支援の構想



出典 『調査季報』 Vol.167、横浜市経営局、2010年10月（一部筆者による加筆）

立支援ネットワークの中心機能を担っているのは、札幌市若者支援総合センターで、これを運営しているのは地域若者サポートステーションを受託している財団法人札幌市青少年女性活動協会である。札幌市は全国に先駆けて、学校教育機関と札幌市若者支援総合センターとの連携体制を作った。在学中にリスクを抱える生徒の支援を学校とセンターとが連携して行い、たとえば就職が決まらないまま卒業または中退した若者の支援がすみやかにできる体制である。この方法は全国の自治体のモデルとなり、広がりつつある。

(6) 若者支援事業の多層化と中間的労働市場

地域若者サポートステーションの体制では、重複する要因をもつ若者を就労まで伴走することには限界がある。とくに経済的困窮者に対して、経済給付や住宅支援を併用しつつ就労支援をするには陣容もノウハウも制度的裏付けも欠けている。その点で、2010年～2012年に実施されたパーソナルサポートモデル事業は、サポステにはできない若年生活困窮者に対するサポートを可能にした。全国のモ

デル事業のうち、若者に重点をおいて支援を実施した豊中パーソナルサポート事業から、その実態を見てみよう。

この事業の特徴は、既存の相談窓口からの「リファー（照会）」方式で支援対象者を受け、単年度という期限付き事業でありながら、これまでにない新たな市民サービスを通じて就労・自立支援モジュールを確立しようとした。単体の相談窓口では支援しにくい、就労阻害要因が複数・多重化している人たちがサービス対象者であり、短期でインテンシブな支援をし、出口へ誘導し、一人ひとりの「居場所と出番」を用意することである。

支援の実施体制は、ケース応援チーム（包括的に個別の支援策を立てる専門家集団）、出口応援チーム（出口を開拓する）の2つのチームの連結型支援スタイルをとった。ケース応援チームは、地域医療に詳しい看護師、構造化ができる発達障がい支援員、障がいの生活相談経験がある臨床心理士・社会福祉士、就労困難者対象で支援経験の長いキャリアコンサルタントで構成される。

出口チームは、ケースチームによって出口設定ができた時点でバトンタッチする。出口は、①企業就労、②訓練や地域活動、③医療や福祉現場など、個々の状況に応じた適所を設定するのである。そのためには地域にどれだけ社会資源があるのかを探し、不足するものを創造し、そこにつなぐことが仕事になる。多様な出口があることは、地域の豊かさを表すものである。

パーソナルサポートの長所は、相談⇒専門家集団によるケースアセスメントと支援策の策定⇒出口チームによる地域資源発見・誘導・定着までの一連の支援を1か所の組織で対応できることである。しかも重要なポイントは、出口が用意されていることである。出口のない支援機関は福祉制度に当事者を閉じ込めてしまう危険性を孕んでいるからである。パーソナル・サポートモデル事業は、当初から対象者を明確に絞ったことから、サポステにはできないことが可能になっている。2016年度から生活困窮者自立支援法にもとづく事業が開始される。

おわりに

若者政策は、若者期に特有のリスクとニーズに対するセーフティ・ネットの構築というミッションをもっている。生きにくさを抱える若者の存在が社会的に認識され、支援が始まって約10年になるが、若者の自立を担保する社会保障制度

は極めて弱体である。なぜなら、日本の社会保障制度は「若者」を社会保障における固有の対象（主体）として問題にしてこなかったからである。若者は「雇用される」ことによつてのみ「企業福祉」という保障を得る権利を手にした。それがない場合には親の責任が無制限に期待されてきた。

成人への移行期を生きる若者に特有のニーズを理解し、教育・訓練、雇用、福祉、保健などの包括的な環境整備へと向かう段階に来ている。その際、男女それぞれの特徴ある実態と課題を理解したうえで、必要とされる取り組みを強化する必要がある。深刻な財政難と少子高齢化のなかで、社会保障制度の立て直しは喫緊の課題であるが、人生前半期の社会保障を強化することは、若者の成人期への移行のリスクを軽減し、結果として社会の担い手を確保する確実な方法となるだろう。教育・労働・保健・福祉などに細分化された社会制度と社会資源に横櫛を指し、若者のために動員することが必要といえるだろう。

2

大学生のキャリア形成支援
—連携の可能性

植上 一希

現代における若者のキャリア形成は多様な困難を抱えており、とくに2章1節で見たように、その困難は特定の層に重くのしかかっている。こうしたなか、大学生や専門学校生といった高等教育進学者は、ともすると比較的キャリア形成が容易な層としてとらえられがちである。しかし、現実には、彼らのキャリア形成にも多くの課題があり、支援の必要性は高い。

こうした問題意識のもと、本稿では大学生に焦点を当てて、彼らのキャリア形成支援に向けて大学と男女共同参画センター等が連携する意義と課題について検討していく。なお、筆者は、福岡県男女共同参画センター「あすばる」と2011（平成23）年度と2013（平成25）年度の2回にわたって、大学生のキャリア形成に関する福岡大学との共同企画を実施してきた。本稿では、それらの経験も念頭に入れて議論を進めていく¹⁾。

（1）大学生のキャリア形成の困難とは

1) 就職難にとどまらない総体的なキャリア形成の困難

大学生のキャリア形成といった場合、注目されるのは、就職の時点にほぼ限られる。キャリア形成の主体である学生自身はもとより、その周囲や支援者たちの多くも、「就活」に意識と力を集中する。もちろん、大学生の就職が困難化（そこには、競争の激化や自己責任化の進展も含まれる）していることは間違いない。それゆえに、「就活」への着目自体はいわば自然な対応であると言える。

問題は、大学生のキャリア形成困難は、就職難にとどまることではないということである。当たり前のことだが、就職がうまくいけば、彼らのキャリア形成がうまくいくわけではない、ということが重要なポイントである。

1) 福岡県男女共同参画センター「あすばる」との企画（2011年度）の詳細については以下を参照。大衆化した大学における学生の就業意識とキャリア形成支援事業報告書『男女共同参画社会における「自立」を考える—若者が社会に立ち向かうために—』福岡大学研究推進部、2012。

いわゆる日本型雇用を基盤とする「標準的」キャリア形成モデル（男性なら正社員として一つの会社で勤めあげる、女性なら正社員の夫の妻として家事育児に従事する）は、1990年代後半以降の日本型雇用の縮小・変容によって、大きく崩れつつある。そうしたなかで、若者の就職の困難、雇用の不安定化、家族形成の困難、などが連関的に生じており、本稿が焦点を当てる大学生の多くもそうした困難と様々な形で向き合うこととなる。たとえば、従来のような「正社員（の妻）＝安定」といった方程式はもはや通用しない。また、正社員として就職できたとしても、いわゆる「ブラック企業」をはじめとして正社員に対して低処遇な労働を強いる職場は急増しており、数年以内に初職から離れていく若者は非常に多い。そして、当然のことであるが、そこから何十年ものスパンで彼らはキャリア形成を行っていかねばならないのである。

こうしてみると、大学生のキャリア形成の困難は単に就職という点にあるのではなく、就職後の労働に、そしてそれと強く関連する生活の諸点にあり、従来のキャリア形成モデルが崩れつつあるなかで、キャリア形成の総体が困難化していることがわかる。

2) 従来型のキャリア形成モデルへの固執と無力感

こうした状況下において、大学生に必要なのは、従来型の「標準的」キャリア形成モデルとは異なる新たなキャリア形成モデルをもイメージし²⁾、それに即した形でそれぞれがキャリア形成をしていくことにほかならない。「標準的」キャリア形成モデルが崩れつつあるなかで、新しい形のキャリア形成モデルを模索していくという課題は、伝統的な性別役割分業にとらわれない考え方や、それに向けて主体的に行動ができる人材を育成するという男女共同参画社会の実現に向けた課題とまさに深く結びついている。

しかし、それを阻むものは多い。男女共同参画の観点から、主体の側に注目してみると、とくに次の2点が問題として挙げられる。

2) もちろん、従来型の「標準的」キャリア形成を実現できる層もいるだろう。そのこと自体の問題はあるが、本稿で扱うのは、そうしたライフコースが現実的ではない層がそれに固執してしまうことの問題性である。

●従来型「標準的」キャリア形成モデルへの固執

第一が、従来型「標準的」キャリア形成モデルへの固執である。筆者は毎年、学生にキャリア関係の授業において、15年後までの自分の姿を5年ごとにイメージする「キャリア形成設計シート」を課題として出している。その結果わかるのは、男子学生のほとんどは、就職してその会社に居続けることを疑わないということであり、女子学生の多くは就職して5年程度してから結婚して退職することを強いモデルとしていることである³⁾。

どうしてそうなるのか。彼らの話を聞くと、次のことがわかる。すなわち、彼らのキャリア形成イメージを強く規定するのは、親世代のそれであるということ。彼らの親の多くは代的・階層的にも「標準的」キャリア形成をたどってきているので、男子学生は正社員として安定的に働き続けるイメージを、女子学生は「正社員の妻」として安定的に生活を送るイメージを抱くのである。そして、そのイメージを、大学卒であればそれが可能であろう、もしくはそうでなくてはならない、という学歴イメージが強化する。それゆえ、大学生こそ、従来型のキャリア形成モデルに固執しがちになってしまうのである。

●社会認識の不足、無力感

第一の問題と表裏一体として、学生の側の社会認識の不足や、無力感という第二の問題がある。そもそも、学生の多くは「標準的」キャリア形成モデルが崩れつつあること、そのモデルが自分たちにとってリアリティを持たないことを、あまり認識していない。不十分な認識のまま、「就活を乗り越えれば大丈夫」、「結婚すればなんとかなる」という方向へと舵を切ってしまう。もちろん、そこに不安がないわけではない。しかし、彼らにとって、よりハードルが高いのは、従来型のモデルではないキャリア形成をイメージし、それを実施していくことである。たとえば、「女性としてキャリアを継続していく」、「男性として家事分担・育児分担をフェアな形でしっかりこなしていく」ことは、大学生の多くにとって一つの「理想」にしか映らない。「理想としてはわかるし、それをできる人もいるだろうけど、自分には無理」というのが、多くの大学生の感覚であり、そうした無力感が、新たなキャリア形成への模索や挑戦を強く阻むものとなっている。

3) そのなかにも例外はあるし、筆者が勤務する地方中堅大学という特殊性もあるだろう。

したがって、男女共同参画の観点からキャリア形成支援を行い、これらの意識を変えていく必要があるのである。

(2) 大学におけるキャリア形成支援の課題と連携の必要性

1) 大学におけるキャリア形成支援の課題

(1)で述べたような問題状況はもちろん、学生に責任があるわけではなく、社会の側の問題である。しかし、大学におけるキャリア形成支援には課題が多い。

●就職指導を中心とするキャリア形成支援の問題性

大学におけるキャリア形成支援といった場合、従来は大学就職部等に一任されてきた。現在も就職部を中心に就職指導の強化という軸で、大学におけるキャリア形成支援は展開されている。就職指導は、学生へのキャリア形成支援において必要な一要素であるが、(1)で論じたように、それだけでは不十分である。また、これらの就職指導においては、「標準的」キャリア形成モデルが前提とされがちであり、男女共同参画の観点からのキャリア形成への意識づけや力量形成がなされることはほとんどない。

●大学教育とキャリア形成支援の合致の難しさ

学生の社会認識の獲得や主体形成は、本来、大学教育の中心的な課題であり、また大学の持つ豊富な資源を活かすことによって、よりよく達成しうるものである。男女共同参画の観点からキャリア形成の主体形成を図る場合も、第1章で述べられているように、女性学などにおける蓄積はその土台となりうるだろう。しかし、多くの場合、個々の教員が授業を行うにとどまっているのが現状であり（そもそも、女性学の教員が少ないケースも少なくない）、男女共同参画の観点を含むキャリア形成支援として体系化されることは難しい。

2) 男女共同参画センターとの連携の必要性・メリット

このように男女共同参画の観点からのキャリア形成支援を大学のみで実施することは難しい。外部との連携、とくに男女共同参画センター等（以下、センター）

との連携が求められる。センターは日頃の活動のなかで、行政やNPOといった支援組織や様々なキャリア形成を行っている個人とのネットワークを築いている。こうしたネットワークを用いて、豊富な人材にふれる機会を学生に提供できることは、大学にとって大きなメリットとなる。

大学教員による講義でも一定の社会認識を獲得することは可能であるが、たとえば行政やNPOによるキャリア形成支援の取り組みや、キャリア形成に関わる専門家・先人たちの試行錯誤をより具体的に知る（感じる）ことにおいて、学生が彼らの話を直接聞くことの意義は大きい。大学の授業ではなかなかとりあげることができないデータや事例、思いや経験などが、様々な講師によって提示されることで、学生の社会認識は広がっていく。もちろん、その社会認識の獲得のあり方は講師によって異なるが、中心的なメリットを3点だけあげておこう。

●キャリア形成イメージの広がり

第一が、キャリア形成イメージの広がりである。先に述べたように、大学生へのキャリア形成支援は就職支援に集中しがちであり、それゆえに学生のキャリア形成イメージも狭くなりがちである。キャリア形成に関わる専門家や先人たちの話は、学生たちのイメージを広げる点で大きな意味を持つ。

とくに、働くことについてのイメージ（労働観、職業観）が乏しい学生は多くおり、そうした学生にとって、様々な職業に就いている（いた）大人から、職業や労働についての話を聞くのは、職業観・労働観を広げる貴重な機会となる。また、働くことと生活することの関連が曖昧なままの学生も多い。キャリア形成に関わる専門家や先人たちにとって、この両者が強く関連するものであるのは自明のことであり、彼らの話において多くの場合、その関連のなかでの苦労や喜びが語られる。これらの語りは、働くことと生活することに関連づける視点を学生に与えるものとなり得る。

●キャリア形成に関する諸アクターの把握

第二が、キャリア形成に関する諸アクター（企業や行政、NPO）についての認識の獲得である。

学生は一般的に、企業、行政、NPOなど社会を構成する諸アクターがいかな

る立場で、いかに動いているのかということに関して、あまり知らない。しかし、キャリア形成をしていくうえで、社会を構成する諸アクターの把握は重要であるし、とくに、自分たちの労働や生活をサポートするアクター（たとえば労働組合や労働局、労働基準監督署）の立場やその活用の仕方を知ることは、彼らが主体的に行動するうえでの基礎的な力となる。

●キャリア形成観の揺さぶり

第三が、キャリア形成の先人や実践者の経験や葛藤を知ることによる、キャリア形成観の揺さぶりである。行政職員、職業人、実践家、専業主婦など、様々な講師がどのような経緯で、今の活動に携わっているのか。また、実践を行うにおいて、どのような思いや葛藤を抱えているのか。そしてそれらの背景にはどのような社会問題があるのか。こうした形でキャリア形成をとらえていくことで、個人個人のキャリア形成という主題が、社会構造や社会規範の問題とつながっていくこととなる。

また、これらの作業は、諸アクターの観点を身につけるとい側面を有すとともに、共にこの社会で生きる人々の主体的な姿を知るとい側面を、そしてまた、学生の前に行くキャリア形成の先人としての姿を知るとい側面も有しており、学生たちのキャリア形成観は大きく揺さぶられ、そのなかで新たな価値形成が促されることとなる。

なお就職部等の取り組みにおいても、大学外関係者、たとえば企業関係者やキャリアカウンセラーなどは活用されており、それはそれで重要な取り組みである。しかし、キャリア形成に関する大学外の知や、知の担い手はより広範な形で存在している。そうした存在にアプローチするうえで、センターが有するネットワーク機能の意義は大きいと言える。

(3) 男女共同参画センターによる大学生のキャリア形成支援

1) センターによる大学生のキャリア形成支援の意義

他方、センターにとっても、大学生のキャリア形成支援を大学と連携して事業化する意義・メリットはある。

(1) で見たように、男女共同参画の観点からの、大学生に対するキャリア形成支援の必要性は大きい。また、学生という早い段階から意識づけをすることで、男女共同参画社会の実現性は高まることとなる。大学における支援に課題があるなかで、センターには積極的に大学生のキャリア形成支援に働きかけていくことがのぞまれる。

2) 大学との連携のメリット

では、センターにとって大学と連携するメリットは何か。最も大きなメリットは、大学の諸資源を活用することで、効果的・効率的に事業を実施することができるという点である。以下のような諸資源が挙げられる。

●教員の活用～講座の組み立て等に関して

大学生を対象にした事業を実施するにあたって、大学生の課題やニーズの把握は不可欠となる。その際、大学生と日々接している大学教員を通じて、それらを把握することは有効であろう。とくに、キャリア形成に関する課題やニーズは、地域や大学ごとに異なるため、それらを具体的に把握するためにも、大学教員と連携する必要性は高い。また、キャリア形成や、男女共同参画に関する専門的な知識を有している教員と連携することで、その専門性を事業に活かすこともできる。

このような、大学教員が有する専門性や課題把握を通じて、大学生に対する効果的な講座等を組み立てていくことができるのが、連携のメリットの一つである。

●就職部や男女共同参画室等との連携

大学の就職部や男女共同参画室は、センターが有していないデータやノウハウを持っている。データの開示は難しいであろうが、これらをもとに、大学生のキャリア形成上の課題や支援のあり方について交流することで、効果的な講座等を構

想することができる。

●ゼミや学生とのつながり

大学と連携することで、対象者に対してアプローチしやすくなるというのも、センターにとってメリットであろう。端的に言うならば、講座の参加者を確保しやすくなるのである。就職部や男女共同参画室による広報はもちろんのこと、やはり重要なのは、大学教員による学生への働きかけである。授業やゼミと関連づけることで、学生の側の興味や必要性も増し、参加も積極的で継続的なものとなっていく。

なお、上記以外として、大学生や大学とのネットワークの構築というメリットもあげることができるだろう。男女共同参画センターをはじめとする多くの社会教育・生涯学習機関には、若年層の参加の参加率は低く、活動の範囲もそのため限られてしまう。積極的な（大学生や大学院生は比較的時間の余裕がある）若年層が、男女共同参画センターの他の取り組みに参加するきっかけを、こうした活動はつくっていく。また、こうした大学生を恒常的に集めていくうえで、また幅広い様々な企画を展開するうえで、大学、とくに大学教員との関係性を構築する必要があるが、そのきっかけともなる。

(4) 連携の課題と実際的な方法

(2)、(3)では大学とセンターの連携の意義やメリットについて述べてきた。しかし、実際に連携していくうえでの、実務的な課題も少なくない。

とくに、センターの側が大学に対して働きかける際、困るのは大学側の受け皿・窓口がわかりにくい、ということではなかろうか。男女共同参画室等がある場合はそこが第一の窓口になりうるが、大学に必ずおかれているわけではない。また、男女共同参画室や就職部等が、必ずしもこうした企画を主体的に引き受けるとは限らないという問題もある。

となると、これらの部署の職員や、キャリア形成や男女共同参画に積極的な大学教員との個々の関係性をベースにして、連携を実現していくというのが現実的

な進め方になるだろう。筆者の、福岡県男女共同参画センター「あすばる」との2回にわたる連携事業の経験においても、「あすばる」と大学側の職員・教員との関係性がまず形成され、それをもとに連携事業が計画され実行されていった。筆者の勤める大学には男女共同参画室は存在せず、就職部もこうした事業に手を回す余裕がないため、いわゆる正式なルートではなかなか連携は実現しなかったと思われる。センターが有する人材ネットワークを用いて、大学教員・職員に連携を働きかける、というのが一般的な連携の始め方であろう。

なお、大学教員との関係性があまりない場合、適切な教員にセンターや行政関係の委員になってもらうなどして、積極的に関係性をつくるというのも一つの手法であろう。いわば、彼らに男女共同参画推進の責任主体になってもらうわけである。大学や大学教員も地域貢献が求められる時代であるから、こうしたセンター側からのアプローチは肯定的に受け取られることが多いので、センターの方にはぜひ積極的にアプローチしてもらいたい。

おわりに

最後に、大学生のキャリア形成支援に、センター等の外部機関が関わっていくことのもう一つの意義を論じる。

それは、大人や社会の側が、若者（大学生）が働いていくこと、大人になっていくことを、支えようとしているということ、彼ら学生に実感させることにあり、と思う。もちろん、「社会的縁辺化」状況⁴⁾が示すように、大人や社会の側はむしろ若者のキャリア形成を支えない方向に舵を切っている。しかし、だからこそ、「君たちのことを支えたい」や「後に続く人のために捨石になってもいいから頑張る」と考えている大人の存在を知ることが、まさに大人になろうとする大学生にとって大きな励みになるであろう。

大学以外の場所にも、大学生を支える場があり、支えようとする人たちがいるということ。そのことを、学生たちは企画を通じて実感してく。その積み重ね自体が、キャリア形成を強く支えるものと思われる。

4) 中西新太郎『「問題」としての青少年 現代日本の〈文化—社会〉構造』大月書店、2012。

第3章

若者のキャリア形成支援にかかわる取組事例

National
Women's
Education
Center

第3章

若者のキャリア形成支援にかかわる取組事例

1

取組の枠組および事例の読み方

(1) 男女共同参画の視点に立った若者のキャリア形成支援の枠組

男女共同参画の視点に立った若者のキャリア形成支援にかかわる取組を企画・実施する場合には、まず、それぞれの地域における若者の実情やニーズを把握し、おもな対象や目的を絞ることが必要であろう。図表3-1は、自治体の男女共同参画担当部局（以下、「担当部局」）や女性/男女共同参画センター（以下、「センター」）における若者支援の取組状況を参考にして、取組の枠組（対象、目標の志向およびプログラム例、連携先）を整理したものである。ここでは、おもな対象を、比較的实施実績の多い「①学生」、その他の若年男女（働く女性、働く男女等）を示す「②社会人」、多様かつ特別なニーズをもつ「③様々な生活上の困難に直面する人」の3つにわけている。③には、現在の社会的課題として、あるいは男女共同参画推進の視点から、支援の必要度が高い、無業女性、非正規雇用女性、シングルマザー、DV被害者等の対象が考えられる。この他、相談事業の個別の主訴から共通する困難を掘り起し、講座等の取組につなげる場合もある（本調査研究のアンケート調査では、DV被害者女性や、母娘関係に問題を抱えた女性、未婚者の親等のニーズに対応する取組があげられた）。

図表の縦軸には、取組の目標の志向の目安として、「社会に参画する」「社会とつながる」「働く」の3つを示した。「社会とつながる」は、人や地域とつながったり、社会の現状・課題について知る、理解するといった、段階的には初期あるいは基本の目標といえる。これを中間に置き、より地域や社会に参画することを志向するか、就労や働くことを志向するかによって、対象ごとにプログラム例を

位置づけている¹⁾。図表の下段には、対象ごとの連携先例をあげている。

以下①～③の3つの対象ごとに、取組の枠組を簡単に説明する。

①学 生

大学生を対象とした取組は、担当部局やセンターでの実施実績も比較的多い取組である。担当部局やセンターで独自に講座を企画し、公募で若者の参加者を集めるのは難しくても、近隣の大学・短大・専門学校等、若者が集まる学校と連携して事業を実施すれば、多くの学生の参加が期待でき、男女共同参画や推進拠点について知ってもらう機会にもなる。プログラム例としては、大学の授業やゼミの一環として、あるいは一般市民も参加できる公開講座等として、男女共同参画やデートDV防止の啓発等についての講座が実施されている。また、中高生に対する学習支援やデートDV防止啓発講座等を、大学生が主体となっていく活動センターが支援し、社会に参画するための力量形成や、男女共同参画にかかわる気づきを促す取組も行われている。より「働く」ことを志向する取組としては、就職活動にあたって生涯を見据えたライフプランニングについて考える機会を提供したり、インターンシップを受け入れて、センターの事業へのかかわりを通して、働くことや男女共同参画について意識醸成を図っている。

これらの取組は、学生が、これから職場や地域、社会に参画していくにあたり、男女共同参画社会づくりの次世代の担い手になり、自身のキャリア形成を長期的に捉えながら主体的に行動していくための支援として考えることができるだろう。

②社会人

この対象は、「働く女性」や「おおよそ18～35歳の男女」といった広く若者を対象として実施されている取組を示している。女性は、企業等において就労を継続していくにあたり、男性に比べて職業能力形成の機会や身近なロールモデルが少ないことが指摘されている。そのため、担当部局やセンターが、働く女性のキャリア形成を支援する役割を担うことは重要であり、企業等との連携を図りつ

1) 図表の整理の上では、各プログラムの主要な目的の志向を区別するために「社会に参画する」と「働く」を分けているが、実際にはもちろん、2つのカテゴリーは重なり合っている。

つ、リーダーシップ養成やロールモデル提示のセミナー等を提供して支援を試みている。

一方、働く女性も含め、広く若年女性を参加対象とし、まちづくりや地域活性化にかかわる企画を通して次世代リーダーの育成に取り組む地域もある。これらの取組は、個人としての主体的活動や力量形成、男女共同参画の意識醸成を図るとともに、女性の社会参画や意思決定過程への参画、男女共同参画の地域づくりをめざすものであるといえよう。

③様々な生活上の困難に直面する人

③を対象とした取組は、特に女性が直面しがちな様々な困難を、社会的課題として捉え支援するものである。シングルマザーや無業女性を対象とした取組は、「働く」ことを目標としていても、就労にはすぐにつながらないケースも多く、このような場合は、精神的な回復や生活自立、社会とつながる支援がまず最初の目標になろう。この他、パソコン等のスキルアップの講座や、当事者が語り合う場の提供、自助グループ運営の支援、就労体験等、対象のニーズに合わせた取組を、庁内や若者サポートステーション等、効果的な事業実施が期待できる関連機関と連携して行っている。

他部局や他機関で実施されている若者支援の取組との大きな違いは、これらの個人（参加者）への支援によってめざしているのが、男女共同参画の社会（地域）づくりである点にある。取組を企画・実施する支援者は、常に取組状況を俯瞰し、女性の社会参画やエンパワーメント、意思決定過程への参画、性別役割分担意識の解消、様々な人が生きやすい社会（地域）づくり等がめざされているか、効果がでているかを確認しつつ、取組を進めていくことが重要であろう。

図表3-1 男女共同参画の視点に立った若者のキャリア形成支援の枠組：対象、目標の志向別プログラム例

対象	①学 生	②社会人	③様々な生活上の困難に直面する人
対象例	大学生、短大生、専門学校生等	働く女性、働く男女、若年女性、若年男女等	無業者、非正規雇用者、シングルマザー、DV被害者等
社会に参画する 社会とつながる 働く	ユースリーダー養成 中高生支援の活動 デートDV防止啓発 男女共同参画関連ワークショップ インターンシップ 生涯を見据えたライフプランニング支援	まちづくり講座・活動 おしゃべりカフェ／交流会 リーダーシップ養成セミナー ワーク・ライフ・バランス講座 ロールモデル提示ワークショップ	おしゃべりカフェ 就労体験の場の提供 就労グループ活動支援 就労／起業支援 スキルアップ講座（パソコン等）
目標の志向によるプログラム例の位置づけ			
連携先例	大学・短大・専門学校（キャリアセンター、男女共同参画室、関連するゼミ等） 団体・NPO 教育委員会	民間企業 経済団体 団体・NPO	民間企業 若者サポートステーション ハローワーク 団体・NPO

*自治体や女性／男女共同参画センターでの取組状況調査をもとに、調査研究検討委員会での討議を踏まえ作成

(2) 取組事例の読み方

図表3-2は、本章次節に掲載されている若者を対象としたキャリア形成支援の取組事例の一覧である。担当部局やセンターにおける14の取組事例について、3つの対象別に、タイトル（取組の特徴を示す見出し）、事業名、目標の志向（前出図表3-1参照）、機関名、および掲載ページを示している。

それぞれの取組事例の最初にも、タイトルと機関名、連絡先、事業名を記している。また、複数のキーワードも示した。一覧や各取組事例の最初をみて、関心のあるカテゴリから読み進めるとよいだろう。学生を対象とした取組は、重要であるとともに比較的企画しやすく、実際に各地域において、大学と連携した多

くの取組が行われている。ここではより身近で参考にしやすい学生を対象とした取組事例を多く取り上げている。

各取組事例は、「取組の特色」「企画にあたって」「事業概要」「男女共同参画の視点にかかわる工夫」「成果・効果」「今後の展望と課題」の項目にわけて示されている。

なお、取組事例の記述は、本調査研究の一環として行ったヒアリング調査にもとづいており、調査者の主観的な見解も含まれている。事例の抽出は、地域、自治体の規模、取組の対象、目的、方法等のバランスを考慮して行った。

図表3-2 取組事例一覧

	タイトル	事業名	目標の志向	機関名	ページ
①学生を対象とした取組					
1	大学等と連携した男女共同参画の視点による啓発・キャリア形成事業	未来館フォーラム（大学等との連携講座）	つながる	福島県男女共生センター	74
2	ワールド・カフェの手法で、大学生が男女共同参画社会について意見交換	「学生のための男女共同参画ワールド・カフェ 100人男子会×女子会っちゃ！～学生だけの本音ミーティングin北九州～」	つながる	文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課	81
3	大学生を対象としたライフプラン等を考えるキャリア教育授業の推進	大学における「男女共同参画の視点によるライフキャリア教育」支援事業	つながる	神奈川県県民局暮らし県民部人権男女共同参画課	86
4	中高生の居場所づくり活動を通して、大学生の力量形成の場を提供	「ピア・サポーター養成講座」と中高生のための居場所づくり事業「たまりんば」	つながる 参画する	札幌市男女共同参画センター	92
5	学生リーダーを養成し、中学校・高校でデートDV予防講座を実施	「ユースリーダー養成講座」と中学・高校でのDV予防講座	つながる 参画する	もりおか女性センター	99
6	学生の活動支援等、個別ニーズに合わせた課題解決型事業の展開	大学生による無償学習教室「宿題カフェ」の活動支援（他）	つながる 参画する	静岡市女性会館	106
7	インターンシップで主体的な社会づくりの担い手になるきっかけを提供	大学生インターンシップ	つながる 働く	川崎市男女共同参画センター	114
②社会人を対象とした取組					
8	若年女性によるまちづくり活動を支援し、次世代リーダーを育成	次世代人材育成事業「松江市21世紀ウィメンズプロジェクト」	つながる 参画する	松江市市民部男女共同参画課	123
9	働く女性を対象としたロールモデルの提示と活動支援	「キャリアサロン for Working Women」	つながる 働く	公益財団法人日本女性学習財団	129
10	働く女性を対象とした連続講座で資質向上とネットワーク形成を支援	「働き女子のハピキャリア道場」	つながる 働く	福岡市男女共同参画センター	135
③様々な生活上の困難に直面する人を対象とした取組					
11	スタッフの企画会議で相談からニーズをひろいあげ講座事業へ	「母と娘の心地イイ関係～母ゴゴロ、娘ゴコロはムズカシイ!?～」	つながる	姫路市男女共同参画推進センター	141
12	困難を抱えた若年無業女性の支援—県の拠点施設による総合支援—	「おはなしカフェ」「自分にあった働き方をみつけよう：女性の働き方講座」	つながる 働く	埼玉県男女共同参画推進センター	147
13	若年無業女性を対象とした講座、就労体験、居場所づくりの充実した取組	「ガールズ編しごと準備講座」就労体験「めぐカフェ」「ガールズ『いちご』の会」	つながる 働く	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	154
14	シングルマザーの不安な気持ちを支える就労応援とグループ相談	「シングルマザーのための就労応援講座」「シングルマザーのほっとサロン」	つながる 働く	世田谷区立男女共同参画センター	160

* 取組事例は、第一に対象①～③、第二に目標の志向（「社会とつながる」→「社会に参画する」→「働く」）、第三に都道府県の順序に従い並べている。

* 「目標の志向」は、図表3-1に示すカテゴリーをさす。「つながる」=「社会とつながる」、「参画する」=「社会に参画する」。

2

若者を対象とした取組事例

(1) 学生を対象とした取組

キーワード▶ 学生 大学との連携 ライフキャリア

① 大学等と連携した男女共同参画の視点による 啓発・キャリア形成事業

機関名：福島県男女共生センター

〒964-0904 福島県二本松市郭内一丁目196-1

Tel 0243-23-8304

<http://www.f-miraikan.or.jp/>

【事業名】

未来館フォーラム（大学等との連携講座）

>> 取組の特色

1 男女共同参画センター事業に若者を呼ぶ

男女共同参画部局と異なる大学等教育部局と連携し、これまで福島県男女共生センター（以下、「センター」）の利用層ではなかった若者世代（学生等）の参加が見込める。

2 地域でのセンターの存在をPR

地域において知名度の高い大学等と協働することで、センターの役割や存在を広くPRできる。

3 事業の専門性が高まる

高い専門性を有する大学教員等の協力を得られることで、事業の専門性がさらに向上する。

4 連携先への好影響「男女共同参画の視点」の導入

今後、センターとの連携が増えることで、連携先である大学等が行う就業セミナーやキャリア形成事業等を行うにあたり、男女共同参画の視点に配慮することが期待できる。

≫ 企画にあたって—企画の前提・背景、地域の実情、施策やプランの方針・位置づけ等

1 21世紀のはじまりとともにオープン、公設民営のセンター（現在は指定管理）

センターは、福島県が、男女共同参画社会の実現を目指すための県民の活動拠点として、平成13年に二本松市に設置し、「財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構」（設立：1978（昭和53）年、平成25年公益財団法人化）がセンターの管理運営、事業運営の委託を受けた。

その後、県は平成18年にセンターの管理について指定管理者制度を導入、当財団が引き続き、センターの施設管理・事業委託を受け、現在2期目の最終年。（次期指定管理者も決定）

2 これまでの事業方針と展開

「情報機能」、「自立促進機能」、「交流機能」の趣旨に沿い、下村満子前館長の下、「ローカル・ナショナル・インターナショナル」をスローガンに様々な取組を実施・展開してきた。

その後、センター開館10周年を迎えた年に福島大学の千葉悦子教授が館長に就任、これまでの10年の取組を継承しつつ、「地域に根ざした取組」にさらに力を入れる方針を打ち出した。

3 センターは若者世代の参加が課題

センター事業の参加者は、高齢者世代の割合が多く、若者世代の参加者を増やすことが課題であったが、現職の大学教授である千葉館長の就任により、センターと関係が薄かった若い世代（学生等）に、直接センターの存在や理念、事業を伝える大きなきっかけができたほか、大学等の教育機関とセンターとの連携・協働がしやすい状況となった。

4 地域における大学等との連携状況

センターの立地自治体（二本松市）に大学や短大はなく、他自治体にある高等教育機関との連携は、信頼関係づくりなど工夫が必要であるが、前述したとおり、

千葉館長が就任したことにより福島大学との連携の見通しが立った。

また、広い県土に分散している高等教育機関（主に福島市、郡山市、会津若松市、いわき市）が、それぞれの特徴を有したまま、県全体として豊かな教育機会を若者たちに提供していくため、平成24年に設立された「アカデミア・コンソーシアムふくしま」の協力を得られれば、県全域において大学等高等教育機関と連携し、若い世代に向けた男女共同参画事業の拡大が期待できる。

▶ 事業概要—取組の概要、プログラム、連携、取組の工夫等

1 事業の趣旨

地域特有の課題やその時々々の課題等を取り上げ、講演や討論会等を開催し、男女共同参画についての認識を高める。とりわけ、若い世代を対象としての実施が要検討課題である。

2 企画の背景

千葉館長の福島大学とのつながりを活かし、以下の2点の事業を行った。

- ・既存の福島大学授業（福島大学総合科目「ジェンダーを考える」）を協働して実施した。
- ・福島大学との連携実績を活かし、福島大学を通じてアカデミア・コンソーシアムふくしまと連携し、さらに多くの大学等学生を対象とした事業を実施した。

(1) 福島大学授業との連携事業 ※講師名・内容は別紙チラシ参照。講師の所属・役職等は当時。

■既存の大学の授業にセンターが参画

平成23年度、平成24年度に、福島大学の男女共同参画の基礎を学ぶ教養授業（週替わりで学外講師を招聘、主に1年生が受講）を、センターが講師選定等から参画し、講師の謝金・旅費の一部を負担、共催として実施した。

■対象：福島大学生と男女共同参画に関心のある県民

本来は学生のみが受講対象であったが、センターが関わることで、一般県民の聴講が可能となった。なお、一般聴講者への周知・申込み事務はセンターが担当。

■テーマ：「震災とジェンダー」

平成23年3月11日の東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事

平成23年度
福島県男女共生センター
男女共同参画基礎講座
第2報

(福島大学 総合科目)
「ジェンダーを考える」
受講者募集中!

受講無料

趣 旨
大学生を対象とした福島大学の総合科目を、センターに申し込まれた方に限り、一般の方も無料で受講できるようになりました。県内外において、さまざまな分野の第一線で活躍している講師陣から、多方面のテーマについて「ジェンダー」の視点から考えます。また、今回の講座では東日本大震災の被災者支援の観点から「災害とジェンダー」を共通のテーマとして、災害と女性、被災者のこころのケアなどの話題についても取り上げます。(全11講座の講師とテーマが確定しましたので、改めてお知らせ・募集中です!)

日 程 5/13～7/22の毎週金曜日 10:20～11:50 (90分)

会 場 福島大学 L4教室
※福島県男女共生センターが会場ではありませんのでご注意ください。

対 象 県民の方などなたでも受講いただけます。
※性教育やDV防止活動、男女共同参画の視点でのまちづくり等に関心のある方におすすめです。

〈開催日程〉 ※講師やテーマは変更されることがあります。

日 程	講 師	テ ー マ
5/13	千葉 悦子教授 (自センター部長、専門・農村女性学 専)	「ジェンダーを考える」ガイダンス 等
5/20	佐野 ハツノ氏 (飯館村・長岡郷、村初の女性農業委員)	私のムラづくり実践 ～飯館村からの報告～
5/27	坂本 恵教授 (福島大学教授、専門・イギリス文学、現代思想)	県内の外国人女性労働者の権利をどう守るか
6/3	藍原 寛子氏 (ジャーナリスト、元福島民友新聞社記者)	ジャーナリストが見た被災地～ジェンダーの視点から～
6/10	大島 翔美子氏 (財) 新潟県女性対話理事長)	防災・災害復興と女性 ～新潟県中越中地震から見たこと～
6/17	関 肇子氏 (財) ローカルファースト課所長、NPO法人地域産業創造センター代表理事、平賀町まちづくり推進員)	災害期を迎えた日本のまちづくり～地域の自立と自らの役割～
6/24	穂 馨美氏 (財) 女子大学講師、前福島県女性のための相談支援センター所長)	避難所の精神保健とジェンダー～ここでのケア活動から見えてきたもの～
7/1	宗形 初枝氏 (財) リプロダクティブ・ヘルスの会代表、未来創造塾 10年生 (元労働フェリス学院、妻)	助産師と一緒に性のちについて語りませんか
7/8	永瀬 悦子氏 (助産師)	地域に生きる人と共に生きる～助産師の地域活動から学ぶ～
7/15	遠藤 恵子氏 (NPO法人市民メディア・イコール理事長、未来創造塾 10年生 (元とまの未来塾大賞、受賞))	ジェンダーとセクシュアリティの問題をめぐって～私の個人的体験と価値観から～
7/22	林 由美子氏 (元労働フェリス学院、妻、未来創造塾 10年生 (元とまの未来塾大賞、受賞))	企業とジェンダー

講座は部分受講も可能です。一部講座はスタートしましたが、これから開講する講座は受講可能です。(前日までにお申込みください。)

※5回以上講座を受講された方には、受講証を発行予定です。裏面の申込書にてお申込みください。

受講者募集中!

「ジェンダーを考える」 **受講無料**

昨年度に引き続き、大学生を対象とした福島大学の総合科目を、センターに申し込まれた方に限り、一般の方も無料で受講できます！
県内外さまざまな分野の第一線で活躍している講師陣から、多方面のテーマを「ジェンダー」の視点から考えます。また、東日本大震災による被災者の支援や復興に開講する内容なども取り上げます。

日 程 5/18～7/20の毎週 金曜日 10:20～11:50 (90分)

会 場 福島大学 L4教室 ※福島県男女共生センターが会場ではありませんのでご注意ください。

対 象 県民の方などなたでも受講いただけます。
※性教育やDV防止活動、男女共同参画の視点での復興支援活動等に関心のある方におすすめです。

定 員 各回 40名程度

〈開催日程〉 ※テーマは仮定です。また、講師やテーマは変更されることがあります。

日 程	講 師	テ ー マ
5/18	菅野 クニ氏 (飯館村村長、村生第1部「若葉の真」参加)	「若葉の真」と飯館村の村づくり
5/25	長沢 涼子 (財) 福島県男女共生センター 職員)	避難所内「女性専用スペース」の取り組み
6/1	加藤 志生子氏 ((財) せんだい男女共同参画財団 主事、元労働フェリス学院 管理栄養士)	ジェンダーを考える
6/8	渡邊 とみ子氏 (伊-ち-どものか・プロジェクト 協働代表)	「伊-ち-どものか」にできること～放射線災害のただなかで
6/15	菅波 香織氏 (女性の子どもたちを守る支援ネットワーク)	放射能問題とジェンダー
6/22	丹羽 麻子氏 (女性の自立を応援する会)	東日本大震災・福島原発事故とジェンダー～女性相談の現場から
6/29	宗形 初枝氏 (リプロダクティブ・ヘルスの会代表)	助産師と一緒に性のちについて語りませんか
7/6	南條 かおる氏 (福島県立川原高等学校教諭)	制服とジェンダー～女子高生モードの語るもの (震災とジェンダー～お母さんモードと語るもの)
7/13	池田 恵子氏 (福大大学教育学専攻教員)	災害リスク削減のジェンダー主流化
7/20	山口 智子氏 (社) 国際女性会議実行委員会 福島県支部長)	自分を革新し、地域社会を豊かに革新する活動のすすめ

※5回以上講座を受講された方には、受講証を発行予定です。裏面の申込書にてお申込みください。

平成24年度「福島県男女共生センター」被災地フォローアップ

故により、多くの県民は避難生活を強いられ、すべての県民が毎日不安を抱えながら生活する状況であったため、各講師のテーマは異なるが、「震災とジェンダー」を徹底するテーマとして実施した。

なお、講師は、強制避難地区である飯館村や浪江町の被災者を始め、県内外において被災者支援や復興の活動に取り組んでいる方々を招いた。

■プログラム：多様な背景を持つ講師、90分（質疑応答込）の授業（会場は福島大学）

■連携先と役割分担

福島大学：講師選定・出講依頼、会場使用料等の負担

センター：講師候補等の情報提供、講師旅費・謝金の負担、チラシ作成、広報、一般受講者募集

(2) 大学・短大等学生のためのライフキャリアセミナー ※内容は、別紙チラシ参照のこと。

■座学からグループワーク型事業へ

これまで2年間の座学から、若い世代（学生）の参加者自身が発言し、自ら取り組むきっかけとなるような、グループワーク等の参加型事業を実施した。

■対象：県内の大学・短大、専門学校生等（講演、事例発表は一般県民参加可）

■テーマ：「男女共同参画とキャリア」

■プログラム：講演、（県内企業による）事例発表、ワールドカフェ方式のワークショップ

■連携先と役割分担

福島大学・アカデミア・コンソーシアムふくしま：会場使用料の負担、加盟大学等への周知

センター：企画立案、講師選定・依頼、講師旅費・謝金の負担、チラシ作成、広報、一般受講者募集

≫ 男女共同参画の視点にかかわる工夫

1 内容に「男女共同参画の視点」を入れるように講師に依頼

各講師には、震災後に見た光景、避難所等での支援活動の現場で体験したことについて、「男女共同参画の視点や人権尊重の視点」からお話しいただくことを

平成25年度「未来館フォーラム・大学等との連携講座」

大学・短大等学生のための ライフキャリアセミナー

会社で働くことも、地域のボランティア活動も、あなたの大切な「キャリア」

「キャリア」とは、会社や組織での活動・経験だけでなく、地域でのボランティアやサークル活動も含む多様な考えです。

いまは男性＝職業、女性＝地域活動のイメージも定着つつあり、「自分らしい」キャリアとは何かを考えなくてはならないと考えられています。

そこで、大学・短大・専門学校などを対象に、「男女共同参画とキャリア」について考えるセミナーを開催します！

●日時
12月14日(土)
13:00～16:30
(受付12:30～)

●内容
(1) 基調講演「男女共同参画とキャリア形成」(60分) ※基調講演は一般の方も聴講いただけます。
講師 内海 房子氏 (独立行政法人 国立女性教育会館 理事長、前 NEC ラーニング株式会社 代表取締役)

(2) ワークショップ
①事例発表 (各20分程度)
発表者 林 克重氏 (タカラ印刷株式会社代表取締役 平成25年度 内閣府「女性のチャレンジ賞」特別部門賞受賞、福島県男女共生センター10年記念表彰受賞)
石山 純恵氏 (株式会社 クリフ 代表取締役、全日本工芸品消費生活協会主催「第12回女性起業家 大賞」最優秀賞、受賞)

②ワールドカフェ
「ここからどのように動くのか」などをテーマにグループワークをします！
他の学生と意見交換をしながら、どんどん交流しましょう！

●会場 福島大学 (福島市金谷川1) (1) 基調講演… 総合教育センター棟 2階 特別教室
(2) ワークショップ… 共生システム理工学顕彰後援会記念棟 会議室

●定員 (1) 基調講演 100名
(2) ワークショップ 50名 (ともに申込先着順)

●対象 大学、短大、高等、テクノアカデミー、専門学校に在籍する学生 (男女)
※基調講演は一般の方も聴講いただけます。

●参加費 無料

●主催 福島県男女共生センター

●共催 福島大学、アカデミア・コンソーシアムふくしま ※裏面の申込書にてお申込みください。

参加無料
申込先着順

あらかじめ伝えている。

2 学生レポートによる男女共同参画理解度とそのフォロー

各回授業終了後のレポートから、学生の理解度を把握し、講師の発言趣旨を踏まえた理解が不十分であったり、男女平等に反し、性別役割分担を肯定する意見等が散見された場合は、次回講義冒頭で千葉館長から、ものの考え方は多様であり、それを尊重することが男女共同参画の考えであることなどを話している。

3 男女共同参画やワーク・ライフ・バランス概念の基礎を学べる内容

ライフキャリアセミナーでは、基調講演で「男女共同参画白書」(内閣府)等にある基礎的データを示しながら、男女共同参画視点でのキャリア教育の内容となるよう配慮している。

≫ 成果・効果 ※受講アンケートを参考に

1 福島大学授業との連携事業

■リアルな体験を元にした飽きない授業

各回様々な講師陣を迎え、多様な職業・立場による講演内容から、多角的視点で男女共同参画について考える機会を提供できたと思われる。これまで比較的男女平等が確保されていた学生生活と比較し、実社会で生活している諸先輩の実体験に基づく話を聞くことで、日頃の身近な生活や環境の中に男女共同参画の問題があることへの気づきとなったと思われる。

■あらゆる被害を「男女共同参画視点」で見る重要性

被災者支援の現場を見てきた講師から、妊産婦や小さい子どもがいる母親、性被害や女性特有の性的羞恥心等、避難所や仮設住宅での避難生活において、男女共同参画が実現していないことが、問題をより深刻化させていることへの気づきがあったと思われる。

2 大学・短大等学生のためのライフキャリアセミナー

■「キャリア」とは何かを深く考えるきっかけ

男女共同参画白書等の様々なデータ（いわゆる「M字曲線」、「就労意識」など）を初めて見たという学生が多く、男女共に、結婚や出産等のライフステージの変化でキャリアも変わるかもしれないことや、自分が進むキャリアの先にいる身近な女性のロールモデルがないことなど、新たな気づきも多かったようである。

■県内中小企業と学生をつなぐ

事例発表では、県内にも多様な働き方を目指し努力する企業があることや、中小企業ならではの職員を大事に育てる取組の実態について知る良いきっかけとなったと思われる。

≫ 今後の展望と課題

■大学等と連携し、県内全域で若者対象の事業実施

大学等との連携実績ができたことが大きな成果である。今後も福島大学・アカデミア・コンソーシアムふくしまと連携・協力を深め、若者世代を対象とした男女共同参画事業を展開していきたい。

(岡部 貴敏)

キーワード ▶ 学生 ライフプランニング支援 ワールド・カフェ

② ワールド・カフェの手法で、 大学生が男女共同参画社会について意見交換

機関名：文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

Tel 03-5253-4111

<http://danjogaku.mext.go.jp>

【事業名】

「学生のための男女共同参画ワールド・カフェ
100人男子会×女子会っちゃ！～学生だけの本音ミーティングin北九州～」

≫ 取組の特色

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画課では、男女共同参画社会の形成に向けた取組の1つとして、大学生を対象としたワークショップを北九州市にて開催した。このワークショップでは、「ワールド・カフェ」という手法を用いることによって、大人数でも参加者全員が意見を共有し、学びと気づきが得られるよう工夫されている。学生たちは、「男女が共に活躍できる社会」について、さまざまな意見を出し合い、共有することで、男女共同参画の社会づくりについて考えるきっかけを得ている。

≫ 企画にあたって—企画の前提・背景、地域の実情、施策やプランの方針・位置づけ等

文部科学省では、男女共同参画社会の形成に向けた取組の1つとして、平成25年12月に「学生のための男女共同参画ワールド・カフェ 100人男子会×女子会っちゃ！～学生だけの本音ミーティングin北九州～」を「ファザーリング全国フォーラムin九州」（主催：ファザーリング全国フォーラムin九州実行委員会）の分科会として開催した。この取組は、「平成25年度男女共同参画社会の実現の加速に向けた学習機会充実事業」の一環として実施されたものである。

この取組は、「これから社会で活躍する学生が、男女の働き方や家庭生活に関

する現状を学び、男女が共に活躍できる社会について議論するワークショップを実施することで、多様な選択の中から自身が希望する生き方や人生設計を行えるよう支援すること、さらに、取組内容を社会へ発信することで、男女共同参画社会の形成に向けた社会意識の醸成を図ること」を目的としている。

このワークショップの開催に先立ち、平成25年2月には、男性を対象とした男女共同参画についての学習機会の充実に関する取組（「平成24年度男女共同参画社会の実現の加速に向けた学習機会充実事業」）として、学部在籍の男子大学生を対象に、同様の形式で、「男子学生のための男女共同参画ワールド・カフェ 100人男子会」を実施した（会場：文部科学省3階講堂）。平成25年度は、対象を男女学生に広げて実施した。

≫ 事業概要—取組の概要、プログラム、連携、取組の工夫等

<プログラムの概要>

日時 2013（平成25）年12月21日（土） 10：00-12：30

会場 西日本総合展示場 新館 AIMビル3F

参加者

参加人数：57名

学 部：法学部、教育学部、文学部、人間社会学部、人文学部、経済学部、
情報工学部、看護学部、医学部 等

学 年：1年20名、2年19名、3年8名、4年2名、無回答8名

ワールド・カフェとは？

小グループで席替えを繰り返しながら議論を深める話し合いの手法。あたくも参加者全員が話し合っているような効果が得られる。

プログラムの流れ

1 オープニング（参加者は男女別に4～5名ずつ分かれて着席）

主催者あいさつ、講師紹介、本日の目的・流れの説明

2 9マス自己紹介（右図参照。各々がA4用紙を使用）

	呼ばれたい 名前	

「自分にまつわるキーワード」を周りの8つのマスに書く

→用紙を見ながら自己紹介

3 ミニミニ講義「数字で見る男女共同参画」

4 ワールド・カフェ

第1ラウンド

問1 “活躍している女性” “活躍している男性” ってどんなイメージですか？

講師、ゲストコメンテーターの話を受け、男性は女性について、女性は女性について、各々が意見を付箋に書き出してA3用紙に貼った後、見せ合いながら共有する。

第2ラウンド（1人（テーブルホスト）だけ机に残り、他は自分のA3用紙を持って移動し、男女混合のグループに）

付箋に書いた内容を説明しながら分類して模造紙に貼っていく。分類したそれぞれに小見出しをつけて整理する。

第3ラウンド（席は変わらない）

問2 “活躍している人” の共通点は、いったい何だと思いますか？

分類した付箋を参考に、新しい模造紙に自由に書き込みながら話し合う。

第4ラウンド（2度目の席替え。同じ人（テーブルホスト）が残り、他は移動。男女混合）

問3 “男女が共に活躍できる社会” には、何が必要なのでしょうか？

話し合っって集約した答えを「まとめシート」にワンフレーズで書く。

全体での共有

いくつかのテーブルの代表者が発表し、全体で共有する。



5 ゲストコメンテーターからのコメント

6 閉会、振り返りシートの記入

講師等

〔講師〕

萩原なつ子 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
認定特定非営利活動法人日本NPOセンター副代表理事

〔ファシリテーター〕

古瀬 正也 古瀬ワークショップデザイン事務所代表

〔ゲストコメンテーター〕

安藤 哲也 特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン副代表理事
工藤 啓 特定非営利活動法人育て上げネット理事長

≫ 男女共同参画の視点にかかわる工夫

ワールド・カフェの「ミニミニ講義」では、「数字で見る男女共同参画」をテーマとして、男女共同参画の基本について、統計データを見ながら説明がなされた（ジェンダー・ギャップ指数、女性の年齢階級別就業率、国家公務員や民間企業管理職、教員に占める女性の割合、性別家事関連時間等）。また、「105」（ジェンダー・ギャップ指数）、「202030」（2020年までに指導的地位に女性の占める割合を30%にする政府目標）の数字だけを示し、数字の意味を問いかける等、学生が興味を持って話をきけるように工夫されていた。

ワールド・カフェでは、開始前に、①議論でなく対話する、②相手を否定しない、③対話を楽しむ、の3つのルールが説明され、参加者同士が対等な立場で話し合いを行うための導入が行われた。また、最後の発表では発表者が男性に偏っていたために、ファシリテーターが途中で指摘する等の気配りがなされた。

コメンテーターも、学生の発表を受け、学生たちが固定的な性別役割分担意識にもとづかない考え方ができるよう助言していた。

≫ 成果・効果

参加者アンケートでは、「同世代の人と男女共同参画について話す機会がない

ので、お互いの考えを交換するのはいいなと思った」「普段の授業とは違って新鮮だった」「自分の考え方に固持せず、多くの人の考え方に触れられたことで視野が広がった」等の回答があり、本ワークショップから刺激を受けたことがうかがえる。また、「女性から見た男性、男性から見た女性でイメージが異なっていて、とてもおもしろかった」「男女の隔たりって案外自分の中に無意識にあるもので、話すことで気づけた」等、大勢の男女学生が混ざって、男女共同参画について話し合うことの良さや新たな気づきについての回答もあった。

本事業の目的の1つである「取組内容を社会へ発信することで、男女共同参画社会の形成に向けた社会意識の醸成を図ること」に関しても、平成24年度の事業開催以降、複数の大学において、このワールド・カフェの手法を用いた同様のワークショップが企画・実施されており、取組の普及が進んでいる。

≫ 今後の展望と課題

ワールド・カフェの学習成果の測定、より効果的なプログラム内容の検討が今後の課題である。

【参考資料】

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課『学生のための男女共同参画ワールド・カフェ PART2 100人男子会×女子会っちゃ！学生だけの本音ミーティング in 北九州 [報告]』平成26年3月

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課『男子学生のための男女共同参画ワールド・カフェ 100人男子会 [報告]』平成25年3月

文部科学省「男女共同参画社会の推進のために」<http://danjogaku.mext.go.jp/>

(飯島 絵理)

3 大学生を対象としたライフプラン等を考えるキャリア教育授業の推進

機関名：神奈川県県民局くらし県民部人権男女共同参画課

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

Tel 045-210-1111

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0216/>

【事業名】

大学における「男女共同参画の視点によるライフキャリア教育」
支援事業

≫ 取組の特色

県が大学・団体・市町村等と連携して、男女大学生に対し、女性のキャリア・デザインや男性の家事・育児の関わりなどを含め、自らの人生を自ら描くことができるよう支援するための男女共同参画の視点によるキャリア教育の授業案を作成するとともに、県内大学におけるカリキュラム化を目指して授業の実施を促進し、広く県内の大学生の意識啓発を図る。

≫ 企画にあたって—企画の前提・背景、地域の実情、施策やプランの方針・位置づけ等

神奈川県では、「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行っており、特に、女性の就業支援については、労働部局や県民部局等の複数部局において取り組んできた。

しかしながら、女性の年齢階級別労働力率においては、出産・子育て期にあたる30歳代で低下し、その後、再就職により上昇するいわゆるM字カーブを描くが、本県の場合、そのM字の底の値が全国ワースト2位であり、深さ（落差）は全国の中でもっとも大きく、その後の労働力率も低い傾向がある。

女性が、出産、子育てや介護等のために一旦退職してしまうと、希望どおりの職業に再就職することは困難であり、また、働く意欲がありながら、長くキャリア

アを中断した後の再就職に不安を感じることも少なくない。また、このような状況は、管理職や役員へ登用される女性が少ない原因ともなることから、就業の継続が重要であることについての理解を促進する必要があると考えている。

これらのことから、平成25年度から、就業する側と雇用する側の双方への意識啓発を進めるため、企業を対象とする事業を実施するとともに、就職が現実問題となる大学生を対象とする意識啓発を充実させることとした。

これまで、小学校、中学校、高校では、キャリア教育や男女共同参画に係る意識啓発などを実施しているが、大学におけるキャリア教育は就職活動を中心としたものが多く、県として大学における意識啓発への関わりはほとんどなかった。さらに、県内の高校卒業者61,420人のうち就職者は4,555人（7.4%）である一方、県内の大学・短大卒業者39,013人のうち就職者は24,011人（61.5%）であり（平成24年度神奈川県学校基本調査）、大学・短大卒で就職する者が多いことから、特に大学生を対象として、男女共同参画の視点を踏まえた教育の実施が有効であると、大学生を対象とする男女共同参画の視点によるキャリア教育の授業案を作成し、普及を図ることとした。

▶ 事業概要—取組の概要、プログラム、連携、取組の工夫等

平成25年度、複数の大学の教員や男女共同参画センター職員、国、市町村、NPO団体、県関係各課ほかからなる検討委員会を設置し、授業案の作成に向け、授業案の構成や様式、大学への普及方法等について議論した。

授業案の構成は、大学の正規の授業として実施できるように全15回とし、実態の把握、課題分析、実務的な知識の習得、課題解決に向けた実践と、順序立てて学習の効果を高める構成としているが、大学が既に授業としているテーマがある場合などは実情に応じ、単独あるいは複数の必要なテーマだけを取り上げた講座を実施することも想定し、検討を進めた。

内容は、労働教育（社会保障制度、待遇差別等）、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、キャリア・デザイン（キャリア、結婚、育児等）などを網羅した内容で、①各項目についての情報提供、②先輩などの話を聴く機会の提供、③キャリア・デザインなどについて自ら考える場所の提供など、実践的なものとするため、講義のほか、グループワークを多く取り入れるものとした。

大学における男女共同参画推進プログラム検討委員会委員名簿

構成	氏名	所属等
大学	大石 美佳	鎌倉女子大学 家政学部 准教授
	荻野 佳代子	神奈川大学 人間科学部 教授
	鈴木 紀子	国立大学法人横浜国立大学 男女共同参画推進センター 特任教員（准教授）
	村上 明美	県立保健福祉大学 保健福祉学部看護学科 学科長・教授
キャリア教育	戸山 孝	キャリアカウンセラー 中央大学ビジネススクール客員 教授ほか
NPO	朝山 あつこ	NPO法人キーパーソン21 代表理事
国関係	野依 智子	独立行政法人 国立女性教育会館 研究国際室 研究員 (第1・2回出席)
	櫻田 今日子	独立行政法人 国立女性教育会館総務課 専門官 (第3・4回出席)
市町村	二見 尚子	横浜市 市民局 男女共同参画推進課長
県	柴田 育江	かながわ女性センター 参画推進課長

授業案の15回のテーマは次のとおりとし、各回ごとに「テーマ、ねらい、キーワード」を記載し、参考として「授業形式（講義、グループワーク等）、授業の進め方、参考となる資料」等の例を記載した構成案と、授業の進め方をパワーポイントで示すこととし、構成案とパワーポイント例を作成した。また、テーマに関連するデータを集めてグラフ化した資料集を作成した。

男女共同参画の視点によるライフキャリア教育授業案（全15回）

	テーマ	全体の流れ
第1回	生き方や働き方の思い込みに気づく	実態把握（気づき）
第2回	男女共同参画概論	
第3回	ライフプランを考える①	課題分析 （意識の発展・活性化）
第4回	パートナーシップを考える	
第5回	心と身体の健康を考える	実務的な知識の習得
第6回	ワーク・ライフ・マネジメントを考える	
第7回	労働の歴史と現状を知る	課題解決に向けた実践 （事例） （各自の考え見直し）
第8回	労働に関する法律や制度を知る①	
第9回	労働に関する法律や制度を知る②	課題解決に向けた実践 （希望する各自のライフ プラン再考）
第10回	ロールモデルの必要性和見つけ方を学ぶ	
第11回	ゲストトーク①（OG事例）	
第12回	ゲストトーク②（OB事例）	
第13回	企業の選び方を学ぶ	
第14回	ライフプランを考える②	
第15回	自分のキャリアを自らデザインする	

平成25年度は、検討委員会の構成メンバーである4つの大学において、全15回の中からテーマを選び、モデル的に授業を実施した。

実施方法としては、委員が各大学で既に担当している授業等のうちテーマが関連する授業内、あるいは、授業時間外に別途日程を設けることで実施した。

その後、実施結果を踏まえて、内容の修正を行った。

モデル事業実施結果（実施した大学名、日にち、テーマ）

①神奈川大学

- ・10/23（火）「固定的性別役割分担意識を考える」（生き方や働き方の思い込みに気づく）
- ・11/19（火）「パートナーシップを考える」
- ・11/26（火）「心と身体の健康を考える」
- ・12/3（火）「ワーク・ライフ・バランスを考える」
- ・12/10（火）「女性の働く環境」
- ・1/7（火）「ゲストトーク（OB・OG事例）」

②県立保健福祉大学

- ・ 12/20（金）「パートナーシップを考える／心と身体の健康を考える」

③横浜国立大学

- ・ 1/6（月）「ライフプランを考える①」

④鎌倉女子大学

- ・ 1/21（火）「男女共同参画概論」

>> 男女共同参画の視点にかかわる工夫

男女の地位の平等感についての意識調査では、学校教育の場では、男女平等と考える割合が高く、男女とも60%以上が平等と考えている一方、職場においては、男性の約60%、女性の約70%が「男性の方が優遇されている」と考えており、平等感が低いという結果となっている（平成24年度県民ニーズ調査より）。

また、近年、「夫は外で働き、妻は家を守るべき」という固定的性別役割分担意識に賛成する割合が増加に転じた上に20歳代の賛成の上昇が目立つ結果もでている（内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」より）。

当該事業は、神奈川県M字カーブの底が深いことなどから、女性の就業継続を図るために事業化したものであるが、男女共同参画を推進するためには、固定的性別役割分担意識の解消をはじめ、女性だけでなく男性にとっての課題も多い。

このことから、大学生の男女ともに身近な問題であることを感じてもらうために、男女の就労状況や賃金格差などのデータや意識調査の結果などから現状を知るとともに、男女共同参画は女性だけの問題ではないことを認識し、その上で、グループワークなどで、他の学生から様々な視点での考えや意見を聞くことで、多様な選択肢があることに気づき、改めて自分がどのように働きたいのか、生きていきたいのかということを考えられる内容となるような構成および内容を検討した。

>> 成果・効果

平成25年度、4大学においてモデル的に授業を実施したところ、学生からは「女性は家庭を守り、子育てに専念すべきだと思っていたが、女性の中にも生活のために働く必要のある人、働くことに生きがいを感じる人などもいることを知った。自分にも働いて社会に参加するという道もあるのだとわかった。（2年・女）」、「理

想と現実の差、男女での意識の差を理解し、話し合いをする必要を感じた。(1年・男)、「ワークライフバランスを頭に置きながらこれからのライフキャリアを考えることは、将来の職業観に大きな影響を与えらると思った。(1年・男)」、「自分が思い描く理想と現実とは異なるので、ライフステージに合わせて優先順位をつけていくことが大切だと学んだ。(1年・女)」「性役割のような固定観念を押し付けられることが自分は嫌だったのに、自分もそれを押し付けているところがあることに気がついた。(4年・女)」「4月から社会人になるので、結婚や出産などのライフイベントや働くことについての男女の考え方の違いについて知ることができて勉強になった。家事や育児は手伝うのではなく、一緒にやるという気持ちを忘れずに、将来結婚することができたら充実した生活を送れるようにしたい。(4年・男)」などの感想が寄せられた。

≫ 今後の展望と課題

平成25年度は、授業案を作成し、モデル的に実施したところであるが、次年度は、モデル的に授業を実施する大学をさらに増やし、カリキュラム化を検討してもらえるよう、県内の大学へ広く働きかけ、普及を図っていく。

なお、ライフキャリアを考える授業は既に実施している大学もあるが、必修科目ではなく、関心の高い学生しか履修しないことが多い。また、自治体単独の講座では、参加者が集まらないなどの状況がある。しかし、関心の低い学生にこそ、男女共同参画の視点を持ってもらい、考えてもらいたいテーマであることから、大学でのカリキュラム化を働きかけていく。

県の役割としては、県内の大学へ実施の働きかけを行っていくほか、大学側の必要に応じて、労働部局の職員が講師となり、労働に関するテーマの講義を受け持つなど講師の派遣を予定している。

この授業案は、今後も事業の実施を重ねて内容を検証していくことで、さらに効果の高い構成にしていくとともに、大学側が男女共同参画の推進に取り組みやすくなるよう、大学間の連携によるネットワーク化を図っていききたいと考えている。

また、長期的には、県内での継続的な普及を目指して、大学間の単位互換制度の活用等を検討していきたいと考えている。

(名取 由紀)

4 中高生の居場所づくり活動を通して、 学生の力量形成の場を提供

機関名：札幌市男女共同参画センター

〒060-0808 札幌市北区北8条西3丁目札幌エルプラザ内

Tel 011-728-1222

<http://www.danjyo.sl-plaza.jp/>

【事業名】

「ピア・サポーター養成講座」と
中高生のための居場所づくり事業「たまりんば」

≫ 取組の特色

札幌市男女共同参画センターでは、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月閣議決定）を踏まえ、平成23年度より「子ども・青年への男女共同参画啓発事業」を事業の柱の1つとしている。中高生の居場所づくり事業「たまりんば」は、研修を受けた学生が、中高生の話を聴いたり、一緒に作品や料理をつくったり、ロールモデルの話をもとに職業について話し合ったりする場である。この活動は、日本ピア・サポート学会に所属する大学教員とのかかわりをきっかけとしており、学生は研修後の活動を経て、「ピア・サポーター養成講座修了証書」を授与される。活動を通して学生たちは、職業における性別役割分担意識やデートDVの問題等、男女共同参画について、多くの気づきを得ている。

≫ 企画にあたって—企画の前提・背景、地域の実情、施策やプランの方針・位置づけ等

札幌市男女共同参画センターは、札幌駅北口徒歩5分の利便性のよい立地にある。センターの管理運営業務は、平成18年より指定管理者として「公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会」が受託している。当法人は、1980（昭和55）年に札幌市の出資により設立された財団であり、平成25年の公益法人制度改革にともない、現在の法人に移行した。「滝野自然学園」「市民活動プラザ星園」を

自主運営する他、若者支援総合センター、若者活動センター、児童会館、こどもの劇場、こども人形劇場等、指定管理者として多くの施設の管理運営を行う大規模の法人である。当センターのある「札幌エルプラザ」は、当センターの他、札幌市消費者センター、札幌市市民活動サポートセンター、札幌市環境プラザの4つの公共機関の複合施設であるが、これら4機関とも当法人が指定管理者となっている。当センターの職員のうち、事業を担当するのは事業係5名(係長1名含む、平成25年12月現在)。平成25年度は、事業の柱を「女性のキャリア形成支援」「男性のためのエンパワーメント」「子育て支援」「若者支援」の4つとし、係長以外の4名が事業を1つずつ主担当として受け持っている。

第3次男女共同参画基本計画において「男性、子どもにとっての男女共同参画」(第3分野)が重点分野の1つとされたのを踏まえ、センターの事業検討委員会(年2回実施)においても、これまで十分に組み込んでこなかった子どもや青年等の若年層に対する事業を行う必要性について、検討が行われた。そして平成23年度より「子ども・青年への男女共同参画啓発事業」として、中高生のための居場所づくり事業「たまりんぱ」を始めた。また、平成24年度からは、学校関係者、市民活動団体等、若者支援に携わる人を対象に、男女共同参画にかかわる意識啓発を目的とした事業、若年層課題別講座を年1回開催している(平成25年度は思春期の性をテーマとした講演会を開催)。

平成24年度から実施している若年層課題別講座は、平成24年度には、大学2、3年生向けのライフキャリアプランの講座を実施した。平成25年度は、「出張たまりんぱ」、就職活動中の学生(4年生)を対象とした講座「就活女子のための息抜きサロン～私がホントにしたい仕事の見つけ方～」および「3年後、きっとイキイキ！就活女性のための息抜きサロン」を実施した。

これらの他、平成25年度において若年女性が多く参加した講座には、女性のキャリア形成支援事業として実施した「ソーシャル女子のための起業セミナー」、「ライフワークとライスワークで考える私らしいキャリアの作り方」がある。

≫ 事業概要—取組の概要、プログラム、連携、取組の工夫等

「たまりんぱ」は、中高校生が放課後に集まって、「自分のこと」「将来のこと」を話し合える場所であり、「男性だから」「女性だから」といった性別によってで

はなく、個人として尊重される経験ができるようにサポートしている（「たまりんば」は、たまり場の語をもとに当センターが考えた造語）。

「たまりんば」事業はすべて、「ピア・サポーター」とよばれる大学生のコーディネーターが中心となって実施している。ピア・サポーターは「ピア・サポーター養成講座」修了後の説明会を経て、センターでの活動を継続すること決めた修了生によって「ピア活動団体 たまりんば」を結成している。北翔大学6名、北海道医療大学3名、北海道教育大学1名の学生・卒業生計10名が登録しており、養護教諭や臨床心理士をめざしている学生が多い（女性6名、男性4名。1年生1名、2年生2名、3年生2名、4年生3名、社会人2名）。中高生向けプログラムには、1回につき2名以上のサポーターがコーディネーターとしてかかわる。メーリングリストで連絡し、各回の担当を決めている。

当センターでは「ピア・サポーター」を「思春期の悩みを同世代の立場から支援する人」と位置づけ、専門家であり学内で学生のピア・サポーター活動を支援

ピア・サポーター養成講座
~ピア・サポーターとして一緒に活動しませんか?~

平成26年1月18日(土)、19日(日)
9:00~16:00
講師 ピアサポートトレーナー 牧野 奈穂子、湯谷 晶子

参加費 無料
会場 札幌エルプラザ公共4施設2階会議室3・4
(札幌市北区北8条西3丁目札幌エルプラザ内)
対象 大学生・専門学校生
持ち物 筆記用具・お弁当
定員 20名

主催：ピア活動団体 札幌たまりんば 共催：札幌市男女共同参画センター

していた北翔大学の教員に協力を依頼した。当初は、性の問題等について話す場を設けようと考えていたが、公募で中高生を集めるには、楽しいイベント的な場を提供し、ピア・サポーターとの関係を築いた上で、問題があれば支援していくほうがよいという教員のアドバイスがあり、自分らしさを表現し、新たな自分が発見できるようなプログラムを毎月1回行っている。

平成23年度には月1回のプログラムを実施。平成24年度には、もう少し気軽にいつでも集えるものがあるといいと考え、月1回のプログラムに加え、毎週1回、情報センターのオープンスペースにピア・サポーターが待機し、時間中いつでも出入りできるようにした。すると、不登校や学校では自分のことを話さない子たちが楽しみにして集まるようになった。平成25年度は、ピア・サポーターの負担減を考え、月1回のプログラムの前の時間2時間を自由に集まれる時間に設定した。学生には交通費程度であるが謝金として、1回の活動につき1,500円を支給している。

平成25年度には、さらに、当法人として以前からつながりのあった市立札幌大通高校と連携し、「出張たまりんば」を年2回実施した。1回目は、養護教諭から声をかけてもらい生徒を集めた。

「ピア・サポーター養成講座」は年1回、「ピア活動団体 札幌たまりんば」主催、センター共催で実施している。対象は高校生、大学生、専門学校生。講師はピア・サポート・トレーナー2名。平成25年度は平成26年1月18日（土）19日（日）



の2日間、9:00-16:00に実施。相手を否定せずに話を聴く方法等のコミュニケーションスキルをゲーム感覚で学ぶ内容となっている。講座を2日間受講すると、日本ピア・サポート学会より「ピア・サポーター養成講座修了証書」を授与される。その後「たまりんぱ」で活動し、レポートを提出すると、学会からピア・サポーターとして認定される。

ピア・サポーターは、プログラム前には打ち合わせを行い、わかりやすい説明のしかたや話し方、自分らしさがだせる作品づくりの進め方等について話し合う。出張たまりんぱの前には2回、サポーター全員が集まり、趣旨説明と進め方について話し合う。また、プログラム修了後に振り返りも毎回実施する。活動日誌も記入し、職員と内容を共有している。サポーター同士ではラインでグループをつくり、連絡を取り合っている。

平成25年度中高生居場所づくり事業「中学生・高校生のためのたまりんぱ」

毎月1回金曜日 16:00-20:00

16:00-18:00 中高生が気軽に訪れ、本を読んだり、話をしたりと自由に過ごすことができるスペースを設ける。

18:00-20:00 ピアカウンセラーが進行役となり、各回のテーマに沿った活動を行いながら、ありのままの自分を理解し表現する機会を提供する。各月のテーマは以下のとおり。



- 5月 映画を見て、みんなで話そう
 - 6月 写真①マニアックな写真を撮ってみよう～自分だけの世界を写す～
 - 7月 写真②自分だけの『作品』を作ろう～自分で撮った写真でポストカードを作る～
 - 8月 お仕事研究会①～パティシエ編～
 - 9月 音楽を使って自分を表現しよう
 - 10月 おいしい時間を過ごそう①
 - 11月 お仕事研究会②～動物とかかわるお仕事編～
 - 12月 消しゴムはんこで！オリジナルの年賀状を作ろう
 - 1月 自分の体のこと、考えてみよう
 - 2月 お仕事研究会③
 - 3月 おいしい時間を過ごそう②
- (各回4名程度の参加。「お仕事研究会」は約15名の参加)

平成25年度出張たまりんば

日時 (第1回)：平成25年7月17日 (水) 16：00 - 18：00

会場 市立札幌大通高校 カウンセラー室

内容：「自分を知ろう！～コラージュで新たな自分を発見～」

雑誌やチラシなどから自分の好きな写真や絵を切り抜いて、紙に貼るコラージュを行う。完成した作品を見せ合い、どういった気持ちで作ったのかなどを話し合う。また、コラージュ療法の手法を取り入れながらピア・サポーターと話し合う中で、新たな自分の側面を発見し、ありのままの自分と相手を認め合う機会とする。

>> 男女共同参画の視点にかかわる工夫

ピア・サポーター養成講座は、団体が主催し、認定を受けたピア・サポート・トレーナーが講師をするため男女共同参画の視点が中心のものではないが、終了後の活動には、事前打ち合わせや振り返りを含め、センター職員がかかわっており、男女共同参画の視点について伝えるように努めている。たとえば、「お仕

事研究会」の回では、男性の看護師等、ロールモデルの選び方も考慮しているが、ただ人気の職業を選んでいるのではないことや、職業選択と性別の関係等について、職員から学生へ説明する。学生（サポーター）は、2年目くらいからはよく理解するようになり、自分から内容の提案等を積極的に行うようになる。

≫ 成果・効果

大学生が職員と中高生の間に入ることで、場の雰囲気が変わると感じている。職員が思いつかない視点を大学生が指摘することも多い。

ピア・サポーターとなる学生には、将来子どもとかかわる仕事をしたいという人が多くいる。ピア・サポーターと職員とは、毎回、事前の打ち合わせをし、振り返りも行っており、学生にとっては、活動を通して自らが成長する場、子どもとかかわり方を学ぶ場となっている。

事業検討委員会では、このピア・サポーターの活動は高く評価されている。一方で、中高生の参加者数については今後の課題である。

男女共同参画の拠点が若年層を支援することについては、青少年支援に取り組む当法人内でも質問が出る場合があるため、説明の機会を設けている。ひきこもり等の若者支援とはめざしているものが異なり、中高生の学習支援が第一の目的ではなく、男女共同参画意識の醸成が目的であるところに、当センターで行う意義があると考えている。

≫ 今後の展望と課題

- ・本事業も3年目になる。青少年施設の事業との差別化をより図るために、もう少し直接的に男女共同参画の意識を醸成するための企画（たとえばピア・サポーターがかかわった相談や語り合うサロンのようなもの）を考えたい。
- ・ピア・サポーターの人材を増やす必要がある。大学生のサポーターもそうではあるが、すでに若者支援を行っている支援者に向けた男女共同参画にかかわる啓発の機会を増やし、支援の担い手を養成することをめざしたい。
- ・女子学生の就職活動支援の講座については、女子大学との連携を進めることを考えている。

（飯島 絵理）

キーワード ▶ 学生 デートDV防止 リーダー養成

⑤ 学生リーダーを養成し、 中学校・高校でデートDV予防講座を実施

機関名：もりおか女性センター

〒020-0871 岩手県盛岡市中ノ橋通1丁目1-10 プラザおでって5F

Tel 019-604-3303

<http://mjc.sankaku-npo.jp/>

【事業名】

「ユースリーダー養成講座」と
中学校・高校でのデートDV予防講座

≫ 取組の特色

配偶者暴力相談支援センター（以下、「配暴センター」）としての機能を果たすもりおか女性センター（以下、「当センター」）では、DVの未然防止にも力を入れている。その取組の1つとして、大学生・専門学校生を対象に「ユースリーダー養成講座」を実施して、デートDV予防講座を行う学生を養成し、県内の中学校・高校での出前講座を行っている。学生による主体的な出前講座の企画・実施は、男女共同参画を推進しようとする意識を醸成するだけでなく、学習支援者としての力量形成を促している。また、出前講座は、中高生にとっても、年齢の近い身近なロールモデルに接する貴重な機会となっている。

≫ 企画にあたって—企画の前提・背景、地域の実情、施策やプランの方針・位置づけ等

当センターは、平成18年4月より特定非営利活動法人参画プランニング・いわてが指定管理者として管理運営を行っている。DV防止については、「盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」（平成21～25年度）において、市が配暴センターを開設することとされており、平成21年度から当センターが市から委託を受け、配暴センターとしての機能も果たしている（この機能は、指定管理業務の外に位置づけられる）。

盛岡市は、顕在化しているDV被害者数が多い。配暴センター機能を持つ以前は、当センターに相談に来る被害者を県の配暴センターにつないでいたが、そうすると、その後、その被害者がどのような支援を受け、どのようにすごしているかが自分たちにはわからなくなる。そこで、被害者を継続して支援できると良いと考え、配暴センターの委託を受けることにした。

「盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」では、「DV被害に気づく環境づくりと暴力を許さない地域社会づくり」において、「学校や地域での教育の充実」が推進されることとなっている。中学校・高校での「デートDV予防講座」を企画・実施する人材を養成する「ユースリーダー養成講座」は、配暴センターが設置された平成21年度から毎年実施されている。

支援体制を充実させると、相談がますます増えたため、DVを未然に防止するための取組についてセンター職員で検討し、平成22年度からは、国が行う「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせて街頭キャンペーン(イオンショッピングセンター等にて)も行っている(指定管理業務として実施)。平成25年度にはユースリーダーも参加して寸劇を披露した。

この他、平成25年度に行った若者を対象とした当センターの事業としては、「働きたいシングルマザーのためのパソコン入門講座」がある。この他、8回の連続講座「思いを力に変える、女性のためのエンパワーメント塾【基礎講座】」(女性対象)には若い女性も参加した。インターンシップや卒論の勉強に来る学生等も年に1、2名受け入れている。

➤ 事業概要—取組の概要、プログラム、連携、取組の工夫等

「ユースリーダー養成講座」は、配暴センターの事業として、市から委託を受け実施している。配暴センターが開設された平成21年度から開始し、平成25年度で5期目になる。講座の参加者は毎年7～10名程度。広報にあたっては、県内にある岩手大学、岩手県立大、盛岡大学、岩手医科大に、ちらしを配布している。応募してくる学生は、福祉系と看護系を専攻する学生が多い。平成24年度には、岩手医大の医学部と薬学部の学生が参加した。ほとんどは大学のゼミ生のつながりや、講座修了生の声かけ、スタッフがかかわる地域活動のつながり等によって集まっている。

中学校・高校への出前講座の日程が決まると、養成講座修了生にメールで連絡し、都合のつく人が参加する。多い時には5、6名が参加するが、時期によっては実習等があるため、学生1名スタッフ1名の計2名を最低人数として出向く。

出前講座の広報にあたっては、市の男女共同参画青少年課を通して教育委員会へ依頼し、教員の研修会や校長会等で前年度のうちにちらしを配布し、説明している。県の教職員組合の研修会からの依頼で模擬授業を実施したために、それを見た人からの依頼もあった。依頼のある学校の背景は、学校の中でデートDVが起きていることを把握している保健室の先生からの依頼や、津波で学校がなくなり問題を抱える生徒が多い学校からの依頼、卒業してから困ったことがあったらどうすればいいか、どこに連絡をしたらいいかを伝えたいという校長先生からの依頼等、様々である。平成24年度には中学校3校、高校4校、平成25年度には中学校4校、高校3校、他5（岩手県教職員組合、青少年問題連絡協議会、内閣府研修会等）で講座を実施した。

平成25年度盛岡市委託事業「DV未然防止及び被害者支援事業」

ユースリーダー養成講座

大切な人との
もっといい関係考えよう

この講座は、デートDV予防啓発のためのユースリーダーを養成する講座です。大学生・専門学校生のみならず、よりよい人間関係の築き方について学び、中学生・高校生に発信してみませんか。

【対象者】 子どもの育成に関心があり、中学校や高校等での出前講座に協力できる大学生・専門学校生
【募集人数】 20名 【受講料】 無料

日時	会場	内容
5月25日(土) 10:00~16:45	盛岡市総合福祉センター3F 講習室 (盛岡市2-2)	暴力の定義 デートDV~相手を尊重する関係を作る~ 思春期の生と性 アサーティブなコミュニケーションとは?
6月1日(土) 10:00~16:45	盛岡市民文化ホール 第1会議室 (盛岡駅西口 マリオス5F)	男女共同参画について ジェンダーってなんだろう ジェンダーの歴史 自分のジェンダーについて考える
6月2日(土) 10:00~16:45	"	オリジナルプログラムを考える
6月8日(土) 10:00~16:45	プラザおでっけ3F 大会議室 (中ノ橋通1-1-10)	オリジナルプログラムの実践 先輩ユースリーダープログラムと体験発表

【お申込み】
受付期間：平成25年5月20日(月)まで
①氏名 ②学校名・学年 ③メールアドレス ④電話番号 を電子メール又はお電話にてお申込みください。また、裏面をご記入いただき、FAX・郵送でのお申込みも可能です。
【お問い合わせ】
もりおの女性センター指定管理者：特定非営利法人参画プランニング・いわて
〒020-0871 盛岡市中ノ橋通1-1-10 プラザおでっけ5F
TEL: 019-604-3303 FAX: 050-2013-4750
Mail: moje@sankaku-mo.jp

主催 盛岡市 特定非営利活動法人参画プランニング・いわて



「ユースリーダー養成講座」プログラム

4日間（平成25年度は5月、6月の土日の12：00 - 16：45）

第1日：アイスブレイク aware 認定ファシリテーター 佐々木一憲

「大切な人とのもっといい関係を考えよう!」 副理事長 田端八重子

「思春期の生と性」岩手県立大学教授 福島裕子

「アサーティブなコミュニケーションとは」「オリジナルプログラムを考える①」

特定非営利活動法人湘南DVサポートセンター理事長 瀧田信之

第2日：「デートDV予防講座の導入方法」佐々木

「男女共同参画について ジェンダーって何だろう」理事長 平賀圭子

「ジェンダーの歴史 自分自身のジェンダーについて考える」平賀

「オリジナルプログラムを考える②」佐々木

第3日：「オリジナルプログラムを考える③④」瀧田

第4日：「オリジナルプログラムを考える⑤⑥」瀧田

「オリジナルプログラム発表とI&Yプログラム披露」

「デートDV予防プログラムの実践テクニック」瀧田

講座まとめ、閉校式（修了証授与）

修了生は、グループ「I&Y」として活動している。中学校・高校での出前講座では、養成講座で考えたプログラム（寸劇）を実演し、それをもとに中高生と話

し合い等を行う。受講する中高生の生活・家庭環境も多様であることから、講座を始める前に、中高生に対して、声を出してもかまわない、おしゃべりしてもかまわない、気持ちが悪くなったら声をかけて会場を出てよいというルールを伝えている。

≫ 男女共同参画の視点にかかわる工夫

当センターは、指定管理者業務としても、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発事業や街頭キャンペーンを実施する等、DV被害者支援およびDV防止に力を入れているところである。配暴センターの機能も果たし、女性に対する暴力を効果的に防止する方法として、大学生・専門学校生を対象とした「ユースリーダー養成講座」および講座修了生による中学校・高校への出前講座を実施している。養成講座の内容にも、ジェンダーや男女共同参画について、しっかりと学ぶ内容が盛り込まれている。学生は、主体的にプログラムづくりに加わり、中学校・高校でのデートDV予防講座で寸劇の実演や話し合いのファシリテーターを担当し、実施後の振り返りを行うことによって学習を深めている。参加者に看護や福祉を専攻する学生が多い点からは、職業として必要な対人関係等にかかわる力量も形成しているといえる。

≫ 成果・効果

講座修了生の次のような感想からは、学生たちがデートDVや男女共同参画について意欲的に学び、それら学んだことを中高生に伝えるための具体的な活動につなげたいと考えていることがわかる。

〔平成25年度講座修了生の声〕

- ・生徒の反応に応えることも臨機応変にしなければならないので、たくさん現場に出たいと思った。今回一番得をしたのは学んだ私たちであり、それをむだにしないように、たくさんの人に伝える機会があるとよいと思った。
- ・デートDVの基盤となるジェンダーバイアスやその歴史等、今まで知らなかったことを学べてとても興味深かった。また、日本が男女平等になることがいかに難しいかをあらためて考えさせられた。
- ・普段は学べないようなことを学べ、貴重な体験をすることができて本当によ



かった。グループワークでは自分の意見だけでなく、他の人の意見もたくさん聞いて、自分にとってとても良い刺激になり、良い挑戦になった。今回のプログラムを、是非高校でロールプレイしてみたいと思った。

出前講座では、司会進行や中高生との応答も大学生が担当している。初めは十分には対応できなくても、しばらくするとうまくできるようになり、人前で話をしたり、対話をしたりする実践の場となっている。帰りの車の中等では振り返りを行い、グループワークの対応で困ったこと等を話し合う。中高生も、年の離れたセンター職員が問いかけるより素直に受け答えをしていることから、若い人にデートDVについて伝えるには若者同士が効果的であり、相乗効果が高いと考える。

出前講座のために声をかけると、学生は積極的に参加している。自分たちにとっても楽しみであり、やりがいがあると、彼ら自身が話していることから、この活動が自分たちにとって役に立っていることを感じている。

学校現場からの依頼は増えており、大学生を連れてきてほしいという要望は多い。岩手県は、大学進学率が全国で最も低い県であり、高校によっては、大学生に接する機会がほとんどない場合もある。出前講座で訪問したそのような学校では、進学する気持ちを持たない子が多いが、大学生がいきいきしている姿をみると希望を持つことができ、いいモデルになると教員が話している。

≫ 今後の展望と課題

DVにかかわる相談件数も多く、出前講座に行ける人員は限られている。年間の出前講座が10校になるときついですが、今はそれに近い。市内だけでなく市外まで対応することに批判がないわけではなく、依頼が多くなると、市内の学校からの依頼を優先せざるを得ないこともある。しかし、市外にも講座実施の必要性が高いところもあり、検討課題となっている。被災地の学校は特に必要性が高いと考え、車で片道3時間かかる高校からの依頼にも、復興支援・被災地支援として出向いている。

(飯島 絵理)

6 学生の活動支援等、 個別ニーズに合わせた課題解決型事業の展開

機関名：静岡市女性会館

〒420-0865 静岡市葵区東草深町3番18号

Tel 054-248-7330

<http://aicel21.jp/>

【事業名】

大学生による無償学習教室
「宿題カフェ」の活動支援（他）

≫ 取組の特色

静岡市女性会館では、地域における施設の役割と位置づけを明確にし、市内の他の社会教育施設との差別化を図るため、困難を抱えた女性や、これまで来館者が少なかった若年の働く女性等、対象を絞った講座の企画・実施や個別のニーズに対応し、意識啓発や学習型の事業から課題解決型の事業への転換を図っている。そのため、平成24年度からは、新たに「個別サポート」事業を立ち上げ、「キャリア相談」等の相談および「居場所の提供」をこの中に位置づけた。

大学生からの依頼で始めた中学生のための無償学習教室「宿題カフェ」活動の支援も、この「個別サポート」事業の一環として行い、大学生の活動や力量形成を支援している。その他、若者無業女性の支援に際し、回復度にあわせて施設の他の事業につなげる等、周りにある様々な機能や人的資源を活用し、個別のニーズに合わせた柔軟な取組を広げている。男女共同参画推進の拠点としてのあり方を模索するにあたっては、職員も学習を重ね、支援者として必要な資格を取得する等、力量形成を図っている。

≫ 企画にあたって—企画の前提・背景、地域の実情、施策やプランの方針・位置づけ等
静岡市女性会館は、葵生涯学習センターとの複合施設である。市内には生涯学

習センターが11館、清水地区には小学校区ごとに生涯学習交流館もあり、公共の社会教育施設が多く設置されている。当会館は、平成19年度に指定管理者制度が導入された。平成7年度より当会館で開始された人材育成塾「アイセル女性カレッジ」の1期から6期の修了生が中心となって立ち上げた「(特非)男女共同参画フォーラムしずおか」が指定管理者となり、現在2期目(平成24～29年度)となる。当会館の運営にあたっては、法人の理事会において、市内に1つしかない男女共同参画推進の拠点である女性会館が、他の社会教育施設と同じような講座をしてはダメだという指摘があった。そこで、困難を抱えた人、来館してもらわなくてはいけないのに来館してもらっていない人はだれかについて職員で話し合い、20～40歳代の働いている女性たちが女性会館をあてにしていないことが問題として浮かび上がった。

当時、2年間連続定員割れなしということのを売りにしていたが、定員割れをしてもいいからニーズに応じていく覚悟をした。そして平成21年度に、非正規雇用で働いている、または求職中の20～30歳代の女性を対象に、「正社員で働きたい」という講座を行った。すると、なかなか帰らずに残って個別相談をしたいという人もいたために、その後、女性のキャリア相談や転職相談を少しずつ始めた。現在はこれらを「個別サポート」事業のキャリア相談とし、「女性のための就職・転職相談」(再就職や転職を考えているおむね40歳代以下の女性)、および「働き続けたい女性のキャリア相談」(転職やキャリアアップを図りたいおむね40歳代以下の女性)を実施している。

平成22年度には文科省委託事業「女性のライフプランニング支援総合推進事業」を受託し、30歳前後の独身女性に焦点をあて、ライフプランニングにかかわる連続セミナーを実施した。平成23年度には、タリーズコーヒーを会場に、2カ月に1回、身近な女性が事例となる「ロールモデルカフェ」を行った。これらの参加者は、正規雇用者がほとんどだったため、もっと困難な立場にある女性を対象にしようということで、平成24年度には、「働く女性のためのわたしプロデュース」(正社員以外で働く1980年以降に生まれた女性20名対象、全3回)、平成25年には「男女共同参画週間記念講演 安心して働きたい2013～しあわせに働ける社会へ～」(20～30歳代の男女もしくはその支援者30名対象)を実施した。若年無業女性への取組としては、横浜市男女共同参画推進協会が行う講座を参考にして、

平成22年度から実施している「ふみだす女子のパソコン&しごと準備講座」（働きづらさに悩む39歳までの独身女性対象）は、平成25年度で5期目になった（初年度のみ年2回実施）。

外部資金の獲得や連携は積極的に行っており、平成25年度には日本女性学習財団との主催で「女子限定プレ就活セミナー」（女子学生20名対象）を静岡県立大学キャリア支援センター・男女共同参画推進センターと共催し、大学を会場に実施した。その他、学生を対象としたDV防止出前講座を、静岡県立大学や清水看護専門学校、静岡看護専門学校等を会場に実施している。また、ウィメンズセンター大阪が全国で開催している「もっと知りたい女（ワタシ）のカラダ全国キャラバン」に応募し、「私のカラダを『いいね!』に変える静岡女子会」（20・30歳代の女性対象、100名対象で100名以上の申し込み、協賛：大塚製薬株式会社）を開催した。

▶ 事業概要—取組の概要、プログラム、連携、取組の工夫等

「静岡学習支援ネットワーク」の無償学習教室「宿題カフェ」活動支援

大学生のグループ「静岡学習支援ネットワーク」（静岡県立大学、静岡大学、常葉大学の学生14名が平成24年2月に結成）が行う中学生を対象とした学習支援活動を支援している。この学習支援は、有料の塾に通えない、あるいは家庭環境が複雑で勉強できる環境にない中学生に対して無償で行うものである。熱海で活動をしていた静岡県立大学の女子学生が、静岡でも活動を始めたいと考え、大学の教員に相談したところ、交流のあった当会館館長に相談するよう助言があった。当初は、定期的に会場を提供するために必要な手続きとして、市の男女共同参画・市民協働推進課を通じて教育委員会の許可を取っていたが、支援をさらに円滑に行うために、平成24年に立ち上げた「個別サポート」事業の一環として、この取組を事業化した。

「宿題カフェ」は、基本的には毎週金曜日18：30－20：00に開催している。その前後に準備や打ち合わせ、反省会、ケース検討会を行う。当会館職員はこれらにはほとんど入らないが、メーリングリストにスーパーバイザーとして入っていて活動報告等を受けている。学習支援の対象となる中学生は、大学生が面接をし、困難度が高い人から受け入れているため、母子家庭やDV被害のある家庭も多い。

学生だけで心配な面接には職員が立ち会うこともある。DV被害者の父親の来館等、万が一のことにそなえて、中学生のリストを共有している。大学生たちは、季節ごとに1回、学習教室を中学生にとっての心地よい居場所にするためにイベントも開いている。新聞等に取り上げられ、活動が徐々に知られるようになると、参加を希望する中学生が増え、平成25年度からは、当会館の他に児童館と学習交流館の市内の全3カ所に活動を広げている。

ふみだす女子のパソコン&しごと準備講座2013

10/16～11/22の全15日間 対象：働きづらさに悩むおおむね39歳までの独身女性

パソコン講座 8回13：30～16：30 しごと準備講座 7回10：30～15：00

内容：「ころをほぐしてわたしらしさ再発見」「ときめきコラージュ～イメージ力で未来を描く～」「自分の声を知る実技」「なごみカフェ体験」「わたしの気持ち大切に～コミュニケーションのしくみ～」「プロが教えるメイクレッスン」「フォトグラファーの証明写真撮影会」「おしごとマナーの基礎知識」「ころを楽にする呼吸法」「将来に向けて・先輩受講生の話」「修了式」

この講座に参加した女性の個別相談から、居場所づくりの必要性を感じ、毎月1回「ふみ女交流会」を開催し、当事者の交流・情報交換を支援している。日曜日の11時頃から17時まで、「いつ来てもいい、いつ帰ってもいい」という約束で行っている。1回に10名程度が参加。一番集まる昼すぎに職員が立ち会い、近況報告をしてもらっている。

≫ 男女共同参画の視点にかかわる工夫

職員は男女共同参画について常に学習し、先見性を養うよう心がけている。当法人の理事からは、当事者性だけで仕事をしていると、10人足らずの職員の当事者性などあつという間に底をつくと言われている。そこで、月2回の休館日のうち1回を職員研修にあて、第2次と第3次の国の基本計画を読み比べたり、白書や文献を読んだり、分担でレジユメを書き発表したりして、力量形成に努めている。これらにより職員の意識も大きく変わった。また、職員が積極的に資格を

取得し、パソコンインストラクター、キャリア・コンサルティング技能士、消費生活相談員、ファイナンシャルプランニング技能士、イラスト等、専門性や得技を活かし、講師や相談員を務めたり情報誌等のデザインや編集を内部で行うことで、予算をおさえつつ効果的な事業の実施を可能にしている。

「宿題カフェ」の支援については、学生から会場使用の相談があり、市に許可を取って部屋の提供を始めたが、参加する中学生がいきいきしてくる様子や、大学生の活動支援が中学生の母子家庭支援にもつながること等から、当会館で継続的に支援する意義を確認し、事業化している。大学生は図書を借りたり、当会館が実施する講座に参加したりして、男女共同参画について知る機会になっている。平成25年8月に行われた国立女性教育会館主催の「男女共同参画推進フォーラム」では、静岡市女性会館の取組としてこの大学生が活動を報告、また平成26年2月には、グループと当会館との協働で「静岡学習支援ネットワーク公開学習講座・活動報告会 広がる学習支援の輪～子どもの貧困を考える～」を実施する等、男女共同参画の視点での意味づけを行いながら、個々の人材や活動を丁寧に支援している。

≫ 成果・効果

「宿題カフェ」の活動を行っている静岡学習支援ネットワークは、上述のような学習活動や活動報告の機会を広げながら、支援活動を継続し、現在は、市内3つの会場で教室等を開いている。

「宿題カフェ」の活動が知られるにつれ、学習支援を希望する中学生は増えつつあ

平成25年度 静岡市女性会館協働講座
静岡学習支援ネットワーク公開学習講座・活動報告会

広がる学習支援の輪 ～子どもの貧困を考える～



講師：湯浅 誠さん
(社会活動家)

勉強しなくてもできない子どもたちがいます。日本でも社会問題となっている子どもの貧困問題。無償の学習支援を行う「静岡学習支援ネットワーク」の活動報告や、湯浅さんの講演を公開させていただきます。貧困について一緒に考えます。

- ①学習支援教室事業の活動報告
静岡学習支援ネットワークが運営を開始して2年、3年目突入を前に、学習支援教室事業の報告を行います。
- ②基調講演 (湯浅 誠さん)
「子どもの貧困の現状と対策」
- ③意見交換会
参加者の皆さんと一緒に、自由に意見を交換します。

日時：2014年2月23日(日)13:00～16:30
(12:45より受付)

会場：アイセル 21(静岡市女性会館) 4階 研修室
対象：子どもの貧困に関心のある人 50名(先着順)
講師：湯浅誠さん(社会活動家)
参加費：無料
申込方法：1月24日(金)10:00より、申込み受付開始(先着順)。
電話で女性会館までお申込みください。
Tel：054-248-7330 (受付時間：平日 9:00～17:00)

*取材をご希望の方は、その旨と取材方法を女性会館 (054-248-7330) までお申し付けください。
【主催】静岡学習支援ネットワーク/静岡市女性会館

り、半年に1度ずつ、女性会館にて活動報告会を行っていることから、学生を応援する市民も増えている。年度末には保護者への報告会も行っている。参加者は少ないものの、直接、保護者からお礼の言葉が聞けることは学生の励みになり、活動のモチベーション向上にもつながっている。

平成26年度には代表が交替する予定であり、NPO法人化も準備している。積極的に勉強会を行い、危機管理マニュアルの見直しにも取り組むなど、積極的に責任を持って活動していることはすばらしい。新しく仲間になる大学生のために、誰でもかかわれるしくみづくりに取り組んでいることも評価できる。

また、「ふみだす女子のパソコン&しごと準備講座」は、修了者1名の変容を例にあげると、中学からひきこもっていた女性が、女性会館に通い、キルトカフェ¹⁾に参加したりするようになった。また、図書コーナーで書架整理を週2日、有償インターンシップとして行った後、少し自信をつけたので、就労支援の団体につなげて一泊二日の合宿にも参加した。その女性は、電車に乗ったこともしばらくなく、怖いということだったので、職員1名が同行支援し、会場まで送り届けた。その後は行動範囲も広がり、一人で面接を受けに行き、週3日のアルバイトを始める等、見違えるように変わった。

講座参加者の個別相談から居場所づくりをしたり、参加者をキルトカフェや図書コーナーの有償のインターンシップにつなげたり、「宿題カフェ」の活動支援を事業として位置づけたり、当会館の持つ機能や資源をうまく活用しつつ、支援が効果的に行えるための循環がうまく行われている。

≫ 今後の展望と課題

「宿題カフェ」は大学生の行う支援活動であるため、卒業時には活動を終える者がほとんどである。そのため、支援する学生を毎年、募集しなければならない。アルバイトではないので、その理念を共有する仲間を増やし、持続可能なしくみをつくるのが課題である。平成26年度から、これまで代表を務めていた女性が、1年間大学を休学し、女性会館で有償のインターンシップをしながら、「学習支援」

1) 「キルトカフェ」当会館で活動している手芸グループとのつながりから事業化し、自主活動も含めて月1、2回集まりキルトを製作、被災地や乳児院に寄付した。現在は「しずおか Quilt」というグループを作り自主活動として毎週、キルトカフェを開いている。

自信をつけて働きたいガールズ応援

受講無料 女子限定

ふみだす女子の パソコン&しごと準備講座 2013

「人間関係がちょっと苦手」…
「ついつい周りの人と比べてしまう」
「今の状況を何とかしてたくて気持ちだけが焦る」
「社会に出てやっていけるの不安」
「誰もわたしの気持ちをわかってくれない」
「仕事に就いても、なかなか続かない」

仕事に役立つパソコンスキルを身につけたり
ものごとの視方を覚えて、自分に自信をつけたり
同じ思いのガールズばかりだから安心
ゆっくりに、じっくりすすみます



10/16(水)～11/22(木) (全15日間)

- 会場 静岡市女性会館(アイセル21)4階42集会室、研修室ほか
- 対象 働きづらさに悩むおむね39歳までの独身女性 15名(お1人様のみ方は対象外となります)
※原則として「パソコン講座」「しごと準備講座」の両方に参加可能な方が優先。
- 参加費 無料
- 申込方法 10月10日(木)午後5時必着で、中面の受講申込書を直接持参、または
い(応募者多数の場合は抽選)。当選された方のみ受講票を発送します。
※9月の募集で応募した個人情報は、本講座受講管理業務および講座案内のためにのみ利用させていただきます。
- 申込先 〒420-0865 静岡市東区東草深町3-18 TEL.054-249-7330 (電話受付)

主催：静岡市女性会館

パソコン講座

しごとに役立つパソコン操作を基礎から学びます。少人数でゆっくり進めます。何でも、何でもお気軽に相談してください。パソコン経験の少ない方でも安心です。
※時間はすべて13:30～15:30(13:15受付開始)。女性スタッフが講師を務めます。
※Windows7、Microsoft Office 2010、Windows Liveメール 2011を使用します。

開催日	内容	詳細
10/16(水)	ガイダンス① パソコンの基本操作 ワード「基本操作」	パソコン基本操作 ・文字入力 入力の流れ ・保存 ・簡単なレイアウト
10/18(金)	ワード ビジネス文書とレイアウト	文書作成の流れ ・ページ設定 レイアウト ・表の作成 ・印刷
10/23(水)	ワード 「表や絵を入れる」	訂正 ・切り取りとコピー 表の編集 ・図形挿入と絵の挿入
10/25(金)	インターネット入門 ビジネスメール	インターネットのしくみ ・メールの作り メールの仕組み ・ビジネスメールの書き方
10/30(水)	ガイダンス② インターネットとメールの活用	メールの活用方法 ・添付、圧縮の方法 セキュリティについて
11/1(金)	エクセル 「基本操作」	基本的な操作 ・便利な入力方法、修正 簡単な計算式 ・データの消去
11/6(水)	エクセル 「表の作成1」	表の作成と編集 ・グラフの作成 実務で使用される関数
11/8(金)	エクセル 「表の作成2」	絶対参照 ・表のコピーと移動 ワークシートの操作

しごと準備講座 ※昼食は各自でご用意ください。

※「なごみカフェ」と「フォトグラファーの証明写真撮影会」の終了時刻は15:30です。

日程	10:30～12:30	13:30～15:00
11/12(火)		こころをほくしてわたしらしさを再発見
11/14(木)		ときめきカラージュエリーメイキングで未来を描く
11/15(金)	自分の声を知る実践 フリアアワクラー 藤山理恵さん	なごみカフェ体験 ※
11/18(月)		わたしの気持ち大切に「コミュニケーション」のしくみ
11/19(火)	プロが教えるメイクレッスン ザ・ボジティブアレーナー	フォトグラファーの証明写真撮影会 ※ フォトグラファー 望月やす子さん
11/21(木)	おしごとマナーの基礎知識	こころを築くための呼吸法 ヨーギンストリクター 藤橋美加さん
11/22(金)	将来に向けて「先輩受講生の話	修了式

問い合わせ先：静岡市女性会館

〒420-0865 静岡市東区東草深町3番18号
TEL.054-249-7330 FAX.054-246-7833 <http://acc21.jp>
アクセス
バス：静岡駅北口10番のりばより東車、県立病院前高松線
「アイセル21」前下車
徒歩：JR静岡駅北口より30分、静岡駅前南駅より20分
※駐車場は台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。



の組織化としくみづくりに取り組む予定である。女性会館で働くことによって、今後の活動にさらに男女共同参画の視点が反映されることを期待したい。

「宿題カフェ」と「ふみだす女子のパソコン&しごと準備講座」の2つの事業を通して、経済面から将来の見通しを持つことが重要であることを実感した。「宿題カフェ」に通う中学生の保護者（多くがシングルマザー）には、子どもの教育費をはじめとする経済的な将来設計が不可欠である。また、「ふみだす女子のパソコン&しごと準備講座」の修了者をはじめ、若年女性にとっても、自立のためには経済的な将来設計が重要であるが、将来設計ができないまま、困難を抱えている場合が多い。その課題を解決するために、消費生活相談員の経験のある職員が、新たにファイナンシャルプランニング技能士の資格を取得した。その資格を活かして、平成26年度からは女性会館のサポート事業として「家計相談」を加えることになった。

また、困難を抱える若者の支援には、福祉分野とつながり連携を取ることが大切である。しかし、福祉分野では男女共同参画の視点が十分に考慮されていないことが課題である。女性会館が福祉分野と連携することで、男女共同参画の視点を加えた新しい支援の取組や試みにチャレンジしたい。

（飯島 絵理）

7 インターンシップで主体的な社会づくりの担い手になるきっかけを提供

機関名：川崎市男女共同参画センター

〒213-0001 川崎市高津区溝口2丁目20番1号

Tel 044-813-0808

<https://www.scrum21.or.jp/>

【事業名】

大学生インターンシップ

≫ 取組の特色

川崎男女共同参画センターでは、平成18年度から大学生（男女）を対象としたインターンシップ事業に取り組んでいる。インターンシップでは、学生たちの主体的な活動を促し、男女共同参画の基礎についての学習や、地域で働く人へのインタビュー、他の事業と連携した若者向け冊子の作成等を通して、多様な働き方、生き方を考える機会を提供している。毎年、県内や都内の多数の大学から学生が集まり、8期を迎えた「短期インターンシップ」の平成25年度までの修了生は133名になる。

≫ 企画にあたって—企画の前提・背景、地域の実情、施策やプランの方針・位置づけ等

川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）は、平成11年に開設され、平成18年度より、民間企業者で構成されるTEPCOパブリックサービスが指定管理者として管理運営を行っている。展開する事業は、「調査研究事業」「相談事業」「情報提供事業」「学習研修事業」「新ネットワーク事業」に分かれる。「新ネットワーク事業」は、当団体が指定管理を開始する際に新たに提案した事業であり、地域に根ざした男女共同参画の推進のために、団体や企業等、多様な市民のつながりを構築しながら新しい事業を展開していく取組である。

インターンシップ事業についても、平成18年の8月から事業計画に盛り込み実施している。それ以前は、30歳代以上の利用者が多かったため、若い世代にも男女共同参画を広めていくことをめざした。当初はインターンシップ事業を上述の「新ネットワーク事業」に位置づけて地域との連携および事業間の連携を重視して取組の基盤をつくり、後に「学習研修事業」に移行させた。

学生たちは、男女共同参画や当センターの存在について知らない場合も多い。そういった学生たちを対象として男女共同参画に関する講座を企画したとしても、センターまではなかなか足を運ばないことが予想される。学生がセンターを知り足を運ぶきっかけとして、インターンシップは有効であり、「働くこと」についてのテーマは興味を持ちやすいと考えた。インターンシップに参加することを通して、学生たち自身が主体的に社会をつくっていく担い手になるきっかけをつくってほしいと考えている。

≫ 事業概要—取組の概要、プログラム、連携、取組の工夫等

当センターで主に実施しているインターンシップは、「短期インターンシップ」と「長期インターンシップ」の2種類がある。「短期インターンシップ」は8月末の10日間に集中して実施するものであり、平成18年度より開始している。「長期インターンシップ」は7月下旬～翌年2月の約半年の間に60時間程度参加するもので、平成23年度より開始した。

短期インターンシップ

＜平成25年度＞

目 的：学生が主体的に身近な課題として男女共同参画を学べるきっかけをつくり、将来を見通した自己のキャリア形成に役立て、将来、男女共同参画社会の実現に貢献できるような人材育成を目的として実施する。

受入期間：8月20日（火）～30日（金）の25日（日）を除く全10日間
（8月19日（月）は参加必須のオリエンテーション実施）

実習時間：9：30～17：00

対 象：大学3年生以上の就職活動予定者

課題解決型 インターンシップ生募集

働くってどういうこと？
バイトと何が違うの？
いっしょに、働いて、汗がきながら、
「はたらくっておもしろい！」を体験しよう！

1

どんな課題に取り組むの？

- 先輩がサポーターとして参加するので安心！
- 他大生、職員、地域の方と一緒に取り組みます！

学生と地域社会をつなぐ

- (1) はたらくっておもしろい！を発信へブリッジインタビューの運営
「はたらく」と一口に言っても、働き方は、さまざま。地域の職人をチームで取材し、さまざまな価値観を社会に発信していきます。働く前に知っておきたいこと、男女共同参画をもっと身近な自分ごととして考えるチャンス！就業体験だけでなく、学習時間も。
- (2) はたらくをテーマにビトつながりへブリッジカフェの企画運営
聞いて終わじりや物足りない。もっと働く思いも聞いてみたい。その人たちをつないでたら、新たなご縁も生まれるかも……そんなワクワクする「ブリッジカフェ」の企画にもチャレンジします。

2

募集概要

- 【受入期間】 8/20(火)～30(金)のうち全10日間 ※25(日)を除く
※8/19(月)オリエンテーション実施(10:00～※参加必須)
- 【実習時間】 9:30～17:00
- 【条件】 全日参加可能であること、実習前に大学経由で保険に加入すること
- 【対象】 大学3年生以上の就職活動予定者(H25/4/1現在、学部学科不問)
- 【募集人数】 15名
- 【申込方法】 (1)履歴書 (2)自己紹介書 (3)志望用紙(当センター所定)を来所が郵送で提出
※各種書類は、当センターホームページからダウンロードできます。
※履歴書・自己紹介書は大学指定のもので代用可能です。
- 【申込期間】 6/1(土)～7/12(金)必着 ※来所は17:00まで
- 【選考】 書類及び面談
※面談は、7/17(水)か20(土)のいずれか1日、1時間程度(時間応相談)
(会場) すくらむ21
- 【参加決定】 8月上旬以降メールにて個別に通知します。

問合せ・申込み

昨年度の様子・募集詳細は

すくらむ21

川崎市男女共同参画センター

(R)南武線「武蔵溝ノ口駅」、東急田園線

〒213-0001 川崎市高津区溝ノ口2-20-1 TEL: 044-813-0

E-mail: scrum21@scrum21.or.jp URL:

* 知らないって、ワクワク！
踏み出そう！飛び出そう！

募集情報

長期インターン 2013

1 どんな課題に取り組むの？

生み出す
①講義の企画から実施まで一貫し取り組む。
取り組みテーマは、「女性の視点を活かした防災・減災」「DVの予防」

働き学び・まとめぬ
②キャリア支援冊子「はたらくっておもしろい」の制作に関連した取材＆編集
(地域でイキイキ活躍するNPOや起業家・中小企業の事業者への取材など)

視野を広げる
③まったり、イベント、展示、DVD制作等の各種事業における支援

2 インターンシップ概要

やってみたい、気持ちが大事だから。

【研修期間】 2013年7月下旬～2014年2月の中で80時間程度
火曜・金曜のいずれか。(※勤務日は面談時にご相談)月8～10時間程度)

【対象】 大学2年生～大学院1年生 3名 (学部・学科不問)

【申込方法】 期間 6/4(火)～7/5(金) ※郵送必着
必要書類 履歴書、長期インターンシップ申込用紙
(ホームページより、申請用紙をダウンロードください)
選考あり。7/8～11日の期間中(書類審査、面談にて)

【オリエンテーション】
併行にあつた業務内容の説明、注意事項や日誌提出等について説明いたします。
※面談までに、必ずセンターの場所、ホームページから業務内容について確認してきてください。

●所在地 〒213-0001 川崎市高津区溝ノ口2丁目20番1号
●担当 川崎市男女共同参画センター事務局 長期インターンシップ担当
●TEL: 044-813-0808 / FAX: 044-813-0884
●URL: http://www.scrum21.or.jp e-mail: scrum21@scrum21.or.jp
●最寄り駅 南武線「武蔵溝ノ口駅」、東急田園線中環・大井町線「溝の口駅」徒歩10分

募集人数：15名

参加者：平成25年度（8期生）21名（女性12、男性9）

都内および県内を中心とした16大学の学生が参加

内容：前半は、センターの意義や男女共同参画についての理解、および仲間づくりを行うことを目的とした内容で、各コマに講義だけではなくワークショップを含めている。後半は地域のさまざまな分野で働く人へのインタビューを行い、冊子を作成している。

(1) 5つの共通プログラム

8月20日 午前 「はたらく」ってどういうこと？

講師 北村葵（高津養護学校おやじの会）

午後 「ディズニーエンタテインメントに学ぶホスピタリティ」

講師 鈴木淳（エンタテイナー）

8月21日 午前 「はたらしながら、結婚も子どもも」

講師 須田万里子（合同会社人材ドッグ、OKCafe 主宰）

午後 「学生記者養成インタビュー講座」

講師 大越元（株式会社シゴトヒト、日本仕事百貨ライター）

8月23日 午前 「デートDVに学ぶ＊お互いの気持ちを尊重しあえるコミュニケーション」

講師 阪口さゆみ（エンパワメントかながわ）

(2) 2つのプロジェクト

①はたらくっておもしろい！を発信～ブリッジインタビュー

働くことにかかわる様々な価値観に触れ、働く前に知っておきたいことや、ワーク・ライフ・バランス等の男女共同参画に関するテーマを身近に考える機会として、学生の興味関心に基づいて16名の取材対象を取材した。学生を4つのチームに分け、3日間かけて取材してまとめ、HPに掲載した。

②はたらくをテーマにヒトつなぎ～ブリッジカフェの企画運営

働くことをテーマとしたワークショップ「ブリッジカフェ」をグループ別に企画し、コンペを行った。コンペで残った案のよいところを統合して企画を練り直し、学生が運営メンバーとなり実際に開催した。

(3) 「ブリッジカフェ」の開催

日 時：平成25年12月6日(金)19:00-21:00 すくらむ21 2階第1・2研修室

内 容：「はたらく」をテーマとした交流とトーク

- ①アイスブレیکنング（自己紹介ゲーム） ②テーマトーク プライベートの時間はどう確保するの？ なんのために働くか？ など ③フリートーク（30分）

参加者：49名（学生22名、社会人27名）

長期インターンシップ

受入期間：7月下旬～翌年2月の中で60時間程度、月8～10時間程度

対 象：大学2年生から大学院1年生 3名

主な内容：

- ①講座の企画から実施まで一から取り組む。テーマは「女性の視点を活かした防災・減災」「DVの予防」
- ②地域で活躍するNPOや起業家・中小企業等の事業者への取材およびキャリア支援冊子「はたらくっておもしろい」の編集
- ③まつり、イベント、展示、DVD制作等の各種事業における支援

長期インターンシップは、社会教育指導主事の資格を取得するために参加する学生も含まれる。センターで実施している事業とつながりつつ自分の関心にそったテーマに取り組んでいる。実際には学生の取組によって100時間くらいになることもある。

夏期インターンシップは、参加によって単位認定される大学もあるが、就職に有利なため夏休み期間中にインターンシップに参加するという学生もいる。8月末の実施は、学生にとって都合よいためだけでなく、当センターにとっても、従来の利用者は子どもが夏休みで家のことが忙しい等、センターの利用率が落ちる時期であり、他の事業と重ならず実施できる。

男女共同参画やジェンダーについて学んでいない多様な学部から学生に参加してほしいと考え、公募という形をとっている。事業実施2年目には、大学キャリアセンターのキャリアカウンセラーの自主勉強会で事業趣旨等を説明したりし

た。その後、先輩が後輩に紹介する等もあり、現在は10校以上のさまざまな大学からの参加がある。自分一人で応募する学生や、大学から、障がい者や外国籍の学生、コミュニケーションがとれない学生等の受け入れの要請もある。応募のあった学生は、基本的に全員受け入れている。

参加者は途中で脱落することもなく、毎日参加している。活動にあたっては、グループ内で役割を決め、一人ひとりが自主的にかかわるように促しており、学生同士も気にかけている。参加した次の年には就職活動を終えた学生がサポーターとして入り、職員の考えを伝えたりして仲介してくれることも、欠席者がいないことにつながっていると考えられる。

毎年、「はたらくっておもしろい」をテーマにしている。地域の人に会って話を聴くことで、様々な職業の多様な価値を持った働く大人と実際に接して学んでもらう機会を提供している。企業が提供するインターンシップとは、この点において大きく異なっていると考えている。

短期インターンシップ参加者の希望者および長期インターンシップ参加者は、その年度の他の事業と連携して実施する冊子作成等の活動にもかかわっている。これまでの活動および成果物の例として、以下のようなものがある。

- ・デートDVについて、短期・長期の学生に新人職員も含めてワークショップを行った後、パネルを作成（パネル作成にあたっては関連団体もかわり助言）。大学での掲示を自分たちで交渉し、学生の反応も観察する。また、相談ダイヤルの広報企画を考案、啓発グッズとしてしおりとツメやすりを作った。しおりは、次年度以降のインターンシップ参加者が、配布のために直接書店に出向き依頼して置いてもらう等の活動もしている。
- ・センターの案内パンフレットを外国籍の人にもわかりやすいものに改善した（国際交流センターを訪問し助言ももらう）。
- ・「女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクト」の中で、若者向けの冊子「ひとり暮らしの女性のための防災



啓発グッズのしおり
裏面は相談ダイヤル

BOOK」を作成した（短期プログラムではテーマ1つで5人のチーム。インターンシップ期間終了後、3名が残り、長期の学生が加わる形で職員とともに作成）。

インターンシップ事業の予算は、約20万円（短期インターンシップの講師謝金等）。成果物は他の事業予算から捻出している。短期インターンシップおよび他事業と連携して実施するため、長期インターンシップ自体にはほとんどお金がかかっていない。インタビューに行く際の交通費は支給しているが当センターに通うための交通費は自己負担。

≫ 男女共同参画の視点にかかわる工夫

インターンシップにおいて男女を対象としているのは、男女共同参画の推進が男女ともにかかわる課題であり、男女で解決していくことを認識してもらうためである。インターンシップ中は、男女別々で行動したり、リーダーが男性に偏ること等があるため、仕事の分担や進め方は意識的に助言し、同等に評価するようにしている。

企画や広報にあたっては、男女共同参画を前面に出すと、関心のある人、あるいは既に学習している人ばかりが参加するという状況になってしまう可能性がある。関心のある人だけでなく、関心のない学生にも参加してもらうことを意図している。これは若年層を対象とした事業に限らず、様々なテーマについて企画したものを、どのような切り口で男女共同参画につながる事業にするかということが大事だと考えている。この点については、月1回程度、研修会を実施し、職員の共通理解を図っている。

インタビューの対象者は、学生の関心をもとに、職員が男女共同参画の視点を考慮し判断して決める。またインタビューをまとめる過程で、当センターが発行するものとして、どこにポイントを置くのかは職員が指導している。また、当センターの事業の企画や実施にかかわることも、学生が自ら男女共同参画の問題に気づいてもらうきっかけになっている。

学生には、補助的な作業をお願いするのではなく、当センターの事業を発展的に展開していくために行動する主体だということを体験してもらうよう心がけている。それが自分自身が社会をつくる担い手であることに気づき、学びを自分の

ものにしていくことにつながると考えている。

≫ 成果・効果

第1期生から第8期生の短期インターンシップ参加者の合計は133名（女性80、男性53名）となっている。参加した学生は、自主的にOG/OB会のメーリングリストをつくっている。当センターとしては、2月の「すくらむ21まつり」での自主企画の実施や年度内を期限とした企画実施等、実験的に活動できる機会を提供している。

インターンシップ事業の評価は、学生の変化（学生の振り返りシート）および他事業への貢献度で図っている。インターンシップ参加者には、開始する前に、今どういう気持ちでいるかを書いてもらい、最終日には振り返りをしている。業務日誌（予定と実績）を毎日つけてもらい、職員全員で分担する等して読み、コメントを記入している。

インターンシップ事業修了生の追跡調査も実施した（結果は「女性の再就職関連事業・インターンシップ事業修了者追跡調査報告書」（平成25年3月）として発行）。この結果からは、働くことについての理解は深まったことがわかるが、男女共同参画の視点は、明確には表れておらず、意識醸成にかかわる成果をどのように測るかは課題といえる。しかし、修了生には確実に変化がみられる。たとえば、インターンシップに参加する当初には結婚したら仕事を辞めると言っていた学生が、実際は、営業職に就職し、育休後復帰している。追跡調査等で自分の考えを男女共同参画の視点で言語化するのは難しいが、行動には表れている例といえる。インターンシップが変容のきっかけにはなっていると考えられる。

若年層とかかわることによって、職員も様々な気づきを得ている。また、学生が当センターで実施する講座等に参加して、一般の参加者が学生と一緒に学ぶことは、従来の参加者にとっても刺激になり、異なる価値観や意見を受容しながら自分たちを見つめ直すきっかけになっているといえる。地域で働く人へのインタビューでは、取組を通して地域の人材や事業所とのつながりを広げ、男女共同参画のすそ野を広げるきっかけをつくっている。インタビューには、インターンシップの担当職員だけでなく、他の職員が同行することもあり、職員が地域の実情について学ぶ機会にもなっている。

>> 今後の展望と課題

- ・短期インターンシップの受入は16名くらいが適当だが、今後、応募者が増えた場合、どう選考するかは課題である。時期を2回に分けても学生の予定に合わない場合がある。また、長期インターンシップは、どのようなテーマや内容にして事業を豊かにしていくか、力点の置き方が課題である。学生と市民が一緒になって考え合う機会は非常に有効だと考えている。
- ・インターンシップ事業のOG・OBを含め、20歳代の若者と当センターが、どのようにかわりを持ち続けていくか。この課題については、今年度の内閣府委託事業「現役と次世代がつながる女性活躍推進事業」においても、高校生・大学生と地域で活躍する30歳代の管理職女性をつなげる試みに取り組んでいる。

(飯島 絵理)

(2) 社会人を対象とした取組

キーワード ▶ 女性の活躍促進 人材養成 活動支援 まちづくり

8 若年女性によるまちづくり活動を支援し、次世代リーダーを育成

機関名：松江市市民部男女共同参画課

〒690-0061 島根県松江市白潟本町43番地

Tel 0852-32-1196

<http://www.city.matsue.shimane.jp/index.html>

【事業名】

次世代人材育成事業「松江市21世紀ウィメンズプロジェクト」

≫ 取組の特色

松江市では、市民と行政が協働し、平成23年度に「日本女性会議松江大会」が開催された。これをきっかけとして、男女共同参画を推進する次世代人材の育成が課題となり、平成24年4月に策定された市の総合計画（後期基本計画）にも「女性リーダーとなる人材を育成するための研究・提言活動への支援」が明記された。若年女性を公募して「松江市21世紀ウィメンズプロジェクト」を立ち上げ、1年を通してまちづくりに関する調査や話し合いを重ね、企画を実行したり、市長への提言を行う等、活動を続けている。男女共同参画課は、日本女性会議で得た庁内外の新たなネットワークも活用しつつ、まちづくり、地域活性化といった地域の課題をテーマにすることを通して、実践的課題解決型的女性リーダー育成を行っている。

≫ 企画にあたって—企画の前提・背景、地域の実情、施策やプランの方針・位置づけ等

松江市市民部男女共同参画課は、JR松江駅から徒歩約10分の松江市市民活動センターの3階にある。この松江市市民活動センターは、教育委員会が所管の「青少年支援センター」や「男女共同参画センター」が入った複合施設になっている。

男女共同参画課は、平成23年度に日本女性会議が松江市にて開催されたのを機に、市民との協働を図りつつ、より効率的に業務を進めるため、本庁から市民活動センターに移転し、公設公営である男女共同参画センター（プリエール）と同じフロアで業務を行うようになった。

この日本女性会議松江大会の開催は、本事業に大きな影響を与えた。本大会は、市民による実行委員会が主体となり企画・開催され、市民の男女共同参画に関する機運の醸成を図ることができた。こうした取り組みを維持・継続するためにも、男女共同参画を推進する次世代の育成が大きな課題として浮かび上がった。大会当日には、若者によるまちづくりに以前から積極的であった市長も足を運び、女性の次世代リーダー育成の重要性を認識したことも、本事業が円滑に進んだ要因となっている。平成24年4月に策定された松江市総合計画（後期基本計画・平成24～28年度）の「男女共同参画社会の実現」（第7章第1節2）の項には、早速、本事業（次世代人材育成事業（女性のリーダーとなる人材を育成するための研究・提言活動への支援））の実施が明記されることとなった。

➤ 事業概要—取組の概要、プログラム、連携、取組の工夫等

次世代人材育成事業（女性のリーダーとなる人材を育成するための研究・提言活動への支援）

「次世代人材育成事業」は、もともと政策部の所管で、公募により集まった若者を「松江市青年会議」としてグループ化し、まちづくりへの参画を支援する事業として平成23年に開始された。平成24年からは、日本女性会議松江大会で明らかになった上述のような課題を、この事業の1つとして組み込み「松江市21世紀ウィメンズプロジェクト」を立ち上げ、海外研修（派遣）と合わせて3つの取組を行っている。3つの取組のうちこの「松江市21世紀ウィメンズプロジェクト」のみが男女共同参画課の所管となっている。

本事業では、市民から募った若年女性が、まちづくりについて調査等を行い、調査結果を踏まえた上で提言および提言の実現に向けた活動を行う。平成24年度には、3グループに分かれて調査を実施。年度末に市長に向けた報告会を実施した。平成25年度は、引き続き調査を行うとともに、平成24年度の提言を実現するための活動を実施し、年度末には提言発表会を実施した。

〔平成24年度〕19名（書類による審査を経て応募者全員メンバーに） 予算30万円
 「松江市21世紀ウィメンズプロジェクト」のメンバーを募り（対象は市内在住・在勤・在学の18歳～40歳の女性）、7月に第1回プロジェクト会議開催。活動のテーマを「女性の活力とアイデアをいかしたまちづくり」とし、2回目（8月）には、ワールド・カフェの手法を使った企画案づくりとグループ編成（「観光・産業」「暮らし・子育て」「女性のキャリアアップ」の3グループ）を行った。以後、3グループごとにアンケート調査（「女性のキャリアアップ」グループによる市内女性を対象の調査）や関連施設の視察（「観光・産業」グループによる市内や出雲市の観光施設、「暮らし・子育て」グループによる公民館や民家カフェ等）を行い、それらの調査を踏まえて具体的な課題解決方法や地域活性化のアイデアを討議した。年度末の2月には、「平成24年度活動報告・提言発表会」を実施し、市長も出席するなか、メンバー全員がプレゼンテーションを行った。

松江市21世紀ウィメンズプロジェクト

平成24年7月、『女性のチカラで松江のまちをもっとくしょう!』と松江市21世紀ウィメンズプロジェクトが立ちあげられました。

…みんなで松江の未来を考え語り合い、そして実現してみませんか!!…

新規メンバー募集

○応募資格

- ・まちづくりに関心があり、地域活動等に積極的に参加する熱意のある人
- ・市内在住・在勤（学）の満18歳からおおむね40歳までの女性（H25.4.1現在 高校生を除く）

○応募方法

プロジェクトで取り組みたいまちづくりのテーマと内容を400字程度にまとめ、氏名・性別・住所・電話番号（学校）※市内在住の場合のみ、生年月日・電話番号を明記のうえ、下記事務局まで提出してください。（持参、郵送、FAX、メール）

○募集締め切り

平成25年5月15日（水）必着

○新規募集人数

10名程度（総数20名程度）

○任期

平成25年6月～平成26年3月

○選考方法

書類審査のうえ、選考結果を通知します。※応募書類は返却しません。

平成24年度の提言内容

- ☆観光・産業
- 観光窓口と年代が古顧客のみのカフェ、公民館兼観光とまち歩きを促すについて
- ☆暮らし・子育て
- 市の子育てカーニバルのミニシアター
- ローレルケアの交流施設（個人に呼びかけ）
- ☆女性のキャリアアップ
- 松江女子1000人アンケート
- 女子会が中心で交流スペース
- 詳しい活動内容・提言はこちら→
- 松江市21世紀ウィメンズプロジェクト事務局
- 松江市ホームページ
- http://www.1citymatsue.shimane.jp/kurashi/danjo/womenproject.html

事務局 松江市男女共同参画課 〒690-0061 松江市白鳥本町43 市民活動センター（ステックビル3階）
 Tel 0852-32-1198 Fax 0852-32-1191 Mail danjosankaku@city.matsue.lg.jp

〔平成25年度〕22名（うち11名が昨年度からの継続） 予算100万円

平成24年度の終わりにメンバーに対して継続の意向を確認し、継続を希望した11名に加え、新規メンバーを募集。2年目として、1年目に提案した企画の実行に向けた活動を行った。活動に必要な知識や力量の習得のため、個人のスキルアップを目的とした研修会をメンバー自身で企画し、公開で実施した（話し方、プレゼン、まちあるき体験等）。また、プロジェクト会議を繰り返し実施し、自分たちと同年代の女性のための居場所づくりやサイトの立ち上げ等、企画を具体化するための活動を行った。平成25年度の活動報告として、3月に開催された「プリエールフェスティバル」（男女共同参画センター事業）において「松江市21世紀ウィメンズプロジェクト提言発表会『まちづくりでツナグ☆アイデアセッション』」を実施した。

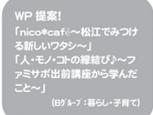
平成25年度プリエールフェスティバル同時開催

松江市21世紀ウィメンズプロジェクト提言発表会 『まちづくりでツナグ☆アイデアセッション』

とき 3月2日(日) 10:00~12:00
ところ 松江市市民活動センター(スティックビル)



WP 提案!
「プロデュース松江
~ウィメンズが広告塔に
なります~」
(A)グループ:観光・産業



WP 提案!
「nice&caf〜松江でみける
新しいワタシ〜」
「人・モノ・コトの織結び〜フ
アミサが出前講座から学んだ
こと〜」
(B)グループ:暮らし・子育て



WP 提案!
「あなたのコメがなえます!!
ピンクの稲トラプロジェクト」
(C)グループ:女性のキャリアアップ



Matsue



『まちづくりでツナグ☆イデ
アセッション』
WP(ウィメンズプロジェクト)と
一緒に松江のコト、まちづくり
のコトを話しましょう!!



参加申し込み・詳細は、
松江市21世紀ウィメンズプロジェクト事務局(松江市男女共同参画課内)まで
(TEL)32-1196 (FAX)32-1191 (Mail)dan.josankaku@city.matsue.lg.jp
(HP) <http://matsue-wp.com> facebookで活動情報発信中!!



活動にあたっては、男女共同参画課の職員1名が担当として、会議等の連絡調整や、必要に応じた他部局・他機関との調整等を行う。また、21世紀職業財団島根駐在代表（日本女性会議松江大会実行委員長）澤アツ子氏がオブザーバーとしてかかわっている。活動を実際のまちづくりにつなげていくためには、庁内他部局や市内外の関連機関との調整が重要であるが、これらの連携・調整を男女共同参画課が担うことで、効率的な事業展開を図ることができると考えている。

メンバーの募集にあたっては、地域の各種団体のほかに、日本女性会議をきっかけにつながった企業にも推薦を依頼している。依頼に応じた企業に対しては、メンバーの活動状況等を適宜報告する等、きめ細かな対応を行っている。

≫ 男女共同参画の視点にかかわる工夫

女性の社会参画や男女共同参画の推進にかかわる活動について、次世代リーダーが育っていないという課題に対応するため、庁内の関連機関や市内の企業と連携して事業を進めている。メンバーはフルタイムで働く女性が多く、活動は、平日の夕方や土日に会議や調査等を重ね、メンバーが自主的に課題解決に必要な力量形成ができるよう促している。より専門的な知識や情報等、メンバーが活動の発展のために必要と感じる学習については、2年次に増やした予算の中で、メンバーが自主的に講座等を企画する。企画や提言を具体的な形として実現させていくための支援をすることで、女性メンバーは、地域の課題を解決していく過程を経験し、地域や社会へ参画する意識を醸成している。

≫ 成果・効果

平成24年度の活動報告・提言発表会の際には、各グループが活動の成果としてさまざまな提案を発表したが、その中で「観光・産業」グループが提案したミネラルウォーターペットボトルのラベルに市の「縁雫（えにしづく）」のロゴを使用するというものについて、プレゼンテーションを聴いた市長が、すぐに実現できるとコメント。後日、課の担当者が水道局等と交渉し、市の水道水のペットボトルのラベルとして実現化した。平成25年度も、女性のための居場所づくりや観光のプロデュース等、まちづくりのためのアイデアを提案し、実現に向けた活動を行ってきた。これらのことは、女性リーダーの育成だけでなく、市の活性

化にもつながっている。

参加したメンバーからは、活動を通じて様々な職種の同年代の女性と交流ができたことや市の行政についての知識を習得できたこと、会議の運営やプレゼン方法などを学ぶことができ、自身のキャリアアップができたという声が多数あった。

また、担当者として、参加したメンバーが互いに身近なロールモデルとして尊重し合い、または、自らのリーダー像を模索する姿から、女性にとっての人材育成事業として、ロールモデルやメンターの存在は重要なポイントであることを再認識することができた。

本事業の周知が広がっていくにしたがって、庁内の審議会の委員や、民間のまちづくり関連プロジェクト等のメンバーの推薦の依頼がくるようになった。これまでに4名の女性が委員を引き受けて活動している。

また、この事業に参加することを人材育成として捉え、活動を業務の一環として認めている企業（団体）もある。このような期待には応えていきたいと考えている。

≫ 今後の展望と課題

3年目を迎える来年度の活動では、リーダーとしての資質向上のための学習事業や他の市民活動団体との連携や地域とのつながりを持つ機会を作るなど、より実践的なリーダー育成の方策を検討中である。

（飯島 絵理）

キーワード ▶ 働く女性 ロールモデルの提示 ネットワークづくり

9 働く女性を対象とした ロールモデルの提示と活動支援

機関名：公益財団法人日本女性学習財団

〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-8 日本女子会館

Tel 03-3434-7575

<http://www.jawe2011.jp/>

【事業名】

「キャリアサロン for Working Women」

≫ 取組の特色

「キャリアサロン」の取組は、当財団がこれまで対象としていなかった層（20～30歳代の働く若年層女性等）へアプローチする新しい試みである。大学教員をはじめとする財団事業関係者とのネットワークを集客や連携にも活かしている。全国の機関、団体・グループとの協働事業である「コラボレーション・セミナー」を通じた調査研究成果の普及等、事業展開や他機関との連携を効率的に行い、若年女性を対象とした取組を広げている。

≫ 企画にあたって—企画の前提・背景、地域の実情、施策やプランの方針・位置づけ等

公益財団法人日本女性学習財団は、財団法人日本女子会館として1941（昭和16）年に設立された。男女共同参画社会の形成に資する生涯学習および次世代育成の振興に寄与することを目的とし、「人材育成事業」「研究、調査の実施」「情報の提供」「関係諸団体との連携・支援」「日本女子会館建物の賃貸事業」の事業を実施している。本財団が管理運営する日本女子会館は、芝公園に面した東京都港区にあり、利便性の高い都心にありながら緑豊かな環境に立地している。

平成22年9月にAPECの女性リーダーズネットワーク（WLN）会合が催された際に、当財団が人材育成・教育分野の分科会「女性の生涯にわたるキャリア開

発を支える教育システム」を担当した。これをきっかけとして、女性の就労継続支援について取り組む必要性を確認した。また、当財団は、東京都港区という都心部にありながら、今まで企業とのつながりがほとんどなかったため、当財団の周知や連携を広げていくことが課題として浮かび上がっていた。そこで、平成23・24・25年度の3年計画で実施する調査研究「女性の生涯にわたるキャリア開発を支える教育システム」の一環として、モデル事業「キャリアサロン」を行うこととした。また、この「キャリアサロン」から派生して、参加者によるネットワークの場「プチ・キャリアサロン」や、学生による企画「早稲田×キャリアサロン」を実施している。

この他、当財団で実施している若者を対象とした取組として、全国の女性関連施設、生涯学習センター、大学等の機関、団体・グループ等との協働事業「コラボレーション・セミナー」がある。公募する3つの企画テーマ「女性のキャリア支援」「子育て支援」「地域活動・市民活動支援」のうち、「女性のキャリア支援」に女子学生や非正規雇用女性を対象とするものを含め、応募のあった複数の機関や団体と協働して、当財団が実施してきた調査研究の成果を活かした講座を行ってきた。平成25年度には、「キャリアしゃべり場@清泉－働く心に触れよう－」(清泉女学院大学・短期大学キャリア支援センターとの共催)や、「女子限定 プレ就活セミナー～これからの私、なりたい自分～」(静岡県立大学を会場にNPO法人男女共同参画フォーラムしずおかとの共催)を開催した。

▶▶ 事業概要—取組の概要、プログラム、連携、取組の工夫等

平成24・25年度「キャリアサロン」

平成24年9月より当財団が管理運営する日本女子会館5階に、学習・研究スペース「スペース We learn」をオープンした(それまでは別のテナントが入っていた芝公園が一面に見える部屋)。ここを会場にした「キャリアサロン」を10月から開催し、ロールモデルの提示と語り合いの場を提供している。

目的：女性たちが世代や職域を超えて出会い、ゲストの話や参加者同士の語り合いを通じて、働くことやキャリアを拓いていくことについて互いの知恵を交換する場を提供する。よって、女性がキャリアを拓いていく上で抱える問題課題の改善、エンパワーメントをめざす。また、女性たちの知恵を、

次世代につないでいく橋渡しの場として発展させていく。

平成24年度は10月から3回、平成25年度も3回実施。当初は20～30歳代の働く女性をターゲットにしたリーダーシップ育成を考えていたが、実際には上の年代の人も参加している。平成25年度には、学生にもターゲットを広げて大学教員等に広報し、学生向け参加費（500円。通常H24は3,000円、H25は2,000円・軽食付）を設定した。

<平成24年度>水曜日18：30～20：00

- ①10月17日（水） 木山啓子（特活）JEN理事・事務局長
 ②12月12日（水） 坪田秀子 お茶の水女子大学学長特命補佐
 ③2月13日（水） 唐澤理恵（株）パーソナルデザイン代表取締役
 [参加者（申込者）] ①19名（22名） ②23名（30名） ③12名（23名）

所属：企業22名、起業・フリー5名、学校関係者8名、NPO等団体4名
 年代：20歳代4名、30歳代14名、40歳代18名、50歳代3名

働く女性の学びとネットワークを応援します

キャリアサロン for Working Women



このサロンでは、キラキラ輝いている女性をゲストに迎え、それぞれのキャリアヒストリーを語っていただきます。仕事の中で大切にできたこと、背中を押されたこと、質問や交流など。これからの一歩につながる智慧やヒントをもらいあう時間です。東京タワーの夜景を見ながら、これからのワタシのキャリア・働き方、一緒に見つけてみませんか。

✧

“こんな女性、集まれ!”

- ・仕事も自分も成長したい人
- ・これからのキャリアを考えたい人
- ・新しいつながりをつくりたい人
- ・輝いている女性に会いたい人
- ・日常にプチ変化を起こしたい人
- ・就業後に好奇心を満たしたい人

...and so on

✧

ゲスト

✧ 第一夜：10月17日（水）
木山 啓子さん
特定学芸特派員法人 JEN（JEN）理事・事務局長

✧ 第二夜：12月12日（水）
坪田 秀子さん
お茶の水女子大学学長特命補佐、前日本ロレアル取締役副社長

✧ 第三夜：2月13日（水）
唐澤 理恵さん
株式会社パーソナルデザイン代表取締役

時間： 各回 18：30～20：00
 会費： 3回 8,000円（各回 3,000円）※お茶・お菓子付
 対象： 働く女性 20名（応募者多数の場合は抽選にて決定致します）
 会場： 日本女子会館5階（東京都港区芝公園2-6-8）
 お申込み： 日本女性学習財団ホームページよりお申込みください。
 詳しくは裏面へ。

主催：公益財団法人 日本女性学習財団

<平成25年度>水曜日18：45－20：45（開始時刻を遅くし、グループシェアの時間を長くした）

④7月3日（水）濱田真里 なでしこVoice代表

⑤9月11日（水）小林洋子 NTTコム チェオ株式会社代表取締役社長

⑥11月20日（水）田尻佐和子（株）システムリング代表

〔参加者（申込者）〕④14名（17名）⑤8名（10名）⑥17名（16名）

所属：企業8名、起業・フリー8名、学校関係者6名、
NPO等団体6名、学生15名

年代：10歳代11名、20歳代8名、30歳代5名、40歳代11名、
50歳代以上7名

プチ・キャリアサロン

（平成24年度11月・1月、平成25年度4月・5月・6月・7月・10月・3月）

参加者の要望もあり、参加者有志の学び・ネットワークの場として発足し、隔月くらいで集まって話し合いを行っている。平成24年度2回目の「キャリアサロン」実施後に、メーリングリストをつくった。話し合いではおもに、「キャリアサロン」の企画（ゲストの人選、進め方等）を行い、当日のサロンの進行等もこのメンバーが担当している。メンバーは約10名。話し合いには職員2名が参加する。

早稲田×キャリアサロン（平成25年11月30日（土）10：00－12：00）

早稲田大学文学部教育学コースのゼミ生が中心となって企画を行い、当財団との打ち合わせも2度ほど実施した。ゲストは呼ばず、学生・社会人が小グループでキャリアについて語り合うもので、対象は男女の学生・社会人として公募した。社会人は、NPOや起業家、キャリア支援にかかわる企業で働く人、教員等に声をかけた。参加者は34名（学生20名 社会人14名）。

主催：早稲田大学文学部教育学コース村田晶子ゼミキャリア班・日本女性学習財団
10：00 開会

10：05－10：50 グループトーク①

キャリアについて考えることを付箋紙に書いてそれをもとに話し合う

11:00 - 11:45 グループトーク②

キャリアについて自分が大切にしたいことをダイヤモンドランキングの手法を用いて話し合う

11:45 振り返り

➤ 男女共同参画の視点にかかわる工夫

APECでのかかわりをきっかけとして、女性のM字型就労やキャリア開発の課題に焦点をあて、「女性の生涯にわたるキャリア開発を支える教育システム」に関する調査研究の一環として、20歳代・30歳代の働く女性や大学生のキャリア形成支援を行っている。「キャリアサロン」や講座の手法としては、ロールモデルの提示やグループワーク等を行い、働くことについて自らが気づき、エンパワーメントできるよう促している。「キャリアサロン」参加者有志による「プチ・キャリアサロン」の実施や「早稲田×キャリアサロン」のゼミ学生による企画によって、参加者の主体的なかかわりやネットワーク形成を支援している。



>> 成果・効果

参加者の満足度は高く、自らのキャリアについて考えなおすきっかけの場になっている。モデル事業として実施した「キャリアサロン」を今後どのように調査研究に活かすか、また参加者のエンパワーメントにどのようにつながったか等を評価するのは難しい。

人数や広報には課題が残る。定員に達していない回もあり、また想定した年代より上の年代の参加も少なくない。これらについては今後の検討課題となろう。

参加者の年代が予想より高い理由としては、平成24年度のゲストが、管理職の人が参考にしたいモデルであったことや、子育て中の人は夜は参加できなかったり仕事が忙しかったりすること、キャリアについてもう一度考えたい人が40歳代、50歳代であること等が考えられる。大学生の参加呼びかけは難しいが、実際に参加した学生は、社会人とのグループトークを通して、キャリア展望につながっている。

コラボレーション・セミナーを協働で実施した清泉女学院大学では、実施した講座を参考に、今後、セミナーを独自で実施する予定もあり、波及効果がみられる。学生にとっては、いろいろな働き方、多様なキャリア形成のあり方についての気づきが得られていることが感想等からわかる。

>> 今後の展望と課題

年代だけではなく、置かれた立場等で異なるニーズを把握しゲストスピーカーを選べることを、また対象やテーマによる広報の工夫に努めたい。また、参加者は、財団事業関係者の紹介等で来た人が多い。今後は、企業や港区等地域との連携や、近隣で働く女性とのつながりや情報発信の方法も探っていく予定である。

(飯島 絵理)

キーワード ▶ 働く女性 女性の活躍促進 人材養成

10 働く女性を対象とした連続講座で 資質向上とネットワーク形成を支援

機関名：福岡市男女共同参画推進センター

〒815-0083 福岡市南区高宮3丁目3-1

Tel 092-526-3755

<http://amikas.city.fukuoka.lg.jp/>

【事業名】

「働き女子のハピキャリア道場」

≫ 取組の特色

福岡県では、平成25年に地域経済界主導の「女性の活躍推進福岡県会議」が立ち上げられ、福岡県、福岡市、北九州市の男女共同参画センターがそろって支援団体として加わっている。福岡市男女共同参画推進センターでは、同年に、働く女性を対象とした体系的な力量形成をめざし、連続講座を実施した。経済団体や企業等と連携した当センターの今後の取組が、全国の先進事例となっていくことが期待される。

≫ 企画にあたって—企画の前提・背景、地域の実情、施策やプランの方針・位置づけ等

福岡市男女共同参画推進センター・アミカスは、九州初の女性センターとして、1988（昭和63）年に開館した（開館時の名称は福岡市女性センター）。西鉄福岡駅より電車で6分の高宮駅すぐにある4階建ての単独施設である（1階一角に「シティハローワークみなみ福岡市就労相談窓口」が入居）。開館から平成17年度まで（財）福岡市女性協会（平成7年に（財）福岡市女性センターから名称変更）が管理運営。平成18年4月からは、市民局男女共同参画部事業推進課を所管とする市の直営となった（平成22年より施設の管理運営のみ指定管理者制度を導入し、福岡県建物管理事業協同組合・（株）福岡市民ホールサービスグループが指定管

理者となっている)。職員数は20名(市職員9名、嘱託員11名、そのうち事業担当は6名、平成25年6月現在)。

当センターでは、講座・講演会の開催、相談事業や情報提供事業等のほか、男女共同参画の推進に取り組む市民グループの活動を支援する「市民グループ活動支援事業」を実施している。この事業では、募集区分を「イベント部門」と「調査研究部門」に分け、補助金交付や会場使用料の免除等を行う。平成25年度の募集では「アミカス設定テーマ」の1つを「若年層を対象にしたもの」とした(「イベント部門」の「アミカス設定テーマ」補助金上限額は30万円(自由テーマは20万円)、「調査研究部門」の補助金上限額は30万円)。平成25年度に支援対象となったイベント部門の企画は40企画(補助金あり12企画、補助金なし28企画)であった。若年層対象の講座としては、「生活困窮による中卒・高校中退者ユースの居場所をつくろう！」(実施団体:一般社団法人ストリート・プロジェクト)、「働く女性のほっとルーム～キャリア・コンサルタントと考えるあなたの働き方～」(実施団体:自律・自立支援倶楽部)、「ワーキング女性!わたしらしく生きるためのキラリと光る3つのヒント」(実施団体:FFAフォロワーシップ協会)、「いつかママになりたいあなたへ～今ドキ妊娠・不妊のリアル～」(実施団体:HAPPY妊活ラボ)、「シングルマザー応援講座 体験談から学ぶ」(実施団体:特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡)等があり、団体の活動を支援することを通して、多くの若年層向け講座が、センターを会場として実施されている。

福岡市男女共同参画基本計画(第2次)(平成23～27年度)では、基本目標5「働く場において男女が対等に参画できる社会を目指します」において、「働く女性への支援」(施策の方向2)および「女性の就業支援」(施策の方向3)を位置づけており、「女性の就業支援」では女子学生に対して就業意識の啓発、職業生活についての情報提供を行うこととしている。

平成23・24年度に、女子大生向けの事業を初めて実施した。福岡女子大学と連携し、平成24年度に実施した「女子学生就職支援事業 新『就活対策』～『就活』の前に今考える、生き方・働き方～(アミカス×福岡女子大学生コラボイベント)」を、前年の平成23年度に、大学の体験学習科目「リーダーシップとキャリア」の学生(5名)とセンター職員がともに企画した。

また、平成24年度には公募で学生を募り、「アミカスインターンシップ2012」として、事業企画および事前学習を実施した（複数の大学から9名が参加）。事業企画として11月に「女子学生のチャレンジ支援事業 ホンネの女子会～10年後のわたしは輝いている！～」を実施。実施にあたっては、職員もかわりながら事前学習および企画運営会議を行った。

福岡県では、平成25年に、地域経済界が主導し、女性管理職ネットワークの発足や女性管理職の数値目標宣言・登録制度を推進する「女性の活躍推進福岡県会議」（代表：松尾新吾 九州経済連合会名誉会長、久留百合子（株）ビスネット代表取締役）が立ち上げられており、当センターも支援団体となった。この組織とも連携を深めつつ、今後、働く女性のキャリア形成支援に力を入れていく予定である。

▶ 事業概要—取組の概要、プログラム、連携、取組の工夫等

平成23・24年度には女子学生を対象とした事業を実施したが、平成25年度は同じ事業枠で、働く女性を対象とした事業「働き女子のハピキャリア道場」を実施した。平成24年度には、同じ働く女性を対象とし、キャリアアップを目的とした「女子キャリア向上委員会」（全4回・ロジカルシンキング、アサーション、片づけ術等）を実施している。人気はあったが、単発で受講可能な講座だったため、もう少し体系的で実践的な連続講座を行ったほうがよいと考えた。また今回初めて有料で実施した。

40歳代からも参加したいという声があった。30歳代は子育てに忙しく、毎週土曜日に終日参加するのは難しい人もいると考えられる。この時期は保育園のイベントもたくさんある時期でもある。

平成25年度「働き女子のハピキャリア道場」概要

会 場：アミカス2階視聴覚室

対 象：20歳代後半から30歳代までの働く女性

定 員：25名

参加者：17名（20歳代4名、30歳代8名、40歳代2名、無回答3名）

受講料：10,000円

託 児：対象は6カ月～就学前（無料）

内 容：全6回

第1回 9月14日(土) 10:00 - 17:00 「働き女子のキャリアデザイン」

第2回 9月21日(土) 10:00 - 17:00 「必須！コミュニケーション力」

第3回 9月28日(土) 13:30 - 15:30 公開講演会「働き女子の黄金ルール」

16:00 - 18:00 交流会「ハピキャリ女子会」

第4回 10月21日(土) 10:00 - 17:00 「改善！問題発見・解決力」

第5回 10月19日(土) 10:00 - 17:00 「成果に直結！構想力」

第6回 10月26日(土) 10:00 - 12:30 「ビジネスシーンのメイク・ファッション」

13:30 - 16:30 「働き女子の心と体」

≫ 男女共同参画の視点にかかわる工夫

平成24年度に実施した女子学生のインターンシップでは、イベントの企画という目標に向かって事前学習や企画会議を行い、学生が主体となって考え行動するための支援を丁寧に行っている。事前学習では、毎回異なる女性の弁護士が講師となり、就労、結婚、離婚、老後等のライフイベントに合わせて法律面を中心とした知識や課題等を学ぶ一般向け6回の連続講座（女性協同法律事務所との共同主催）に参加して学んだ。インターンシップという切り口で女子学生に施設へ足を運んでもらい、男女共同参画の視点に立って生涯を見据えるテーマを通して、しっかりと学ぶ機会を提供している。

国や県の動きに合わせて、働く女性のリーダー育成に力を入れ始めているところである。セミナーは連続で、講義だけでなく、グループワークや交流会をしっかりと取り入れ、修了生のネットワークづくりも後方支援している。

≫ 成果・効果

「働き女子のハピキャリ道場」では、受講によって参加者それぞれが、とても自信をつけたと感じている。女性だけに参加者を限定したため、自由で積極的な雰囲気が出ていた。参加者同士が仲良くなり、フェイスブックを通じて交流したり、食事会をしたりしているため、修了生としての今後の活動を促しているところである（任意の活動であるが、職員も加わっている）。

セミナー直後のアンケート調査では参加者の満足度は高いが、人材育成の事業において効果を測るのは難しいと考えている。

>> 今後の展望と課題

来年度も、「働き女子のハピキャリ道場」と同様の働く女性対象の講座については継続して実施していきたい。「女性の大活躍推進福岡県会議」とも連携し、企業を通して、研修の一環として女性社員を派遣するコースも実施したいと考えている。市のこども未来局と市民局男女共同参画課が共同でワーク・ライフ・バランスを担当する管轄として企業向けに事業を行っており、当センターは女性個人の資質向上を目的とした講座を企画する予定である。

(飯島 絵理)

(3) 様々な生活上の困難に直面する人を対象とした取組

キーワード ▶ 母娘関係 相談事業 企画会議

11 スタッフの企画会議で相談から ニーズをひろいあげ講座事業へ

機関名：姫路市男女共同参画推進センター

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68番地290

Tel 079-287-0803

<http://www.city.himeji.lg.jp/i-messae/>

【事業名】

「母と娘の心地イイ関係～母ゴコロ、娘ゴコロはムズカシイ!?～」

≫ 取組の特色

姫路市男女共同参画推進センターでは、おおよそ月1回、女性のための相談室および図書情報コーナーの嘱託職員を含めた「センター講座企画会議」を実施して、それぞれの現場の情報をつかみ、事業企画に役立てている。平成24年度には、この会議において、若い女性の相談者からの相談の背景として、母親との関係が大きく影響しているケースが多いことが報告されたため、母娘関係をテーマとした講座を企画・実施した。相談事業で蓄積される女性のニーズをその時々の上社会的課題として捉え、積極的に講座事業に反映させている。講座企画担当は、実質市職員1名だが、事業を超えた企画会議の実施や、外部の研修への参加、自主学習によって、事業企画のための情報を得るとともに、必要な視点や手法を学んでいる。

≫ 企画にあたって—企画の前提・背景、地域の実情、施策やプランの方針・位置づけ等

姫路市男女共同参画推進センターは、公設公営の施設として、平成13年に開館した。JR姫路駅から徒歩約15分、姫路城近くの複合施設（イーグレひめじ）の3階にある。当センター内に、施策の総合的な企画調整を所管する男女共同参

画推進課も配置されている。平成26年3月現在、男女共同参画推進課長とセンターの館長は兼務で1名、この1名を除いた課の職員は2名、センター職員は4名。その他、嘱託職員が、図書情報コーナーを担当する女性情報アドバイザー2名、女性問題相談員2名の計4名勤務している。

平成24年度を目標年次とした12年計画の「姫路市男女共同参画プラン」（平成13年策定、平成19年改訂）に続き、平成25年度から平成34年度の計画として新たに策定された「姫路市男女共同参画プラン2022」では、若者に対する取組は、基本目標Ⅱ「男女共同参画を推進する教育・学習の充実」基本課題3「生涯学習での男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進」基本施策（4）「若い世代向けの『性と人権』、恋愛・結婚における対等な関係づくりについての意識啓発」に位置づけられている。これまで当センターでは、学生等、若者のみを対象とした事業はほとんど実施してこなかったが、平成24年度からは市内大学や企業との連携を図りながら、大学生を対象とした事業を実施している（平成24年度「女子学生のための就活スタート応援講座～実践！直伝！働く極意～」、平成25年度「学生のためのライフプランニング講座～大学生の今だからこそ考える！自分らしい生き方・働き方～」）。また、市内の大学から推薦された大学生が、当センター運営会議に委員として参加している。

講座の企画は、市職員の担当者が主に行っているが、おおよそ月1回、担当者とセンター係長、女性情報アドバイザー1名、女性問題相談員1名の計4名で企画会議を開き、事業に反映させている。4名の嘱託職員は、センター講座の企画あるいはセンター日より「あいめっせ通信」の企画のどちらを担当するかを年度ごとに決め、出席することになっている。

会議には、各々が議題のテーマにそった企画書を作成して持ち寄り、出されたアイデアを踏まえて、講座担当者が企画の詳細を詰める。平成24年度には、年間計画を立てる企画会議で、相談員から、若い女性の相談者に関して、相談の主訴は異なっても、背景には共通して母親との関係にかかわる問題があるケースが多いことが報告されたため、母娘関係をテーマとする講座を企画することにし、「母と娘の心地イイ関係～母ゴコロ、娘ゴコロはムズカシイ!?～」を実施した。

当センターの相談事業は、「女性のための相談室」として、「電話相談」および「面接相談」の他、月1回、女性弁護士による法律相談を行っている。「電話相談」

(週3回(火10:00-16:00、水・金10:00-18:00))と「面接相談」(週5回(火・木・土10:00-16:00、水・金10:00-18:00))は、相談員2名で対応している。平成24年度の相談件数は、面接422、電話480、法律45の計947件(平成24年度に姫路市配偶者暴力相談支援センターが福祉担当の所管する機関に設置されたため前年度比414件減)。この他、市保健所の保健師(女性)による「女性のための健康相談」を月1回(平成20年度から実施)、社会保険労務士(女性)による「女性のためのチャレンジ相談」を月1回(平成19年度から実施)実施している。「女性のための健康相談」は、当センター運営会議の委員である市保健所からの提案で実施しており、件数自体は多くはないが、女性が当センターで、心身の不調について気軽に面接相談できる場があることに意味があると捉えている。婦人科、心療内科の分野の相談が多く、若い人からの相談も増えつつある。これらの各相談からニーズを探り企画した講座として、「女性のための健康相談」において、不妊の相談が増えたことから、平成23年度「女性の心とからだセミナー 知っておきたい!妊娠・出産・不妊のおはなし~いつか産むかもしれないあなたへ~」を実施、また「女性のためのチャレンジ相談」では、特技や資格を活かした起業の相談が増えたことから、平成25年度「小さく始めて大きく育てる!『おうち起業』~仕事と家庭を楽しく両立!わたしが作る働き方~」を実施した。

▶▶ 事業概要—取組の概要、プログラム、連携、取組の工夫等

平成24年度「母と娘の心地イイ関係~母ゴコロ、娘ゴコロはムズカシイ!?~」

2回の講座および参加者の語り合い(2回目と同日)

第1回 9月20日(木) 10:00-12:30「あなたにとって母とは?娘とは?」

第2回 9月27日(木) 10:00-12:30「母として、娘として、ひとりの女性として」

第1・2回講師 加藤伊都子(フェミニストカウンセリング界)

定員20名 申込者39名のため抽選

参加者30名(20歳代2名、30歳代10名、40歳代8名、50歳代9名 不明1名)

語り合い 9月27日(木) 13:30-15:00

「永遠のテーマ『母と娘』を語り合おう~母としての私、娘としての私」

ファシリテーター あいめっせ女性のための相談室 女性問題相談員

参加者10名(定員10名)

あいめっせ 平成24年度女性の心からだせセミナー

母と娘の心地イ関係

～母ゴコロ、娘ゴコロはムズカシイ!?～

あなたにとって、母は・娘は、どんな存在ですか？
 「母との関係がなんだかんとい…」娘が最近、私に批判的…」
 そんな悩みを持っているのは、あなただけではありません。
 就職、結婚、子育て…とあなたの人生の中で切っても切れない「母・娘」との関係
 この機会に、あなたの気持ちに向き合い、母と娘の心地い関係づくりについて一緒に考えてみましょう。

講座

9月20日(木)
10時00分～12時30分
「あなたにとって母とは？娘とは？」

講師 ◆ 加藤 伊都子さん (フェミニストカウンセリング術)
定員：20名 受講料 600円

9月27日(木)
10時00分～12時30分
「母として、娘として、ひとりの女性として」

語り合い

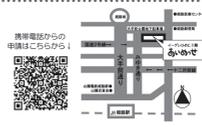
9月27日(木) 13時30分～15時
「永遠のテーマ『母と娘』を語り合おう ～母としての私、娘としての私」

参加無料
ファシリテーター ◆ あいめっせ女性のための相談室 女性問題相談員
定員：10名 ※第1・2回の講座受講者のうち希望者

- ◆ 場 所 セミナー室 A(イーグレひめじ 4 階)
- ◆ 対 象 母あるいは娘との関係に悩む または関心のある女性
- ◆ 申込締切 平成24年9月11日(火)必着
- ◆ 一時保育 1 歳半～就学前の幼児(1 人 1 回 300 円)※要予約
- ◆ その他 申し込み多数の場合は抽選。ただし、連続受講できる方を優先します。
- ◆ 申込方法 ハガキ、ファクスか電子メールで、①郵便番号②住所③氏名④年齢⑤電話番号⑥語り合い参加希望の有無⑦一時保育の有無(保育希望者は幼児の名前と年齢)を記入のうえ、下記までお申し込みください。

姫路市男女共同参画推進センター “あいめっせ”
「母娘講座」係

〒670-0012 姫路市本町6番地290 イーグレひめじ3階
Tel 079-287-0803 / FAX 079-287-0805
電子メール f-messae@city.himeji.hyogo.jp
ホームページ http://www.city.himeji.lg.jp/f-messae/



- ・ 企画の段階では、娘の立場であり、これから子どもを育てる30歳代くらいの女性をメインターゲットと考えていたが、実際には幅広い年代の女性が参加した。
- ・ 面接相談を受ける相談者にも適宜、講座を紹介し、数名の参加者があった。
- ・ 2日目の語り合いは、当センター相談員2名がファシリテーターとなり、母としての自分あるいは娘としての自分のどちらについて意見交換したいかにより2つのグループに分かれ、話し合いをした。

≫ 男女共同参画の視点にかかわる工夫

当センターは公営であり、市職員1名が主となって講座の企画からチラシ作成、募集、実施まで担当する。講座や相談、情報の担当者が意見交換する場でもある

企画会議は、男女共同参画推進の拠点が持つ複数の事業を包括的に捉えて個々の事業に還元していくために、有効に機能しているといえる。個別の相談にある共通する問題を浮かび上がらせて講座事業につなげる取組は、女性の抱える個別の困難を、社会的課題として捉え、女性の紐帯をつくり、エンパワーメントをめざすものである。

平成22年度に着任した現担当者は、積極的に外部の研修等に参加したり、新聞やテレビの情報を収集し、男女共同参画や講座企画について学んでいる。前任者が初年度の半期分の講座企画をして異動したため、その半期の間に勉強して、下半期の講座を企画した。3年目からは、利用者の拡大（男女共同参画推進のすそ野の拡大）を考え、男性と若者にターゲットを広げる企画に力を入れている。新たに対象を広げ、効果的に講座事業を実施するにあたっては、センター単独で行うのでは無理があるため、大学、企業、庁内の関連部局等、新たな連携先の開拓を進めている。

平成24年度に、当センターを会場に公募して実施した女子学生対象の講座では、集客に苦勞し、大学との連携が課題となった。そこで、国立女性教育会館が主催する「男女共同参画の視点に立った多様なキャリア形成支援研修」（平成25年1月実施）にも参加した。大学からの参加者との情報交換等をもとに企画書を作成し、兵庫県立大学の教員に持ち込んだ結果、平成25年度には、大学の授業の1コマを使って協働で講座を実施することになった。

≫ 成果・効果

母娘関係の講座では、当初は、深刻な悩みを抱えている人を想定していたが、実際には、そこまでの悩みを抱えている参加者は少なく、母娘関係についてモヤモヤしていたが話す機会がなかったという参加者が多い様子だった。しかし、講座を受講することで、母娘関係の背景にある問題や自分自身の思い込みに気づいたり、語り合いの中で自分と向き合い、参加者同士共感したり励まされたりと意義のある講座であったと捉えている。

講座実施後に、修了生によるグループをつくりたいと考えて声もかけたが、グループ結成にまでは発展しなかった。

大学生を対象とした平成25年度の講座では、大学の授業の1コマを利用して実施

することによって、センターまではなかなか足を運ばない学生に対して、長期的視野に立ったライフプランニングについての気づきや理解を深めることができた。

≫ 今後の展望と課題

相談から講座事業のヒントを得ることは、集客にも大きく結びつくと考えているため、今後も反映させていく。「女性のための健康相談」では、第2子の不妊相談等も少しずつ増えていることから、平成23年度に実施したような妊娠・出産・不妊に関する講座の実施を、次年度にも検討している。

また、大学との連携・協働事業についても、次年度以降、継続的に実施していく予定である。

(飯島 絵理)

キーワード ▶ 若年無業女性 経済的困難 女性のチャレンジ

12 困難を抱えた若年無業女性の支援 — 県の拠点施設による総合支援 —

機関名：埼玉県男女共同参画推進センター

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2

Tel 048-601-3111

<http://www.withyou-saitama.jp/>

【事業名】

「おはなしカフェ」

「自分にあった働き方をみつけよう：女性の働き方講座」

≫ 取組の特色

埼玉県男女共同参画推進センター（以下、「センター」）は、埼玉県男女共同推進条例に基づき、県の男女共同参画推進拠点として設置されている施設である。県民や市町村職員を対象に、研修、情報、相談、女性チャレンジ支援、調査研究などの事業を実施している。

女性チャレンジ支援事業の一環で、若年無業女性、経済的に困難な状況にある女性を対象とした講座では、①生きづらさ・働きづらさに悩む女性、②シングルマザーまたはこれからシングルマザーになるかもしれない方を対象に、自立・就労に向けての支援を行っている。

センターが行う若年無業女性支援は、女性キャリアセンターの就業相談や職業紹介にすぐには参加できない女性を対象に、そこにつながる力をつけるプログラムとして行われている。

≫ 企画にあたって— 企画の前提・背景、地域の実情、施策やプランの方針・位置づけ等

埼玉県は、出産・子育て期における女性の就業率が全国的に低く、県の女性雇用に占めるパート・アルバイト比率は、51.0%で全国平均44.3%よりも高い。また、無業者のうち就業を希望する女性は42万5千人（26.1%）で、全国22.9%

に比べ3.2ポイント高い。15歳以上の他県通勤・通学者数は約106万人でその数も割合も全国で2番目に高く、年代別にみた女性雇用者は、特に20歳代と50歳代の比率が減少している。

センターでは、平成16年度から、女性の個性と能力を十分に発揮しえない現状を踏まえ、女性の新しい発想や多様な能力を活かせるよう、女性のチャレンジを支援してきた。

若年無業者を対象とした講座のきっかけは、マイクロソフト社の助成を受けて実施した「経済的に困難な女性のための就労に役立つパソコン講座」である。助成終了後の受皿として、センターが独自で若年女性無業者支援である本事業を立ち上げた。

事業の立ち上げ当初は若年無業者を対象とした講座に先駆けて取り組んできた横浜市の取組を参考にした。その後埼玉の実情に合わせ、現在は就労支援を行う県の女性キャリアセンターと連携した事業に位置づけている。

▶ 事業概要—取組の概要、プログラム、連携、取組の工夫等

若年無業女性対象の講座：「おはなしカフェ」と「女性の働き方講座」

① 「おはなしカフェ」

生きづらさ・働きづらさに悩む若年無業女性のためのグループ相談会を、6月から3月まで毎月1回開催している。平日、体調不良で参加しづらい人に配慮して午後に、2時間、各日10人を定員として開催している。カフェのテーマは、開催年度によっても異なるが、例えば「自分を知る」、「苦手な人とどうつきあうか」、「ドリームマップをつくってみよう」、「短所を長所に置き換える」、「親との関係を考える」、などである。

定員10名に委託先のファシリテーターの誘導のもと、女性職員も立ち会い、「働かなければならないけど、ブランクがありどこにも雇ってもらえない」、「対人関係が苦手で、就活自体が辛い」など生きづらさや働きづらさに悩む仲間と語り合う場をもうけている。

地元では世間体などで参加しづらいと考える女性たちが都心まで足を運んで参加しているが、来所する交通費すらない人もいる。今年から川口市や春日部市などの市町村で出張開催も行っている。

影の国 埼玉県

親にも相談できずにいるあなた、
同じ悩みを抱えながら仲間と語り合いませんか？
ゆっくり話をしましょう



毎月木曜日
14:00~16:00

【定員】 10名(先着順)

【対象】 おおむね9歳以下で生きづらさ、働きづらさに悩んでいる自立・就職を目指す(独身)女性

【費用】 無料

【場所】 埼玉県男女共同参画推進センター
(With Youさいたま)

【申込期限】 開催日前日まで ※申込方法は裏面をご覧ください

埼玉県のマスコット
コロボシ

若年女性のグループ相談会

おはなしかフェ

携帯電話からの申込み
下記QRコードをご利用ください

12月12日

親との関係を考える



2月13日

“わたしらしく”を大切に



3月13日

自立に向けて
一歩を踏み出す



主催 埼玉県男女共同参画推進センター (WithYouさいたま)

1月23日
越谷市開催

短所を長所に置き換える
～新たな自分と出会う～

会場 男女
越谷市男女共同参画推進センター (ほと越谷) 101号室
〒330-0811
048-970-7411

※詳細は越谷市男女共同参画推進センター様へお問い合わせください。

影の国 埼玉県

～2期生卒業～

自分に合った働き方を見つけよう!

10/2(火)~11/21(水) & 13/1/16(水)

受講無料

パソコン講座
4回(午後3時間)

就職?起業?
在宅ワーク?

応援フェア

+

交流会

「チャレンジ&
お仕事相談」体験
(埼玉県女性キャリアセンター)

事業所体験
2回(各2時間)

様々な「働き方」を知って、
自分の方で人生をもっと豊かに!

- ♥会場: 埼玉県男女共同参画推進センター(With Youさいたま)4階セミナー室
☆事業所体験: 有限会社 E-スタジオ(さいたま市中央区下落合)
- ♥対象: おおむね39歳以下の働きづらさ・生きづらさに悩む若年女性、シングルマザーまたは経済的に困難な状況にある女性
※保育サービスあり(1歳以上の未就学児 1人1回実費300円)
ただし、事業所体験時は、お子様を会場まで同行していただくか、With Youさいたままで預かりするかのどちらかになります。
- ♥定員: 40名(先着順)
- ♥内容: 詳細は裏面のカリキュラムをご覧ください
- ♥申込: 郵送・持参(詳細は裏面)
- ♥締切日: 9月25日(火)



事務局 さいたま市
048-970-7411

主催 : 埼玉県男女共同参画推進センター (With Youさいたま)

②「自分にあった働き方をみつけよう:女性の働き方講座(パソコン講座+事業所体験)」

生きづらさ・働きづらさに悩む若年無業女性、経済的に困難状況にある女性やシングルマザーを対象に、さまざまな「働き方」を知って、自分の力で人生をもっと豊かにするための働き方講座として開催された(定員24名)。

アルバイトやボランティアなどの社会参加という形態から人の役に立つ経験をして、自信をつけることを体験してほしいと考えている。まずは自己開示ができ、自分の性格や、好きなこと、苦手なことを見極めながら、得意なことを伸ばしていけるように支援している。ただちに就労にむすびつけるのではなくそれぞれのペースに合わせて、一段階ずつ進むことを目指している。

導入部分では、からだほぐしや心のトレーニング、次に、PCスキルとトレーニング、そのあとに面談(女性キャリアセンターのカウンセリングを自分で予約する)や委託事業所での事業所体験でプログラムを構成している。事業所体験では、コピーや資料づくり、パソコンのHP修正等の簡単な仕事やイベントのお手伝いを体験する。就職応援フェアでは、履歴書用の写真撮影も行っている。

〈プログラム(委託■ 直営□ 事業)〉

■導入

□交流会(ハンドマッサージ、からだほぐし)

■パソコン講座(4回)

□チャレンジ&お仕事相談

■事業所体験(2回)

□応援フェア(履歴書用写真撮影会、スーツ等提供)

■振り返り

■フォローアップ

協賛企業の株式会社パークレイズ証券から、社会貢献事業の一環として、春秋の年2回寄付されている仕事用スーツ等を参加者に無料で提供している。

生活困窮者になるリスクは年齢を問わず同じと考えているため、困難を抱えた女性に対する事業の参加者年齢は制限していない。参加者の多くは家族と同居の独身女性で、母親が申し込みをする場合もある。今年から子育て期女性も対象に入れた保育付講座になった。子育て期女性も、「自分に合った働き方を見つけよう」というタイトルに惹かれて申し込んでくる。

困難を抱えた女性の内、シングルマザーだけを対象とした講座として、「おはなしカフェ」がある。子どもや仕事のこと、気持ちの整理などシングルマザー同士で知恵や経験を分かち合う場として、6月から3月まで毎月1回、日曜日に開催している。本講座では、自分の尊厳を大切に、子どものことや、自分の生き方や生活について考えていけるようにすることが主眼である。ふだん友達には言えなかったが、講座に参加して「はじめて自分がシングルだと言えました」といった参加者が集まった。

予算は「女性の働き方講座」2期99万円、「おはなしカフェ」全体40万円である。

若者支援にかかわる庁内や地域の関連機関とのつながり

若年を対象にした事業は、地域ですでに取り組んでいるNPOや他機関と連携しつつ、センターが持っている施設やネットワークを外部機関に活用してもらいながら実施している。

また、市町村の男女共同参画担当者が集まる会議や、就労関係の機関が集まる会議で事業を説明し、関心を持った行政や民間の担当者に協力を働きかけている。不登校の親の会やフリースクールにも足を運び、事業について情報が周知されるようにつとめている。

≫ 男女共同参画の視点にかかわる工夫

埼玉県は、県の施策について、男女共同参画の視点から配慮の度合いを評価している。まず、自己チェックとして施策の企画・立案や実施後の状況を「チェックポイント5」に基づき評価している。また、外部チェックとして、男女共同参画審議会が実施状況を確認して意見を述べる体制をとっている。

チェックポイント5 () 内は、平成24年度の実施事業数

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか (97件)
2. 事業の企画、立案、実施の際、女性、男性双方の意見を聞いたか、または、双方が参加したか (161件)
3. 女性、男性双方にとって利用、参加しやすいような配慮をしたか (135件)
4. 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか (111件)
5. 事業の効果が女性、男性それぞれに寄与したか (186件)

若年無業女性事業の対象は、すぐには就労できない無業女性である。ハローワークや若者サポートステーションなどでのひきこもりや無業者を対象とした生活支援・就労支援につながっていない女性に参加できるプログラムをセンターで提供している。特に、県は女性キャリアセンターを設置し、女性の就労支援に力を入れているが、そこから現在こぼれおちている女性たちにも焦点をあてて、彼女たちが力をつけることができる講座を用意する配慮がなされている。

≫ 成果・効果

本事業は、参加者がひとりひとり異なるため類型化が難しく、数値で成果をあらわすことが困難な層が対象である。参加者の満足度を指標に採用していることが、手さぐりで進めている事業の実施しやすさにつながっている。講座参加の効果は、利用者の顔色や感想の変化でも確認できており、継続受講者も多い。交流会で仲良くなり、結果的に就職につながる人や、パワハラにあってどん底にいた人が、交流を通じて少しずつ回復するなどの成果がある。一人ひとりにあった丁寧な支援が必要とされる事業では、質の評価を積み上げてプログラムを改善していく過程は重要である。

NPOに委託する部分と、県が直接関わる部分との混成プログラムにすることで、県のリソースやネットワークを効果的に使いながら、一人ひとりに寄り添う県としての総合的な支援の提供につながっている。

≫ 今後に向けた展望と課題

課題のひとつは、参加者への周知である。担当者は、不登校親の会や市町村の男女や就労関係の会議で周知を図るなど、積極的に庁内や自治体との連携を図っている。広報先・場所は、県広報誌、図書館、医療機関などで、チラシも随時見直し、成功事例を伝えている。参加対象は詳しく記載せずにお仕事体験やパソコン講座といった内容や参加者の声を伝え、参加者が近所の人に「仕事に就く準備をしている」といえる参加しやすさへの配慮が工夫されている。

課題のふたつめとして、センターでは、同様の事業を検討している市町村の問合せに対して、事業根拠を示すデータや調査の必要性を感じている。「ひきこもりは7:3で男女なのに、なぜ女性に特化するのか」といった声も一部で聞かれ

るが、国や県の資料で必要性を説明できる男女別資料があまりない。

センターの重要な機能であるカウンセリングから参加者がつながる場合もある。下1は、10代から30代までの男女の相談内容受付件数を示しているが、若い世代からの相談も一定程度ある。相談にはまだ施策や事業につながっていない声も集まってくる。今後の展望として、相談から事業にいかにつなげていくかを考えていくことも重要である。

1 年代別・相談内容別受付状況（平成24年度）

	～10代			20代			30代		
	合計	女性	男性	合計	女性	男性	合計	女性	男性
生き方	3	2	1	16	12	4	64	57	7
ところ	2	1	1	162	119	43	380	181	199
からだ・性	7	2	5	17	10	7	31	26	5
夫婦	0	0	0	67	63	4	268	243	25
家族・親族	7	7	0	105	73	32	173	162	11
人間関係	17	15	2	81	61	20	311	285	26
DV	3	3	0	48	43	5	113	98	15
仕事	0	0	0	35	23	12	80	66	14
暮らし	1	1	0	17	11	6	51	26	25
その他	6	2	4	73	55	18	208	86	122
合計	46	33	13	621	470	151	1679	1230	449

出所 平成24年度事業報告書

(渡辺 美穂)

13 若年無業女性を対象とした講座、 就労体験、居場所づくりの充実した取組

機関名：公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会

男女共同参画センター横浜（フォーラム）、男女共同参画センター横浜南（フォーラム南太田）
〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町435-1 Tel 045-862-5050
<http://www.women.city.yokohama.jp/>

【事業名】

「ガールズ編しごと準備講座」就労体験「めぐカフェ」
「ガールズ『いちご』の会」

≫ 取組の特色

公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会では、働きづらさ、生きづらさを抱える独身女性に早くから着目し、平成20年度に、若年無業女性を対象とした調査を実施、平成21年度から講座事業を開始した。「ガールズ編 パソコン+しごと準備講座」は、平成25年秋の講座で第10期となり、累計の参加者は200名を超え、他の女性/男女共同参画センターにおける事業企画のモデルとなっている。

講座型の支援とあわせて、センター横浜南において就労体験（中間的就労）の場「めぐカフェ」の運営、講座修了生のサポートグループ「ガールズ『いちご』の会」の立ち上げ等、包括的に支援するために必要な環境づくりを試みている。「めぐカフェ」の運営にあたっては、若者サポートステーションと連携し、適切に支援できるよう個別相談を並行して行いながら、就労体験の場を提供している。

≫ 企画にあたって—企画の前提・背景、地域の実情、施策やプランの方針・位置づけ等

公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会は、1987（昭和62）年に、財団法人横浜市女性協会として設立された（平成17年名称変更、平成23年公益財団法人へ移行）。現在、横浜市内にある3つの男女共同参画センター（男女共同参画センター横浜（フォーラム）、男女共同参画センター横浜南（フォーラム南太田）、

男女共同参画センター横浜北(アートフォーラムあざみ野))の指定管理者として、さまざまな事業を全市的に展開している。

当協会は、これまでに、シングルマザーの母親やDV被害女性等、経済的に困難な状況にある女性を支援する事業を実施してきた。事業を実施するうちに、男性のひきこもりや無業者が社会問題となっているのに対し、生活に困難を抱える若い独身女性の問題は見えにくく、このような女性を受け止める社会資源も十分ではないことに気づいた。そこで、平成20年度に、若年無業女性を対象とした調査を実施した結果、対象となった女性たちは、生活上の困難な体験が複数積み重なっていることが浮き彫りになった。この結果を踏まえ、平成21年度からは、男女共同参画を推進する拠点において、若年無業女性が安心して集まり、仲間のなかで自己肯定感を高め、自立や就労に向けて次の一步を踏み出すきっかけを提供するために、講座を実施することとした。

▶ 事業概要—取組の概要、プログラム、連携、取組の工夫等

平成20年度に、内閣府、企業、横浜市、若者支援NPO等7名で構成される「若年女性無業者の自立支援に向けた生活状況調査検討会」を実施、「若年女性無業者の自立支援に向けた生活状況調査報告書」(平成21年3月)を発行した。

平成21年度から「ガールズ編 パソコン+しごと準備講座」(パソコン27時間を含む全16日間。現在は全11日間)を開始。当初は、日本マイクロソフト(株)の企業市民活動(企業の社会的責任)「社会コミュニティITスキルプログラム」から資金を得た。マイクロソフトからは、後述する「めぐカフェ」の改装費も助成を受けている。以降、年2回実施し、現在10期まで終了した。第1～10期あわせて、応募287名、参加者214名(1期の定員20名)。第2期はメディアに取り上げられていたこともあって応募が60名あり、半数以上の申込者が受講できない状況であった。第7期からは、パソコン講座をオプションあるいは実施しない形にした。半数以上の参加者は、何らかの理由で医療機関に通院中の人である。市外の申込者も受け入れているが、無料であるため、市民を優先している。

講座を修了しても、修了生がすぐに一般的な職業に就くケースは少ない。その前の準備段階として、社会参加のためのソーシャルスキルを身につける場の提供が必要であると考えた。平成22年度からは、男女共同参画センター横浜南に、

働きづらさを抱える若い独身女性の就労体験の場「めぐカフェ」をオープンした。平成24年9月からは、ガールズ講座修了生および受講検討中の当事者向けのサポートグループ「ガールズ『いちご』の会」も開催している。平成25年度は不定期で4回開催。毎回、職員が1名以上同席する。1回に5、6名、多い時は8名くらいが参加している。

また、平成21年6月より専用サイト「働く、つながるガールズ」を開設した。平成24年7月にリニューアルするとともに、専用ツイッターアカウントを取得し、当事者および支援者向けに、若者支援関連情報などをツイートしている。講座修了者向けに情報提供を行う「ガールズメルマガ」も配信している。

「ガールズ編 しごと準備講座」

全11日

対象：15歳～39歳の独身女性（全日程に参加できる人。シングルマザーおよび通学中の人は原則として対象外）

講座の内容：

呼吸と声のワーク、心身の体調を整えるエクササイズ、こころに効く食事と栄養、働くときに最低限知っておきたい法律と相談先、先輩の体験談、履歴書の書き方、自分を好きになるメイク講座（協力：ザ・ボディショップ）、目標を語る交流会 等



働きづらさに悩むあなたに・・・

ガールズ編【無料】 しごと準備講座

「しごとがなかなか続かない」「人間関係が苦手」「働けるかどうか不安」「なんとか自分の力でやっていきたい」…そんなあなたをお待ちしています。まずは説明会におこしください。

説明会 ● 4/24(水) 10:30～12:00 定員●25人 参加費●無料

- ★ガールズ編しごと準備講座の講座内容、担当スタッフ等の紹介
- ★説明会の後に、ご希望の方は本講座の申込書に記入・提出いただきます
申込●電話、HPにて先着順。電話 / 045-862-5141
<http://www.women.city.yokohama.jp/>

本講座 ● 5/27(月)～6/19(水) 10:30～12:00

全 11 回 (月・水・金) 定員●20人 ★参加費：無料。ただし、材料費として実費負担有り(300円程度)

- ★講座内容：呼吸とリラックス・自分の車、アサティフネス、リラックスヨガ、こころに効く食事と栄養、通勤手チェック、働くときに最低限知っておきたい法律と相談先、先輩の体験談、自分を好きになるメイク講座、履歴書の書き方、目標を語る交流会 等
- ★開催日：2013年5月27,29,31日、6月3,5,7,10,12,14,17,19日 ※6/14は午後開催

★働きづらさに悩む「ガールズ」応援サイト ⇒ <http://girls-support.info/>

会場フォーラム(男女共同参画センター一棟内)

交通：JR・市営地下鉄戸塚駅西口より歩いて5分
住所：横浜市戸塚区上倉田町 435-1

メイク講座協力●ザ・ボディショップ

対象●定員●15歳から39歳までのシングル女性20人
(シングルマザーの方は対象外です。また、大学・短大等に在学中の方は、原則として対象外です。)

本講座申込み●申込書(説明会にて配布、ダウンロード可)で申し込み
ご記入の上、差封か郵送で提出ください。
4/24～5/8(必着)。応募多数の場合は抽選。
【送り先】〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 435-1 フォーラム事業企画課まで

問合せ●電話：045-862-5141(事業企画課) メール：kikaku@women.city.yokohama.jp
主 催●フォーラム(男女共同参画センター一棟内)

●フォーラムは、公益財団法人横浜男女共同参画推進協会が管理運営する男女共同参画センター一棟のうちの1つです。
●メールマガジンで講座・イベント情報をお届けしています。登録は協会のHPまたはQRコード(E)17が。



講座の特徴：

1. 安心感を体験

呼吸と声のワーク、実際にからだを動かすこと等で、心身の緊張をほぐす

2. 自己肯定感につながる気づき

自分を大切にし、ありのままの自分を認めるアサーティブネスの考え方を学ぶ

3. 孤立からの脱出

ほかの人の体験を聴いたり、自分のペースで人にかかわる経験をする。地域にある様々な支援・相談機関（社会資源）を知り、自分に必要なサポートを考える

開催時期：年2回（春・秋）

会場：センター横浜で継続して開催してきたが、第8期はセンター横浜南で、第10期はセンター横浜北で開催した。

めぐカフェ

オープン当初は週2日、現在は週4日運営（月・火・水・木11：30－16：00）。

めぐカフェにはコーディネーターが1名。昼の時間帯は、パートタイムが2名の3名体制。それに就労体験実習生が1名。コーディネーターが体験中の女性に目配りする。手当を支払うための原資の一部として、市の若者就労支援の補助金も活用している。

就労体験は次の2つのステップからなる。

ステップ1（10日間・無給）：時間を守る、あいさつ、声を出す、身だしなみ等のソーシャルスキルトレーニング

ステップ2（20日間・訓練手当つき）：調理補助、接客、レジ、ブログ更新等、人と相談しながら働くトレーニング

※ステップ2を良好な実績で修了した場合、有給アルバイトスタッフとして採用する場合もある。

- ・ステップ1および2は、1回3時間、週2日程度
- ・受入れ人数は、ステップ1は8人程度、ステップ2は4人程度
- ・募集時期は年2回（夏・冬）。各段階ごとにレポート提出＆面接を経て決定する



就労体験実習生の支援は、よこはま若者サポートステーション（以下、「サポステ」。特定非営利活動法人ユースポート横濱が厚生労働省から受託）と連携して行っている。実習生は、就労体験を開始する前に、まずサポステが提供する個別相談を利用し、支援計画書を作成して当協会の担当者と情報を共有する。就労体験中もサポステの個別相談を並行して利用し、個々の実習生の状況に応じた適切な支援を行っている。

≫ 男女共同参画の視点にかかわる工夫

無業の独身女性が「家事手伝い」として見えなくなっている問題にいち早く取り組み、現状を調査研究等で把握した上で、女性/男女共同参画センターがこれまで取り組んでこなかった若年無業女性の就労支援、エンパワーメントに力を入れている。また、困難を抱えた女性がしごと準備講座を修了しても、すぐには就労につながらない実情を踏まえ、生活自立や社会参加を支援する就労体験の場の提供やサポートグループの開催等、個々の女性のニーズに合わせた継続的な取組を行っている。

≫ 成果・効果

めぐカフェ就労体験実習生の追跡調査では、平成25年3月までに52人が就労体験し、修了後約3割が就労している。協会としての評価では、ニーズと満足度に関しては非常に高いと評価されている。

平成25年度に実施した、講座や就労体験の修了生に対する追跡調査の結果、修了後に支援機関等で相談した人が70%、就労やボランティア活動をした人が60%を超え、講座、就労体験それぞれの事業の有効性も確認できた。

朝日新聞、神奈川新聞等のメディアには、利用者の変化が繰り返し取り上げられ、取組の詳細の掲載を通して、地域社会への事業の周知が進んでいる。就労体験「めぐカフェ」の取組については、平成24年5月にEテレの「ハートネットTV」でも放映された。

≫ 今後の展望と課題

評価基準の1つとして、就労人数の把握も必要ではあるが、就労人数だけではなく、講座受講生の受講前後の変容等を測る評価方法が必要だと感じている。医療機関に通院中である等、すぐには就労につながらない女性も、積極的に講座参加者として受け入れており、就労人数等、数量では測れない成果・効果が大きいからである。

一方で、先の修了者追跡調査では、再びひこもりがちになってしまった修了生が一定程度いることもわかったため、修了後のフォローアップの事業や、修了生同士がつながれる場についても、さらに検討していく。

また、男女共同参画センター横浜南では、就労体験の前段階として、人とのつながりをつくるため、平成25年度に、若年女性のための社会参加体験プログラムの開発を行った。講座修了生等が地域のボランティア体験に参加できるよう、地域との連携・受入先の開拓については、継続して取り組んでいく。

横浜市全体の中で、若者支援や発達障害者支援等に取り組んでいる機関・団体との有機的なネットワーク構築にも取り組んできており、男女共同参画センターだけではなしえない若い女性に対する地域的な受け皿をつくることも引き続き課題である。

(飯島 絵理)

14 シングルマザーの不安な気持ちを支える 就労応援とグループ相談

機関名：世田谷区立男女共同参画センター

〒155-8666 東京都世田谷区北沢2-8-18北沢タウンホール9階～11階

Tel 03-5478-8021

<http://www.laplace-setagaya.net/>

【事業名】

「シングルマザーのための就労応援講座」

「シングルマザーのほっとサロン」

≫ 取組の特色

世田谷区立男女共同参画センターでは、平成21年度よりシングルマザーを対象とした「シングルマザーのための就労応援講座」を実施している。就労するための実務的な内容だけでなく、参加者同士の語り合いの場を持ち、区内や都内の就業支援機関の情報提供や当センターの相談事業を案内する等、具体的な一歩を踏み出すための支援を行う。また、平成24年度からは、当センターの「居場所づくり事業」の取組の1つとして、グループ相談会「シングルマザーのほっとサロン」を月1回（8月と1月を除く）実施している。

≫ 企画にあたって—企画の前提・背景、地域の実情、施策やプランの方針・位置づけ等

世田谷区立男女共同参画センターは、下北沢駅から徒歩5分、区の複合施設である北沢区民会館（北沢タウンホール）の9～11階にある。「せたがや女性センターらぷらす」として平成3年に開設（平成12年「世田谷区立男女共同参画センターらぷらす」に名称変更）された。昭和女子大学が設立した「特定非営利活動法人NPO昭和」が、区の委託で管理運営を行っている。

シングルマザーを対象とした事業は、「世田谷区男女共同参画プラン調整計画」（平成25～28年）における目標4「男女が共にいきいきと働くことができる環境

を整える」の取組として位置づけられている。また当センターでは、この計画の「女性の就業支援」「子育て支援」「こことからだ」「DV防止・人権尊重」「区民との協働」の5つの柱に基づき、「講座事業」「学校出前事業」「区民企画協働事業」「連携・ネットワーク事業」「居場所づくり事業」を展開している。「シングルマザーのための就労応援講座」は「女性の就業支援」、「シングルマザーのほっとサロン」は「居場所づくり事業」に位置づけられている。「居場所づくり事業」は、コミュニティのつながりが薄れる中、従来の講座開催とは異なる形の支援の必要性を感じたために開始した事業で、他に、「悩めるガールズのしもきたよろずカフェ」（働きづらさに悩む15～おおむね35歳の独身の女性対象）、「女性のためのニットカフェ」（女性一般対象）、「シネマdeりらくす」（女性一般対象）を開催している。

さらに、「区民との協働」において、平成25年度に「しんぐるまざあず・ふぉーらむ世田谷」と協働し「“ほっとひといき” シングルマザーフェスタ」（内容は講演および相談（ライフプラン・仕事・教育）コーナー、マッサージコーナー、メイクレッスンコーナー）を開催した。当日は40組（親子）のシングルマザーが集まり、気軽に集える場を提供することができた。

これらのシングルマザーを対象とした取組の他に、現在当センターにて実施している若者を対象とした事業は、「働きづらさに悩むガールズ☆しごと応援講座」「悩めるガールズのしもきたよろずカフェ」（対象は応援講座ともに上記参照）、デートDVファシリテーター養成（大学生・大学院生、デートDV防止に関心のある20歳代対象）がある。

➤ 事業概要—取組の概要、プログラム、連携、取組の工夫等

「シングルマザーのための就労応援講座」は、4回の連続講座（平成25年度は9月の毎週金曜日10：00～12：00または10：00～12：45）として実施し、全回参加可能な「シングルで子どもを育てている、またはその予定のある女性」を対象としている。平成25年度の参加者は、13名（定員20名）。このうち、20歳代は2名、30歳代は4名であった。

講座では、就職活動を始めるためのノウハウや面接のコツ等、就労準備のための技術を伝えるとともに、区内および都内の就労支援機関（（公財）世田谷区産

主催：世田谷区立男女共同参画センターらぶらす

明日につながる一步を らぶらすでつかみませんか

シングルマザーのための 就労応援講座

フル・シングル
マザーも受講可!

シングルで子どもを育てていくと決め、仕事をしたいと思っても、
何から始めたらいいのかわからない・・・。子どもの健康や学校、自分の心身のことも・・・。
たかさんの不安でパンクしそうあなたへ。

まずは「仕事をする事」について、自分のこれまでの経験を整理していきましょう。

日時	内容	講師
9月6日(金)10時～正午	自分を知る・選職を知る	長谷川 能扶子
9月13日(金)10時～正午	就職活動を始めるためのノウハウ	長谷川 能扶子
9月20日(金)10時～正午	シングルマザーの本音トーク	丸山 裕代
正午～12時45分	世田谷区内で働くための情報をゲット!	山本 まゆみ
9月27日(金)10時～正午	面接を成功させるためのコツ	長谷川 能扶子
正午～12時45分	近郊(都内)で働くための情報をゲット!	中嶋 豊美

- ◆会場：世田谷区立男女共同参画センターらぶらす研修室4（北沢タウンホール11階）
- ◆対象：シングルで子どもを育てている、またはその予定のある女性で、全回参加可能な方20人
- ◆参加費：無料
- ◆保育：5か月～就学前まで。申し込み先着順（8月23日(金)締め切り）
- ◆申し込み：7月15日(月)午前10時から電話・FAXで先着順に受け付けます。
*FAXの場合は、講座名・住所・氏名・電話番号・保育の有無（保育ご希望の場合は、子どもの名前・年齢）を明記してください。

申し込み・問い合わせ先 世田谷区立男女共同参画センター らぶらす

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18 北沢タウンホール 10階
小田急線・京王井の頭線「下北沢」駅南口から徒歩5分 小田急バス「北沢タウン」
TEL 03-5478-8022 FAX 03-5478-8026
らぶらすの情報は、以下のホームページでご覧になれます。
世田谷区HP 施設一暮らし生活関連施設一男女共同参画センターらぶらす
らぶらす運営団体 特定非営利活動法人NPO昭和 HP www.npo-showa.net

主催：世田谷区立男女共同参画センターらぶらす

シングルマザーのほっとサロン

グループ相談会 in らぶらす

「仕事・暮らしに役立つ情報や育児費のことを知りたい」「子育て、みんな、どうしているのかな」「ほっとしたいなあ」etc.どんな相談もOKです。シングルで子どもを育てている女性同士で気軽に話し合える“ほっとサロン”です。

毎月第2土曜日（1月をのぞく）

9/14、10/12、11/9、12/14

午後2時半～4時半

各回毎に、お申し込みを受け付けます。

- ◆進行：NPO法人しんくるまざあす・ふぉーらむ ひとり錦家庭相談員
- ◆対象：シングルで子どもを育てている、またはその予定がある女性 各回8人
- ◆参加費：無料
- ◆保育：5か月～就学前まで（要予約、先着順）
- ◆会場：世田谷区立男女共同参画センターらぶらす（北沢タウンホール10階で受付）
- ◆申し込み：各回開催日の前月5日の午前10時から開催日10日以前までに電話で受け付けます。（先着順）

申し込み・問い合わせ先 世田谷区立男女共同参画センター らぶらす

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18 北沢タウンホール 10階
小田急線・京王井の頭線「下北沢」駅南口から徒歩5分 小田急バス「北沢タウンホール」下車
TEL 03-5478-8022 FAX 03-5478-8026
らぶらすの情報は、以下のホームページでご覧になれます。
世田谷区HP 施設一暮らし生活関連施設一男女共同参画センターらぶらす
らぶらす運営団体 NPO 昭和 HP www.npo-showa.net



業振興公社おしごと相談コーナー、東京都ひとり親家庭支援センターはあと飯田橋)の職員から、機関の説明や利用のしかた等の情報提供を行っている。また、当センターで実施している3つの相談事業(「女性のための悩みごと相談」「女性のための働き方サポート相談」「働きたい・働く女性のためのキャリアカウンセリング相談」)の紹介も行い、参加者が具体的な情報を入手して前に進めるよう支援している。

シングルマザーは、就労だけでなく、離婚や子ども、生活等、さまざまな面において困難が多く、精神的なサポートが重要であるため、上述のような就労に向けた情報提供に加えて、ひとり親家庭相談員をファシリテーターとする参加者同士の語り合いの機会を設けている(第3日目「シングルマザーの本音トーク」)。

平成24年度からは、この語り合いの機会をさらに広げ、「シングルマザーのほっとサロン」を毎月(8月と1月を除く)開催している。このサロンでは、就労応援講座と同様、NPO法人しんぐるまざーず・フォーラムのひとり親家庭相談員を進行役とし、1回2時間(第3土曜日14:30-16:30)のグループ相談を行う(事前申し込み、先着順。保育は要予約で5カ月~就学前)。参加者は、複数回継続する人と初参加が毎回おおよそ半分ずつ程度で、平成25年度の参加者のうち、20・30歳代は約8割となっている。

シングルマザーを対象とした事業の広報にあたっては、区においてひとり親家庭の政策を所管する子ども部子ども家庭課が提供している「ひとり親家庭のためのメルマガジン」配信サービス(毎月1日と15日の2回配信)が有効に機能している。このメルマガは、住宅、就労、子育て等の支援、相談、申請等、ひとり親家庭に関連する情報を配信しており、ここに事業のお知らせを記載すると、メルマガをみて応募する参加者が多く見受けられる。

≫ 男女共同参画の視点にかかわる工夫

シングルマザーは、生活上のさまざまな困難から、不安や悩みを抱えることが多い。そのため、就労支援においても、単に就労に関するノウハウや情報の提供だけでなく、参加者同士の語り合いの場を提供し、主体性を回復しつつエンパワーメントできるよう支援している。「シングルマザーのほっとサロン」や「悩めるガールズのための『しもきたよろずカフェ』」のような、困難に直面する女性たちが

集まって語り合い、つながる必要性を重視し、これらを「居場所づくり事業」として位置づけて取り組んでいる。

≫ 成果・効果

就労応援講座の参加者からは「もやもやしたものがとれたような気がする」「大変前向きな気持ちになった」「話をするだけでも元気になれた。いろいろ相談できるところがあることを知った」「たくさんの方が参加していて、自分ひとりだけじゃないと勇気もらった。一年後のワクワクしたイメージが描けた」等の感想があり、参加者が講座参加によって元気づけられ、前に進むための後押しをされているのがわかる。修了生のフォローアップは実施していないため、参加者のその後の活動の詳細は把握できていないが、修了生が後日、情報提供をした就労関連機関を訪れて就職活動を進めている等の報告を受けている。

≫ 今後の展望と課題

平成26年度には、「シングルマザーのほっとサロン」を継続して実施する。子育てや仕事の悩み、法律など専門的な支援が必要な問題等を、1人で抱えることなく、安心して語れるグループ相談会の場を提供していく。これをきっかけに、個別相談につなげていく等、一人ひとりの課題に対応した解決を進める。また、サロンを重ねることで、進行役に頼らないシングルマザー同士のネットワークづくりも後押ししていく。

就労支援については、「女性のための仕事応援講座」を予定している。また、起業したいシングルマザーを含めた女性のために、起業準備講座（6月予定）、起業体験（11月予定）、フォローアップ講座（1月予定）、融資講座（2月予定）等、年間を通して女性起業家への支援を充実させていく。

（飯島 絵理）

第4章

今後の展望と課題

National
Women's
Education
Center

第4章

今後の展望と課題

飯島 絵理

(1) 男女共同参画の視点に立った若者のキャリア形成支援にかかわる現状と課題——アンケート調査の結果を踏まえて

このハンドブックを作成するにあたり実施した「男女共同参画の視点に立った若者のキャリア形成支援に関する調査研究」では、自治体の男女共同参画担当部局を対象としたアンケート調査を行った（巻末資料1参照）。ここでは、この調査の結果から、いくつかのポイントを挙げ、男女共同参画担当部局（以下、「担当部局」）および女性/男女共同参画センター（以下、「センター」）における若者を対象とした取組の現状や課題について概観する。これらを踏まえ、本章の後半では、掲載した取組事例のヒアリング調査および本ハンドブック各章の知見を手がかりに、今後の取組の方向性や課題について述べる。

1) 若者を対象とした取組の実施状況

担当部局またはセンターでの若者を対象とした事業の実施実績（平成24年度）は、政令市（95.0%）および都道府県（63.8%）での実施率は比較的高いが、特別区（39.1%）および政令市以外の市（18.0%）では高くない（巻末資料1図表7）。また、事業以外の取組で若者とつながりができた事例については、大学生のインターンシップの受け入れや、センターが設置する委員会の委員を依頼する等、様々な取組がなされているが、実施実績のある担当部局・センターは少ない（担当部局40、センター37）。

事業を実施していない理由としては、都道府県や政令市、特別区では「庁内の他部局が実施している」、中核市・特例市やその他の市では「参加者・対象者の確保が難しい」の回答の割合が高くなっている（図表19）。「庁内の他部局が実施している」は、「若者」は男女共同参画の担当ではなく青少年の所管等、別の部局が担当すべきものという立場を示しており、特に規模の大きい自治体では

この意識が働いていることになる。また、「参加者・対象者の確保が難しい」は、比較的小規模の自治体の回答率が高いことから、そもそも地域に少ない若者に対象を絞って集めることは困難である、あるいは、従来、担当部局やセンターとあまりつながりのない若年層の参加を望むのは難しい、といった状況が考えられる。

一方、他部局が実施する若者を対象とした事業との連携・協力の実績についてもかなり少ないことがわかる（実績「あり」（平成24年度）の回答は担当部局44、センター21。巻末資料図表20・21）。また、若者支援にかかわる庁内や地域の連携会議・協議会等が設置されている場合でも、担当部局やセンターがその構成メンバーになっているケースは少ないことも明らかになった（巻末資料図表22・23）。これらの結果からは、担当部局やセンターにおいて若者を対象とした取組を行っていない自治体が少なくないとともに、他部局で行われている取組とのつながりも十分ではない現状がうかがえる。

2) 取組の対象についての考え方

取組の対象については、特に焦点を絞らないという考えが多くを占める。どのような対象に焦点をあてることが重要だと考えるかについては、複数回答の問いでは都道府県およびそれ以外とも約半数が、最も重要と考えるもの1つの問いでは特別区（26.1%）、中核市・特例区（30.6%）、その他の市（50.5%）が、「特定の対象に焦点をあてず、若者一般として実施するほうがよい」と回答している割合が最も高い（図表5・6）。この回答が多い背景として考えられるのは、1つには、先述の「参加者・対象者の確保が難しい」とも関連し、対象を絞ると母集団が小さくなり参加者を集められないと捉えていることが考えられる。もう1つは、公的な機関が実施する事業は、特定の一部の限られた市民に対して行うよりも、広く一般が対象となるほうが好ましいという考えにもとづいていると思われる。

また、都道府県および政令市では、「学生」を重要な対象として考えていることもわかる。「学生」を最も重要と考えるとする回答は、都道府県（46.8%）および政令市（40.0%）で一番多く、大学が複数ある都心部においては、学生を対象とした取組を重視していることがうかがえる。

平成24年度に事業を実施した担当部局およびセンターの実際の対象をみると、

担当部局では、「学生」(37.8%)、「若者一般」(31.4%)が多い(図表11)。センターもこの2つが多いことは同様であるが、担当部局と比較すると、無業者や就職活動中の人、ひとり親が対象の事業も多く、様々な今日的課題に対して取り組んでいることがうかがえる。これに対して担当部局は「結婚希望者」(17.3%)の割合が比較的多くなっている。

3) 取組の目的

平成24年度に事業を実施した機関の事業目的を担当部局とセンターで比較すると、前述の対象についての回答と同様、センターのほうが、多様な項目を該当すると回答している割合が高く、「就労支援」「職業能力形成」「ライフプランニング支援」「教育・学習の支援」「生活自立の支援」「社会参加支援」「働く場の悩みにかかわる支援」等の項目において、担当部局より回答率が高くなっている(図表14)。一方、担当部局のほうが回答した割合が高いのは、「リーダーシップ養成」と「結婚・男女関係の悩みにかかわる支援」である。全体としては、回答の多い項目は、「結婚・男女関係の悩みにかかわる支援」(22.5%)「就労支援」(21.3%)「コミュニケーション力の向上」(18.2%)「ライフプランニング支援」(17.9%)「仲間づくり・交流」(16.7%)の順になっている。

最も回答の多い目的である「結婚・男女関係の悩みにかかわる支援」には、一番にデートDV防止、次いで結婚支援にかかわる事業が多く含まれている。デートDVおよびDVは、若者についての相談内容としても最も多いものと回答され、担当部局およびセンターにおいて特に支援が必要な主訴として認識されている(巻末資料1図表25)。

結婚支援については、現在、都道府県を中心とした多くの自治体において、おもに少子化対策の一環として取り組まれているところである。今回の調査において結婚支援事業が実績として多く挙げられた背景としては、少子化対策と男女共同参画担当が同じ部局にある、あるいは担当を兼ねていることが大きいようである。

この結婚支援に関連して、本調査では、都道府県の担当と市の担当との間に意識の差があることがうかがわれた。若者にかかわる実情をどのように捉えているかについての複数回答の質問において、「結婚したいができない若者が多い」の

項目は、都道府県の回答は5割を超えているが、市の回答は3割弱であった（図表3）。一方で、市の回答率が高いのに比べ、都道府県の回答率が比較的高くない項目は「地域活動に無関心な若者が多い（または増えている）」であった。結婚支援は、目に見える成果として「成婚数」を追求する傾向がみられるが、各地域においては、それよりも、若者が主体的にかかわり活躍できる地域づくり、若者がいきいきと暮らせる地域づくりが求められていることが示唆される。このような地域づくりに向けた取組は、マッチングによる成婚数の追求よりも、結果として高齢化や過疎化の進む地域の地域活性化や男女共同参画推進といった、より包括的な課題の解決に向かうといえるのではないだろうか。

（2）男女共同参画の視点に立った効果的な若者支援の方向性について——取組事例および各章からの知見を手がかりに

前節において述べた現状や課題を踏まえ、男女共同参画の視点に立った効果的な若者支援の方向性について、第3章に掲載した取組事例のヒアリング調査および本ハンドブック第1章～第3章からの知見を手がかりに、以下3点にわけて提案したい。

1) 男女共同参画の視点に立った課題解決型実践活動の支援

第1章1では、男女共同参画の視点に立った若者のキャリア形成支援は、女性だけでなく、男性にとっても重要であることが示された。そして、特に近年の若年女性の貧困の実情から、若年女性への経済的自立支援の必要性が明らかになった。また、第2章1においては、これまで国や地域で取り組まれてきた若者の自立支援は、男女共同参画の視点への考慮が十分でなく、若年女性は生活上の困難に直面する可能性が高いにもかかわらず、顕在化しにくい状況が示唆された。

担当部局やセンターが、男女共同参画の視点に立った若者支援や、困難に直面する若年女性への支援を行う役割を担うことは、このような社会的要請に応えるという観点だけでなく、若い世代とつながりたいが繋がれないという担当部局やセンター自体の問題を解決できるという点からも意義がある。しかしその際に多くの担当部局やセンターで課題となるのが、限られた予算と人員で、若者が参

加するような機会や場をどのようにつくるかという点であろう。

今後の男女共同参画の推進に向けては、「身近な男女共同参画の推進」や「課題解決型の実践的活動中心の取組」の重要性がいわれており、様々な分野、テーマにおいて、男女共同参画の視点を組み込んでいくことが求められている（内閣府「第3次男女共同参画基本計画」2010）。複数の取組事例にみられるように、実際に行われている取組も、必ずしも「男女共同参画」のテーマが全面に出るものではなく、たとえば、中高生の学習支援や大学生のインターンシップ、まちづくり等を主要なテーマとし、若者の参加を募っている。学生側にも様々なニーズの違いがあり、就職活動の一環としてインターンシップに関心を示す学生は多いし、また、中高生支援やDV防止の取組に参加する学生は、職業に役立つ力量の形成を期待し、看護や教育、保育等を専攻していることが多い。これらの地域課題や学生のニーズにそったテーマを切り口にして、各分野での実践的活動を支援する際に、職員が男女共同参画の視点に立った助言を行い、若者の意識醸成を図っている。

第3章の図表3-1においてみたように、担当部局やセンターで行う若者支援の社会的な目標は、男女共同参画の社会（地域）づくりであるところに特徴がある。ヒアリング調査を行ったセンターでは、事業やテーマにそった「男女共同参画の視点に立った支援」とは具体的に何なのか等について、職員同士の学習会を定期的実施し、情報共有を行っている。男女共同参画の推進は、“縦割り”で思考するのではなく、多様な分野、様々な対象者に対して、「主体的な学びや活動」「性別役割分担意識の解消」「女性の意思決定過程への参画」「女性のエンパワーメント」等の男女共同参画推進の要件を基盤となる目標として、それらをそれぞれの事業内容に組み込んでいくことが必要であろう。

このように多様な分野、多様な対象に対する取組が求められているがゆえに、「連携」は効率的・効果的な事業展開のための鍵となる。各分野・各対象を担当する部局や機関とつながり、若者の集まる既存の場・機会を活用していくことが必要である。その場合、必ずしも担当部局やセンターが中心となって事業を実施する必要はなく、他部局や他機関が主催する事業に、男女共同参画推進に関する情報提供等を行い協力していくことで、効率的に幅広い分野に男女共同参画の視点に立った若者支援を浸透させていくことができよう。

2) 若者の主体的活動に対する継続的な支援

学習や活動を支援するにあたっては、単発的ではなく、継続的な支援が効果的であることは、センターにおける女性の人材育成の蓄積からも明らかである。若者を支援する際には、次世代人材を育成する観点からも、この継続的な支援がさらに重要であろう。ヒアリング調査からは、若者の主体的な活動を促すための職員と若者の継続的で地道なかかわりが、次世代の男女共同参画を推進する人材の育成につながるとともに、職員や他の年代の参加者・関係者（年配の女性や中高生等）に相互作用としてプラスの影響を与え合っていることがうかがえた。しかしここでもまた、多くの担当部局やセンターでは、継続的で地道な支援に対して、職員がその労力を割く余裕が十分でないという問題がある。

この問題の解決もまた、連携に1つの鍵があろう。たとえば大学生の場合には、第2章2において述べられているように、学生がセンター等、社会教育機関で学び活動することは、大学における学生への教育にとっても大きな利点がある。学生への支援という目的を共有して協力関係を築き、大学にある資源（教員やキャリアセンター等の関連機関等）をもっと活用することによって、担当部局やセンター職員の労力が軽減される可能性がある。同様に、無業者への支援は若者サポートステーション等と、女性正規雇用者への支援は企業や経済団体等と、それぞれの対象への継続的な支援という観点から連携し、効率を上げていく検討がなされるとよいのではないだろうか。

3) ニーズに応じて対象を絞った支援

多くの担当部局の回答のように、「若者一般」を対象とした事業も必要であろう。しかし、「若者」も多様化しており、第1章1でみたように、特に女性は近年、困難な状況に陥るリスクも拡大している。そのため、このような状況も踏まえて、様々なニーズに対応しつつ、対象やテーマを絞った事業を行っていくことも重要である。

第2章1では、働くことに困難を抱える若者の自立支援は、働くという切り口だけでなく、生きるための支援として、諸機関が有機的に連携し、地域全体に支援システムが構築されなければならないことが指摘された。本調査の取組事例では、困難に直面する女性への支援として、中間的就労の場の提供や居場所づくり

等、就労に結びつくまでの継続的な支援が、地域の関連機関とも連携しつつ、試みられている。地域における男女共同参画推進の拠点には、男女共同参画の視点から、様々な課題を掘り起して必要な支援を行い、地域のセーフティネットの1つとしての役割を担うことが求められているのではないだろうか。女性のリーダー育成や、意思決定過程への参画促進等、女性の活躍を推し進めるとともに、相談事業等からみえてくる社会的課題を背景とした個別の困難にも対処していくことが必要となってくる。繰り返しになるが、関連する機関・団体とつながりつつ、お互いの専門性を活かして取組を進めていくことが効率的・効果的な事業展開のための欠かせない要素となろう。

資料

1 調査の目的・方法等

(1) 調査の趣旨および目的

国立女性教育会館では、若者を対象としたキャリア形成支援に男女共同参画の視点を組み込む方策や関連機関の連携のあり方等を検討するため、平成25年度に1年計画で「男女共同参画の視点に立った若者のキャリア形成支援に関する調査研究」を実施した。本報告は、この調査研究の一環として行った、全国の都道府県、市、特別区の男女共同参画担当部局を対象としたアンケート調査結果の概要をまとめたものである。

「第3次男女共同参画基本計画」においては、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育や若年期のライフプランニング支援の推進を図ることとされている（「第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」「第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」）。若い世代の性別役割分担意識は根強く残っており、生涯を見据えた若年期からのキャリア形成支援を進める上で、男女共同参画の視点を組み込むことはとても重要である。また、男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センターにおける事業では、高齢化・固定化の傾向がみられ、より幅広い年齢層、とくに若者へのアプローチが喫緊の課題となっている。

そこで、男女共同参画の地域づくりを次世代につなぎ、地域課題の解決を図るために、男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センターが、若者を対象としてより積極的な取組を行うための全国的な資料を得ることを目的に、本調査を実施した。

なお、ここにはハンドブックの巻末資料として、アンケート調査の結果概要のみ掲載している。この他、調査票や集計表については、国立女性教育会館ホームページから閲覧できる。

(2) 調査の方法・対象等

1) 実施時期 平成25年7～8月

- 2) 調査方法 郵送による調査票の配布および回収
- 3) 調査対象 全国の自治体の男女共同参画担当部局（町村を除く）859（平成25年4月現在）
 〈自治体区分別の数〉
 都道府県（47）・政令市（20）・特別区（23）・その他の市（640）
- 4) 回収状況 配布数859 回収数730 回収率85.0%
 〈自治体区分別の回収数・回収率〉
 都道府県47（100.0%）・政令市20（100.0%）・特別区23（100.0%）
 その他の市640（83.2%）

2 調査結果の概要

(1) 回答自治体の属性

1) 自治体区分別回収数

自治体区分（都道府県・政令市・特別区・中核市・特例市・その他の市）による回収数および回収率は以下のとおりである。都道府県、政令市、特別区の回収率は100.0%。全体の回収率は85.0%（730）。

図表1 自治体区分別回収数

	回収自治体数	自治体数	回収率 (%)
都道府県	47	47	100.0
政令市	20	20	100.0
特別区	23	23	100.0
中核市	37	42	88.1
特例市	35	40	87.5
その他の市	568	687	82.7
合計	730	859	85.0

2) 自治体区分別 女性/男女共同参画センターの有無

女性/男女共同参画センターの有無を自治体区分別にみると、都道府県は2自治体を除き全自治体に、また政令市および特別区は全自治体にセンターがあると回答している。中核市と特例市合わせてセンターがあるのは76.4%、その他の市でセンターがあると回答したのは25.4%である。

図表2 自治体区分別 女性/男女共同参画センターの有無

	ある	ない	その他	合計
都道府県	45 95.7%	2 4.3%	0 0.0%	47 100.0%
政令市	20 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	20 100.0%
特別区	23 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	23 100.0%
中核市・特例市	55 76.4%	15 20.8%	2 2.8%	72 100.0%
その他の市	144 25.4%	422 74.3%	2 0.4%	568 100.0%
合計	287 39.3%	439 60.1%	4 0.5%	730 100.0%

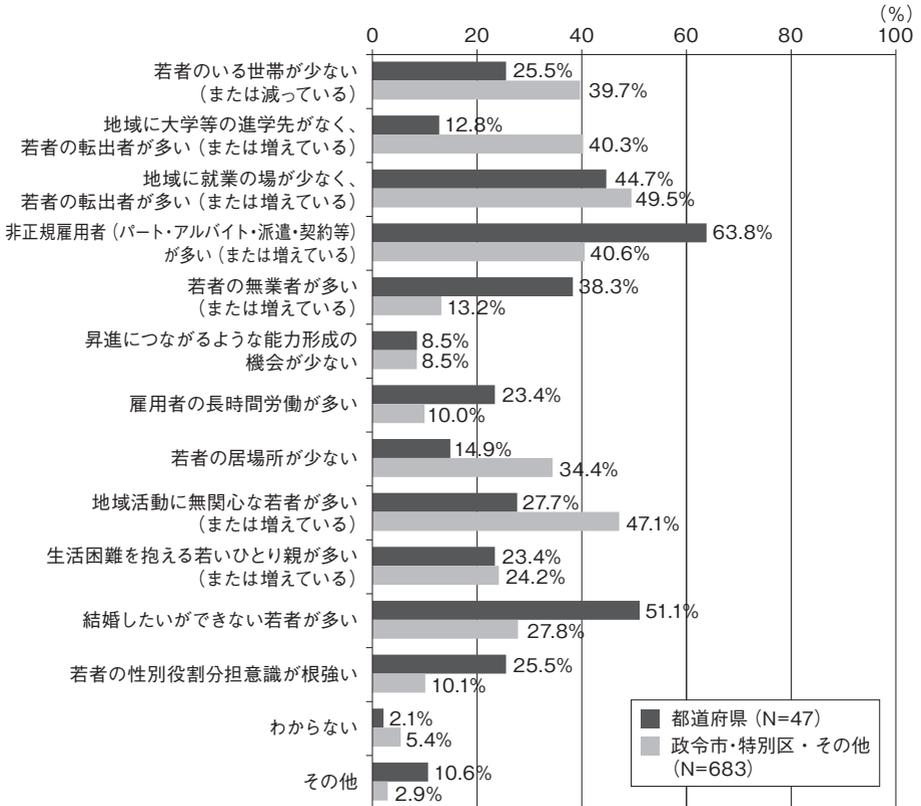
(2) 若者にかかわる実情についての考え方

1) 若者にかかわる実情の捉え方

男女共同参画担当部局として、若者にかかわる実情をどのように捉えているか、複数回答の選択式で質問した（それを裏づける客観的データがなくてもかまわないとした）。図表3に示すように、都道府県では「非正規雇用者（パート・アルバイト・派遣・契約等）が多い（または増えている）」（63.8%）を選ぶ割合が最も高く、次いで「結婚したいができない若者が多い」（51.1%）、「地域に就業の場が少なく、若者の転出者が多い（または増えている）」（44.7%）の順であった。政令市・特別区・その他の市の合計では、「地域に就業の場が少なく、若者の転出者が多い（または増えている）」（49.5%）、「地域活動に無関心な若者が多い（または増えている）」（47.1%）、「非正規雇用者（パート・アルバイト・派遣・契約等）が多い（または増えている）」（40.6%）の順に割合が高い。

自治体区分別にみると、「地域に就業の場が少なく、若者の転出者が多い（または増えている）」と回答する割合が最も高いのは「その他の市」（55.3%）で、他は「非正規雇用者（パート・アルバイト・派遣、契約等）が多い（または増えている）」と回答する割合が最も高い（図表4）。

図表3 若者の実情をどのように捉えているか（複数回答）



図表4 自治体区分別 若者の実情をどのように捉えているか（複数回答）

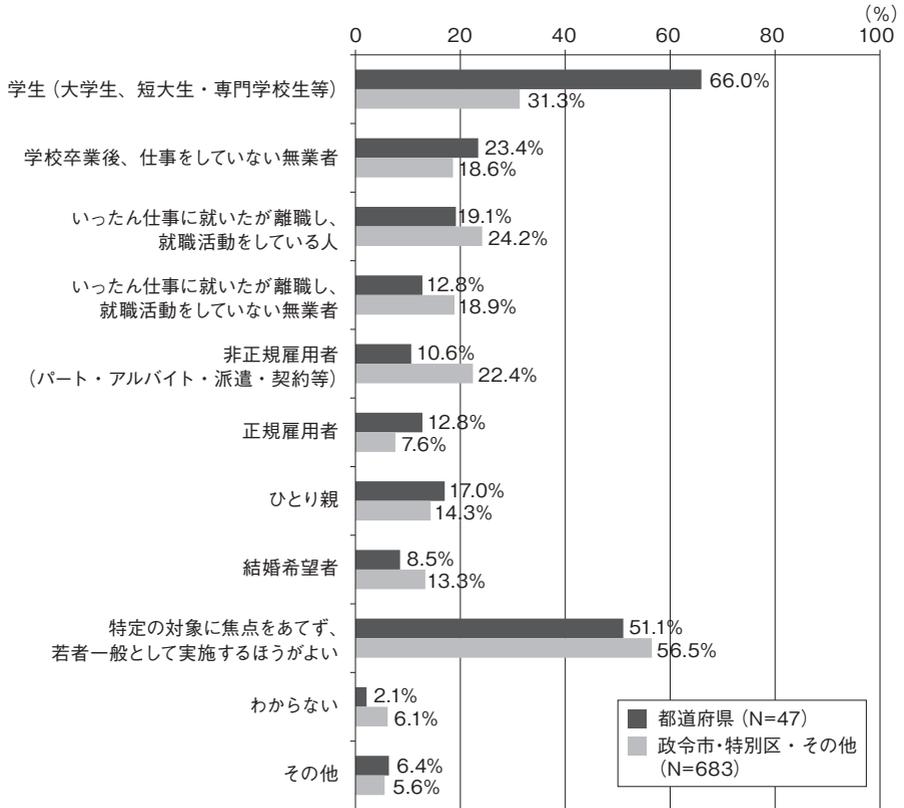
	若者のいる世帯が少ない (または減っている)	地域に大学等の進学先がなく、若者の 転出者が多い(または増えている)	地域に就業の場が少なく、若者の転出 者が多い(または増えている)	非正規雇用者(パート・アルバイト・派 遣・契約等)が多い(または増えている)	若者の無業者が多い(または増えてい る)	昇進につながるような能力形成の機会 が少ない	雇用者の長時間労働が多い	若者の居場所が少ない	(または増えている)	生活困難を抱える若いひとり親が多い (または増えている)	結婚したいができない若者が多い	若者の性別役割分担意識が根強い	わからない	その他
都道府県 (n=47)	12 25.5%	6 12.8%	21 44.7%	30 63.8%	18 38.3%	4 8.5%	11 23.4%	7 14.9%	13 27.7%	11 23.4%	24 51.1%	12 25.5%	1 2.1%	5 10.6%
政令市 (n=20)	3 15.0%	0 0.0%	2 10.0%	14 70.0%	7 35.0%	4 20.0%	5 25.0%	3 15.0%	8 40.0%	7 35.0%	8 40.0%	8 40.0%	1 5.0%	1 5.0%
特別区 (n=23)	3 13.0%	1 4.3%	0 0.0%	13 56.5%	5 21.7%	1 4.3%	4 17.4%	7 30.4%	12 52.2%	7 30.4%	5 21.7%	1 4.3%	0 0.0%	2 8.7%
中核市・ 特例市 (n=72)	22 30.6%	10 13.9%	22 30.6%	38 52.8%	13 18.1%	3 4.2%	13 18.1%	15 20.8%	31 43.1%	21 29.2%	21 29.2%	19 26.4%	8 11.1%	2 2.8%
その他の市 (n=568)	243 42.8%	264 46.5%	314 55.3%	212 37.3%	65 11.4%	50 8.8%	46 8.1%	210 37.0%	271 47.7%	130 22.9%	156 27.5%	41 7.2%	28 4.9%	15 2.6%
合計 (N=730)	283 38.8%	281 38.5%	359 49.2%	307 42.1%	108 14.8%	62 8.5%	79 10.8%	242 33.2%	335 45.9%	176 24.1%	214 29.3%	81 11.1%	38 5.2%	25 3.4%

*自治体区分ごとにそれぞれ上位3位を色づけした。

2) 焦点をあてる対象

地域の実情を踏まえ、男女共同参画担当部局が若者を対象とした事業を実施する場合、特にどのような対象に焦点をあてることが重要と考えるか、複数回答の選択式で質問した（実施実績の有無にかかわらず）。図表5に示すとおり、都道府県では「学生（大学生、短大生、専門学校生等）」の回答が6割以上、次いで「特定の対象に焦点をあてず、若者一般として実施するほうがよい」が約5割あった。「政令市・特別区・その他の市」では「特定の対象に焦点をあてず、若者一般として実施するほうがよい」（56.5%）が最も高くなっている。

図表5 どのような対象に焦点をあてることが重要だと考えるか（複数回答）



これらの選択肢のうち、最も重要と考えるものを1つ選んだ回答を、自治体区分別にみると図表6のようになる。都道府県および政令市では、「学生（大学生、短大生・専門学校生等）」、その他では「特定の対象に焦点をあてず、若者一般として実施するほうがよい」と答える割合が最も多い。

図表6 自治体区分 センター有無別 最も重要と考える対象

自治体区分	学生（大学生・短大生・専門学校生等）	学校卒業後、仕事をしていない無業者	いったん仕事に就いたが離職し、就職活動をしている人	いったん仕事に就いたが離職し、就職活動をしていない無業者	非正規雇用者（パート・アルバイト・派遣・契約等）	正規雇用者	ひとり親	結婚希望者	特定の対象に焦点をあてず、若者一般として実施するほうがよい	わからない	その他	無回答	合計
都道府県 (n=47)	22 46.8%	1 2.1%	1 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.1%	1 2.1%	1 2.1%	13 27.7%	0 0.0%	1 2.1%	6 12.8%	47 100.0%
政令市 (n=20)	8 40.0%	0 0.0%	2 10.0%	1 5.0%	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	1 5.0%	6 30.0%	20 100.0%
特別区 (n=23)	3 13.0%	3 13.0%	1 4.3%	1 4.3%	2 8.7%	0 0.0%	2 8.7%	0 0.0%	6 26.1%	0 0.0%	3 13.0%	2 8.7%	23 100.0%
中核市・特例市 (n=72)	19 26.4%	4 5.6%	5 6.9%	5 6.9%	2 2.8%	1 1.4%	3 4.2%	1 1.4%	22 30.6%	0 0.0%	4 5.6%	6 8.3%	72 100.0%
その他の市 (n=568)	65 11.4%	20 3.5%	32 5.6%	14 2.5%	20 3.5%	4 0.7%	12 2.1%	17 3.0%	287 50.5%	3 0.5%	16 2.8%	78 13.7%	568 100.0%
合計 (N=730)	117 16.0%	28 3.8%	41 5.6%	21 2.9%	24 3.3%	7 1.0%	18 2.5%	19 2.6%	329 45.1%	3 0.4%	25 3.4%	98 13.4%	730 100.0%

*自治体区分 センター有無別にそれぞれ最も回答の多かったものを色づけした。

(3) 若者を対象とした事業の実施

1) 平成24年度の事業実施の有無

平成24年度に実施した若者を対象とした事業について質問した。なお、本調査では、「若者を対象とした事業」の定義について、以下のように提示した。

本調査では、「若者」は、「おおむね18歳以上35歳未満の男女」をさします。

参加者募集の要項・ちらし等に明記していなくても、結果として参加者の過半数が「若者」であった事業を含みます。また、生活困難な若者支援の観点から、ひとり親を対象とした取組も含みます。

ただし、男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センターにおいて、すでに多くの実施実績がある (1) 出産・育児期に就労を中断した女性を主な対象としたもの、(2) 子育て中の男女を主な対象としたもの（子育て講座、イクメン養成講座等）は除きます。

事業を実施の有無を自治体区分別にみると、「実施した」と回答したのは、都道府県で30件（63.8%）、政令市で19件（95.0%）、特別区9件（39.1%）、中核市・特別区35件（48.6%）、その他の市80件（14.1%）であり、特に政令市で実施率が高く、その他の市では比較的低い（図表7）。

図表7 自治体区分別 平成24年度の事業実施の有無

自治体区分	事業件数 実施した	実施して いない	合計
都道府県	30 63.8%	17 36.2%	47 100.0%
政令市	19 95.0%	1 5.0%	20 100.0%
特別区	9 39.1%	14 60.9%	23 100.0%
中核市・特別市	35 48.6%	37 51.4%	72 100.0%
その他の市	80 14.1%	488 85.9%	568 100.0%
合計	173 23.7%	557 76.3%	730 100.0%

図表8は、事業を実施した173自治体のうち、男女共同参画担当局での実施件数を示している。実施実績のある自治体の61.8%（107自治体）が男女共同参画担当部局で事業を実施しており、事業数はどの自治体区分でも1件が最も多い。

図表8 自治体区分別 平成24年度の男女共同参画担当部局の事業件数（N=173）

自治体区分	事業件数 1	2	3	6	実施して いない	合計
都道府県	11 36.7%	4 13.3%	2 6.7%	0 0.0%	13 43.3%	30 100.0%
政令市	5 26.3%	2 10.5%	1 5.3%	0 0.0%	11 57.9%	19 100.0%
特別区	1 11.1%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	7 77.8%	9 100.0%
中核市・特別市	15 42.9%	5 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	15 42.9%	35 100.0%
その他の市	39 48.8%	14 17.5%	6 7.5%	1 1.3%	20 25.0%	80 100.0%
合計	71 41.0%	26 15.0%	9 5.2%	1 0.6%	66 38.2%	173 100.0%

図表9は、事業を実施した173の自治体のうち、女性/男女共同参画センターでの実施件数を示している。実施実績のある自治体の45.7%（79自治体）が女性/男女共同参画センターで事業を実施しており、事業数は、政令市が2件、その他の自治体区分は1件が最も多い。

なお、事業数合計は、男女共同参画担当部局156、女性/男女共同参画センター173、合わせて329であった。

図表9 自治体区分別 平成24年度の女性/男女共同参画センターの事業件数(N=173)

自治体区分	事業件数									実施していない	合計
	1	2	3	4	5	6	7	8			
都道府県	6 20.0%	3 10.0%	4 13.3%	1 3.3%	2 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.3%	13 43.3%	30 100.0%
政令市	3 15.8%	7 36.8%	2 10.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.3%	3 15.8%	3 15.8%	3 100.0%	
特別区	4 44.4%	1 11.1%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 22.2%	9 100.0%
中核市・特例市	14 40.0%	2 5.7%	2 5.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	17 48.6%	35 100.0%
その他の市	13 16.3%	5 6.3%	1 1.3%	2 2.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	59 73.8%	80 100.0%
合計	40 23.1%	18 10.4%	10 5.8%	3 1.7%	2 1.2%	1 0.6%	1 0.6%	4 2.3%	94 54.3%	173 100.0%	

2) 実施した事業の内容

平成24年度に実施した若者を対象とした事業について、それぞれの①事業名、②対象、③対象の性別、④目的、⑤形態、⑥連携先を尋ねた（②～⑥は複数回答の選択式）。図表10～17は、それら②～⑥の結果を示している。

事業の対象は、「学生（大学生、短大生・専門学校生等）」と回答する割合が最も高く44.1%、次いで「若者一般」（28.3%）である（「その他」の記述は「一般」「成人式参加者」等）（図表10）。

実施機関別に比較すると、男女共同参画担当部局は「結婚希望者」と「若者一般」において回答の割合が高い。女性/男女共同参画センターでは、「学生」および、無業者やひとり親等、困難を抱える対象を回答する割合が高い（図表11）。

具体的にどのような事業を実施しているか、例として対象別に事業名を示すと以下のようなものが挙げられる。

<学生>

「キャリアデザイン講座：考えてみよう！女性が働くということ」

「女子学生のための就活スタート応援講座」

「デートDV防止啓発講座」

「大学生のための将来設計プログラム」

「ワーク・ライフ・バランス講演会」

「イクメン・カジダン パパ講座」

「男女共同参画基礎講座」

「インターンシップ事業」

「情報誌表紙デザイン募集」

<無業者（選択肢の2あるいは4）>

「ガールズのパソコン+しごと“ゆる〜り”準備講座」

「おはなしカフェ」

<離職後、就職活動をしている人>

「女性就職応援セミナー」

「女性のためのパソコン教室」

<非正規雇用者>

「働く女子のためのわたしプロデュース」

「キャリアアップセミナー」

「起業準備セミナー」

<正規雇用者>

「キャリアアップセミナー」

「おしゃべりカフェ」

<ひとり親>

「母子家庭等の女性のための就職準備セミナー」

「サポートグループ（シングルマザーのためのグループ）」

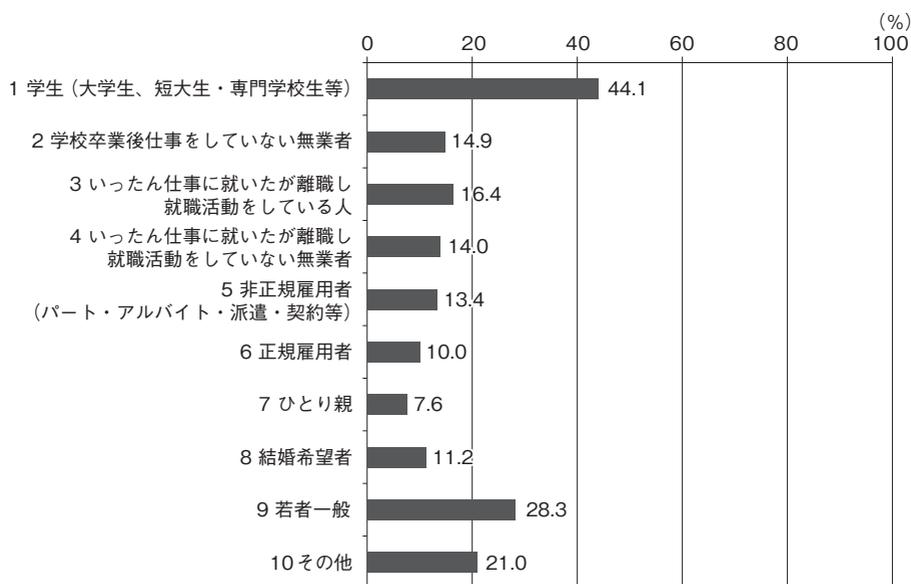
「シングルマザーのための新しい生活に踏み出すガイド」

<結婚希望者>

「結婚活動支援セミナー」

「男女で考えるライフプランハンドブックの作成」

図表 10 事業の対象 (N=329、複数回答)



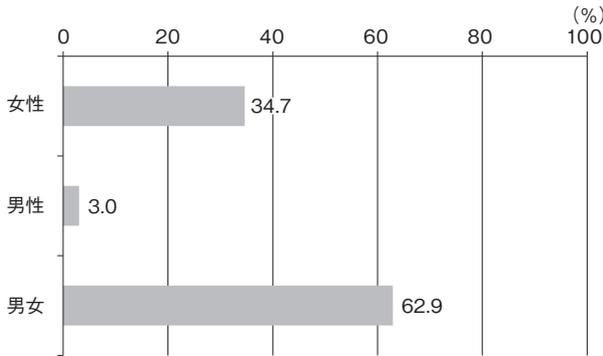
図表 11 実施機関別 事業の対象 (N=329、複数回答)

実施機関	事業件数	学生 (大学生、短大生・専門学校生等)	学校卒業後、仕事をしていない無業者	活動をしている人 いったん仕事に就いたが離職し、就職活動をしている人	活動をしていない無業者 いったん仕事に就いたが離職し、就職活動をしていない無業者	非正規雇用者 (パート・アルバイト・派遣・契約等)	正規雇用者	ひとり親	結婚希望者	若者一般	その他
男女共同参画部局	156	59 37.8%	17 10.9%	21 13.5%	16 10.3%	20 12.8%	19 12.2%	7 4.5%	27 17.3%	49 31.4%	30 19.2%
男女共同参画センター	173	86 49.7%	32 18.5%	33 19.1%	30 17.3%	24 13.9%	14 8.1%	18 10.4%	10 5.8%	44 25.4%	39 22.5%
合計	329	145 44.1%	49 14.9%	54 16.4%	46 14.0%	44 13.4%	33 10.0%	25 7.6%	37 11.2%	93 28.3%	69 21.0%

%は実施機関別の事業件数に占める割合を示す。

対象の性別は「男女」が62.9%、「女性」が34.7%である（図表12）。

図表12 事業の対象の性別（N=329、複数回答）

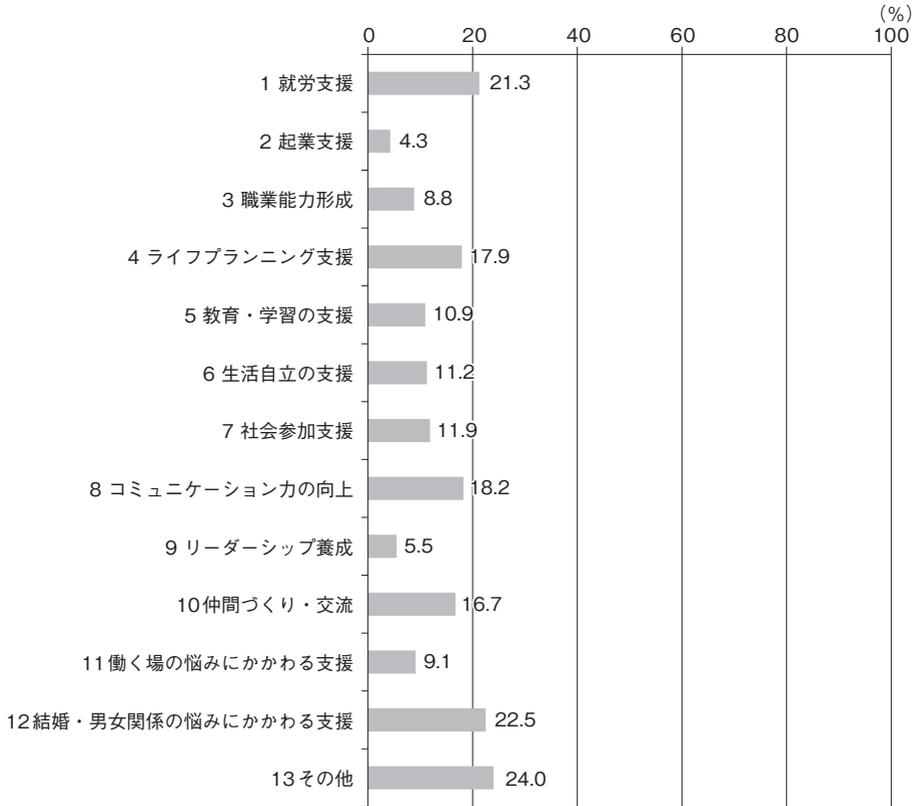


事業の目的は、「結婚・男女関係の悩みにかかわる支援」¹⁾ (22.5%) と回答する割合が最も高く、次いで「就労支援」(21.3%)、「コミュニケーション力の向上」(18.2%)、「ライフプランニング支援」(17.9%)、「仲間づくり・交流」(16.7%)である（図表13）。

実施機関別に比較すると、男女共同参画担当部局では「結婚・男女関係の悩みにかかわる支援」や「リーダーシップ養成」の回答の割合が高い（図表14）。女性/男女共同参画センターでは「就労支援」や「ライフプランニング支援」、「生活自立の支援」等、半数以上の項目において回答の割合が高い。

1) 「結婚・男女関係の悩みにかかわる支援」を目的とした事業の内容は、デートDV防止に関する事業と結婚支援にかかわる事業が多い。事業名にデートDV または DV と示されたものは、この目的に該当する74件のうち32件、また事業名から結婚支援の取組とわかるものは25件あった。

図表 13 事業の目的 (N=329、複数回答)



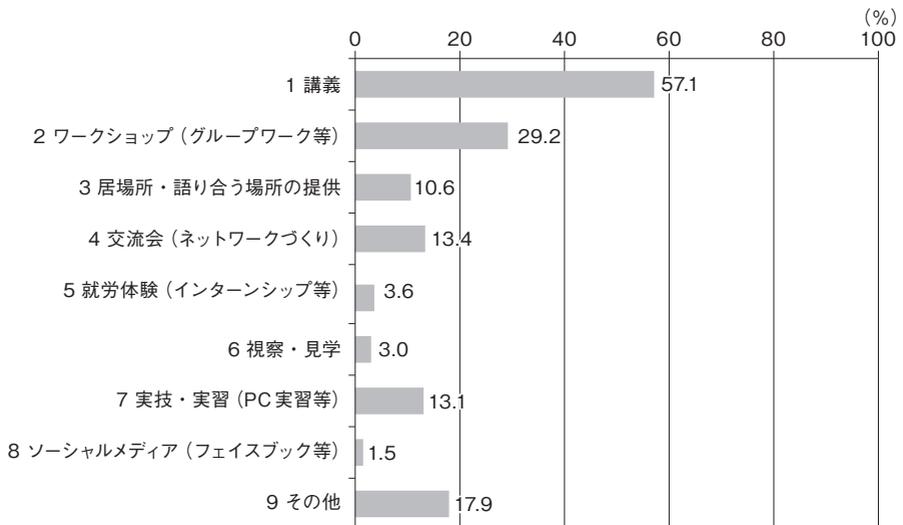
図表 14 実施機関別 事業の目的 (N=329、複数回答)

	事業件数	就労支援	起業支援	職業能力形成	ライフプランニング支援	教育・学習の支援	生活自立の支援	社会参加支援	コミュニケーション力の向上	リーダーシップ養成	仲間づくり・交流	働く場の悩みにかかわる支援	結婚・男女関係の悩みにかかわる支援	その他
男女共同参画部局	156	20 12.8%	8 5.1%	9 5.8%	17 10.9%	13 8.3%	10 6.4%	13 8.3%	31 19.9%	13 8.3%	27 17.3%	11 7.1%	51 32.7%	37 23.7%
男女共同参画センター	173	50 28.9%	6 3.5%	20 11.6%	42 24.3%	23 13.3%	27 15.6%	26 15.0%	29 16.8%	5 2.9%	28 16.2%	19 11.0%	23 13.3%	42 24.3%
合計	329	70 21.3%	14 4.3%	29 8.8%	59 17.9%	36 10.9%	37 11.2%	39 11.9%	60 18.2%	18 5.5%	55 16.7%	30 9.1%	74 22.5%	79 24.0%

%は実施機関別の事業件数に占める割合を示す。

事業の形態は、「講義」と回答する割合が最も高く57.1%、ワークショップ（グループワーク等）が29.2%である（図表15）。

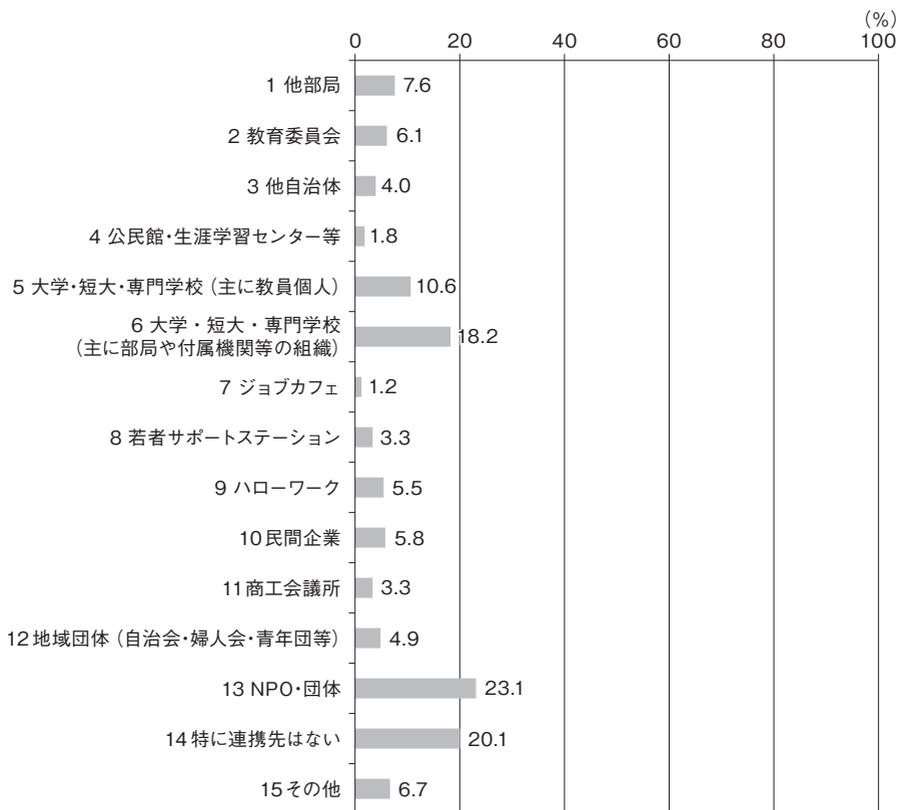
図表 15 事業の形態 (N=329、複数回答)



連携先については、「NPO・団体」(23.1%)の回答の割合が最も高く、「特に連携先はない」(20.1%)、「大学・短大・専門学校(主に部局や付属機関等の組織)」(18.2%)の回答が次いで多い(図表16)。

2つの実施機関を比較すると、男女共同参画担当部局のほうが「NPO・団体」「地域団体」「他自治体」等の事業件数の割合が高く、女性/男女共同参画センターは、「ハローワーク」「若者サポートステーション」等の割合が高くなっている。

図表 16 事業の連携先 (N = 329、複数回答)



図表 17 実施機関別 事業の連携先 (N=329、複数回答)

	事業件数	他部局	教育委員会	他自治体	公民館、生涯学習センター等	大学・短大・専門学校（主に教員個人）	大学・短大・専門学校（主に部局や付属機関等の組織）	ジョブカフェ	若者サポートステーション	ハローワーク	民間企業	商工会議所	青年団等	地域団体（自治会、婦人会、NPO・団体）	特に連携先はない	その他
男女共同参画部局	156	10 6.4%	11 7.1%	11 7.1%	4 2.6%	19 12.2%	26 16.7%	0 0.0%	1 0.6%	4 2.6%	7 4.5%	8 5.1%	13 8.3%	42 26.9%	32 20.5%	11 7.1%
男女共同参画センター	173	15 8.7%	9 5.2%	2 1.2%	2 1.2%	16 9.2%	34 19.7%	4 2.3%	10 5.8%	14 8.1%	12 6.9%	3 1.7%	3 1.7%	34 19.7%	34 19.7%	11 6.4%
合計	329	25 7.6%	20 6.1%	13 4.0%	6 1.8%	35 10.6%	60 18.2%	4 1.2%	11 3.3%	18 5.5%	19 5.8%	11 3.3%	16 4.9%	76 23.1%	66 20.1%	22 6.7%

%は実施機関別の事業件数に占める割合を示す。

3) 事業の成果と課題

前問にて回答した事業について、成果および課題を記述形式で尋ねたところ、男女共同参画担当部局が実施した事業102件、女性/男女共同参画センターが実施した事業69件に関して記述があった。成果として最も多い回答は、学生等の対象者に対しての意識啓発や気づきの場を提供できたとするものである。特にデートDV防止の取組についての記述は多い。具体例として次のような回答が挙げられる。

- ・参加者にDVの種類や内容を知ってもらうことで、気づくことができ、自分には縁のないものと考えていた人にとっても、身近な問題として理解してもらうことができた。
- ・事業終了後にアンケートを行った結果、学生自身や友達などに、デートDVの被害を受けている人が予想以上に多いことがわかった。また今まで学生が当然のこととして捉えていた言動、行動が実はDVであったと認識してもらうきっかけとなった。
- ・友人から相談を受けたことがあったが何もしてあげることができず、今回のワークショップでデートDVに関する理解が深まった等の感想が寄せられた。
- ・「デートDVがとても身近で危険なものだとわかった」「自分の気持ちを押しつけ

るのではなく、お互いを理解し尊重する関係が大切であり、今後実践していきたい」等の感想が多く寄せられており、身近な問題として理解を深めてもらうことや、自尊感情や相手を思いやることの大切さに気づいてもらうことができた。

その他のテーマについても、参加者への気づきやエンパワーメント、ネットワークづくり等の成果があったとする次のような回答が多くあった。

- ・受講者から市審議会の委員となる等、女性人材の育成につながっている。
- ・事業の実行委員である女子学生は、事前学習やイベントを企画・運営する経験を通して、リーダーシップを身につけ、自分に自信を持ち、積極性が生まれた。
- ・各事業の実施によって、施設に若い世代が訪れるきっかけとなった。また、大学や専門学校への出張事業によって、施設の存在と取り組んでいる事業を知ってもらうことができた。
- ・参加した学生からは「性別による役割分担は、両親や祖父母の姿を見て、当たり前と思っていたが、あらためて自分の将来について考えてみたい」、「周りの人の意見を聞いて、みんなそれぞれの考え方を持っていることがわかった。自分に合った生き方をし、相手の生き方も認めなければいけないとわかった」という意見があり、さまざまな意見や考え方にふれることにより、多様な価値観を認め合う男女共同参画の理解促進につながったと思われる。

<若年無業女性対象の講座>

- ・受講者には、生活リズムが整う、自己肯定感が高まる、自己理解が深まる、孤立から脱出した等の変化がある。
- ・受講直後のアンケートでは「地域のIT講習に参加したい」「自宅のPCで練習を続ける」などの回答があり、次のステップへの意欲が感じられた。実際6カ月後の追跡調査では1名が就業中と回答、他にもPC講座を受講中などの回答があり、学習意欲の向上につながっている。
- ・受講者の半数に講座の受講前と受講後で心と体の変化が見られた（心が楽になった、よく眠れるようになった等）。同じような境遇の女性同士で悩みを共有することにより、多数の参加者に心が楽になった等の変化が見られた。

<ライフプランニング支援や就労支援にかかわる講座>

- ・女性が、今後のライフステージにおいて起こり得るかもしれない課題や悩みを参加者同士が共有し、自分らしさと自己決定による未来を考える入り口とすることができた。
- ・ロールモデルとなる働く女性の話を聞き、将来を見つめ、さまざまな生き方・働き方を知り、視野を広げる機会となった。また、他の女子大生と交流し考えを知

ることにより、就活・就職への不安を和らげることができた。

また課題としては、参加者の確保、広報活動の展開・方法の検討、地域の関連機関（大学、企業、社会教育施設、庁内等）とのネットワーク構築・連携の強化、講座等の事業内容の充実、困難を抱える若者への対応等について回答があった。

<参加者の確保>

- ・若い人の参加が少なく、期待していた効果を上げられなかった。
- ・働く女性も参加しやすいよう土曜日の午後に開催したが、うまく集めることができなかった。
- ・授業の一環として開催しない場合、参加者を集めることが難しい。

<広報活動の方法の検討>

- ・参加者募集の告知方法の検討。
- ・若者の興味、関心を引く紙面づくりをいかに行うか。
- ・事業ニーズは感じるが、対象に向けて広報することが難しい。
- ・ネット媒体や口コミ等、若者向けの広報を考えていく必要がある。
- ・DVの現状を考える講座について、若い参加者はほとんどいないのが現状。講座の内容は好評だったが、幅広い年代の人に参加してもらうため、PRの方法を検討していく必要がある。
- ・市内企業の新入社員を対象にワーク・ライフ・バランスについての研修を実施したが、「ワーク・ライフ・バランス」のことは知っている参加者が一人もおらず、周知されていないことを実感した。今後さらなる開発をしていく必要がある。

<地域の関連機関との連携>

- ・青年層の様々なニーズを把握し、講座終了後も続けて活動できるように、社会教育施設等と連携を図っていく。
- ・若年層の周囲の大人（保護者、教師等）にも理解を深めてもらうことが必要。
- ・市立大学の学生のみを対象としたため、他大学の学生を含む企画も検討すべきだと考える。
- ・地域ごとのグループにわかれて活動を行ってきたが、グループ横断的な活動をどのように行っていくか。
- ・デートDV防止の出前講座の開催校の開拓。
- ・教職員のデートDVに対する理解を広める。
- ・大学や企業、労働団体とのネットワークの構築。

<事業内容の充実>

- ・仲間づくり、交流はできているが、参加者が主体的になって交流を発展できていない。
- ・男女共同参画の本質を理解してもらうようなしかけが必要。
- ・気づきの促しにはなったが、1回の講座であるため、その後のフォローまでには至っていない。
- ・料理教室として開催したが、男女共同参画の視点が啓発できる内容を組み込んだ講座として開催できるよう工夫必要である。
- ・教員の引率のもとセンターを訪問した学生が、その後主体的にセンターの講座等に参加するような工夫が必要。
- ・若年層の継続的利用のためのしくみづくりが必要。

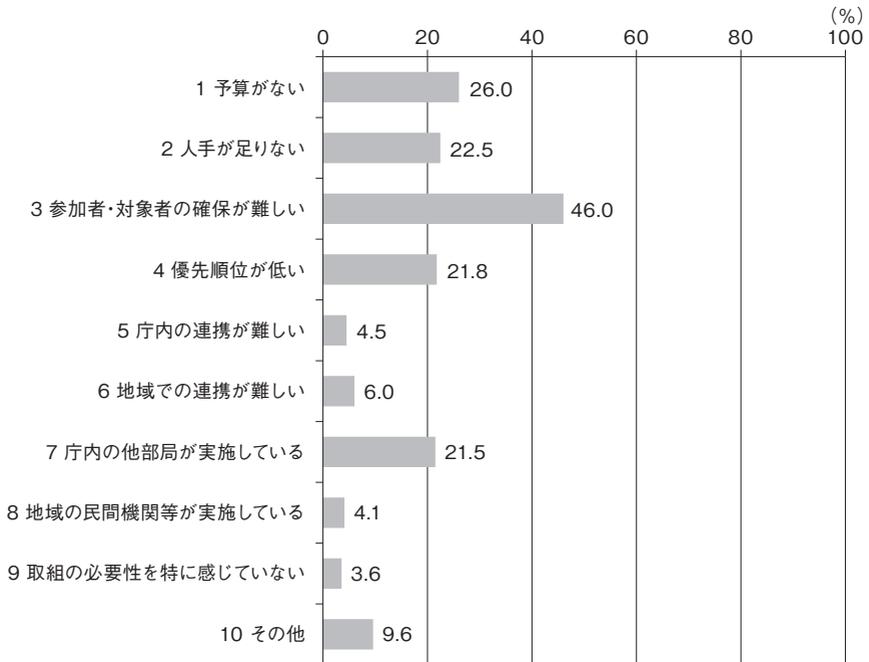
<困難を抱える若者への対応>

- ・社会で困難を抱える若者へのアプローチができていない。
- ・どうすれば対象者に情報を届けられるか。
- ・講座修了後に受け皿となる福祉的就労の場の開拓が必要。
- ・講座受講により自分の能力を発揮できる段階になっても、つなげる社会資源や支援機関がない。
- ・事業が周知されるにつれ、20歳代前半の就労経験のない人や発達障害等、より困難度が高い実習生が増えている。
- ・自助グループのような自発的なグループの形成が難しい。

4) 事業を実施していない理由

平成24年度に若者を対象とした事業を実施していない理由について、複数回答の選択式で質問した。全体では、「参加者・対象者の確保が難しい」(46.0%)と回答する割合が最も多く、5割弱となっている(図表18)。次いで「予算がない」(26.0%)、「人手が足りない」(22.5%)、「優先順が低い」(21.8%)、「庁内の他部署が実施している」(21.5%)の順になっており、それぞれ2割を超えている。

図表 18 事業を実施していない理由 (N = 557、複数回答)



これらの選択肢のうち、一番大きな理由を1つ尋ねた結果を自治体区分別にみると、都道府県、政令市、特別区では「庁内の他部局が実施している」の回答の割合が最も高く、中核市・特例市およびその他の市では「参加者・対象者の確保が難しい」と回答する割合が高くなっている。

図表 19 自治体区分 センター有無別 事業を実施していない一番大きな理由

自治体区分	予算がない	人手が足りない	参加者・対象者の確保が難しい	優先順位が低い	庁内の連携が難しい	地域での連携が難しい	庁内の他部局が実施している	地域の民間機関等が実施している	取組の必要性を特に感じていない	その他	無回答	合計
都道府県	2 11.8%	1 5.9%	1 5.9%	1 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	8 47.1%	0 0.0%	0 0.0%	4 23.5%	0 0.0%	17 100.0%
政令市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%
特別区	0 0.0%	1 7.1%	5 35.7%	1 7.1%	0 0.0%	0 0.0%	6 42.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.1%	0 0.0%	14 100.0%
中核市・特例市	1 2.7%	2 5.4%	11 29.7%	1 2.7%	0 0.0%	0 0.0%	9 24.3%	1 2.7%	0 0.0%	7 18.9%	5 13.5%	37 100.0%
その他の市	39 8.0%	35 7.2%	185 37.9%	63 12.9%	1 0.2%	5 1.0%	64 13.1%	7 1.4%	8 1.6%	45 9.2%	36 7.4%	488 100.0%
合計	42 7.5%	39 7.0%	202 36.3%	66 11.8%	1 0.2%	5 0.9%	87 15.6%	8 1.4%	8 1.4%	57 10.2%	42 7.5%	557 100.0%

*自治体区分 センター有無別にそれぞれ最も回答の多かったものを色づけした。

5) 平成24年度のその他の取組

前出の質問で回答した事業以外に、若者を支援する取組を行って、若者とのつながりができた事例について、記述式で質問した。男女共同参画担当部局は40の取組、女性/男女共同参画センターは37の取組について回答があった。

最も多い回答は、「大学生のインターンシップの受け入れ」であった。その他の取組も含め、ほとんどが大学生を対象とした取組であるが、「生活保護受給者の職場体験受け入れ」の回答もあった。インターンシップの受け入れ以外の学生とつながる機会や場の提供の主なものとして、以下があげられる。

まつりの実行委員会の委員/男女共同参画推進事業実行委員会の委員（大学からの推薦、公募等）/大学生の視察の受け入れ/センターの運営会議委員/計画策

定に関する懇話会／庁内プロジェクト会議や懇話会／成人式実行委員会（新成人対象）／ボランティアスタッフ／男女共同参画情報誌の編集委員／男女共同参画に関する卒業論文発表会／男女平等啓発イベントにおけるブース参加（近隣大学の複数の学生グループ）／啓発リーフレットで若者に取材し、記事を掲載／デートDVリーフレット作成にあたり内容を考えてもらう／おまつりで学生によるアカペラコンサートやバルーンアートを実施

6) 今後の取組について

今後、男女共同参画担当部局として、若者を対象とした事業にどのように取り組む必要があると考えるか、また平成25年度に予定している具体的な取組について、記述式で尋ねた。どのように取り組む必要があるかについては、387自治体の記述があり、うち約1割は「若者に絞った事業を実施する予定はない」「若者を対象とした事業は他部局で実施しているので実施する必要はない」といった消極的な回答であった。回答の多い事柄としては、「デートDV防止の啓発や取組の強化」「大学との連携の強化」「庁内他部局の事業と連携した取組の実施」「生涯を見据えたライフプランニング支援にかかわる取組」「若者のニーズの把握」「若者が参加しやすい講座の企画」「既存の事業に若者が参加できるような工夫」等があった。

平成25年度に取り組む予定のある場合の具体的な内容については、121件の回答があった。そのうち約2割（22）の回答は、出前講座の実施やリーフレット配布等、デートDV防止に関することとなっている。その他、平成24年度事業の継続、大学と連携した講座の実施（ライフプランニング、キャリアデザイン、生き方・働き方等）、商工会議所と共催のワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの開催、大学生への男女共同参画市民サポーターの広報・募集、男女共同参画に関する中学生向けパンフレットを大学生および市民団体と協働で見直し・改訂、市町村と協働した若者会議の開催等の回答があった。

7) 庁内他部局や他機関・団体等の事業との連携・協力

前出の質問にて回答した事業以外に、平成24年度に、庁内他部局（教育委員会を含む）や他機関・団体等が実施する若者を対象とした事業に、男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センターが何らかの形で連携・協力等を行った取

組があるか否かを選択式で質問し、ある場合には事業名や連携・協力先等を記述式で尋ねた。図表20および図表21は、事業の有無についての回答を自治体区別にみたものである。男女共同参画担当部局がかかわった事業が「ある」と回答した自治体は、全体で6.0%（44）である。具体的に挙げられた取組のうち、複数の自治体から回答があったものとしては、「成人式での資料配布（デートDV防止、人権等）」「大学での男女共同参画にかかわる講義」「学校への出前講座」等があった。他に、「商工労働担当と連携し、新規就業者の集いを実施」、「市の新人職員研修の一部を担当」等の回答があった。

女性/男女共同参画センターがかかわった事業が「ある」と回答した自治体は2.9%（21）である。具体的に挙げられた取組のうち、複数の自治体から回答があったものとしては、「大学への講師派遣」や、「男女共同参画に携わる団体が実施する事業の共催（ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画イベント等）」があった。他に、「県のセンターが地域開催する事業への協力（講師選定、広報活動等）」「商工労働部が実施する母子家庭の母親への職業訓練」「人事課主催の新規採用職員研修への協力（男女共同参画、職場のハラスメント防止）」等の回答があった。

図表20 他部局・機関が主として実施し、男女共同参画担当部局がかかわった事業の有無（平成24年度）

	ある	ない	わからない	無回答	合計
都道府県	4	41	0	2	47
	8.5%	87.2%	0.0%	4.3%	100.0%
政令市	4	15	1	0	20
	20.0%	75.0%	5.0%	0.0%	100.0%
特別区	2	20	0	1	23
	8.7%	87.0%	0.0%	4.3%	100.0%
中核市・特例市	5	61	3	3	72
	6.9%	84.7%	4.2%	4.2%	100.0%
その他の市	30	512	13	13	568
	5.3%	90.1%	2.3%	2.3%	100.0%
合計	44	649	18	19	730
	6.0%	88.9%	2.5%	2.6%	100.0%

図表21 他部局・機関が主として実施し、女性/男女共同参画センターがかかわった事業の有無（平成24年度）

	ある	ない	わからない	無回答	合計
都道府県	8 17.0%	32 68.1%	0 0.0%	7 14.9%	47 100.0%
政令市	5 25.0%	12 60.0%	1 5.0%	2 10.0%	20 100.0%
特別区	0 0.0%	17 73.9%	0 0.0%	6 26.1%	23 100.0%
中核市・特例市	3 4.2%	49 68.1%	0 0.0%	20 27.8%	72 100.0%
その他の市	5 0.9%	325 57.2%	8 1.4%	230 40.5%	568 100.0%
合計	21 2.9%	435 59.6%	9 1.2%	265 36.3%	730 100.0%

8) 連携会議・協議会等の設置

各自治体における若者支援にかかわる庁内または地域の関係機関連携のための連携会議や協議会等の設置の有無について質問したところ、「設置している」と回答したのは、都道府県は約半数（23）、政令市7件、特別区4件、中核市・特例市15件（20.8%）、その他の市41件（7.2%）であった（図表22）。

「設置している」と回答した90自治体に対して、男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センターが構成メンバーであるかどうか質問した。「男女共同参画担当部局が構成メンバーになっている」²⁾と回答したのは25自治体、「女性/男女共同参画センターが構成メンバーになっている」と回答したのは3自治体、それらどちらも構成メンバーであると回答したのは4自治体である（図表23）。「いずれも構成メンバーになっていない」と回答した自治体が半数を占める（47自治体）。

2) 青少年を対象とした事業や若者支援の担当が男女共同参画の所管と同じ部局にある場合も含んでいる。

図表 22 若者支援にかかわる庁内や地域の連携会議・協議会等の設置の有無

	設置している	設置していない	わからない	その他	無回答	合計
都道府県	23 48.9%	19 40.4%	5 10.6%	0 0.0%	0 0.0%	47 100.0%
政令市	7 35.0%	11 55.0%	2 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	20 100.0%
特別区	4 17.4%	11 47.8%	6 26.1%	1 4.3%	1 4.3%	23 100.0%
中核市・特例市	15 20.8%	36 50.0%	19 26.4%	0 0.0%	2 2.8%	72 100.0%
その他の市	41 7.2%	438 77.1%	57 10.0%	1 0.2%	31 5.5%	568 100.0%
合計	90 12.3%	515 70.5%	89 12.2%	2 0.3%	34 4.7%	730 100.0%

図表 23 男女共同参画担当部局やセンターはメンバー構成メンバーか (N=90)

	男女共同参画担当部局が構成メンバーになっている	女性／男女共同参画センターが構成メンバーになっている	男女共同参画担当部局と女性／男女共同参画センターの両方が構成メンバーになっている	いずれも構成メンバーになっていない	その他	合計
都道府県	6 26.1%	1 4.3%	0 0.0%	11 47.8%	5 21.7%	23 100.0%
政令市	2 28.6%	0 0.0%	0 0.0%	5 71.4%	0 0.0%	7 100.0%
特別区	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	4 100.0%
中核市・特例市	3 20.0%	0 0.0%	2 13.3%	9 60.0%	1 6.7%	15 100.0%
その他の市	13 31.7%	1 2.4%	2 4.9%	21 51.2%	4 9.8%	41 100.0%
合計	25 27.8%	3 3.3%	4 4.4%	47 52.2%	11 12.2%	90 100.0%

(4) 若者についての相談

1) 相談事業実施の有無

図表24は、男女共同参画担当部局または女性/男女共同参画センターにおける相談事業の有無について質問した結果を自治体区分別に示したものである。全体では約6割が「実施している」と回答している。都道府県では97.9%、政令市は100%、特別区は91.3%、中核市・特例市は86.1%が「実施している」と回答している。「その他の市」では約半数（51.9%）が実施していると回答している。

図表24 自治体区分 センター有無別 相談事業の実施の有無 (N=730)

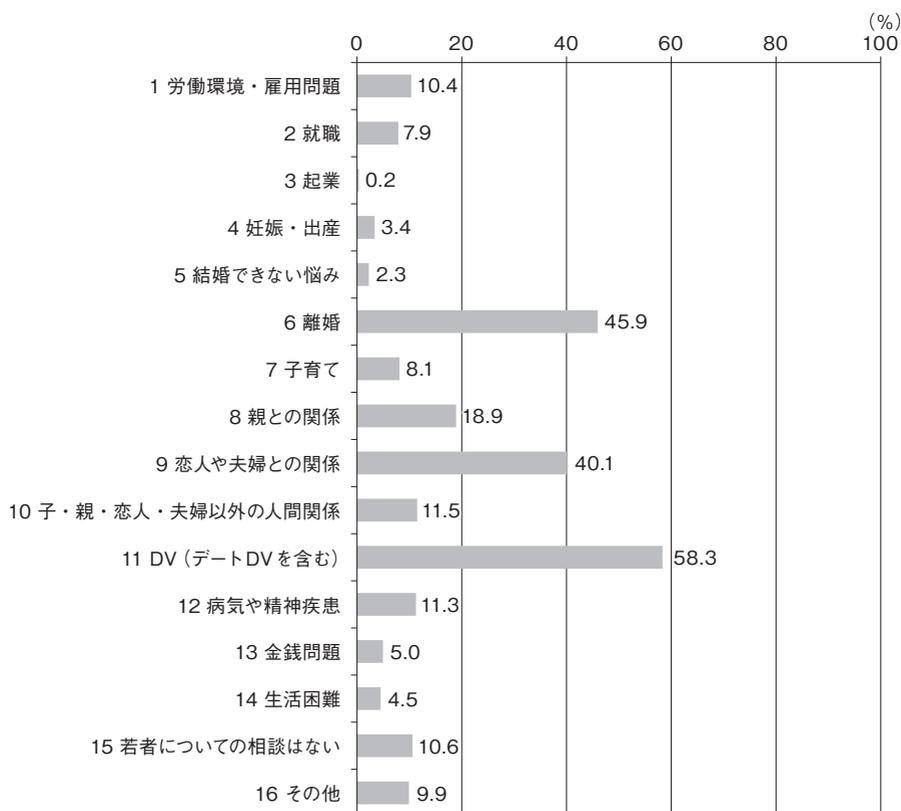
	実施している	実施していない	その他	無回答	合計
都道府県 (n=47)	46 97.9%	0 0.0%	1 2.1%	0 0.0%	47 100.0%
政令市 (n=20)	20 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	20 100.0%
特別区 (n=23)	21 91.3%	1 4.3%	0 0.0%	1 4.3%	23 100.0%
中核市・特例市 (n=72)	62 86.1%	9 12.5%	1 1.4%	0 0.0%	72 100.0%
その他の市 (n=568)	295 51.9%	228 40.1%	25 4.4%	20 3.5%	568 100.0%
合計 (N=730)	444 60.8%	238 32.6%	27 3.7%	21 2.9%	730 100.0%

2) 若者についての相談の内容

相談事業を「実施している」と回答した444自治体に対して、若者についての相談には、どのような内容のものが多いか、3つまでの複数回答の選択式で質問した³⁾。図表25に示すように、最も回答の割合が高いのは「DV（デートDVを含む）」(58.3%)である。次いで、「離婚」(45.9%)、「恋人や夫婦との関係」(40.1%)、「親との関係」(18.9%)となっている。

3) ここでは「若者についての相談」とは、「相談者が若者自身である場合」および「相談者が若者以外(当事者の親等)である場合」の両方を含むこととしている。

図表 25 若者にかかわる相談で多いもの (N = 444、複数回答3つまで)



3) 特に支援が必要と考える主訴

若者についての相談の中で、男女共同参画担当部局または女性/男女共同参画センターの支援が特に必要と考えられる主訴はどのようなことか、記述式で尋ねたところ、289の自治体から回答があった。前問に対する回答と同様、最も多い回答は「DV」および「デートDV」にかかわる記述で、約7割（68.5%）の自治体がこれらに関して回答している（防止のための啓発、被害者の緊急性の高いケースへの対応、自立支援を含む）。次に多い回答は、「離婚（DV後の離婚含む）」であった。

4) 相談をきっかけとして相談以外の取組につながった事例

若者についての相談をきっかけとして、男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センターで、講座の開催やセルフヘルプグループの立ち上げ支援等、相談以外の取組につながった事例について、事業の概要を記述式で尋ねた。具体的な記述のあった41の自治体の回答のうち、半数（21）にDV防止にかかわる取組事例が回答された（DV防止啓発事業の実施、支援者対象講座の実施、サポートグループ・自助グループの結成等）。その他、以下のような事例があげられた。

- ・無業者女性を対象とした講座修了生の個別相談から、居場所づくり、インターンシップ受け入れにつながった。
- ・若者サポートステーションと連携し、若者のための就労相談窓口を週2回実施するようになった。
- ・結婚・出産の時期や就労継続についての悩み相談から、20～30歳代の女性を対象に、女性のキャリアと出産をテーマとしたグループ相談を市民団体と連携して実施した。
- ・ひとり親からの相談や問い合わせから支援の必要性を感じ、シングルマザー対象の講座を実施し、講座の後、グループ相談会を行った。
- ・被災地におけるDV被害者等サポート事業
- ・母娘関係の講座（講座2回と語り合い1回）。
- ・女性法律講座
- ・就業支援講座
- ・未婚の子を持つ親の集い

（飯島 絵理）

ここでは、国立女性教育会館において平成25年度に実施した学生を対象とした2つのプログラム（(1) 埼玉県私立短期大学協会・国立女性教育会館連携プログラム「女子学生のためのキャリア形成講座」、(2) 「女子大生キャリア形成セミナー」を紹介する。

(1) 埼玉県私立短期大学協会・国立女性教育会館連携プログラム「女子学生のためのキャリア形成講座」

キーワード：短期大学生 キュリア形成 ロールモデル

短期大学協会との連携事業

—短期大学女子学生を対象としたキャリア形成講座—

取組の特色

国立女性教育会館では教育・学習支援事業として、平成22年度から毎年、埼玉県私立短期大学協会に加盟する短期大学と連携して、男女共同参画の視点に基づくキャリア形成プログラムを2泊3日の単位認定講座として実施している。

企画の背景

短期大学は、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する」ことを目的（学校教育法第108条）に2012年現在、保育や司書、ビジネスや医療関係の資格等の取得を目指す125,469人の学生が在籍している。高校からの進学率を性別で見ると、男子55.6%が4年生大学に進学するのに比べ、女子は4年生が45.8%、短期大学では男子が10.4%で女子が89.6%である（学校基本調査）。

文部科学省の調査では、95%（調査対象385校中366校）の短期大学でキャリア教育が実施されている（「短期大学教育の改善等の状況」文部科学省高等教育局大学振興課）。しかし、平成22年3月卒業者の3年以内離職率は39.9%で、一

時期は44.8%（平成16年3月卒の3年以内離職率）にも達した。4年制大学生の3年以内離職率が平成22年3月卒業で31.0%、平成16年3月卒業が36.6%と比較しても安定した職に就いているとは言い難い。短大卒業後に多くの学生が就職する保育士は、結婚や出産を機に退職する女性が多く、全国的にも慢性的な保育士不足となっている。

本事業は、女子学生が多い短期大学生を対象に、男女共同参画視点に立ったキャリア形成支援として、学生が女性として将来直面するライフイベントについて学び、多様な選択肢や乗り越え方について考える機会を持つことは、学生が短大で学んだことを生かしながら自らのキャリアを設計する力につながると考えて計画された。企画に当たっては埼玉県私立短期大学協会と連携して、プログラムを企画・実施・運営した。

事業概要

主題「キャリアを考える～これからの人生を意義あるものとするために～」

本事業は、男女共同参画型社会における女性としての生涯やライフキャリア形成の考え方を学び、人間と人間の関わり合いとその方法の基礎を学ぶ（関係力の育成）とともに、他大学の学生と交流することなどにより、学校や生活圏内では気がつかない「社会」や、自身もその「社会」の一員であることに気づくことを目標としている。

プログラムは講義やディスカッション、事例発表や面接や情報等の実技指導、ロールモデルの体験談を聞く時間など多様な方法で行われた。講義では、学長らによる学生のキャリアを考える上での心構え、海外のキャリア事情、女性が職業を持って生きる意義や課題について学んだ。実践講座としては、日本の女性が置かれている社会的状況について統計を用いた講義、ビジネスマナーの基本演習、



アイスブレイキングゲームや女性教育情報センターを利用した情報検索の演習が行われた。様々なフィールドで活躍する卒業生の実体験を直接聞く時間や、年代や時代が異なる女性たちが切り開いてきたキャリア事例を読んで分析するワークを通じて、女性が生きていく上で直面する職業や家庭および社会活動など多面的にとらえ、そこから自身のキャリアについて考えるプログラムとなった。

特色と成果

事業の特色は、まず、社会人の声を直接また事例検討を通じて学生が聞く機会を設けたことがあげられる。卒業生の栄養士である男性教員が自身の専門学校や短期大学を経たキャリアと子育てや家事の分担について語り、短大卒業後に保育士となった女性が子育てを契機に教職をとるために学校に戻りさらなるキャリアアップを図っていると語った。短大から4年制に編入した学生など、さまざまな道を進む卒業生の話は、学生に多様な選択の可能性について考える機会を与えた。また結婚や育児、家事分担の現実について20代や30代男女から率直な話を聞くことで、学生が自身の生き方に照らして考えを深める機会となった。第二の特色は、埼玉県私立短期大学連盟の協力を得て、複数大学と連携して単位認定講座として実施されたことである。秋学期開始直前の9月に2泊3日で行われた授業に、各大学の教員および会館の専門職員や研究員が講師や学習支援者として加わり、学生のグループワークや議論が深まるように学習支援を行った。

効果としては、第一に、ふだん同様の環境で勉強するクラスメートだけでなく、異なる専攻や専門職を目指す他大学の学生との授業を通じた討議や交流が、学生の考えや視野を広げた。第二に、学生だけでなく、教員が男女共同参画を学生のキャリア支援について考えを深める機会になったほか、会館職員にとっては短期大学生が抱える課題や若い世代のキャリア教育にも、男女共同参画の学習支援が効果的であることを確認できた。

学生のアンケートには、現在の社会に置かれた女性の状況について理解が深まった、事例分析や社会人からの仕事や家庭について話を聞く機会があった、他大学の学生と交流できた、プログラム全体を通じて学生のキャリア形成に役立ったという回答が多かった。短期大学生の通常カリキュラムでは十分カバーされない男女共同参画視点に立ったキャリア形成学習を通じて、「社会」における自分

の立ち位置を俯瞰し、個人としてどのように生きていくか考える契機になったと思われる。プログラムの事前事後でとったアンケートでは、「社会の問題は自分たちの力で変えられる」ということについて「そう思う」という回答が増えており、自ら課題解決していく意識のエンパワーメントにもつながったと考えられる。

「埼玉県私立短期大学協会・国立女性教育会館連携プログラム」					
『女子学生のためのキャリア形成講座』日程表					
2013年9月2日(月)～9月4日(水)					
期日	時間	コマ数	実施場所	授業内容(仮題)	担当者(敬称略)
九月一日(月)	13:00		101研修室	開会挨拶	大野会長(埼短協) 豊田専門職員(NWEC)
	13:20	1	101研修室	プログラムオリエンテーション(事前アンケート)	引継専門職員(NWEC事業課)
	14:10	2	101研修室	これからのキャリアを考えてみよう	大野会長(埼短協)
	15:30				
	15:40	3	研修棟前	記念写真撮影	カメラの大井
	16:00	4	本館	情報収集の手段を学ぶ (女性教育情報センター・女性アーカイブセンター)	NWEC情報課
	17:00				
	18:00		レストラン	夕 食	自由に館内散策
	19:00	5	101研修室	自己紹介・レクリエーション 友達を作ろう	安侶講師(埼玉純真短大)
	20:30				
九月三日(火)	7:30		レストラン	朝 食	
	8:30				
	9:00	6	101研修室	講義・ディスカッション 「女性のキャリアパスを考える」	中野室長 (NWEC国際課)
	10:00				
	10:15	7	101研修室	グループワーク 「女性のキャリアパスの事例分析」	渡辺研究員 (NWEC国際課)
	14:30			グループ発表「キャリアの事例分析」 (グループごとに適量昼食)	アシスト: 埼短協教員 NWEC職員
	14:40	8	101研修室	講義・グループワーク 「男女共同参画統計から女性のキャリアを考える」	森専門職員 (NWEC情報課)
	15:40	9	101研修室	「社会人(ビジネス) マナー」の基本	神田先生 (埼玉女子短大)
	17:00				
	18:00		レストラン	夕 食	自由に館内散策
19:00	10	101研修室	埼短協(保育・家政系卒業生のキャリア講義)	家政: 野原講師(国際学院埼玉短期大学) 保育: 松原講師(埼玉純真短期大学)	
20:30					
九月四日(水)	7:30		レストラン	朝 食	
	8:30				
	9:00	11	101研修室	講義「キャリアに学ぶ」	藤田副会長(埼短協)
	10:00				
	10:10	12	101研修室	講義「もっと素敵にワーキングライフ」	内海理事長(NWEC)
	10:30				
	10:40			討議・まとめ「自分自身のキャリアを考える」(事後アンケート)	
10:40	13	101研修室	各先生からの言葉、学生の一感想、修了証の授与	まとめ: 引継専門職員(NWEC) アンケート結果: 石原係員(NWEC) 司会: 藤田副会長(埼短協)	
12:00			閉講の挨拶		

今後の展望と課題

本事業は、短期大学連盟との共催で行われ、各大学の学長が講義に加わった。プログラムの実施に際しては、2年間で単位を取得し、実習や就活をこなす過密スケジュールの合間に組み込むために大学側の理解と協力がかせない。自治体で同様の事業を展開する際は、短期大学協会などの組織や大学トップに働きかけ単位認定科目として認めてもらうための協力を得ることが鍵となる。それにより多様な教職員の協力でプログラムが行われ、学生および大学にとって充実した価値ある学びにつながると考えられる。

(渡辺 美穂)

(2) 「女子大生キャリア形成セミナー」

キーワード：女子大学生 リーダー育成 キャリア形成

女子大生キャリア形成セミナー

—社会に出てリーダーとして活躍する女子学生の支援—

取組の特色

国立女性教育会館では教育・学習支援事業として、女子大学生を対象としたキャリア形成セミナーを民間企業で働く女性団体との共催で開催した。本事業は、特に社会に出てリーダーとして活躍する女子大生を支援する講座と位置づけている。

企画の背景

働く女性は増えたが、組織において意思決定を行う地位に占める女性の割合は、従業員100名以上の民間企業課長相当職以上は6.9%、部長相当職は4.9%にすぎない（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）。2020年までに指導的地位に就く女性割合が30%になることを目指す国の目標との差は大きい。男女共同参画社会を実現するためには、女性が職業活動に参加するだけでなく、さまざまな組織の管理的ポジションに就き、組織全体に関わる意思決定権者として参画することも重要である。

国立女性教育会館では、自らのキャリアを模索する4年制大学の女子学生を対象に、①仕事を持ち自らの人生の選択権をもつことが豊かな人生設計に重要であること（自主自立）、②女性の人生設計に関わる出来事を予め知っておくこと（ライフ・プランニング）、③キャリアの構築が単に個人の自己実現に留まらず社会変革につながるという視点をもつこと（社会を変える・支える志）、の3つを学ぶ機会を提供しながら、将来的に、社会や組織の指導的立場で活躍する女性リーダーを育成することを目的にした事業を実施した。

事業概要

主題「キャリアを考えることは人生を考えること」

1泊2日研修の初日は、民間企業で社長を経験し、人事や教育を担当してきた会館理事長が「キャリアとは何か」について講演した。その後、統計データを通して女性のキャリアを考える講義、企業で働く女性によるパネルディスカッション「先輩の声を聞く」を行った。パネリストとして登壇したのは、均等法以前に社会人として銀行勤務を経て、現在は経営コンサルタントとして活躍する女性、男女雇用機会均等法一期生としてエネルギー系企業で企業の内部統制に関わる女性、テレビ通信販売会社でバイヤーを統括するマネジメント職として働く女性、文部科学省職員として国立女性教育会館に出向中の公務員の4人。年齢は30代から60代、企業分野や専門もさまざまなキャリアを積んでいる女性たちである。

パネリストはそれぞれの経験をもとに、これまでの自身のキャリアについて失敗や困難も交えて話をした。大卒女性が職業を継続することが困難だった時代に、出産後もパイオニアとして道を切り開いてきた歩みや、男女雇用機会均等法の一期末として職場でキャリアを積み上げ、女性社員ネットワークづくりに携わっている話、家事育児と両立して仕事を継続するためのタイムマネジメントの話、海外の大学を卒業後、現在の仕事と出会うまでキャリアを模索し続けた話をし、子育てをしながら自身の経済的基盤をつくることの大切さなどが語られた。

法律や制度が現在以上に未整備の段階に、仕事と家庭を両立しながらキャリアを築いてきた先輩女性の生の話を聞くことは、女子学生たちが自身のこれからを具体的にイメージする貴重な機会となった。

2日目は、グループ討議を通して、前日の話を振り返りつつ、学生それぞれが自身の将来を見すえたキャリアシートを作成した。最後に、一人ずつ自分のキャリア計画を発表した。

特色と成果

本事業の特色は、第一に、組織のトップとなるリーダーとして活躍する女性の育成を目的として実施されたことである。女性が男性と並んで力を発揮できるように、また就業継続できるようにという目標に加えて、特に指導的地位に就くことを目指すことを視野に入れた研修として行われたことが特徴的である。

第二に、就活を念頭に置いた企業セミナーとは異なりキャリア形成支援を目的とした事業である。女性としてキャリアを築いていくために、仕事や育児、出産、結婚、転勤、介護などの転機で必要となる知恵や工夫について、先輩の話を聞いて具体的に考える機会を提供した。

第三に、企業で働く女性が企画および二日間の研修全日程に参加し、学生とじっくり話す機会を持ったことである。少人数規模で、講師と学生の距離が近く、学生は突っ込んだ質問をすることができた。

第四に、募集は国公私立複数の大学のキャリアセンター等を通じて配布し、セミナー情報を見た学生の自主的参加を尊重した。将来的に「起業したい」、「えらくなりたい」、「NPOを立ち上げたい」など積極的で意欲に富んだ大学の2、3年生が参加した。知らない者同士であることが話しやすさにつながり、共学や女子大学など環境や専攻の異なる違った世界を知る機会にもなった。

成果としては、学生たちの漠然とした不安の中身が具体的に提示され、その解決策や心構えを含めて考える機会が提供できたことがあげられる。学生は「社会に出て活躍したい」、「がんばりたい」意欲がある一方で、「大変なんだろうな」と漠然とした不安も抱えている。パネリストの事例を聞くことで、これから遭遇するであろう課題を具体的に想像し、どのようにそれを乗り越えていけば良いのかを考えることができた。特に、年齢や経験の異なる社会人とゆっくり話をする機会は、学生にとって大変貴重で価値ある経験だったことがアンケートでも指摘されている。また、男女共同参画の基礎知識を学ぶとともに、大学や専攻、立場が異なる学生や講師から、多様な価値観やネットワークも身につけることができた。

このようなセミナーの講師には、講義や企業説明ではなく、社会人としての先輩として体験談を話せる人に依頼することが重要である。成功話だけではなく、困難に陥った話やさまざまな人生の課題とその解決方法を含んだ体験談は、学生が具体的に自身の今後を考えるヒントになる。講師の年齢は、大学生と近い20代や30代の話が身近に感じられて効果的である。一方で、職業継続が困難であった時代に、職場でのキャリアを切り開いてきた女性や、社会活動キャリアを築いてきた女性の事例も、キャリア設計で抱える課題について考えるヒントになる。本セミナーでは男女雇用機会均等法前に最前線で働いてきた女性の話を聞く機会

も設けたことで、女子学生が仕事と家庭のバランスを超えて、指導的地位に就くことを視野に入れた話を聞くことができた。最後に作成したキャリアシートは、今後の方向性や具体的な決意が書かれ、研修成果の「見える化」につながった。

今後の展望と課題

本セミナーの鍵となる事例報告者は、共催団体である「リーダーシップ111」（各界でリーダーとして活躍する女性たちが、よりよい社会の実現を目指して、助け合い、学び合い、情報交換をするネットワークとして、1994年に設立された。グローバル社会に向けて提言を発信し、自らも実践することをモットーとしている）から世代や業種の異なる女性メンバーが参加した。

事業企画者が事例提供者を探す際には、各地のセンターが持っている女性団体等のネットワークを通じて、困難を乗り越えて仕事を続けてきた女性を探すこともできるだろう。ロールモデルはいくつか異なるタイプや年代に依頼することが望ましいが、実際にスケジュールや予算的に難しい場合もある。その際は、会館や自治体などが刊行しているキャリア形成事例集を活用した事例分析にかえることもできる。

なお、本セミナーは12月の土曜日に開催したが、授業がある大学も多かった。今後、学生を対象とした事業の開催日を決定する際には、就職活動解禁日や大学の日程を十分考慮する必要がある。また、ジェンダーや男女共同参画に関する知識について学生および講師間でそれぞれ差があることに実施段階で留意する必要がある。

本セミナーに参加した大学生は、それぞれ自ら情報をつかんで参加の一步を踏み出した意欲的な学生であった。今後の展望としては、現在会館が理系を目指す女子高校生を対象に行っている研修事業（「夏の学校」）のように、修了生とのつながりを維持していくことを企画している。参加学生が事業企画に関わるなど継続的な関係をつくり、後輩となる女子学生のキャリア形成やネットワークにつながることをめざしていく予定である。

（渡辺 美穂）

資料
3

第3次男女共同参画基本計画関連分野（第11分野、第7分野）

第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月閣議決定）

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

<基本的考え方>

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を發揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎となるのが教育・学習である。

固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。

また、男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、人生を通じたそれぞれの段階におけるライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、女性の能力や活力を引き出すため、女性のエンパワーメントを促進する。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
公立中学校における職場体験の実施状況	94.5% (平成21年)	96% (平成27年)
公立高等学校（全日制）におけるインターンシップの実施状況	72.6% (平成21年)	75% (平成27年)
ミレニアム開発目標のうち、全ての教育レベルにおける男女格差	—	平成27年までに解消
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員を1人以上含む教育委員会の割合	93.2% (平成21年)	100% (平成27年)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	14.7% (平成22年)	30% (平成32年)
大学の教授等に占める女性の割合	16.7% (平成21年)	30% (平成32年)

1 男女平等を推進する教育・学習

施策の基本的方向	
<p>学校教育及び社会教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう意識啓発等に努める。</p> <p>男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校長を始めとする教職員や教育委員会が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修等の取組を促進する。 ・ 教員養成課程における男女平等などの人権教育を促進する。 ・ 青少年教育活動の指導者など社会教育関係者に対しても、様々な機会を活用し、男女共同参画についての意識啓発に努める。 ・ 男女共同参画社会は男女の生物学的な違いを否定するものであるなどの誤解を払拭するためにも、教育関係者等に対し男女共同参画に対する正確な理解の浸透を図る。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>イ 初等中等教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、学習指導要領等に基づき、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについて指導の充実を図る。また、教科書においても教育基本法や学習指導要領の趣旨を踏まえ、適切な記載がなされるよう配慮する。男女平等が歴史的にいかに進展してきたか、国際的にみて我が国の女性が置かれている現状はどのようなになっているかなども含め、男女平等を推進する教育 	<p>文部科学省</p>

の内容が充実するよう、教職員を対象とした研修等の取組を促進する。

- ・初等中等教育において、学校現場を含め国際化が進む中で、広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、国際理解教育を推進する。 文部科学省
- ・男女を問わず国民一人ひとりが健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育を推進する。 文部科学省
- ・子どもが暴力の被害者になることを防ぎ、また、子どもが将来暴力の加害者になることを防ぐため、暴力は人権侵害であり絶対に許されるものではないことについて、子どもの頃からの教育・啓発を推進する。 文部科学省、関係府省
- ・学校運営が、性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われないよう留意し、その考え方がPTA活動などの地域活動にも浸透するように努める。 文部科学省

ウ 高等教育の充実

①高等教育機関における調査・研究等の充実

- ・高等教育機関において、男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の一層の充実を促す。また、それらの成果を学校教育や社会教育における教育・学習に幅広く活用し、社会への還元を促進する。 文部科学省
- ・高等教育機関における教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう、大学の教職員を対象とした研修等の取組を促進する。 文部科学省
- ・様々な分野への女性の参画を促進するため、高等教育機関における男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の推進を図る。 文部科学省

②奨学金制度の充実

- ・意欲と能力のある学生が経済的な理由により修学の機会が奪わ 文部科学省

れることのないよう、奨学金制度の充実を図る。

エ 社会教育の推進

①男女共同参画に関する学習機会の充実

・社会教育において、プログラムの開発や学級・講座の開設など、男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供を促進するとともに、指導者用資料の作成、専門的な指導者の養成などを推進する。その際、女性のみならず男性に対しても積極的な参加を促す。

文部科学省

②男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

・男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、子育て中の親やこれから親となる者等を対象とした家庭教育に関する学習機会を提供する。また、子育てに悩みや不安を抱える親に対する相談体制の充実を図る。

文部科学省

・家庭教育等における男性の参画、家庭教育を支える地域ネットワークの構築など、地域の活動を担う人材の育成プログラムの開発・普及等を図る。

文部科学省

オ 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実

①独立行政法人国立女性教育会館における調査研究

・独立行政法人国立女性教育会館においては、調査研究・情報事業及び大学等の研究の成果を研修・交流事業に活用し、地方公共団体や大学、男女共同参画センター・女性センター等の女性関連施設及び社会教育施設、海外関係機関と連携を図りつつ事業を展開するとともに、男女共同参画社会の形成に資する調査研究や、顕著な業績を残した女性や女性施策等に関する記録の収集・提供等を行う女性アーカイブの構築を進め全国的にその成果の還元を図る。

文部科学省

<p>②日本学術会議における男女共同参画に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本学術会議においては、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する学術研究及び教育制度について、社会、経済、政策、健康、人口、暴力、災害、環境等の観点から多角的な調査、審議を一層推進する。 	内閣府
--	-----

2 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

施策の基本的方向	
<p>男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的性別役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習・能力開発を推進する。特に、多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、女性のエンパワーメントに寄与するため、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切にいかすことができる社会の構築を目指し、学習機会の提供や社会参画の促進のための施策を一層充実させる。</p> <p>また、「ミレニアム開発目標」のうち、平成27年までに全ての教育レベルにおける男女格差を解消するという目標の実現に努める。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 生涯学習・能力開発の推進</p>	
<p>①総合的なキャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、生涯を見通した総合的なキャリア教育を推進する。その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、男女共同参画の意義、仕事と生活の調和の重要性について理解の促進を図る。 	
<p>②ライフプランニング支援の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が長期的な視点で自らの人生設計（ライフプランニング）を行い、能力を発揮しつつ主体的に生き方を選択することを 	
	文部科学省

支援するための学習機会の提供を促進する。

③現代的課題に関する学習機会の充実

- ・消費者の権利と責任等について理解し、消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるよう、社会教育、学校教育における消費者教育を推進する。
- ・政策・方針決定への参画の促進にも資するよう、地球環境の保全、国際理解、人権、高齢社会への対応、男女共同参画社会の形成などの現代的課題に関する学習機会の充実を図ることにより、現代的課題について自ら学習する意欲と能力を培うとともに、課題解決に取り組む主体的な態度を養う。

文部科学省

文部科学省、
関係府省

④リカレント教育の推進

- ・就業や社会活動など社会参画の拡大のための教育、リカレント教育等教育・学習活動、情報活用能力を身に付けるための教育・学習活動などの充実、推進を図る。
- ・大学等における編入学の受入れ、社会人特別選抜の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、公開講座の実施等に努め、大学等の生涯学習機能の拡充を図るとともに、高等学校等における開放講座の充実を図る。
- ・全ての意志ある人が経済的理由により希望する教育を受けることを断念することがないように、教育費の負担軽減を図る。

文部科学省

文部科学省

文部科学省

⑤放送大学の整備等

- ・放送大学や放送大学大学院を始めとして時間・空間的制約のない高等教育の機会の提供の推進を促す。
- ・単位制高等学校や専修学校の整備を推進するとともに、社会通信教育の振興を図るなど多様な学習歴や生活環境を持つ学習者に対する学習機会の提供を促進する。

文部科学省

文部科学省

⑥学校施設の開放促進等

- ・地域住民の学習機会や子どもたちの活動の場を幅広く提供するために、学校施設を学校休業日や放課後に地域住民や子どもたちに開放し、多様な学習機会の提供を行う。また、学校・

文部科学省

家庭・地域社会が連携協力することの重要性に鑑み、地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備や活用の促進を図る。

⑦青少年の体験活動等の充実

・男女共同参画の視点に立って、青少年の奉仕活動、自然体験活動等の場や機会の充実を図る。

文部科学省

⑧民間教育事業との連携

・民間教育事業者に対して、男女共同参画社会の理念を踏まえながら、事業の実施、相互の連携、地方公共団体との連携を図るよう指導、助言を行うなど、民間教育事業者の健全な発展を促進するよう努める。

文部科学省

⑨高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進

・学校教育、社会教育を通じて情報活用能力を育成するための情報教育を推進するとともに、情報通信技術を活用した教育の推進に努める。

文部科学省

⑩学習成果の適切な評価

・様々な学習活動の成果が適切に評価されるような社会の実現に向け、生涯学習施策に関する調査研究を行うとともに、大学等において専修学校での学習の成果などを単位として認定することを奨励する。

文部科学省

イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実

①社会活動の評価

・職業におけるキャリアだけでなく、PTAやNPO、地縁団体の活動など多様な社会活動をキャリアとして積極的に評価するための手法について検討する。

文部科学省

②女性の生涯にわたる学習機会の充実

・女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための力を付けるため、女性の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する生涯にわたる学習機会を充実させる。

文部科学省

・高等教育機関における託児施設の整備等の推進を促す。

文部科学省、
関係府省

③女性の能力開発の促進

・社会的・職業的に自立するために必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努める。特に、結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性に配慮する。

文部科学省

・女性がこれまで担ってきた社会活動をキャリアとして積極的に評価するとともに、従事している者が経済的にも自立できるよう、「新しい公共」を担う人材の育成プログラムを開発・普及等を行う。

文部科学省

④女性の学習グループの支援

・女性団体・グループ、NPO等の学習活動の支援、リーダー養成に努め、女性の社会参画の促進を図るとともに、参画した女性の活動成果の普及促進に努める。また、女性団体等の情報活用能力の向上のための取組を促進する。

文部科学省

⑤独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等

・独立行政法人国立女性教育会館においては、基幹的女性教育指導者の育成、女性のチャレンジ支援のための情報提供や教育プログラム開発など喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワーメント支援、女性アーカイブセンター機能等の更なる充実・深化を推進する。

文部科学省

ウ 進路・就職指導の充実

①進路指導の充実

・初等中等教育段階から児童生徒の能力・適性・進路希望等に応じた進路指導を展開するため、専攻分野に関する正しい情報を提供し、進路指導に携わる教育関係者が固定的な性別による考え方にとらわれることなく、児童生徒一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるように指導する。また、児童生徒一人ひとりに高い

文部科学省、
厚生労働省

職業意識の育成を図るため、職場体験やインターンシップなどの体験活動を推進する。

②就職指導の充実

- ・大学等に対して将来のキャリアに関連付けた専門教育を展開するとともに、男女共同参画の視点を踏まえた進路・就職指導など多様な職業選択を推進する指導及び意識啓発等を行うよう促す。さらに、学生職業センター等において、女子学生等も含め就職支援を着実に実施する。

文部科学省、
厚生労働省

③職業意識の醸成

- ・男子向け・女子向けとされる職種にとらわれることなく、幅広い進路選択を念頭に、一人ひとりが主体的に進路を選択することを目的とし、望ましい勤労観・職業観や職業に関する知識・技能を身に付けさせるなど、職業意識の醸成や意識の啓発を図る。

文部科学省、
厚生労働省

④各経済団体等への協力要請

- ・大学における教育が男女学生ともに多様な職業選択を可能にするため必要であることを踏まえ、経済団体等に対して、実質的な就職・採用の活動開始や内定の時期等について、大学教育に十分配慮するよう要請する。
- ・女子学生・女子高校生に対する均等な就職機会の確保について引き続き要請する。

文部科学省、
厚生労働省

文部科学省、
厚生労働省

3 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の基本的方向	
学校教育機関において、女性の能力発揮がそれぞれの組織の活性化に不可欠という認識の醸成を図り、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図る。	
具体的施策	担当府省
・初等中等教育機関の校長・教頭などにおける女性の登用について、都道府県教育委員会等に対して、「2020年0%」の目標	文部科学省

の3達成に向けた具体的な目標（例えば、平成27年（2015年）の目標など）を設定するよう働きかける。

- ・高等教育機関の教授等における女性の登用については、男女共同参画の理念を踏まえた各大学における自主的な取組を促進する。また、国立大学協会が策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえつつ、男女共同参画の推進に向け、国立大学法人評価等を通じて各国立大学法人が積極的な取組を行うよう促す。公私立大学等についても自主的な取組が行われるよう促す。
- ・国立大学協会の男女共同参画に関するワーキング・グループからの国立大学における男女共同参画を推進するための提言等も踏まえて、学術・研究の分野における女性の参画の促進に努める。

文部科学省

文部科学省

第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月閣議決定）

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

<基本的考え方>

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりが見られる。一方、相対的貧困率については、ほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯等ひとり親世帯で高いという特徴がある。

このため、非正規労働者の増加、単身世帯の増加等に対応するセーフティネットの再構築の必要性が指摘されている。

また貧困など生活上の困難に対応し、防止するためにも、男女共同参画を進める必要がある。

女性が働き続けることができ、暮らしていける賃金を確保できるよう、雇用の問題、特に男女間の賃金格差の解消や「M字カーブ問題」の解消、均等な機会と公正な待遇の確保、仕事と生活の調和の推進、非正規雇用における課題に取り組む。

生活上の困難に直面しやすい母子家庭等ひとり親家庭に対する支援及び生活上の困難に直面する人々を支援するための施策についても推進を図る。

なお、様々な生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、女性の就業継続や再就職の支援、教育費の負担軽減を行い、個人の様々な生き方に沿った切れ目のないサービスの提供を図る。

<成果目標>

項目	現状	成果目標（期限）
公共職業訓練受講者の就業率	施設内：73.9% 委託：62.4% （平成21年）	施設内：80% 委託：65% （平成32年）
ジョブ・カード取得者	29.1万人 （平成20年4月から 平成22年7月まで）	300万人 （平成32年）
25歳から44歳までの女性の就業率	66.0% （平成21年）	73% （平成32年）
第一子出産前後の女性の継続就業率	38% （平成17年）	55% （平成32年）
自立支援教育訓練給付金事業	90.0% （平成21年度）	全都道府県・市・福祉事務所設置町村で実施（平成26年度）
高等技能訓練促進費等事業	81.8% （平成21年度）	全都道府県・市・福祉事務所設置町村で実施（平成26年度）
地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者数	—	10万人 （平成32年）
20歳から34歳までの就業率	73.6% （平成21年）	77% （平成32年）
フリーター数	178万人 （平成21年）	124万人 （平成32年）

1 セーフティネットの機能の強化

施策の基本的方向	
<p>非正規労働者の増加を始めとする雇用・就業状況の変化や、単身世帯の増加、人々のつながりの希薄化など家族や地域の変容といった経済社会の実態に即した制度の再点検、見直しを行い、セーフティネット機能の強化を図る。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 社会保険の適用拡大の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用の流動化・就労形態の多様化等を踏まえ、社会保険の派遣労働者や短時間労働者等の非正規労働者への適用拡大を検討する。 	厚生労働省
<p>イ 就労による経済的自立を目指す仕組みの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 非正規労働者が失業しても生活の安定が図られ、職業訓練を受け、また労働市場に戻れるという労働市場への再参入のための恒久的なセーフティネットを構築する。 正社員経験の少ない方を対象に実践的な職業訓練の機会を提供し、能力を向上させ、正社員への移行を促進するためのジョブ・カード制度を促進する。 	厚生労働省 厚生労働省
<p>ウ ナショナルミニマムの基準・指標の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ナショナルミニマム（健康で文化的な最低限度の生活）について、その基準・指標の研究を行う。 	厚生労働省

2 雇用・就業の安定に向けた課題

施策の基本的方向
<p>就労における男女の均等な機会と公正な処遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、仕事と生活の調和などを進めるとともに、多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築を検討する。</p>

具体的施策	担当府省
<ul style="list-style-type: none"> ・男女の均等な機会の確保の徹底とともに、男女間の賃金格差の解消を図るため、第4分野（雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保）の関連する施策の着実な推進を図る。 	関係府省
<ul style="list-style-type: none"> ・女性の就業継続・再就職の支援を行うとともに、非正規雇用における雇用環境の整備を図るため、第4分野（雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保）の関連する施策の着実な推進を図る。 	関係府省
<ul style="list-style-type: none"> ・男性も含めた働き方の見直しも含む仕事と生活の調和を推進するため、第5分野（男女の仕事と生活の調和）の関連する施策の着実な推進を図る。 	関係府省
<ul style="list-style-type: none"> ・多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築を図るため、第2分野（男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革）の関連する施策の着実な推進を図る。 	関係府省

3 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題

施策の基本的方向	
<p>貧困など生活上の困難な状況に置かれたひとり親家庭に対し、子育てのための時間の確保にも配慮するなど、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援を行う。母子家庭等ひとり親の実情に応じた子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等の総合的な支援を展開する。特に、父子家庭が地域で孤立しやすいこと背景にあると考えられる固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動を一層推進する。貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、教育費の負担軽減等を進める。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア ひとり親家庭等に対する支援の推進</p> <p>① 子育て・生活支援策の推進</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、子育ての支援や児童・母親の生活・健康に対する支援を行う。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭、父子家庭などの居住の安定確保に向け、公的賃貸住宅を活用するとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する。 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ・疾病等の理由により一時的に家事援助等が必要になった場合、家庭生活支援員の派遣や、生活支援講習会及び電話相談の実施など母子家庭等の地域での生活を総合的に支援する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・若年や未婚その他の理由により、妊娠・出産・子育てにおいて困難な状況を抱えた女性に対しては、適切な保護やきめ細やかな子育て支援を行う。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・父子家庭については、その実態やニーズを把握し、子育て・生活支援等必要な支援を講じていく。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・父子家庭が地域での孤立しがちなことの背景にあると考えられる固定的性別役割分担意識の解消に向け、広報・啓発活動を行う。 	内閣府
<p>②就業支援策の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業・自立センター等を通じた一貫した就業支援を提供する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費等事業、公共職業訓練等により職業能力開発への取組を支援するとともに、ハローワークにおける個別総合的な就職支援、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、就業支援講習会等の実施、民間事業者に対する就業促進についての協力要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮など、総合的に母子家庭の母の就業・雇用の促進を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・現在の母子家庭への就業支援を行う諸機関（ハローワークのほか、マザーズハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等）について、就業支援の実績及び効果について把握 	厚生労働省

をし、次の施策へと反映させる。

- ・母子家庭の母等を一定期間試行雇用し、その後常用雇用への移行を図るトライアル雇用制度の積極的な活用を図る。

厚生労働省

③養育費の確保

- ・母子家庭の生活の自立に重要な養育費確保のための更なる方策の検討を含め、一層の取組を推進する

法務省、
厚生労働省

④ひとり親家庭への経済的支援

- ・児童扶養手当の支給、母子家庭や寡婦の自立を促進するための母子寡婦福祉貸付金の貸付け、生活保護の母子加算など、経済的支援策を実施する。
- ・子どもの貧困率や母子世帯等ひとり親世帯の貧困率について、継続的に算出し、その状況を把握するなど、必要な対応を進める。

厚生労働省

内閣府、
厚生労働省、
関係府省

イ 生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組

①教育費の負担の軽減

- ・家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、教育費の負担軽減を進める。例えば、高等学校の授業料の実質無償化を進めるとともに、貸与型奨学金だけではなく給付型奨学金の導入などで教育費の負担軽減を進める。

文部科学省

②子どもがいる世帯の経済的リスクの低減

- ・子どもを持つ生活困難世帯の経済的困窮リスクを低減し、次世代連鎖を断ち切るためにも、女性が出産・育児等のライフイベントを経ながらも継続就労や再チャレンジを図っていきけるように、第4分野（雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保）及び第5分野（男女の仕事と生活の調和）における関連する施策の着実な推進を図る。

関係府省

③多様な教育機会の確保

- ・職業を持ちながら学ぶ高校生が、教育と仕事を両立させるこ

文部科学省

<p>とができるよう、多様なニーズに対応した定時制・通信制の改善・充実を図る等、必要な支援策を実施する。</p>	<p>文部科学省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 成育家庭の状況に関わらず、子どもが基本的な生活習慣や自尊心・自立心などを身に付けることができるよう、家庭における教育に対する支援を実施する。 	<p>文部科学省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本社会の国際化の状況や、外国人や外国人の親を持つ子どもの置かれている状況、就学及び修学上の困難について全体的に把握し、その状況に即した対策を実施する。 	<p>内閣府、 文部科学省、 厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困が世代を超えて継承されることがないよう、自立の前提となる子どもの学びを支援する。学校、保育所等の公的施設を活用し、子ども一人ひとりに対して教育や福祉関係者、地域のボランティアなどが連携し、生活面での支援、学習面での支援等を行う取組について検討する。 	

4 男女の自立に向けた力を高める取組

施策の基本的方向	
<p>貧困など困難な状況に置かれた人々が持てる力を引き出し、適性や能力に応じて自立を図ることができるよう、配偶者からの暴力の被害者やひきこもり等困難な状況に置かれた若者などの自立に向けた取組を推進する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 若年期の自立支援の充実</p>	
<p>① 教育領域と職業領域の連携に基づくキャリア教育</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実するとの観点から、第11分野（男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実）の関連する施策の着実な推進を図る。 	<p>関係府省</p>
<p>② 若年期におけるライフプランニング支援の充実</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 進路や就職に関する指導も含め、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について伝えるとともに、男女それぞれ 	<p>文部科学省</p>

の選択の幅が狭められることのないよう、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進する。

③ 困難な状況に置かれた若者への支援

- ・ 高校中途退学者への効果的な支援を検討するため、学校等との連携の下、退学後の状況等に関する実態の把握に努める。
- ・ 専門機関等における相談の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など、学校における相談体制の整備を支援する。
- ・ 公共職業安定所において、フリーター等を中心に、一人ひとりの課題に応じて、職業相談・職業紹介から職業定着に至るまでの一貫した支援を行う。
- ・ 若者を一定期間試用雇用し、その後常用雇用への移行を図るトライアル雇用制度の積極的な活用を図る。
- ・ 社会生活を円滑に営む上での困難に直面する子ども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性をいかした発達段階に応じた支援を適切な場所において提供するため、「子ども・若者支援地域協議会」の設置や、訪問支援（アウトリーチ）等の支援に携わる人材の養成を図る研修を実施する。また、多様な就労支援メニューを提供する「地域若者サポートステーション」事業により、ニート等の若者の職業的自立を推進する。こうした支援策の検討・提供に当たっては、無業女性が「家事手伝い」として潜在化しやすいこと、支援等機関が女性に十分活用されていないことに配慮する。

イ 暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実

- ・ 配偶者からの暴力の被害者に対する支援において、精神的な回復が必要な場合にはその回復を助け、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立を、幅広いネットワークによって支援する。

内閣府、
文部科学省

文部科学省

厚生労働省

厚生労働省

内閣府、
文部科学省、
厚生労働省、
関係府省

内閣府、
厚生労働省

- ・第9分野（女性に対するあらゆる暴力の根絶）の施策のうち、関連する施策の着実な進展を図る。

関係府省

ウ 個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供を図る。

- ・精神保健福祉センター、保健所、市町村保健センター、児童相談所等においてひきこもりの相談・支援を行う。また、「ひきこもり地域支援センター」等ひきこもりの一次的な相談窓口を各都道府県・政令指定都市に整備する。
- ・様々な悩みを持つ少年やその家族等に対し適切な助言、支援等を行うため、学校や青少年センター等における相談体制の整備等に努めるとともに、地域や学校、関係機関等の連携による取組を推進する。
- ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）などの拡充、施設を退所した者等に対する支援の充実を図る。
- ・様々な生活上の困難に直面する人々に対する支援については、実際にサービスを利用する人が利用しやすいものとなるよう、必要に応じて制度設計の見直しや、必要な手続等業務運用の見直しを行う。また、窓口対応に当たる担当者への意識付けの取組などを実施する。
- ・一人暮らし世帯等、地域から孤立する可能性がある全ての者・世帯が地域で安心して暮らすことができるよう、見守り、買物支援等の基盤支援を提供するため、市町村と協働したモデル事業の実施や、先駆的取組の情報発信等を行う。
- ・様々な生活上の困難に直面している利用者に対して、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供を図ることが必要である。そのため、パーソナル・サポーターが、個別的継続的に相談・カウンセリングや各サービスへのつなぎを行う「パーソナル・サポート・サービス」の制度化に向けた検討を進める。また、居住の権利を支え、就労・自立を支える「居住セーフティネット」の整備に向けての検討を進める。

厚生労働省

内閣府、
警察庁、
法務省、
文部科学省、
厚生労働省

厚生労働省

内閣府、
警察庁、
総務省、
文部科学省、
厚生労働省、
経済産業省、
国土交通省

厚生労働省

内閣府、
総務省、
法務省、
厚生労働省、
国土交通省

ここでは、若者のキャリア形成支援に関する参考文献を掲載しています（本文各章の参考文献は各章ごとに別途掲載）。

国立女性教育会館内にある、男女共同参画および女性・家庭・家族に関する専門図書館「女性教育情報センター」では、関連資料を多数、所蔵しています。資料はインターネット（<http://winet.nwec.jp/>）で検索でき、文献複写サービスのほか、図書館・女性関連施設等を通じて貸出も行っています。詳細は女性教育情報センターまでお問い合わせください。

【調査・統計・白書】

- OECD 編著 2011『世界の若者と雇用：学校から職業への移行を支援する：OECD 若年者雇用レビュー：統合報告書』明石書店
- OECD 編著 2010『日本の若者と雇用：OECD 若年者雇用レビュー：日本』明石書店
- 国立女性教育会館・伊藤陽一編 2012『男女共同参画統計データブック2012—日本の女性と男性—』ぎょうせい
- 内閣府 2011『若者の意識に関する調査（高等学校中途退学者の意識に関する調査）報告書』
(<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/school/kaisetsu.html>)
- 内閣府 2010『子ども・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議報告書』
(<http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/shien/houkoku.html>)
- 労働政策研究・研修機構編 2013『若年者就職支援機関における就職困難者支援の実態：支援機関ヒアリング調査による検討』（JILPT 資料シリーズ no.123）
- 労働政策研究・研修機構編 2013『中小企業における若年者雇用支援施策の利用状況：』（採用担当者ヒアリング調査報告）（JILPT 資料シリーズ no.115）
- 労働政策研究・研修機構編 2012『学卒未就職者に対する支援の課題』（労働政策研究報告書 no.141）
- 労働政策研究・研修機構編 2012『シングルマザーの就業と経済的自立』（労働

政策研究報告書 no.140)

労働政策研究・研修機構編 2011 『「若者統合型社会的企業」の可能性と課題』 /
労働政策研究・研修機構、(労働政策研究報告書；no.129)

厚生労働省『平成24年版働く女性の実情』

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/12.html>)

厚生労働省『平成25年版厚生労働白書—若者の意識を探る—』

(<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/13/>)

内閣府『平成25年版子ども・若者白書』

(http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h25honpen/pdf_index.html)

内閣府『平成25年版少子化社会対策白書』

(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/whitepaper/w-2013/25pdfhonpen/25honpen.html>)

内閣府『平成25年版男女共同参画白書』

(http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h25/zentai/index.html)

【その他の参考文献】

稲垣恭子編著 2012 『教育における包摂と排除：もうひとつの若者論』（差別と排除の「いま」5）明石書店

NHK クローズアップ現代取材班編著 2013 『助けてと言えない：孤立する三十代』
文藝春秋

小崎敏男・牧野文夫編著 2012 『少子化と若者の就業行動』（人口学ライブラリー
10）原書房

木本喜美子・大森真紀・室住眞麻子編著 2010 『社会政策のなかのジェンダー』（講座現代の社会政策 4）明石書店

五石敬路 2011 『現代の貧困ワーキングプア：雇用と福祉の連携策』日本経済新聞出版社

小杉礼子 2010 『若者と初期キャリア：「非典型」からの出発のために』勁草書房

佐藤博樹編著 2010 『働くことと学ぶこと：能力開発と人材活用』ミネルヴァ書房

シェリル・サンドバーグ 2013 『Lean in (リーン・イン)：女性、仕事、リーダーへの意欲』日本経済新聞出版社

内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室編2011 『ひきこもり支援者読本』

(http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikikomori/handbook/ua_mkj_pdf.html)

- 日本女性学習財団編 2011『女性のキャリア形成支援ハンドブック：講座企画・運営・評価のポイント』日本女性学習財団
- 樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編著 2012『グローバル社会の人材育成・活用：就学から就業への移行課題』勁草書房
- 宮本みち子 2012『若者が無縁化する：仕事・福祉・コミュニティでつなぐ』筑摩書房
- 宮本みち子・小杉礼子編著 2011『二極化する若者と自立支援：「若者問題」への接近』明石書店
- 矢澤澄子・岡村清子・東京女子大学女性学研究所編 2009『女性とライフキャリア』勁草書房
- 横浜市男女共同参画推進協会編 2012『“ガールズ”自立支援ハンドブック』(J-kaikanブックレット3) 全国女性会館協議会

【関連URL】

- 厚生労働省「若者雇用関連データ」<http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/12.html>
- 国立女性教育会館「Winet(女性情報ポータルウイネット)」<http://winet.nwec.jp/>
- 内閣府男女共同参画局「女性の活躍促進」<http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/index.html>
- 内閣府男女共同参画局「女性に対する暴力の根絶」http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html
- 文部科学省「男女共同参画社会の推進のために」<http://danjogaku.mext.go.jp/>



男女共同参画担当部局および女性/男女共同参画センターにおける 若者を対象とした事業に関するアンケート調査

調査ご協力をお願い

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当会館事業にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当会館では、若者を対象としたキャリア形成支援に男女共同参画の視点を組み込む方策や関連機関の連携のあり方等を検討するため、今年度、「男女共同参画の視点に立った若者のキャリア形成支援に関する調査研究」を行っています。この度、本調査研究の一環として、全国の都道府県、市、特別区の男女共同参画担当部局を対象とした標記アンケート調査を実施することにいたしました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、以上の趣旨をご理解の上、アンケート調査に是非ご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

平成 25 年 7 月

独立行政法人国立女性教育会館

理事長 内海 房子

【アンケート調査の背景と目的】

「第 3 次男女共同参画基本計画」においては、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育や若年期のライフプランニング支援の推進を図ることとなっており（「第 11 分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」「第 7 分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」）、将来の社会を担う若者への支援が大きな社会課題となっています。

生涯を見据えた若年期からのキャリア形成支援を進める上で、男女共同参画の視点が重要なことはいまでもありませんが、若い世代の性別役割分担意識は根強く残っており、若者支援に男女共同参画の視点を組み込むことはとても重要です。また、男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センターの事業の実施については、高齢化・固定化の傾向もみられますが、現在はより幅広い年齢層、とくに若者へのアプローチが喫緊の課題となっています。

そこで、男女共同参画の地域づくりを次世代につなぎ、地域課題の解決を図るために、男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センターが、若者を対象としてより積極的な取組を行なうための全国的な資料を得ることを目的に、本調査を計画しました。

【調査結果の活用】

アンケート調査の結果は、本調査研究でおこなうヒアリング調査とあわせて分析し、それらの結果をもとに、男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センターにおいて男女共同参画の視点に立った若者のキャリア形成支援の取組を行う際に役立つ手引書としてまとめ、男女共同参画の地域づくりおよび若者支援にかかわる方々への情報提供に活用させていただきます。

【データの取り扱い】

本調査により得られた内容は、適正に取り扱い、目的外には使用することはありません。アンケート調査の集計・分析は統計的に処理いたします。最後に部局名、担当者および連絡先をご記入いただきますが、これは、ご回答いただいた事業の詳細についてヒアリング調査をお願いしたい場合にご連絡させていただくためのものです。なお、調査結果を統計データとして活用し、報告書等に掲載する際には、自治体名や団体等の固有名詞が特定されないような形で公開させていただきます。

(白紙)

【記入にあたってのご注意】

- (1) 貴自治体において男女共同参画を担当する方がご記入ください。貴部局および女性/男女共同参画センターにおいて実施する若者を対象とした取組や連携の現状・課題等についてお聞かせください。
- (2) ＜都道府県のご回答について＞
本アンケート調査は、都道府県・市・特別区にお願いしております。都道府県が市町村へ照会していただく必要は特にありません。都道府県の事業についてご回答ください。女性/男女共同参画センターにかかわる設問も、都道府県が設置するセンターの事業についてご回答ください。
- (3) ＜女性/男女共同参画センターを設置している自治体のご回答について＞
貴部局が直接的にかかわっていない事業も含まれます。必要に応じて、女性/男女共同参画センターへの照会をお願いします。
- (4) ご記入いただいた本アンケート調査票は、同封の当会館研究国際室宛封筒（切手貼付不要）を使用し、平成25年8月9日（金）までに ご投函くださいますようお願いいたします。
- (5) Eメールでのご記入・ご返送をご希望の場合は、
<http://www.nwec.jp/jp/program/research/page29.html> からファイルをダウンロードしてください。ファイルで送信していただく場合には、本紙の郵送は不要です。記入ファイルを下記Eメールアドレスまで送信してください。
- (6) ご回答いただいた取組の詳細がわかる資料・ちらし等がございましたら、お手数ですが、本アンケート調査票にご同封ください（切手貼付不要）。
- (7) 記入の方法にご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

＜「若者を対象とした事業」の定義について＞

本調査では、「若者」は、「おおむね18歳以上35歳未満の男女」をさします。

参加者募集の要項・ちらし等に明記していなくても、結果として参加者の過半数が「若者」であった事業を含みます。また、生活困難な若者支援の観点から、ひとり親を対象とした取組も含みます。

ただし、男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センターにおいて、すでに多くの実施実績がある(1)出産・育児期に就労を中断した女性を主な対象としたもの、(2)子育て中の男女を主な対象としたもの（子育て講座、イクメン養成講座等）は除きます。

＜本件の担当・問い合わせ先＞

独立行政法人 国立女性教育会館研究国際室 飯島・渡辺

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728

TEL: 0493-62-6437 FAX: 0493-62-9034

Eメール: fellow@nwec.jp

（件名は「若者を対象とした事業に関するアンケート調査」とご記入ください）

はじめに、貴自治体における女性/男女共同参画センターの設置状況についておたずねします

Q 1 貴自治体が設置する女性/男女共同参画センターはありますか。次のうちあてはまるものの番号を1つだけ○で囲み、ある場合には、名称をお答えください。

- 1 ある (名称: _____)
- 2 ない
- 3 その他 (_____)

I 若者にかかわる課題について、貴部局の考え方をおたずねします

Q 2 貴部局として、若者にかかわる実情をどのように捉えていますか（それを裏づける客観的データがなくてもかまいません）。次のうち、あてはまるものの番号をいくつでも○で囲んでください。

- 1 若者のいる世帯が少ない(または減っている)
- 2 地域に大学等の進学先がなく、若者の転出者が多い(または増えている)
- 3 地域に就業の場が少なく、若者の転出者が多い(または増えている)
- 4 非正規雇用者(パート・アルバイト・派遣・契約等)が多い(または増えている)
- 5 若者の無業者が多い(または増えている)
- 6 雇用者の昇進につながるような能力形成の機会が少ない
- 7 雇用者の長時間労働が多い
- 8 若者の居場所が少ない
- 9 地域活動に無関心な若者が多い(または増えている)
- 10 生活困難を抱える若いひとり親が多い(または増えている)
- 11 結婚したいができない若者が多い
- 12 若者の性別役割分担意識が根強い
- 13 わからない
- 14 その他

Q3 Q2の実情を踏まえ、貴部局が若者を対象とした事業を実施する場合、特にどのような対象に焦点をあてることが重要だと考えますか。実施実績の有無にかかわらず、あてはまるものの番号をいくつでも○で囲んでください。

- 1 学生(大学生、短大生・専門学校生等)
- 2 学校卒業後、仕事をしていない無業者
- 3 いったん仕事に就いたが離職し、就職活動をしている人
- 4 いったん仕事に就いたが離職し、就職活動をしていない無業者
- 5 非正規雇用者(パート・アルバイト・派遣・契約等)
- 6 正規雇用者
- 7 ひとり親
- 8 結婚希望者
- 9 特定の対象に焦点をあてず、若者一般として実施するほうがよい
- 10 わからない
- 11 その他 ()

上で○をつけた中で、最も重要と考えるものの番号を1つご記入ください。

()

Ⅱ 貴部局または女性/男女共同参画センターが主として実施する事業についておたずねします

Q4 平成24年度に、若者を対象とした事業*を実施しましたか。あてはまるものの番号を○で囲み、実施した場合には事業件数をご記入ください。

※「若者を対象とした事業」の定義について

本調査では、「若者」は、「おおむね18歳以上35歳未満の男女」をさします。

参加者募集の要項・ちらし等に明記していなくても、結果として参加者の過半数が「若者」であった事業を含みます。また、生活困難な若者支援の観点から、ひとり親を対象とした取組も含みます。

ただし、男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センターにおいて、すでに多くの実施実績がある(1)出産・育児期に就労を中断した女性を主な対象としたもの、(2)子育て中の男女を主な対象としたもの(子育て講座、イクメン養成講座等)は除きます。

- 1 実施した → SQ4-1へ
男女共同参画担当部局 事業件数 () 件
女性/男女共同参画センター 事業件数 () 件
- 2 実施していない → SQ4-3へ

Q4で「1 実施した」に○をつけた方におききします

SQ4-1 該当する事業の(1)事業名をご記入ください。また、(2)対象、(3)対象の性別、(4)目的、(5)形態、(6)連携先について、事業ごとに4ページの選択肢からあてはまるものの番号をいくつでも選び、ご記入ください。

<男女共同参画担当部局が実施した若者を対象とした事業>

	(1)事業名	(2)対象	(3)対象の性別	(4)目的	(5)形態	(6)連携先 (できれば具体的な名称)
1						
2						
3						

* 枠が足りない場合には、余白または別紙をご用意いただきご記入ください。

<女性/男女共同参画センターが実施した若者を対象とした事業>

	(1)事業名	(2)対象	(3)対象の性別	(4)目的	(5)形態	(6)連携先 (できれば具体的な名称)
1						
2						
3						

* 枠が足りない場合には、余白または別紙をご用意いただきご記入ください。

3 ページ (2)対象～(6)連携先の選択肢

* それぞれいくつでも選び、3 ページの表に番号を記入してください。

* 「その他」を選んだ場合には、3 ページの表に具体的な事柄を記入してください。

(2) 対象	
1 学生(大学生、短大生・専門学校生等) 2 学校卒業後、仕事をしていない無業者 3 いったん仕事に就いたが離職し、就職活動をしている人 4 いったん仕事に就いたが離職し、就職活動をしていない無業者 5 非正規雇用者 (パート・アルバイト・派遣・契約等) 6 正規雇用者 7 ひとり親 8 結婚希望者 9 若者一般 10 その他	
(3) 対象の性別	
1 女性	2 男性 3 男女
(4) 目的	
1 就労支援 2 起業支援 3 職業能力形成 4 ライフプランニング支援 5 教育・学習の支援 6 生活自立の支援 7 社会参加支援	8 コミュニケーション力の向上 9 リーダーシップ養成 10 仲間づくり・交流 11 働く場の悩みにかかわる支援 12 結婚・男女関係の悩みにかかわる支援 13 その他
(5) 形態	
1 講義 2 ワークショップ(グループワーク等) 3 居場所・語り合う場所の提供 4 交流会(ネットワークづくり) 5 就労体験(インターンシップ等)	6 視察・見学 7 実技・実習(PC 実習等) 8 ソーシャルメディア(フェイスブック等) 9 その他
(6) 連携先 (番号を選び、できれば具体的な名称を記入)	
1 他部局 2 教育委員会 3 他自治体 4 公民館、生涯学習センター等 5 大学・短大・専門学校(主に教員個人) 6 大学・短大・専門学校(主に部局や付属機関等の組織) 7 ジョブカフェ 8 若者サポートステーション	9 ハローワーク 10 民間企業 11 商工会議所 12 地域団体(自治会、婦人会、青年団等) 13 NPO・団体 14 特に連携先はない 15 その他

SQ4-2 SQ4-1で記入した事業について、成果(参加者の変化等)や課題をご記入ください。

<男女共同参画担当部局が実施した事業>

<女性/男女共同参画センターが実施した事業>

Q4で「2 実施していない」に○をつけた方におききます。

SQ4-3 若者を対象とした事業を実施していない理由は何ですか。あてはまるものの番号をいくつでも○で囲んでください。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 予算がない | 6 地域での連携が難しい |
| 2 人手が足りない | 7 庁内の他部局が実施している |
| 3 参加者・対象者の確保が難しい | 8 地域の民間機関等が実施している |
| 4 優先順位が低い | 9 取組の必要性を特に感じていない |
| 5 庁内の連携が難しい | 10 その他 () |

上で○をつけた中で、一番大きな理由の番号を1つご記入ください。

()

Q5 平成24年度に、Q4で回答した事業以外に、若者を支援する取組を行って、若者とのつながりができた事例(事業企画委員や運営委員に若者を入れる、事業以外でのインターンシップ等)がありましたら、その内容を簡単にご記入ください。

<男女共同参画担当部局の取組>

Q9で「1 実施している」に○をつけた方におききます。

S Q 9 - 1 貴部局または女性/男女共同参画センターで受ける相談の中で、若者についての相談には、どのような内容のものが多ですか。次のうちあてはまるものの番号を3つまで○で囲んでください。

なお、「若者についての相談」とは、「相談者が若者自身である場合」および「相談者が若者以外(当事者の親等)である場合」の両方を含みます。

- 1 労働環境・雇用問題
- 2 就職
- 3 起業
- 4 妊娠・出産
- 5 結婚できない悩み
- 6 離婚
- 7 子育て
- 8 親との関係
- 9 恋人・夫婦との関係
- 10 子・親・恋人・夫婦以外の人間関係
- 11 DV (デートDVを含む)
- 12 病気・精神疾患
- 13 金銭問題
- 14 生活困難
- 15 若者についての相談はない
- 16 その他 ()

S Q 9 - 2 若者についての相談の中で、貴部局または女性/男女共同参画センターの支援が特に必要と考えられる主訴は、どのようなことですか。(性別によってちがいがある場合には、性別を明記してください。)

S Q 9 - 3 若者についての相談をきっかけとして、貴部局や女性/男女共同参画センターで、講座の開催やセルフヘルプグループの立ち上げ支援等、相談以外の取組につながった事例がありますか。ありましたら、事業年度および概要をご記入ください。

ご連絡先をご記入ください

都道府県・市・区名(必須)

部局名(必須)

担当者(記入者)

Eメールアドレス

電話

～ ご協力ありがとうございました。～

*ご記入いただいた事業に関する実施報告・ちらし等の参考資料がある場合には、お手数ですが、本アンケートにご同封ください。

資料1 「男女共同参画担当部局および女性/男女共同参画センターにおける若者を対象とした事業に関するアンケート調査」結果概要

1 調査の目的・方法等

(1) 調査の趣旨および目的

国立女性教育会館では、若者を対象としたキャリア形成支援に男女共同参画の視点を組み込む方策や関連機関の連携のあり方等を検討するため、平成25年度に1年計画で「男女共同参画の視点に立った若者のキャリア形成支援に関する調査研究」を実施した。本報告は、この調査研究の一環として行った、全国の都道府県、市、特別区の男女共同参画担当部局を対象としたアンケート調査結果の概要をまとめたものである。

「第3次男女共同参画基本計画」においては、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育や若年期のライフプランニング支援の推進を図ることとなっている(「第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」「第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」)。若い世代の性別役割分担意識は根強く残っており、生涯を見据えた若年期からのキャリア形成支援を進める上で、男女共同参画の視点を組み込むことはとても重要である。また、男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センターにおける事業では、高齢化・固定化の傾向がみられ、より幅広い年齢層、とくに若者へのアプローチが喫緊の課題となっている。

そこで、男女共同参画の地域づくりを次世代につなぎ、地域課題の解決を図るために、男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センターが、若者を対象としてより積極的な取組を行なうための全国的な資料を得ることを目的に、本調査を実施した。

なお、ここにはハンドブックの巻末資料として、アンケート調査の結果概要のみ掲載している。この他、調査票や集計表については、国立女性教育会館ホームページから閲覧できる。

(2) 調査の方法・対象等

- 1) 実施時期 平成25年7～8月
- 2) 調査方法 郵送による調査票の配布および回収
- 3) 調査対象 全国の自治体の男女共同参画担当部局(町村を除く)859(平成25年4月現在)
〈自治体区分別の数〉
都道府県(47)・政令市(20)・特別区(23)・その他の市(640)
- 4) 回収状況 配布数859 回収数730 回収率85.0%
〈自治体区分別の回収数・回収率〉
都道府県47(100.0%)・政令市20(100.0%)・特別区23(100.0%)
その他の市640(83.2%)

2 調査結果の概要

(1) 回答自治体の属性

1) 自治体区分別回収数

自治体区分(都道府県・政令市・特別区・中核市・特例市・その他の市)による回収数および回収率は以下のとおりである。都道府県、政令市、特別区の回収率は100.0%。全体の回収率は85.0%(730)。

図表 1 自治体区分別回収数

	回収 自治体数	自治体数	回収率 (%)
都道府県	47	47	100.0
政令市	20	20	100.0
特別区	23	23	100.0
中核市	37	42	88.1
特例市	35	40	87.5
その他の市	568	687	82.7
合計	730	859	85.0

2) 自治体区分別 女性/男女共同参画センターの有無

女性/男女共同参画センターの有無を自治体区分別にみると、都道府県は2自治体を除き全自治体に、また政令市および特別区は全自治体にセンターがあると回答している。中核市と特例市合わせてセンターがあるのは76.4%、その他の市でセンターがあると回答したのは25.4%である。

図表 2 自治体区分別 女性/男女共同参画センターの有無

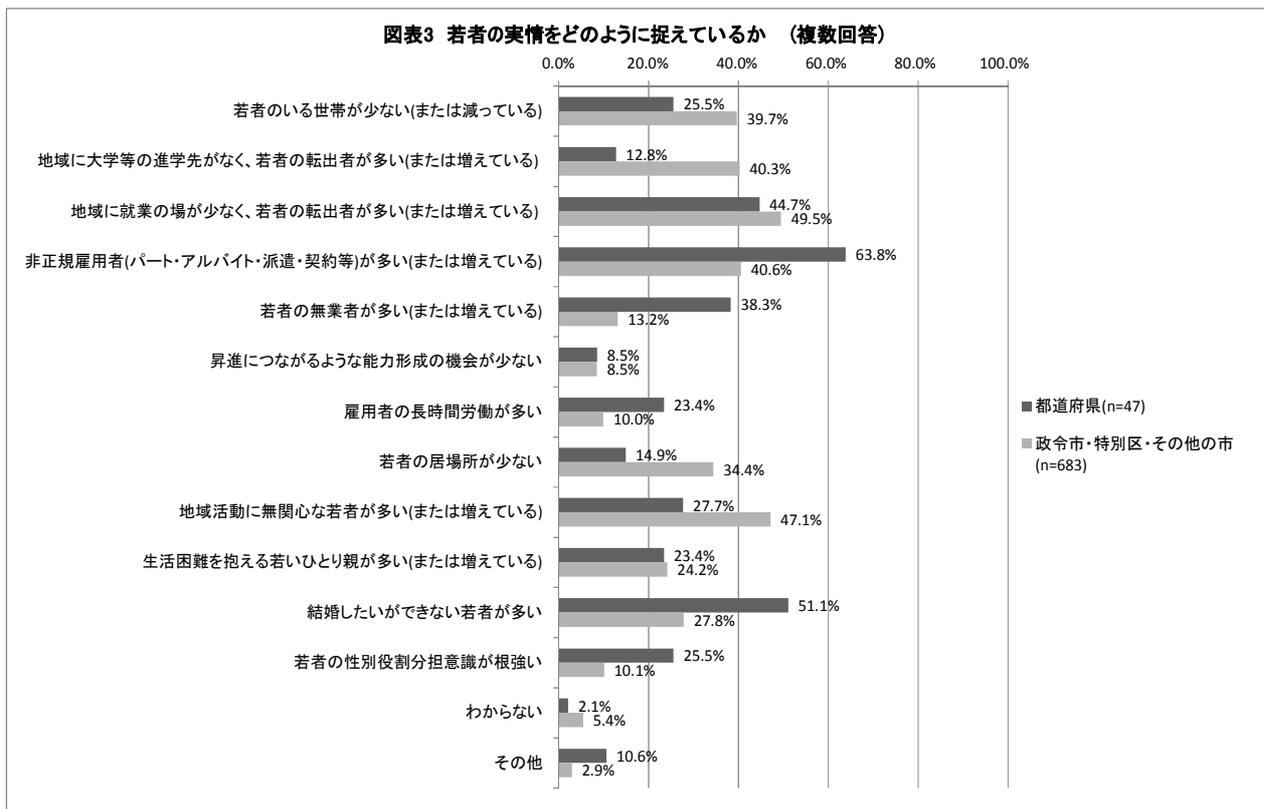
	ある	ない	その他	合計
都道府県	45 95.7%	2 4.3%	0 0.0%	47 100.0%
政令市	20 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	20 100.0%
特別区	23 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	23 100.0%
中核市・特例市	55 76.4%	15 20.8%	2 2.8%	72 100.0%
その他の市	144 25.4%	422 74.3%	2 0.4%	568 100.0%
合計	287 39.3%	439 60.1%	4 0.5%	730 100.0%

(2) 若者にかかわる実情についての考え方

1) 若者にかかわる実情の捉え方

男女共同参画担当部局として、若者にかかわる実情をどのように捉えているか、複数回答の選択式で質問した(それを裏づける客観的データがなくともかまわないとした)。図表3に示すように、都道府県では「非正規雇用者(パート・アルバイト・派遣・契約等)が多い(または増えている)」(63.8%)を選ぶ割合が最も高く、次いで「結婚したいができない若者が多い」(51.1%)、「地域に就業の場が少なく、若者の転出者が多い(または増えている)」(44.7%)の順であった。政令市・特別区・その他の市の合計では、「地域に就業の場が少なく、若者の転出者が多い(または増えている)」(49.5%)、「地域活動に無関心な若者が多い(または増えている)」(47.1%)、「非正規雇用者(パート・アルバイト・派遣・契約等)が多い(または増えている)」(40.6%)の順に割合が高い。

自治体区分別にみると、「地域に就業の場が少なく、若者の転出者が多い(または増えている)」と回答する割合が最も高いのは「その他の市」(55.3%)で、他は「非正規雇用者(パート・アルバイト・派遣・契約等)が多い(または増えている)」と回答する割合が最も高い(図表4)。



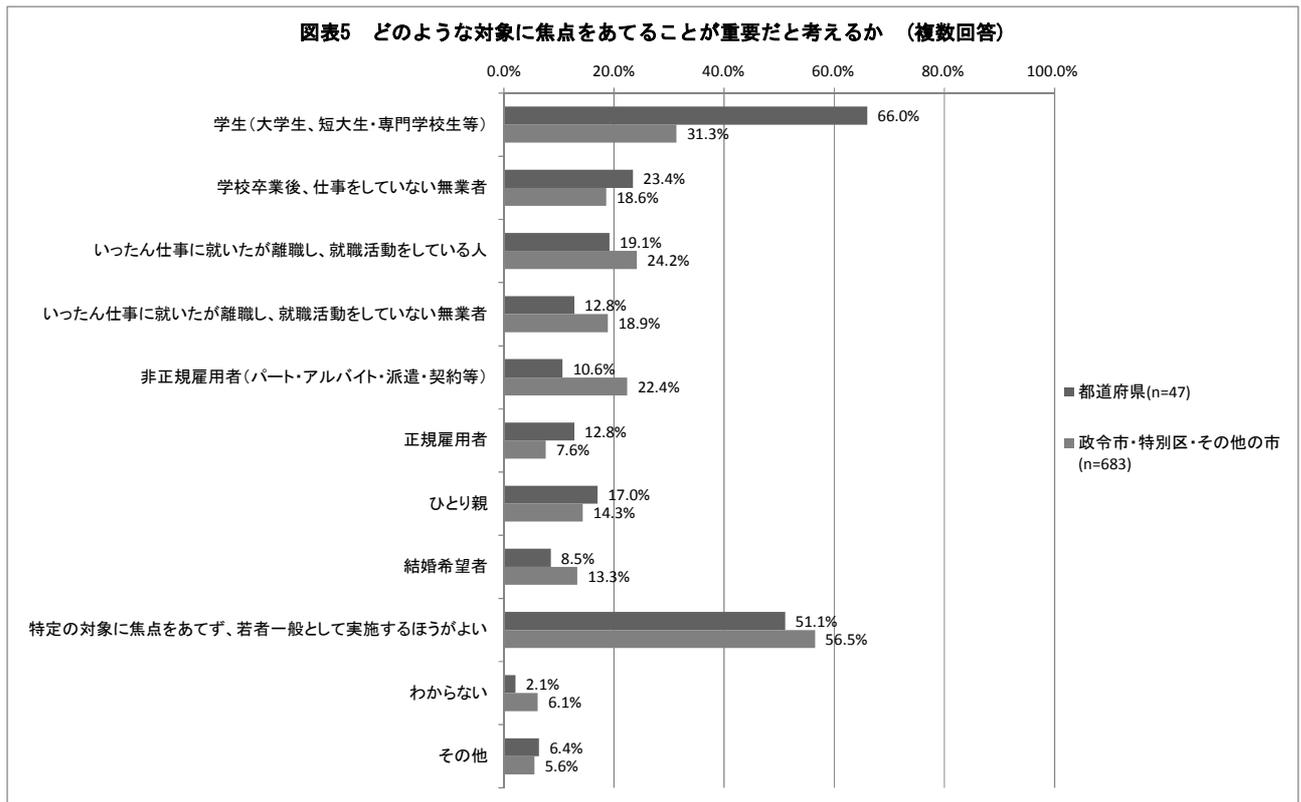
図表4 自治体区分別 若者の実情をどのように捉えているか (複数回答)

	(若者のいる世帯が少ない(または減っている))	地域に大学等の進学先がなく、若者の転出者が多い(または増えている)	地域に就業の場が少なく、若者の転出者が多い(または増えている)	非正規雇用者(パート・アルバイト・派遣・契約等)が多い(または増えている)	(若者の無業者が多い(または増えている))	昇進につながるような能力形成の機会が少ない	雇用者の長時間労働が多い	若者の居場所が少ない	地域活動に無関心な若者が多い(または増えている)	(または増えている若いひとり親が多い)	結婚したいができない若者が多い	若者の性別役割分担意識が根強い	わからない	その他
都道府県 (n=47)	12 25.5%	6 12.8%	21 44.7%	30 63.8%	18 38.3%	4 8.5%	11 23.4%	7 14.9%	13 27.7%	11 23.4%	24 51.1%	12 25.5%	1 2.1%	5 10.6%
政令市 (n=20)	3 15.0%	0 0.0%	2 10.0%	14 70.0%	7 35.0%	4 20.0%	5 25.0%	3 15.0%	8 40.0%	7 35.0%	8 40.0%	8 40.0%	1 5.0%	1 5.0%
特別区 (n=23)	3 13.0%	1 4.3%	0 0.0%	13 56.5%	5 21.7%	1 4.3%	4 17.4%	7 30.4%	12 52.2%	7 30.4%	5 21.7%	4 17.4%	1 4.3%	2 8.7%
中核市・特例市 (n=72)	22 30.6%	10 13.9%	22 30.6%	38 52.8%	13 18.1%	3 4.2%	13 18.1%	15 20.8%	31 43.1%	21 29.2%	21 29.2%	19 26.4%	8 11.1%	2 2.8%
その他の市 (n=568)	243 42.8%	264 46.5%	314 55.3%	212 37.3%	65 11.4%	50 8.8%	46 8.1%	210 37.0%	271 47.7%	130 22.9%	156 27.5%	41 7.2%	28 4.9%	15 2.6%
合計 (N=730)	283 38.8%	281 38.5%	359 49.2%	307 42.1%	108 14.8%	62 8.5%	79 10.8%	242 33.2%	335 45.9%	176 24.1%	214 29.3%	81 11.1%	38 5.2%	25 3.4%

*自治体区分ごとにそれぞれ上位3位を色づけした。

2) 焦点をあてる対象

地域の実情を踏まえ、男女共同参画担当部局が若者を対象とした事業を実施する場合、特にどのような対象に焦点をあてることが重要と考えるか、複数回答の選択式で質問した(実施実績の有無にかかわらず)。図表5に示すとおり、都道府県では「学生(大学生、短大生、専門学校生等)」の回答が6割以上、次いで「特定の対象に焦点をあてず、若者一般として実施するほうがよい」が約5割あった。「政令市・特別区・その他の市」では「特定の対象に焦点をあてず、若者一般として実施するほうがよい」(56.5%)が最も高くなっている。



これらの選択肢のうち、最も重要と考えるものを1つ選んだ回答を、自治体区分別にみると図表6のようになる。都道府県および政令市では、「学生(大学生、短大生・専門学校生等)」、その他では「特定の対象に焦点をあてず、若者一般として実施するほうがよい」と答える割合が最も多い。

図表6 自治体区分 センター有無別 最も重要と考える対象

自治体区分	学生(大学生、短大生・専門学校生等)	学校卒業後、仕事をしていない無業者	いったん仕事に就いたが離職し、就職活動をしている人	いったん仕事に就いたが離職し、就職活動をしていない無業者	非正規雇用者(パート・アルバイト・派遣・契約等)	正規雇用者	ひとり親	結婚希望者	若者一般として実施するほうがよい	特定の対象に焦点をあてず、若者一般として実施するほうがよい	わからない	その他	無回答	合計
都道府県 (n=47)	22 46.8%	1 2.1%	1 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.1%	1 2.1%	1 2.1%	13 27.7%	0 0.0%	1 2.1%	6 12.8%	47 100.0%	
政令市 (n=20)	8 40.0%	0 0.0%	2 10.0%	1 5.0%	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	1 5.0%	6 30.0%	20 100.0%	
特別区 (n=23)	3 13.0%	3 13.0%	1 4.3%	1 4.3%	2 8.7%	0 0.0%	2 8.7%	0 0.0%	6 26.1%	0 0.0%	3 13.0%	2 8.7%	23 100.0%	
中核市・特例市 (n=72)	19 26.4%	4 5.6%	5 6.9%	5 6.9%	2 2.8%	1 1.4%	3 4.2%	1 1.4%	22 30.6%	0 0.0%	4 5.6%	6 8.3%	72 100.0%	
その他の市 (n=568)	65 11.4%	20 3.5%	32 5.6%	14 2.5%	20 3.5%	4 0.7%	12 2.1%	17 3.0%	287 50.5%	3 0.5%	16 2.8%	78 13.7%	568 100.0%	
合計 (N=730)	117 16.0%	28 3.8%	41 5.6%	21 2.9%	24 3.3%	7 1.0%	18 2.5%	19 2.6%	329 45.1%	3 0.4%	25 3.4%	98 13.4%	730 100.0%	

* 自治体区分 センター有無別にそれぞれ最も回答の多かったものを色づけした。

(3) 若者を対象とした事業の実施

1) 平成24年度の事業実施の有無

平成24年度に実施した若者を対象とした事業について質問した。なお、本調査では、「若者を対象

とした事業」の定義について、以下のように提示した。

本調査では、「若者」は、「おおむね 18 歳以上 35 歳未満の男女」をさします。
 参加者募集の要項・ちらし等に明記していなくても、結果として参加者の過半数が「若者」であった事業を含みます。また、生活困難な若者支援の観点から、ひとり親を対象とした取組も含みます。
 ただし、男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センターにおいて、すでに多くの実施実績がある(1)出産・育児期に就労を中断した女性を主な対象としたもの、(2)子育て中の男女を主な対象としたもの（子育て講座、イクメン養成講座等）は除きます。

事業を実施の有無を自治体区分別にみると、「実施した」と回答したのは、都道府県で30件(63.8%)、政令市で19件(95.0%)、特例区9件(39.1%)、中核市・特例区35件(48.6%)、その他の市80件(14.1%)であり、特に政令市で実施率が高く、その他の市では比較的低い(図表7)。

図表7 自治体区分別 平成24年度の事業実施の有無

	実施した	実施していない	合計
都道府県	30 63.8%	17 36.2%	47 100.0%
政令市	19 95.0%	1 5.0%	20 100.0%
特別区	9 39.1%	14 60.9%	23 100.0%
中核市・特例市	35 48.6%	37 51.4%	72 100.0%
その他の市	80 14.1%	488 85.9%	568 100.0%
合計	173 23.7%	557 76.3%	730 100.0%

図表8は、事業を実施した173自治体のうち、男女共同参画担当局での実施件数を示している。実施実績のある自治体の61.8%(107自治体)が男女共同参画担当部局で事業を実施しており、事業数ほどの自治体区分でも1件が最も多い。

図表8 自治体区分別 平成24年度の男女共同参画担当部局の事業件数(N=173)

	1	2	3	6	実施していない	合計
都道府県	11 36.7%	4 13.3%	2 6.7%	0 0.0%	13 43.3%	30 100.0%
政令市	5 26.3%	2 10.5%	1 5.3%	0 0.0%	11 57.9%	19 100.0%
特別区	1 11.1%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	7 77.8%	9 100.0%
中核市・特例市	15 42.9%	5 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	15 42.9%	35 100.0%
その他の市	39 48.8%	14 17.5%	6 7.5%	1 1.3%	20 25.0%	80 100.0%
合計	71 41.0%	26 15.0%	9 5.2%	1 0.6%	66 38.2%	173 100.0%

図表 9 は、事業を実施した 173 の自治体のうち、女性/男女共同参画センターでの実施件数を示している。実施実績のある自治体の 45.7% (79 自治体) が女性/男女共同参画センターで事業を実施しており、事業数は、政令市が 2 件、その他の自治体区分は 1 件が最も多い。

なお、事業数合計は、男女共同参画担当部局 156、女性/男女共同参画センター173、合わせて 329 であった。

図表 9 自治体区分別 平成 24 年度の女性/男女共同参画センターの事業件数 (N=173)

	1	2	3	4	5	6	7	8	実施して いない	合計
都道府県	6 20.0%	3 10.0%	4 13.3%	1 3.3%	2 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.3%	13 43.3%	30 100.0%
政令市	3 15.8%	7 36.8%	2 10.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.3%	3 15.8%	3 15.8%	19 100.0%
特別区	4 44.4%	1 11.1%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 22.2%	9 100.0%
中核市・特例市	14 40.0%	2 5.7%	2 5.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	17 48.6%	35 100.0%
その他の市	13 16.3%	5 6.3%	1 1.3%	2 2.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	59 73.8%	80 100.0%
合計	40 23.1%	18 10.4%	10 5.8%	3 1.7%	2 1.2%	1 0.6%	1 0.6%	4 2.3%	94 54.3%	173 100.0%

2) 実施した事業の内容

平成 24 年度に実施した若者を対象とした事業について、それぞれの①事業名、②対象、③対象の性別、④目的、⑤形態、⑥連携先を尋ねた (②～⑥は複数回答の選択式)。図表 10～17 は、それら②～⑥の結果を示している。

事業の対象は、「学生(大学生、短大生・専門学校生等)」と回答する割合が最も高く 44.1%、次いで「若者一般」(28.3%)である(「その他」の記述は「一般」「成人式参加者」等)(図表 10)。

実施機関別に比較すると、男女共同参画担当部局は「結婚希望者」と「若者一般」において回答の割合が高い。女性/男女共同参画センターでは、「学生」および、無業者やひとり親等、困難を抱える対象を回答する割合が高い(図表 11)。

具体的にどのような事業を実施しているか、例として対象別に事業名を示すと以下のようなものが挙げられる。

<学生>

「キャリアデザイン講座：考えてみよう！女性が働くということ」

「女子学生のための就活スタート応援講座」

「デートDV 防止啓発講座」

「大学生のための将来設計プログラム」

「ワーク・ライフ・バランス講演会」

「イクメン・カジダン パパ講座」

「男女共同参画基礎講座」

「インターンシップ事業」

「情報誌表紙デザイン募集」

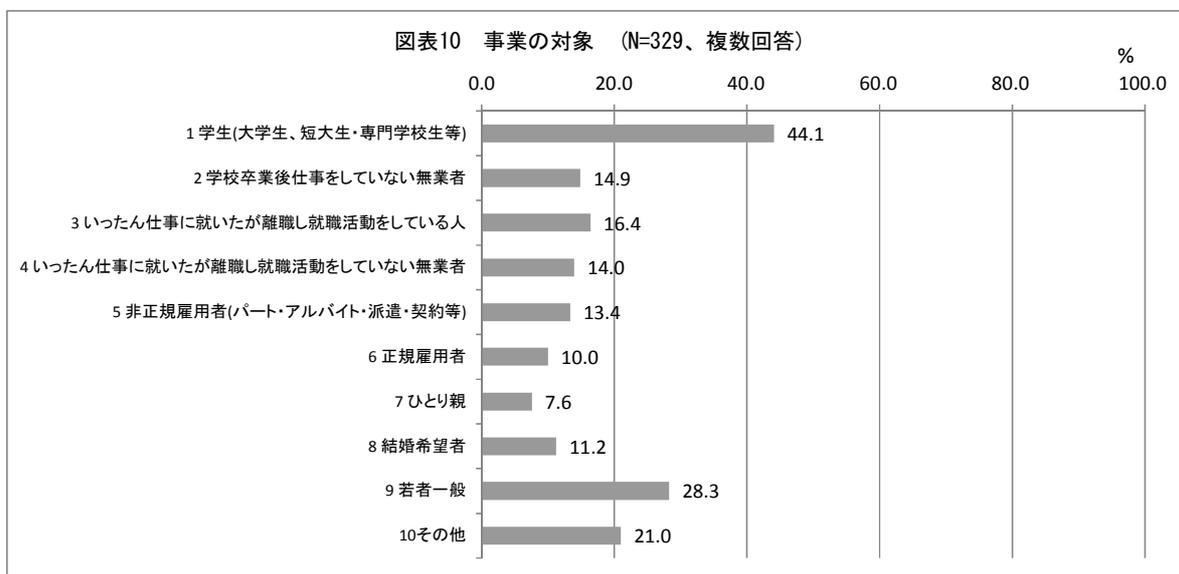
<無業者(選択肢の2あるいは4)>

「ガールズのパソコン+しごと“ゆる〜り”準備講座」

「おはなしカフェ」

<離職後、就職活動をしている人>

- 「女性就職応援セミナー」
- 「女性のためのパソコン教室」
- <非正規雇用者>
 - 「働く女子のためのわたしプロデュース」
 - 「キャリアアップセミナー」
 - 「起業準備セミナー」
- <正規雇用者>
 - 「キャリアアップセミナー」
 - 「おしゃべりカフェ」
- <ひとり親>
 - 「母子家庭等の女性のための就職準備セミナー」
 - 「サポートグループ(シングルマザーのためのグループ)」
 - 「シングルマザーのための新しい生活に踏み出すガイド」
- <結婚希望者>
 - 「結婚活動支援セミナー」
 - 「男女で考えるライフプランハンドブックの作成」

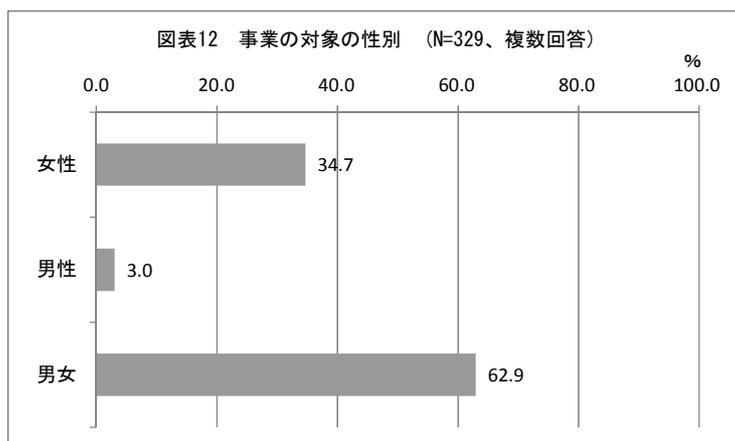


図表 11 実施機関別 事業の対象 (N=329、複数回答)

	事業件数	学生等(大学生、短大生・専門学校)	学校卒業後、仕事をしていない無業者	いったん仕事に就いたが離職し、就職活動をしている人	いったん仕事に就いたが離職し、就職活動をしていない無業者	非正規雇用者(パート・アルバイト・派遣・契約等)	正規雇用者	ひとり親	結婚希望者	若者一般	その他
男女共同参画部局	156	59	17	21	16	20	19	7	27	49	30
		37.8%	10.9%	13.5%	10.3%	12.8%	12.2%	4.5%	17.3%	31.4%	19.2%
男女共同参画センター	173	86	32	33	30	24	14	18	10	44	39
		49.7%	18.5%	19.1%	17.3%	13.9%	8.1%	10.4%	5.8%	25.4%	22.5%
合計	329	145	49	54	46	44	33	25	37	93	69
		44.1%	14.9%	16.4%	14.0%	13.4%	10.0%	7.6%	11.2%	28.3%	21.0%

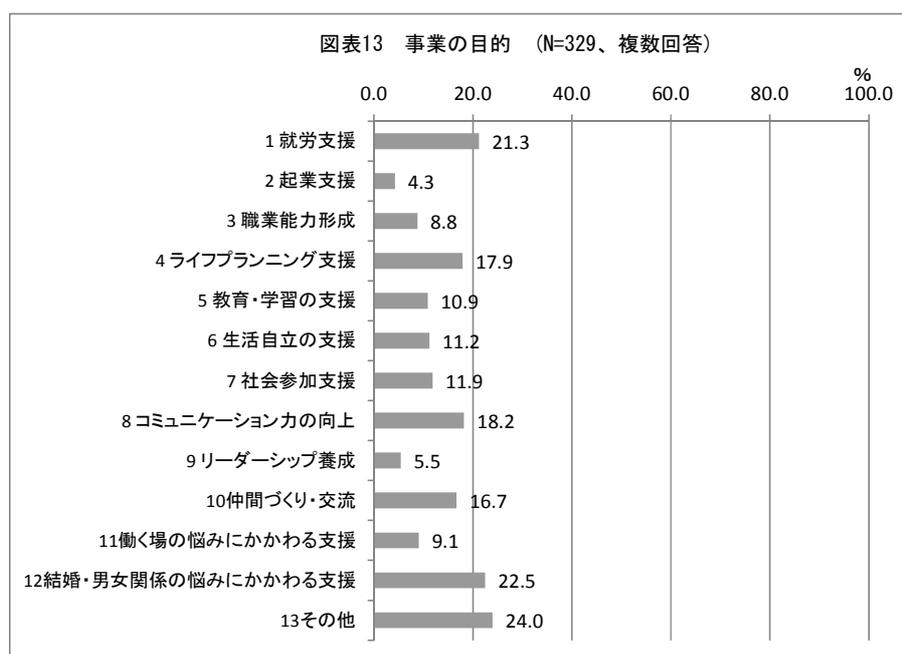
%は実施機関別の事業件数に占める割合を示す。

対象の性別は「男女」が 62.9%、「女性」が 34.7%である(図表 12)。



事業の目的は、「結婚・男女関係の悩みにかかわる支援」¹(22.5%)と回答する割合が最も高く、次いで「就労支援」(21.3%)、「コミュニケーション力の向上」(18.2%)、「ライフプランニング支援」(17.9%)、「仲間づくり・交流」(16.7%)である(図表 13)。

実施機関別に比較すると、男女共同参画担当部局では「結婚・男女関係の悩みにかかわる支援」や「リーダーシップ養成」の回答の割合が高い(図表 14)。女性/男女共同参画センターでは「就労支援」や「ライフプランニング支援」、「生活自立の支援」等、半数以上の項目において回答の割合が高い。



¹ 「結婚・男女関係の悩みにかかわる支援」を目的とした事業の内容は、デートDV防止に関する事業と結婚支援にかかわる事業が多い。事業名にデートDVまたはDVと示されたものは、この目的に該当する74件のうち32件、また事業名から結婚支援の取組とわかるものは25件あった。

図表 14 実施機関別 事業の目的(N=329、複数回答)

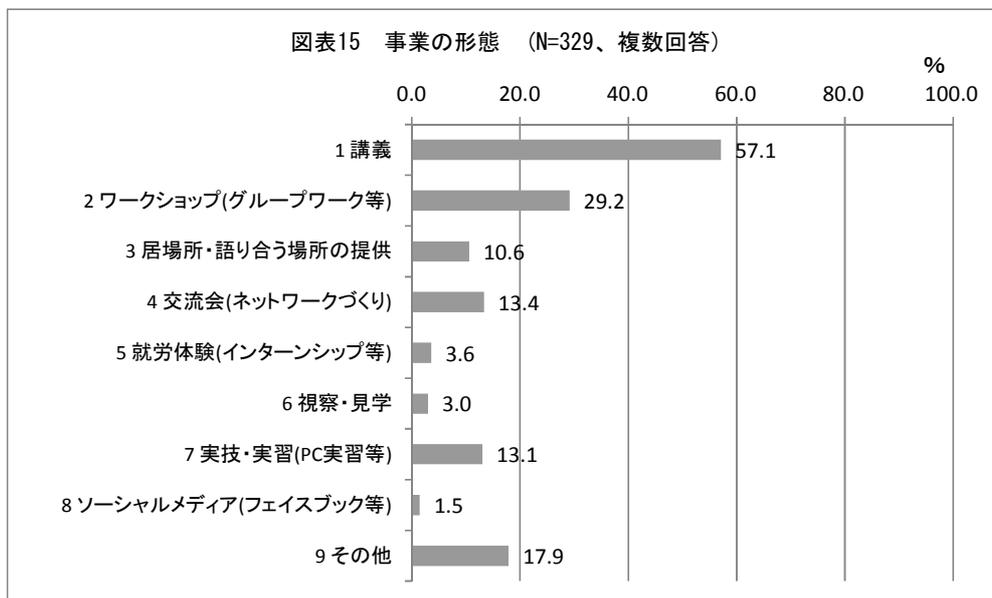
	事業件数	就労支援	起業支援	職業能力形成	ライフプランニング支援	教育・学習の支援	生活自立の支援	社会参加支援	コミュニケーション力の向上	リーダーシップ養成	仲間づくり・交流	働く場の悩みにかかわる支援	結婚・男女関係の悩みにかかわる支援	その他
男女共同参画部局	156	20	8	9	17	13	10	13	31	13	27	11	51	37
		12.8%	5.1%	5.8%	10.9%	8.3%	6.4%	8.3%	19.9%	8.3%	17.3%	7.1%	32.7%	23.7%
男女共同参画センター	173	50	6	20	42	23	27	26	29	5	28	19	23	42
		28.9%	3.5%	11.6%	24.3%	13.3%	15.6%	15.0%	16.8%	2.9%	16.2%	11.0%	13.3%	24.3%
合計	329	70	14	29	59	36	37	39	60	18	55	30	74	79
		21.3%	4.3%	8.8%	17.9%	10.9%	11.2%	11.9%	18.2%	5.5%	16.7%	9.1%	22.5%	24.0%

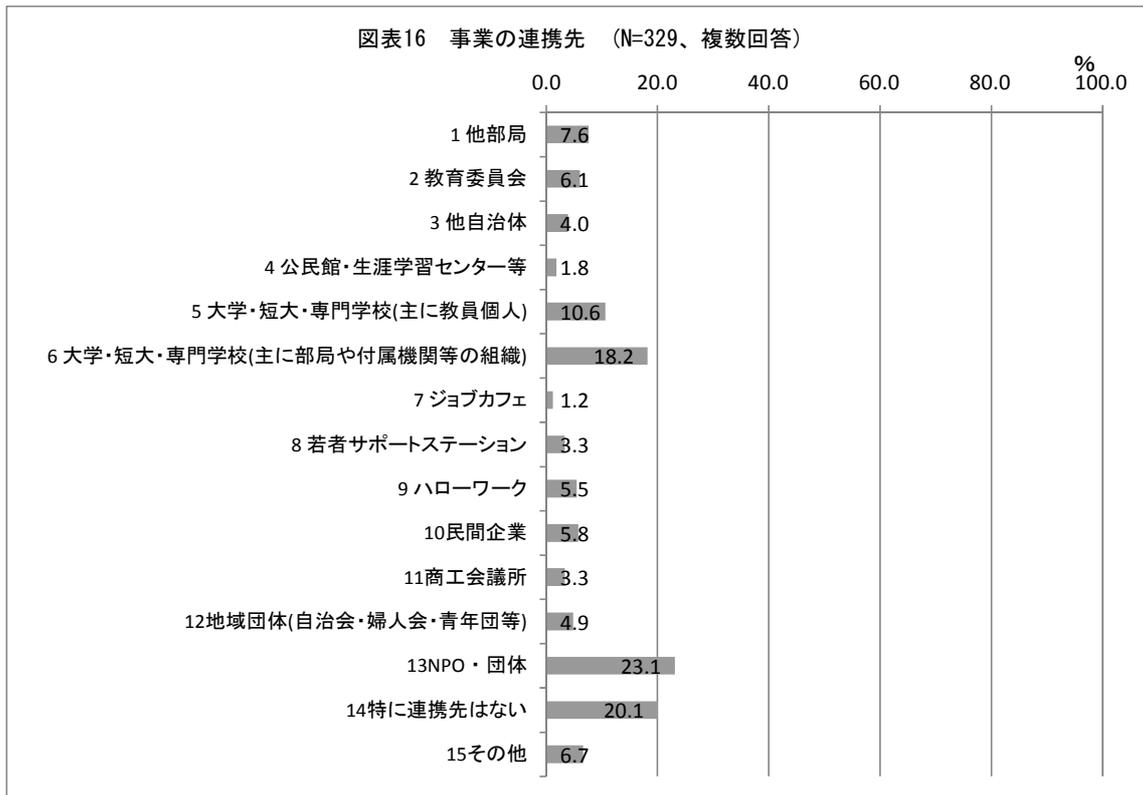
%は実施機関別の事業件数に占める割合を示す。

事業の形態は、「講義」と回答する割合が最も高く 57.1%、ワークショップ(グループワーク等)が 29.2%である(図表 15)。

連携先については、「NPO・団体」(23.1%)の回答の割合が最も高く、「特に連携先はない」(20.1%)、「大学・短大・専門学校(主に部局や附属機関等の組織)」(18.2%)の回答が次いで多い(図表 16)。

2つの実施機関を比較すると、男女共同参画担当部局のほうが「NPO・団体」「地域団体」「他自治体」等の事業件数の割合が高く、女性/男女共同参画センターは、「ハローワーク」「若者サポートステーション」等の割合が高くなっている。





図表17 実施機関別 事業の連携先 (N=329、複数回答)

	他部局	教育委員会	他自治体	公民館、生涯学習センター等	大学・短大・専門学校(主に教員個人)	大学・短大・専門学校(主に部局や付属機関等の組織)	ジョブカフェ	若者サポートステーション	ハローワーク	民間企業	商工会議所	地域団体(自治会、婦人会、青年団等)	NPO・団体	特に連携先はない	その他
男女共同参画部局	10	11	11	4	19	26	0	1	4	7	8	13	42	32	11
156	6.4%	7.1%	7.1%	2.6%	12.2%	16.7%	0.0%	0.6%	2.6%	4.5%	5.1%	8.3%	26.9%	20.5%	7.1%
男女共同参画センター	15	9	2	2	16	34	4	10	14	12	3	3	34	34	11
173	8.7%	5.2%	1.2%	1.2%	9.2%	19.7%	2.3%	5.8%	8.1%	6.9%	1.7%	1.7%	19.7%	19.7%	6.4%
合計	25	20	13	6	35	60	4	11	18	19	11	16	76	66	22
329	7.6%	6.1%	4.0%	1.8%	10.6%	18.2%	1.2%	3.3%	5.5%	5.8%	3.3%	4.9%	23.1%	20.1%	6.7%

％は実施機関別の事業件数に占める割合を示す。

3) 事業の成果と課題

前問にて回答した事業について、成果および課題を記述形式で尋ねたところ、男女共同参画担当部局が実施した事業 102 件、女性/男女共同参画センターが実施した事業 69 件に関して記述があった。成果として最も多い回答は、学生等の対象者に対しての意識啓発や気づきの場を提供できたとするものである。特にデートDV防止の取組についての記述は多い。具体例として次のような回答が挙げられる。

- 参加者にDVの種類や内容を知ってもらうことで、気づくことができ、自分には縁のないものと考えていた人にとっても、身近な問題として理解してもらうことができた。
- 事業終了後にアンケートを行った結果、学生自身や友達などに、デートDVの被害を受けている人が予想以上に多いことがわかった。また今まで学生が当然のこととして捉えていた言動、行動が実はDVであったと認識してもらうきっかけとなった。
- 友人から相談を受けたことがあったが何もしてあげることができず、今回のワークショップでデートDVに関する理解が深まった等の感想が寄せられた。
- 「デートDVがとても身近で危険なものだとわかった」「自分の気持ちを押しつけるのではなく、お互いを理解し尊重する関係が大切であり、今後実践していきたい」等の感想が多く寄せられて

おり、身近な問題として理解を深めてもらう事や、自尊感情や相手を思いやる事の大切さに気づいてもらう事ができた。

その他のテーマについても、参加者への気づきやエンパワーメント、ネットワークづくり等の成果があったとする次のような回答が多くあった。

- ・受講者から市審議会の委員となる等、女性人材の育成につながっている。
- ・事業の実行委員である女子学生は、事前学習やイベントを企画・運営する経験を通して、リーダーシップを身につけ、自分に自信を持ち、積極性が生まれた。
- ・各事業の実施によって、施設に若い世代が訪れるきっかけとなった。また、大学や専門学校への出張事業によって、施設の存在と取り組んでいる事業を知ってもらうことができた。
- ・参加した学生からは「性別による役割分担は、両親や祖父母の姿を見て、当たり前と思っていたが、あらためて自分の将来について考えてみたい」、「周りの人の意見を聞いて、みんなそれぞれの考え方を持っていることがわかった。自分に合った生き方をし、相手の生き方も認めなければいけないとわかった」という意見があり、さまざまな意見や考え方にふれることにより、多様な価値観を認め合う男女共同参画の理解促進につながったと思われる。

<無業者対象の講座>

- ・受講者には、生活リズムが整う、自己肯定感が高まる、自己理解が深まる、孤立から脱出した等の変化がある。
- ・受講直後のアンケートでは「地域の IT 講習に参加したい」「自宅の PC で練習を続ける」などの回答があり、次のステップへの意欲が感じられた。実際 6 か月後の追跡調査では 1 名が就業中と回答、他にも PC 講座を受講中などの回答があり、学習意欲の向上につながっている。
- ・受講者の半数に講座の受講前と受講後で心と体の変化が見られた(心が楽になった、よく眠れるようになった等)。同じような境遇の女性同士で悩みを共有することにより、多数の参加者に心が楽になった等の心に変化が見られた。

<ライフプランニング支援や就労支援にかかわる講座>

- ・女性が、今後のライフステージにおいて起こり得るかもしれない課題や悩みを参加者同士が共有し、自分らしさと自己決定による未来を考える入り口とすることができた。
- ・ロールモデルとなる働く女性の話を聞き、将来を見つめ、さまざまな生き方・働き方を知り、視野を広げる機会となった。また、他の女子大生と交流し考えを知ることにより、就活・就職への不安を和らげることができた。

また課題としては、参加者の確保、広報活動の展開・方法の検討、地域の関連機関(大学、企業、社会教育施設、庁内等)とのネットワーク構築・連携の強化、講座等の事業内容の充実、困難を抱える若者への対応等について回答があった。

<参加者の確保>

- ・若い人の参加が少なく、期待していた効果を上げられなかった。
- ・働く女性も参加しやすいよう土曜日の午後に開催したが、うまく集めることができなかった。
- ・授業の一環として開催しない場合、参加者を集めることが難しい。

<広報活動の方法の検討>

- ・参加者募集の告知方法の検討。
- ・若者の興味、関心を引く紙面づくりをいかに行うか。
- ・事業ニーズは感じるが、対象に向けて広報することが難しい。
- ・ネット媒体や口コミ等、若者向けの広報を考えていく必要がある。
- ・DV の現状を考える講座について、若い参加者はほとんどいないのが現状。講座の内容は好評だったが、幅広い年代の人に参加してもらうため、PR の方法を検討していく必要がある。
- ・市内企業の新入社員を対象にワーク・ライフ・バランスについての研修を実施したが、「ワーク・ライフ・バランス」のことばを知っている参加者が一人もおらず、周知されていないことを実感した。今後さらなる開発をしていく必要がある。

<地域の関連機関との連携>

- ・青年層の様々なニーズを把握し、講座終了後も続けて活動できるように、社会教育施設等と連携

を図っていく。

- ・若年層の周囲の大人(保護者、教師等)にも理解を深めてもらうことが必要。
- ・市立大学の学生のみを対象としたため、他大学の学生を含む企画も検討すべきだと考える。
- ・地域ごとのグループにわかれて活動を行ってきたが、グループ横断的な活動をどのように行っていくか。
- ・デートDV防止の出前講座の開催校の開拓。
- ・教職員のデートDVに対する理解を広める。
- ・大学や企業、労働団体とのネットワークの構築。

<事業内容の充実>

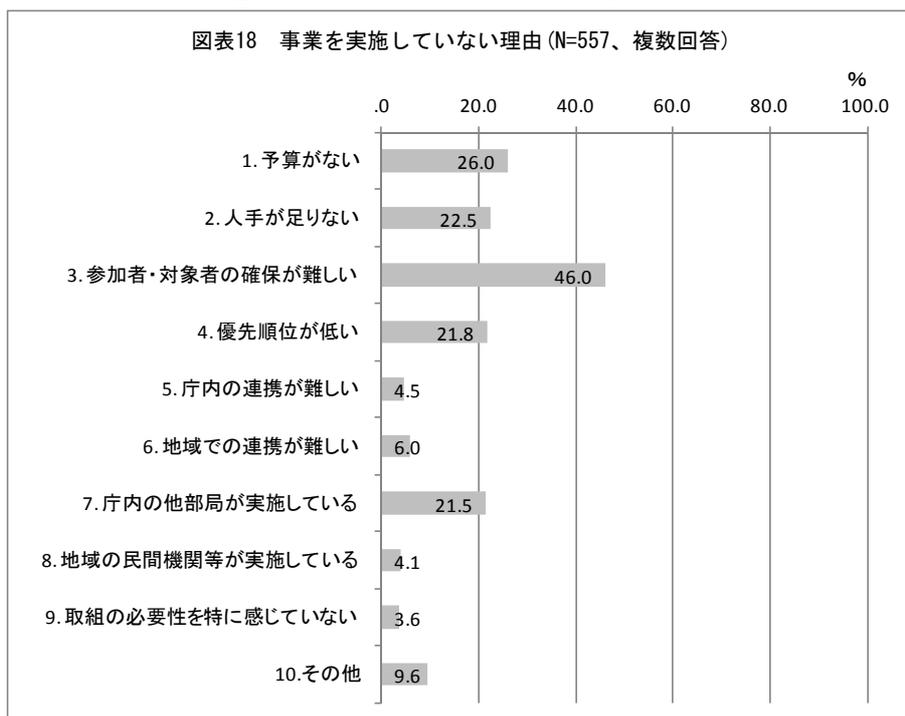
- ・仲間づくり、交流はできているが、参加者が主体的になって交流を発展できていない。
- ・男女共同参画の本質を理解してもらうようなしかけが必要。
- ・気づきの促しにはなったが、1回の講座であるため、その後のフォローまでには至っていない。
- ・料理教室として開催したが、男女共同参画の視点が啓発できる内容を組み込んだ講座として開催できるよう工夫必要である。
- ・教員の引率のもとセンターを訪問した学生が、その後主体的にセンターの講座等に参加するような工夫が必要。
- ・若年層の継続的利用のためのしくみづくりが必要。

<困難を抱える若者への対応>

- ・社会で困難を抱える若者へのアプローチができていない。
- ・どうすれば対象者に情報を届けられるか。
- ・講座修了後に受け皿となる福祉的就労の場の開拓が必要。
- ・講座受講により自分の能力を発揮できる段階になっても、つなげる社会資源や支援機関がない。
- ・事業が周知されるにつれ、20歳代前半の就労経験のない人や発達障害等、より困難度が高い実習生が増えている。
- ・自助グループのような自発的なグループの形成が難しい。

4) 事業を実施していない理由

平成24年度に若者を対象とした事業を実施していない理由について、複数回答の選択式で質問した。全体では、「参加者・対象者の確保が難しい」(46.0%)と回答する割合が最も多く、5割弱となっている(図表18)。次いで「予算がない」(26.0%)、「人手が足りない」(22.5%)、「優先順位が低い」(21.8%)、「庁内の他部局が実施している」(21.5%)の順になっており、それぞれ2割を超えている。



これらの選択肢のうち、一番大きな理由を1つ尋ねた結果を自治体区分別にみると、都道府県、政令市、特別区では「庁内の他部局が実施している」の回答の割合が最も高く、中核市・特例市およびその他の市では「参加者・対象者の確保が難しい」と回答する割合が高くなっている。

図表 19 自治体区分 センター有無別 事業を実施していない一番大きな理由

自治体区分	予算がない	人手が足りない	参加者が難しい 対象者の	優先順位が低い	庁内の連携が難しい	地域での連携が難しい	庁内の他部局が実施している民間機関等	地域の実施している民間機関等	取組の必要性を特	その他	無回答	合計
都道府県	2 11.8%	1 5.9%	1 5.9%	1 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	8 47.1%	0 0.0%	0 0.0%	4 23.5%	0 0.0%	17 100.0%
政令市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%
特別区	0 0.0%	1 7.1%	5 35.7%	1 7.1%	0 0.0%	0 0.0%	6 42.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.1%	0 0.0%	14 100.0%
中核市・特例市	1 2.7%	2 5.4%	11 29.7%	1 2.7%	0 0.0%	0 0.0%	9 24.3%	1 2.7%	0 0.0%	7 18.9%	5 13.5%	37 100.0%
その他の市	39 8.0%	35 7.2%	185 37.9%	63 12.9%	1 0.2%	5 1.0%	64 13.1%	7 1.4%	8 1.6%	45 9.2%	36 7.4%	488 100.0%
合計	42 7.5%	39 7.0%	202 36.3%	66 11.8%	1 0.2%	5 0.9%	87 15.6%	8 1.4%	8 1.4%	57 10.2%	42 7.5%	557 100.0%

* 自治体区分 センター有無別にそれぞれ最も回答の多かったものを色づけした。

5) 平成 24 年度のその他の取組

前出の質問で回答した事業以外に、若者を支援する取組を行って、若者とのつながりができた事例について、記述式で質問した。男女共同参画担当部局は 40 の取組、女性/男女共同参画センターは 37 の取組について回答があった。

最も多い回答は、「大学生のインターンシップの受け入れ」であった。その他の取組も含め、ほとんどが大学生を対象とした取組であるが、「生活保護受給者の職場体験受け入れ」の回答もあった。インターンシップの受け入れ以外の学生とつながる機会や場の提供の主なものとして、以下があげられる。

まつりの実行委員会の委員／男女共同参画推進事業実行委員会の委員(大学からの推薦、公募等)／大学生の視察の受け入れ／センターの運営会議委員／計画策定に関する懇話会／庁内プロジェクト会議や懇話会／成人式実行委員会(新成人対象)／ボランティアスタッフ／男女共同参画情報誌の編集委員／男女共同参画に関する卒業論文発表会／男女平等啓発イベントにおけるブース参加(近隣大学の複数の学生グループ)／啓発リーフレットで若者に取材し、記事を掲載／デートDVリーフレット作成にあたり内容を考えてもらう／おまつりで学生によるアカペラコンサートやバルーンアートを実施

6) 今後の取組について

今後、男女共同参画担当部局として、若者を対象とした事業にどのように取り組む必要があると考えるか、また平成 25 年度に予定している具体的な取組について、記述式で尋ねた。どのように取り組む必要があるかについては、387 自治体の記述があり、うち約 1 割は「若者に絞った事業を実施する予定はない」「若者を対象とした事業は他部局で実施しているので実施する必要はない」といった消極的な回答であった。回答の多い事柄としては、「デートDV防止の啓発や取組の強化」「大学との

連携の強化」「庁内他部局の事業と連携した取組の実施」「生涯を見据えたライフプランニング支援にかかわる取組」「若者のニーズの把握」「若者が参加しやすい講座の企画」「既存の事業に若者が参加できるような工夫」等があった。

平成 25 年度に取り組む予定のある場合の具体的な内容については、121 件の回答があった。そのうち約 2 割 (22) の回答は、出前講座の実施やリーフレット配布等、デート DV 防止に関することとなっている。その他、平成 24 年度事業の継続、大学と連携した講座の実施(ライフプランニング、キャリアデザイン、生き方・働き方等)、商工会議所と共催のワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの開催、大学生への男女共同参画市民サポーターの広報・募集、男女共同参画に関する中学生向けパンフレットを大学生および市民団体と協働で見直し・改訂、市町村と協働した若者会議の開催等の回答があった。

7) 庁内他部局や他機関・団体等の事業との連携・協力

前出の質問にて回答した事業以外に、平成 24 年度に、庁内他部局(教育委員会を含む)や他機関・団体等が実施する若者を対象とした事業に、男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センターが何らかの形で連携・協力等を行った取組があるか否かを選択式で質問し、ある場合には事業名や連携・協力先等を記述式で尋ねた。図表 20 および図表 21 は、事業の有無についての回答を自治体区分別にみたものである。男女共同参画担当部局がかかわった事業が「ある」と回答した自治体は、全体で 6.0% (44) である。具体的に挙げられた取組のうち、複数の自治体から回答があったものとしては、「成人式での資料配布(デート DV 防止、人権等)」「大学での男女共同参画にかかわる講義」「学校への出前講座」等があった。他に、「商工労働担当と連携し、新規就業者の集いを実施」、「市の新人職員研修の一部を担当」等の回答があった。

女性/男女共同参画センターがかかわった事業が「ある」と回答した自治体は 2.9% (21) である。具体的に挙げられた取組のうち、複数の自治体から回答があったものとしては、「大学への講師派遣」や、「男女共同参画に携わる団体が実施する事業の共催(ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画イベント等)」があった。他に、「県のセンターが地域開催する事業への協力(講師選定、広報活動等)」「商工労働部が実施する母子家庭の母親への職業訓練」「人事課主催の新規採用職員研修への協力(男女共同参画、職場のハラスメント防止)」等の回答があった。

図表 20 他部局・機関が主として実施し、男女共同参画担当部局がかかわった事業の有無(平成 24 年度)

	ある	ない	わからない	無回答	合計
都道府県	4 8.5%	41 87.2%	0 0.0%	2 4.3%	47 100.0%
政令市	4 20.0%	15 75.0%	1 5.0%	0 0.0%	20 100.0%
特別区	2 8.7%	20 87.0%	0 0.0%	1 4.3%	23 100.0%
中核市・特例市	5 6.9%	61 84.7%	3 4.2%	3 4.2%	72 100.0%
その他の市	30 5.3%	512 90.1%	13 2.3%	13 2.3%	568 100.0%
合計	44 6.0%	649 88.9%	18 2.5%	19 2.6%	730 100.0%

図表 21 他部局・機関が主として実施し、女性/男女共同参画センターがかかわった事業の有無(平成 24 年度)

	ある	ない	わからない	無回答	合計
都道府県	8 17.0%	32 68.1%	0 0.0%	7 14.9%	47 100.0%
政令市	5 25.0%	12 60.0%	1 5.0%	2 10.0%	20 100.0%
特別区	0 0.0%	17 73.9%	0 0.0%	6 26.1%	23 100.0%
中核市・特例市	3 4.2%	49 68.1%	0 0.0%	20 27.8%	72 100.0%
その他の市	5 0.9%	325 57.2%	8 1.4%	230 40.5%	568 100.0%
合計	21 2.9%	435 59.6%	9 1.2%	265 36.3%	730 100.0%

8) 連携会議・協議会等の設置

各自治体における若者支援にかかわる庁内または地域の関係機関連携のための連携会議や協議会等の設置の有無について質問したところ、「設置している」と回答したのは、都道府県は約半数(23)、政令市 7 件、特別区 4 件、中核市・特例市 15 件(20.8%)、その他の市 41 件(7.2%)であった(図表 22)。

「設置している」と回答した 90 自治体に対して、男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センターが構成メンバーであるかどうか質問した。「男女共同参画担当部局が構成メンバーになっている」²と回答したのは 25 自治体、「女性/男女共同参画センターが構成メンバーになっている」と回答したのは 3 自治体、それらどちらも構成メンバーであると回答したのは 4 自治体である(図表 23)。「いずれも構成メンバーになっていない」と回答した自治体が半数を占める(47 自治体)。

図表 22 若者支援にかかわる庁内や地域の連携会議・協議会等の設置の有無

	設置して いる	設置して いない	わからない	その他	無回答	合計
都道府県	23 48.9%	19 40.4%	5 10.6%	0 0.0%	0 0.0%	47 100.0%
政令市	7 35.0%	11 55.0%	2 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	20 100.0%
特別区	4 17.4%	11 47.8%	6 26.1%	1 4.3%	1 4.3%	23 100.0%
中核市・特例市	15 20.8%	36 50.0%	19 26.4%	0 0.0%	2 2.8%	72 100.0%
その他の市	41 7.2%	438 77.1%	57 10.0%	1 0.2%	31 5.5%	568 100.0%
合計	90 12.3%	515 70.5%	89 12.2%	2 0.3%	34 4.7%	730 100.0%

² 青少年を対象とした事業や若者支援の担当が男女共同参画の所管と同じ部局にある場合も含んでいる。

図表 23 男女共同参画担当部局やセンターはメンバー構成メンバーか (N=90)

	男女共同参画担当部局が構成メンバーになっている	女性/男女共同参画センターがメンバーになっている	男女共同参画担当部局と女性/男性両方がメンバーになっている	いなくても構成メンバーになっている	その他	合計
都道府県	6 26.1%	1 4.3%	0 0.0%	11 47.8%	5 21.7%	23 100.0%
政令市	2 28.6%	0 0.0%	0 0.0%	5 71.4%	0 0.0%	7 100.0%
特別区	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	4 100.0%
中核市・特例市	3 20.0%	0 0.0%	2 13.3%	9 60.0%	1 6.7%	15 100.0%
その他の市	13 31.7%	1 2.4%	2 4.9%	21 51.2%	4 9.8%	41 100.0%
合計	25 27.8%	3 3.3%	4 4.4%	47 52.2%	11 12.2%	90 100.0%

(4) 若者についての相談

1) 相談事業実施の有無

図表 24 は、男女共同参画担当部局または女性/男女共同参画センターにおける相談事業の有無について質問した結果を自治体区分別に示したものである。全体では約 6 割が「実施している」と回答している。都道府県では 97.9%、政令市は 100%、特別区は 91.3%、中核市・特例市は 86.1%が「実施している」と回答している。「その他の市」では約半数(51.9%)が実施していると回答している。

図表 24 自治体区分 センター有無別 相談事業の実施の有無 (N=730)

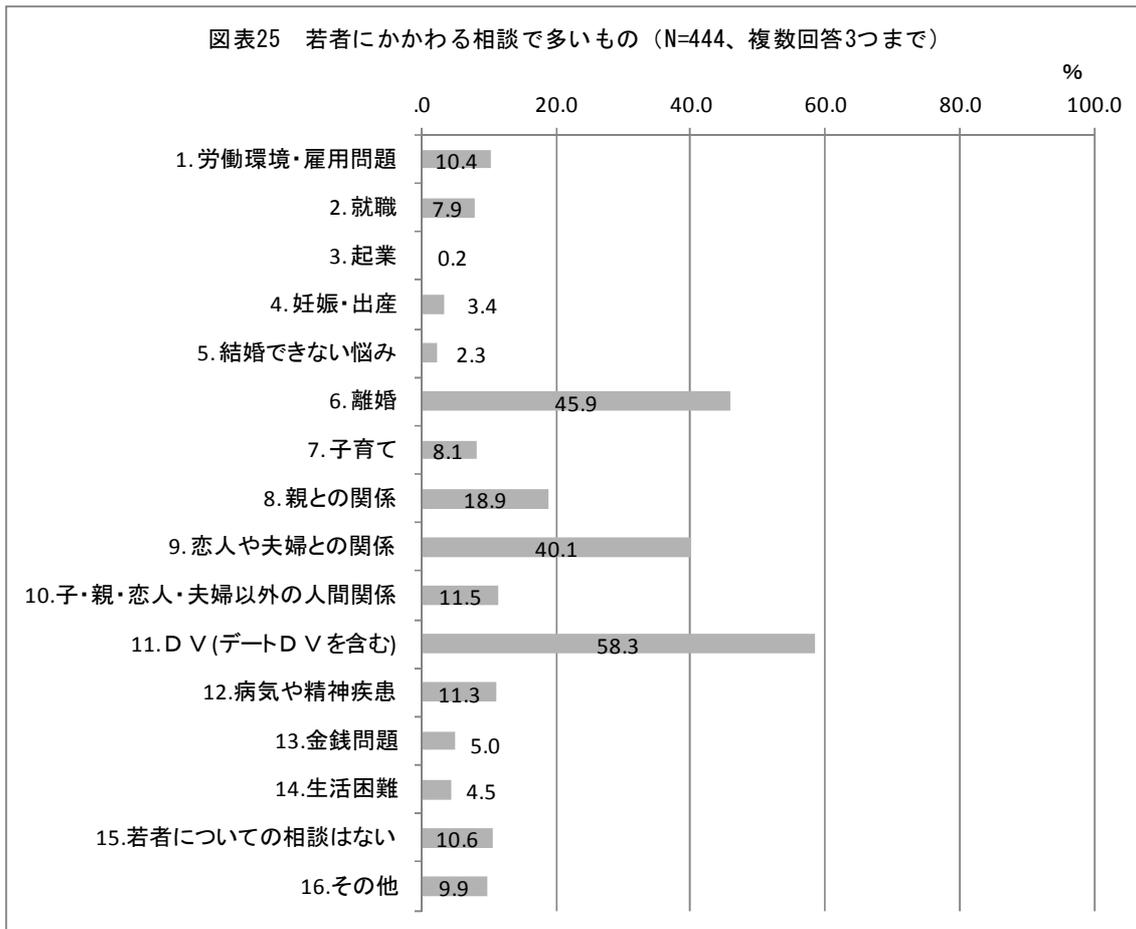
	実施している	実施していない	その他	無回答	合計
都道府県 (n=47)	46 97.9%	0 0.0%	1 2.1%	0 0.0%	47 100.0%
政令市 (n=20)	20 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	20 100.0%
特別区 (n=23)	21 91.3%	1 4.3%	0 0.0%	1 4.3%	23 100.0%
中核市・特例市 (n=72)	62 86.1%	9 12.5%	1 1.4%	0 0.0%	72 100.0%
その他の市 (n=568)	295 51.9%	228 40.1%	25 4.4%	20 3.5%	568 100.0%
合計 (N=730)	444 60.8%	238 32.6%	27 3.7%	21 2.9%	730 100.0%

2) 若者についての相談の内容

相談事業を「実施している」と回答した 444 自治体に対して、若者についての相談には、どのような内容のものが多いか、3 つまでの複数回答の選択式で質問した³。図表 25 に示すように、最も回答

³ ここでは「若者についての相談」とは、「相談者が若者自身である場合」および「相談者が若者以外(当事者の親等)である場合」の両方を含むこととしている。

の割合が高いのは「DV(デートDVを含む)」(58.3%)である。次いで、「離婚」(45.9%)、「恋人や夫婦との関係」(40.1%)、「親との関係」(18.9%)となっている。



3) 特に支援が必要と考える主訴

若者についての相談の中で、男女共同参画担当部局または女性/男女共同参画センターの支援が特に必要と考えられる主訴はどのようなことか、記述式で尋ねたところ、289の自治体から回答があった。前問に対する回答と同様、最も多い回答は「DV」および「デートDV」にかかわる記述で、約7割(68.5%)の自治体がこれらに関して回答している(防止のための啓発、被害者の緊急性の高いケースへの対応、自立支援を含む)。次に多い回答は、「離婚(DV後の離婚含む)」であった。

4) 相談をきっかけとして相談以外の取組につながった事例

若者についての相談をきっかけとして、男女共同参画担当部局や女性/男女共同参画センターで、講座の開催やセルフヘルプグループの立ち上げ支援等、相談以外の取組につながった事例について、事業の概要を記述式で尋ねた。具体的な記述のあった41の自治体の回答のうち、半数(21)にDV防止にかかわる取組事例が回答された(DV防止啓発事業の実施、支援者対象講座の実施、サポートグループ・自助グループの結成等)。その他、以下のような事例があげられた。

- ・無業者女性を対象とした講座修了生の個別相談から、居場所づくり、インターンシップ受け入れにつながった。
- ・若者サポートステーションと連携し、若者のための就労相談窓口を週2回実施するようになった。

- ・結婚・出産の時期や就労継続についての悩み相談から、20～30歳代の女性を対象に、女性のキャリアと出産をテーマとしたグループ相談を市民団体と連携して実施した。
- ・ひとり親からの相談や問い合わせから支援の必要性を感じ、シングルマザー対象の講座を実施し、講座の後、グループ相談会を行った。
- ・被災地におけるDV被害者等サポート事業
- ・母娘関係の講座(講座2回と語り合い1回)
- ・女性法律講座
- ・就業支援講座
- ・未婚の子を持つ親の集い

「男女共同参画担当部局および女性/男女共同参画センターにおける若者を対象とした事業に関するアンケート調査」集計表

Q1 貴自治体が設置する女性/男女共同参画センターはありますか？

	ある	ない	その他	合計
都道府県	45 95.7%	2 4.3%	0 0.0%	47 100.0%
政令市	20 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	20 100.0%
特別区	23 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	23 100.0%
中核市・特例市	55 76.4%	15 20.8%	2 2.8%	72 100.0%
その他の市	144 25.4%	422 74.3%	2 0.4%	568 100.0%
合計	287 39.3%	439 60.1%	4 0.5%	730 100.0%

Q2 貴部局として、若者にかかわる実情をどのように捉えていますか（それを裏づける客観的データがなくてもかまいません）。(M.A.、N=730)

	若者のいる世帯が少ない	地域に大学の進学先がなく、若者の転出者が多い（または増えている）	地域に就業の場が少なく、若者の転出者が多い（または増えている）	非正規雇用者（パート・アルバイト・派遣・契約等）が多い	若者の無業者が多い（または増えている）	昇進につながるような能力形成の機会が少ない	雇用者の長時間労働が多い	若者の居場所が少ない	地域活動に無関心な若者が多い（または増えている）	生活困難を抱える若いひとり親が多い（または増えている）	結婚したいができない若者が多い	若者の性別役割分担意識が根強い	わからない	その他
都道府県 (n=47)	12 25.5%	6 12.8%	21 44.7%	30 63.8%	18 38.3%	4 8.5%	11 23.4%	7 14.9%	13 27.7%	11 23.4%	24 51.1%	12 25.5%	1 2.1%	5 10.6%
政令市 (n=20)	3 15.0%	0 0.0%	2 10.0%	14 70.0%	7 35.0%	4 20.0%	5 25.0%	3 15.0%	8 40.0%	7 35.0%	8 40.0%	8 40.0%	1 5.0%	1 5.0%
特別区 (n=23)	3 13.0%	1 4.3%	0 0.0%	13 56.5%	5 21.7%	1 4.3%	4 17.4%	7 30.4%	12 52.2%	7 30.4%	5 21.7%	1 4.3%	0 0.0%	2 8.7%
中核市・特例市 (n=72)	22 30.6%	10 13.9%	22 30.6%	38 52.8%	13 18.1%	3 4.2%	13 18.1%	15 20.8%	31 43.1%	21 29.2%	21 29.2%	19 26.4%	8 11.1%	2 2.8%
その他の市 (n=568)	243 42.8%	264 46.5%	314 55.3%	212 37.3%	65 11.4%	50 8.8%	46 8.1%	210 37.0%	271 47.7%	130 22.9%	156 27.5%	41 7.2%	28 4.9%	15 2.6%
合計 (N=730)	283 38.8%	281 38.5%	359 49.2%	307 42.1%	108 14.8%	62 8.5%	79 10.8%	242 33.2%	335 45.9%	176 24.1%	214 29.3%	81 11.1%	38 5.2%	25 3.4%

Q3 Q2の実情を踏まえ、貴部局が若者を対象とした事業を実施する場合、特にどのような対象に焦点をあてることが重要だと考えますか。(M.A.)

自治体区分	施設の有無	学生（大学生・短大生・専門学校生）	学校卒業後、仕事をしていない無業者	いったん仕事に就いたが離職し、就職活動をしている人	いったん仕事に就いたが離職し、就職活動をしていない無業者	非正規雇用者（パート・アルバイト・派遣・契約等）	正規雇用者	ひとり親	結婚希望者	特定の対象に焦点をあてず、若者一般として実施するほうがよい	わからない	その他
都道府県 (n=47)	ある	29 64.4%	11 24.4%	9 20.0%	6 13.3%	5 11.1%	6 13.3%	8 17.8%	4 8.9%	24 53.3%	1 2.2%	2 4.4%
	ない	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%
	合計	31 66.0%	11 23.4%	9 19.1%	6 12.8%	5 10.6%	6 12.8%	8 17.0%	4 8.5%	24 51.1%	1 2.1%	3 6.4%
政令市 (n=20)	ある	16 80.0%	8 40.0%	9 45.0%	10 50.0%	7 35.0%	4 20.0%	6 30.0%	4 20.0%	5 25.0%		1 5.0%
	合計	16 80.0%	8 40.0%	9 45.0%	10 50.0%	7 35.0%	4 20.0%	6 30.0%	4 20.0%	5 25.0%		1 5.0%
特別区 (n=23)	ある	9 39.1%	5 21.7%	7 30.4%	6 26.1%	8 34.8%	1 4.3%	5 21.7%	1 4.3%	8 34.8%	1 4.3%	4 17.4%
	合計	9 39.1%	5 21.7%	7 30.4%	6 26.1%	8 34.8%	1 4.3%	5 21.7%	1 4.3%	8 34.8%	1 4.3%	4 17.4%
中核市・特別市 (n=72)	ある	32 58.2%	16 29.1%	20 36.4%	19 34.5%	15 27.3%	6 10.9%	10 18.2%	5 9.1%	23 41.8%	2 3.6%	6 10.9%
	ない	8 53.3%	2 13.3%	4 26.7%	1 6.7%	6 40.0%	1 6.7%	4 26.7%	4 26.7%	5 33.3%	1 6.7%	0 0.0%
	その他	2 100.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%
	合計	42 58.3%	19 26.4%	25 34.7%	21 29.2%	22 30.6%	8 11.1%	14 19.4%	10 13.9%	29 40.3%	3 4.2%	6 8.3%
その他の市 (n=568)	ある	42 29.2%	25 17.4%	40 27.8%	30 20.8%	32 22.2%	9 6.3%	30 20.8%	17 11.8%	77 53.5%	13 9.0%	9 6.3%
	ない	105 24.9%	70 16.6%	84 19.9%	62 14.7%	84 19.9%	30 7.1%	43 10.2%	59 14.0%	266 63.0%	25 5.9%	18 4.3%
	その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
	合計	147 25.9%	95 16.7%	124 21.8%	92 16.2%	116 20.4%	39 6.9%	73 12.9%	76 13.4%	344 60.6%	38 6.7%	27 4.8%
合計 (N=730)	ある	128 44.6%	65 22.6%	85 29.6%	71 24.7%	67 23.3%	26 9.1%	59 20.6%	31 10.8%	137 47.7%	17 5.9%	22 7.7%
	ない	115 26.2%	72 16.4%	88 20.0%	63 14.4%	90 20.5%	31 7.1%	47 10.7%	63 14.4%	271 61.7%	26 5.9%	19 4.3%
	その他	2 50.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
	合計	245 33.6%	138 18.9%	174 23.8%	135 18.5%	158 21.6%	58 7.9%	106 14.5%	95 13.0%	410 56.2%	43 5.9%	41 5.6%

上で○をつけた中で、最も重要と考えるものの番号を1つご記入ください。

自治体区分	施設の有無	学生・専門学校生、短大	学校卒業後、仕事をしない無業者	学校を離れ、就職活動をしていない人	学校を離れ、就職活動をしていない無業者	非正規雇用者（パート・派遣・契約等）	正規雇用者	ひとり親	結婚希望者	特定の対象に焦点をあてず、若者一般として実施するほうがよい	わからない	その他	無回答	合計
都道府県 (n=47)	ある	20 44.4%	1 2.2%	1 2.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.2%	1 2.2%	1 2.2%	13 28.9%	0 0.0%	1 2.2%	6 13.3%	45 100.0%
	ない	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
	合計	22 46.8%	1 2.1%	1 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.1%	1 2.1%	1 2.1%	13 27.7%	0 0.0%	1 2.1%	6 12.8%	47 100.0%
政令市 (n=20)	ある	8 40.0%	0 0.0%	2 10.0%	1 5.0%	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	1 5.0%	6 30.0%	20 100.0%
	合計	8 40.0%	0 0.0%	2 10.0%	1 5.0%	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	1 5.0%	6 30.0%	20 100.0%
特別区 (n=23)	ある	3 13.0%	3 13.0%	1 4.3%	1 4.3%	2 8.7%	0 0.0%	2 8.7%	0 0.0%	6 26.1%	0 0.0%	3 13.0%	2 8.7%	23 100.0%
	合計	3 13.0%	3 13.0%	1 4.3%	1 4.3%	2 8.7%	0 0.0%	2 8.7%	0 0.0%	6 26.1%	0 0.0%	3 13.0%	2 8.7%	23 100.0%
中核市・特例市 (n=72)	ある	15 27.3%	3 5.5%	4 7.3%	4 7.3%	2 3.6%	0 0.0%	2 3.6%	0 0.0%	17 30.9%	0 0.0%	4 7.3%	4 7.3%	55 100.0%
	ない	4 26.7%	1 6.7%	1 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 6.7%	1 6.7%	1 6.7%	5 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 6.7%	15 100.0%
	その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	2 100.0%
	合計	19 26.4%	4 5.6%	5 6.9%	5 6.9%	2 2.8%	1 1.4%	3 4.2%	1 1.4%	22 30.6%	0 0.0%	4 5.6%	6 8.3%	72 100.0%
その他の市 (n=568)	ある	21 14.6%	3 2.1%	14 9.7%	5 3.5%	6 4.2%	1 0.7%	4 2.8%	2 1.4%	62 43.1%	0 0.0%	5 3.5%	21 14.6%	144 100.0%
	ない	44 10.4%	17 4.0%	18 4.3%	9 2.1%	14 3.3%	3 0.7%	8 1.9%	15 3.6%	224 53.1%	3 0.7%	11 2.6%	56 13.3%	422 100.0%
	その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	2 100.0%
	合計	65 11.4%	20 3.5%	32 5.6%	14 2.5%	20 3.5%	4 0.7%	12 2.1%	17 3.0%	287 50.5%	3 0.5%	16 2.8%	78 13.7%	568 100.0%
合計 (N=730)	ある	67 23.3%	10 3.5%	22 7.7%	11 3.8%	10 3.5%	3 1.0%	9 3.1%	3 1.0%	99 34.5%	0 0.0%	14 4.9%	39 13.6%	287 100.0%
	ない	50 11.4%	18 4.1%	19 4.3%	9 2.1%	14 3.2%	4 0.9%	9 2.1%	16 3.6%	229 52.2%	3 0.7%	11 2.5%	57 13.0%	439 100.0%
	その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	4 100.0%
	合計	117 16.0%	28 3.8%	41 5.6%	21 2.9%	24 3.3%	7 1.0%	18 2.5%	19 2.6%	329 45.1%	3 0.4%	25 3.4%	98 13.4%	730 100.0%

Q4 平成24年度に、若者を対象とした事業を実施しましたか。あてはまるものの番号を○で囲み、実施した場合には事業件数をご記入ください。

自治体区分	事業件数		合計
	実施した	実施していない	
都道府県	30	17	47
	63.8%	36.2%	100.0%
政令市	19	1	20
	95.0%	5.0%	100.0%
特別区	9	14	23
	39.1%	60.9%	100.0%
中核市・特例市	35	37	72
	48.6%	51.4%	100.0%
その他の市	80	488	568
	14.1%	85.9%	100.0%
合計	173	557	730
	23.7%	76.3%	100.0%

<男女共同参画担当部局が実施した事業件数>

自治体区分	事業件数				実施して いない	合計
	1	2	3	6		
都道府県	11 36.7%	4 13.3%	2 6.7%	0 0.0%	13 43.3%	30 100.0%
政令市	5 26.3%	2 10.5%	1 5.3%	0 0.0%	11 57.9%	19 100.0%
特別区	1 11.1%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	7 77.8%	9 100.0%
中核市・特例市	15 42.9%	5 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	15 42.9%	35 100.0%
その他の市	39 48.8%	14 17.5%	6 7.5%	1 1.3%	20 25.0%	80 100.0%
合計	71 41.0%	26 15.0%	9 5.2%	1 0.6%	66 38.2%	173 100.0%

<女性/男女共同参画センターが実施した事業件数>

自治体区分	事業件数								実施して いない	合計
	1	2	3	4	5	6	7	8		
都道府県	6 20.0%	3 10.0%	4 13.3%	1 3.3%	2 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.3%	13 43.3%	30 100.0%
政令市	3 15.8%	7 36.8%	2 10.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.3%	3 15.8%	3 15.8%	19 100.0%
特別区	4 44.4%	1 11.1%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 22.2%	9 100.0%
中核市・特例市	14 40.0%	2 5.7%	2 5.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	17 48.6%	35 100.0%
その他の市	13 16.3%	5 6.3%	1 1.3%	2 2.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	59 73.8%	80 100.0%
合計	40 23.1%	18 10.4%	10 5.8%	3 1.7%	2 1.2%	1 0.6%	1 0.6%	4 2.3%	94 54.3%	173 100.0%

Q4で「1 実施した」に○をつけた方

SQ4-1 該当する事業の(1)事業名をご記入ください。また、(2)対象、(3)対象の性別、(4)目的、(5)形態、(6)連携先について、事業ごとに4ページの選択肢からあてはまるものの番号をいくつでも選び、ご記入ください。

(2)対象(M.A.)

	事業件数	学生 (等)	学校 卒業 後、 仕事 をして いない 無 業 者	就 職 活 動 を し て い る 人	就 職 活 動 を し て い な い が 離 職 し、	ト 非 正 規 雇 用 者 (パ ー ト ・ ア ル バ イ	正 規 雇 用 者	ひ と り 親	結 婚 希 望 者	若 者 一 般	そ の 他
		男女共同参画部局	156	59 37.8%	17 10.9%	21 13.5%	16 10.3%	20 12.8%	19 12.2%	7 4.5%	27 17.3%
男女共同参画センター	173	86 49.7%	32 18.5%	33 19.1%	30 17.3%	24 13.9%	14 8.1%	18 10.4%	10 5.8%	44 25.4%	39 22.5%
合計	329	145 44.1%	49 14.9%	54 16.4%	46 14.0%	44 13.4%	33 10.0%	25 7.6%	37 11.2%	93 28.3%	69 21.0%

%は実施機関別の事業件数に占める割合を示す。

(3) 対象の性別 (M. A.)

	事業件数	女性	男性	男女
男女共同参画部局	156	36	6	114
		23.1%	3.8%	73.1%
男女共同参画センター	173	78	4	93
		45.1%	2.3%	53.8%
合計	329	114	10	207
		34.7%	3.0%	62.9%

%は実施機関別の事業件数に占める割合を示す。

(4) 目的 (M. A.)

	事業件数	就労支援	起業支援	職業能力形成	ライフプランニング支援	教育・学習の支援	生活自立の支援	社会参加支援	コミュニケーション力の向上	リーダーシップ養成	仲間づくり・交流	働く場の悩みにかかわる支援	結婚・男女関係の悩みにかかわる支援	その他
男女共同参画部局	156	20	8	9	17	13	10	13	31	13	27	11	51	37
		12.8%	5.1%	5.8%	10.9%	8.3%	6.4%	8.3%	19.9%	8.3%	17.3%	7.1%	32.7%	23.7%
男女共同参画センター	173	50	6	20	42	23	27	26	29	5	28	19	23	42
		28.9%	3.5%	11.6%	24.3%	13.3%	15.6%	15.0%	16.8%	2.9%	16.2%	11.0%	13.3%	24.3%
合計	329	70	14	29	59	36	37	39	60	18	55	30	74	79
		21.3%	4.3%	8.8%	17.9%	10.9%	11.2%	11.9%	18.2%	5.5%	16.7%	9.1%	22.5%	24.0%

%は実施機関別の事業件数に占める割合を示す。

(5) 形態 (M. A.)

	事業件数	講義	ワークショップ（グループワーク等）	居場所・語り合う場所の提供	交流会（ネットワークづくり）	就労体験（インターンシップ等）	視察・見学	実技・実習（PC実習等）	ソーシャルメディア（フェイスブック等）	その他
男女共同参画部局	156	77	37	15	28	1	7	15	4	39
		49.4%	23.7%	9.6%	17.9%	0.6%	4.5%	9.6%	2.6%	25.0%
男女共同参画センター	173	111	59	20	16	11	3	28	1	20
		64.2%	34.1%	11.6%	9.2%	6.4%	1.7%	16.2%	0.6%	11.6%
合計	329	188	96	35	44	12	10	43	5	59
		57.1%	29.2%	10.6%	13.4%	3.6%	3.0%	13.1%	1.5%	17.9%

%は実施機関別の事業件数に占める割合を示す。

(6) 連携先 (M. A.)

	事業件数	他部局	教育委員会	他自治体	公民館、生涯学習センター等	大学・短大・専門学校（主に教員個人）	大学・短大・専門学校（主に部局や付属機関等の組織）	ジョブカフェ	若者サポートステーション	ハローワーク	民間企業	商工会議所	青年団等（自治会、婦人会、地域団体）	NPO・団体	特に連携先はない	その他
男女共同参画部局	156	10	11	11	4	19	26	0	1	4	7	8	13	42	32	11
		6.4%	7.1%	7.1%	2.6%	12.2%	16.7%	0.0%	0.6%	2.6%	4.5%	5.1%	8.3%	26.9%	20.5%	7.1%
男女共同参画センター	173	15	9	2	2	16	34	4	10	14	12	3	3	34	34	11
		8.7%	5.2%	1.2%	1.2%	9.2%	19.7%	2.3%	5.8%	8.1%	6.9%	1.7%	1.7%	19.7%	19.7%	6.4%
合計	329	25	20	13	6	35	60	4	11	18	19	11	16	76	66	22
		7.6%	6.1%	4.0%	1.8%	10.6%	18.2%	1.2%	3.3%	5.5%	5.8%	3.3%	4.9%	23.1%	20.1%	6.7%

%は実施機関別の事業件数に占める割合を示す。

Q4で「2 実施していない」に○をつけた方に

SQ4-3 若者を対象とした事業を実施していない理由は何ですか。(M.A.、N=557)

自治体区分	施設の有無	予算がない	人手が足りない	参加者が難しい・対象者の確保が難しい	優先順位が低い	市内の連携が難しい	地域での連携が難しい	市内の他部局が実施している	地域の民間機関等が実施している	取り組むの必要性を特に感じていない	その他
都道府県 (n=17)	ある	6 37.5%	4 25.0%	3 18.8%	1 6.3%	0 0.0%	0 0.0%	9 56.3%	0 0.0%	0 0.0%	4 25.0%
	ない	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	合計	7 41.2%	5 29.4%	3 17.6%	2 11.8%	0 0.0%	0 0.0%	9 52.9%	0 0.0%	0 0.0%	4 23.5%
政令市 (n=1)	ある	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	合計	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
特別区 (n=14)	ある	5 35.7%	4 28.6%	10 71.4%	3 21.4%	2 14.3%	0 0.0%	9 64.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.1%
	合計	5 35.7%	4 28.6%	10 71.4%	3 21.4%	2 14.3%	0 0.0%	9 64.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.1%
中核市・特例市 (n=37)	ある	5 17.9%	3 10.7%	14 50.0%	5 17.9%	0 0.0%	0 0.0%	12 42.9%	3 10.7%	0 0.0%	5 17.9%
	ない	3 33.3%	3 33.3%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 44.4%	0 0.0%	1 11.1%	2 22.2%
	合計	8 21.6%	6 16.2%	15 40.5%	5 13.5%	0 0.0%	0 0.0%	16 43.2%	3 8.1%	1 2.7%	7 18.9%
その他の市 (n=488)	ある	32 29.1%	32 29.1%	73 66.4%	34 30.9%	4 3.6%	7 6.4%	34 30.9%	6 5.5%	3 2.7%	16 14.5%
	ない	138 36.6%	117 31.0%	235 62.3%	114 30.2%	27 7.2%	37 9.8%	88 23.3%	21 5.6%	22 5.8%	42 11.1%
	その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	合計	170 34.8%	149 30.5%	308 63.1%	149 30.5%	31 6.4%	44 9.0%	123 25.2%	27 5.5%	25 5.1%	58 11.9%
合計 (N=557)	ある	48 28.4%	43 25.4%	100 59.2%	43 25.4%	6 3.6%	7 4.1%	64 37.9%	9 5.3%	3 1.8%	26 15.4%
	ない	142 36.7%	121 31.3%	236 61.0%	115 29.7%	27 7.0%	37 9.6%	92 23.8%	21 5.4%	23 5.9%	44 11.4%
	その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	合計	190 34.1%	164 29.4%	336 60.3%	159 28.5%	33 5.9%	44 7.9%	157 28.2%	30 5.4%	26 4.7%	70 12.6%

上で○をつけた中で、一番大きな理由の番号を1つご記入ください。(N=557)

自治体区分	施設の有無	予算がない	人手が足りない	参加者・対象者の確保が難しい	優先順位が低い	庁内の連携が難しい	地域での連携が難しい	庁内他他部局が実施している	地域の民間機関等が実施している	取組の必要性を特に感じていない	その他	無回答	合計
都道府県 (n=17)	ある	2 12.5%	1 6.3%	1 6.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 25.0%	0 0.0%	16 100.0%
	ない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	合計	2 11.8%	1 5.9%	1 5.9%	1 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	8 47.1%	0 0.0%	0 0.0%	4 23.5%	0 0.0%	17 100.0%
政令市 (n=1)	ある	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%
	合計	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%
特別区 (n=14)	ある	0 0.0%	1 7.1%	5 35.7%	1 7.1%	0 0.0%	0 0.0%	6 42.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.1%	0 0.0%	14 100.0%
	合計	0 0.0%	1 7.1%	5 35.7%	1 7.1%	0 0.0%	0 0.0%	6 42.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.1%	0 0.0%	14 100.0%
中核市・特例市 (n=37)	ある	0 0.0%	1 3.6%	10 35.7%	1 3.6%	0 0.0%	0 0.0%	6 21.4%	1 3.6%	0 0.0%	5 17.9%	4 14.3%	28 100.0%
	ない	1 11.1%	1 11.1%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 22.2%	1 11.1%	9 100.0%
	合計	1 2.7%	2 5.4%	11 29.7%	1 2.7%	0 0.0%	0 0.0%	9 24.3%	1 2.7%	0 0.0%	7 18.9%	5 13.5%	37 100.0%
その他の市 (n=488)	ある	7 6.4%	6 5.5%	45 40.9%	11 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	21 19.1%	2 1.8%	0 0.0%	14 12.7%	4 3.6%	110 100.0%
	ない	32 8.5%	29 7.7%	140 37.1%	52 13.8%	1 0.3%	5 1.3%	42 11.1%	5 1.3%	8 2.1%	31 8.2%	32 8.5%	377 100.0%
	その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	合計	39 8.0%	35 7.2%	185 37.9%	63 12.9%	1 0.2%	5 1.0%	64 13.1%	7 1.4%	8 1.6%	45 9.2%	36 7.4%	488 100.0%
合計 (N=557)	ある	9 5.3%	9 5.3%	61 36.1%	13 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	41 24.3%	3 1.8%	0 0.0%	24 14.2%	9 5.3%	169 100.0%
	ない	33 8.5%	30 7.8%	141 36.4%	53 13.7%	1 0.3%	5 1.3%	45 11.6%	5 1.3%	8 2.1%	33 8.5%	33 8.5%	387 100.0%
	その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	合計	42 7.5%	39 7.0%	202 36.3%	66 11.8%	1 0.2%	5 0.9%	87 15.6%	8 1.4%	8 1.4%	57 10.2%	42 7.5%	557 100.0%

Q7 Iの質問でご回答いただいた事業以外に、平成24年度に、庁内外他部局（教育委員会を含む）や他機関・団体等が実施する若者を対象とした事業に、貴部局や女性/男女共同参画センターが何らかの形で連携・協力等（講座の一部を担当、講師の派遣、後援等）をおこなった取組はありましたか。

<男女共同参画担当部局がかかわった事業>

	ある	ない	わからない	無回答	合計
都道府県	4 8.5%	41 87.2%	0 0.0%	2 4.3%	47 100.0%
政令市	4 20.0%	15 75.0%	1 5.0%	0 0.0%	20 100.0%
特別区	2 8.7%	20 87.0%	0 0.0%	1 4.3%	23 100.0%
中核市・特例市	5 6.9%	61 84.7%	3 4.2%	3 4.2%	72 100.0%
その他の市	30 5.3%	512 90.1%	13 2.3%	13 2.3%	568 100.0%
合計	44 6.0%	649 88.9%	18 2.5%	19 2.6%	730 100.0%

<女性/男女共同参画センターがかかわった事業>

	ある	ない	わからない	無回答	合計
都道府県	8 17.0%	32 68.1%	0 0.0%	7 14.9%	47 100.0%
政令市	5 25.0%	12 60.0%	1 5.0%	2 10.0%	20 100.0%
特別区	0 0.0%	17 73.9%	0 0.0%	6 26.1%	23 100.0%
中核市・特例市	3 4.2%	49 68.1%	0 0.0%	20 27.8%	72 100.0%
その他の市	5 0.9%	325 57.2%	8 1.4%	230 40.5%	568 100.0%
合計	21 2.9%	435 59.6%	9 1.2%	265 36.3%	730 100.0%

Q8 貴自治体では、若者支援にかかわる庁内または地域の関係機関連携のための連携会議や協議会等は設置されていますか。

	設置している	設置していない	わからない	その他	無回答	合計
都道府県	23 48.9%	19 40.4%	5 10.6%	0 0.0%	0 0.0%	47 100.0%
政令市	7 35.0%	11 55.0%	2 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	20 100.0%
特別区	4 17.4%	11 47.8%	6 26.1%	1 4.3%	1 4.3%	23 100.0%
中核市・特例市	15 20.8%	36 50.0%	19 26.4%	0 0.0%	2 2.8%	72 100.0%
その他の市	41 7.2%	438 77.1%	57 10.0%	1 0.2%	31 5.5%	568 100.0%
合計	90 12.3%	515 70.5%	89 12.2%	2 0.3%	34 4.7%	730 100.0%

Q8で「1 設置している」に○をつけた方

SQ8-1 貴部局や女性/男女共同参画センターはその連携会議や協議会等の構成メンバーになっていますか。(N=90)

	男女共同参画センターが構成メンバーになっている	女性/男女共同参画センターが構成メンバーになっている	男女共同参画センターにセクションと女性/男女共同参画センターが構成メンバーになっている	いいないも構成メンバーになって	その他	合計
都道府県	6 26.1%	1 4.3%	0 0.0%	11 47.8%	5 21.7%	23 100.0%
政令市	2 28.6%	0 0.0%	0 0.0%	5 71.4%	0 0.0%	7 100.0%
特別区	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	4 100.0%
中核市・特例市	3 20.0%	0 0.0%	2 13.3%	9 60.0%	1 6.7%	15 100.0%
その他の市	13 31.7%	1 2.4%	2 4.9%	21 51.2%	4 9.8%	41 100.0%
合計	25 27.8%	3 3.3%	4 4.4%	47 52.2%	11 12.2%	90 100.0%

Q9 貴部局または女性/男女共同参画センターでは、相談事業を実施していますか。

	施設の有無	実施している	実施していない	その他	無回答	合計
都道府県	ある	44	0	1	0	45
		97.8%	0.0%	2.2%	0.0%	100.0%
	ない	2	0	0	0	2
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	合計	46	0	1	0	47
		97.9%	0.0%	2.1%	0.0%	100.0%
政令市	ある	20	0	0	0	20
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	合計	20	0	0	0	20
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
特別区	ある	21	1	0	1	23
		91.3%	4.3%	0.0%	4.3%	100.0%
	合計	21	1	0	1	23
		91.3%	4.3%	0.0%	4.3%	100.0%
中核市・特例市	ある	51	4	0	0	55
		92.7%	7.3%	0.0%	0.0%	100.0%
	ない	10	5	0	0	15
		66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
	その他	1	0	1	0	2
	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%	
合計	62	9	1	0	72	
		86.1%	12.5%	1.4%	0.0%	100.0%
その他の市	ある	116	21	4	3	144
		80.6%	14.6%	2.8%	2.1%	100.0%
	ない	177	207	21	17	422
		41.9%	49.1%	5.0%	4.0%	100.0%
	その他	2	0	0	0	2
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
合計	295	228	25	20	568	
		51.9%	40.1%	4.4%	3.5%	100.0%
合計	ある	252	26	5	4	287
		87.8%	9.1%	1.7%	1.4%	100.0%
	ない	189	212	21	17	439
		43.1%	48.3%	4.8%	3.9%	100.0%
	その他	3	0	1	0	4
	75.0%	0.0%	25.0%	0.0%	100.0%	
合計	444	238	27	21	730	
		60.8%	32.6%	3.7%	2.9%	100.0%

Q9で「1実施している」に○をつけた方

SQ9-1 貴部局または女性/男女共同参画センターで受ける相談の中で、若者についての相談には、どのような内容のものが多いですか。(3つまで、N=444)

	労働環境・雇用問題	就職	起業	妊娠・出産	結婚できない悩み	離婚	子育て	親との関係	恋人や夫婦との関係	子・親・恋人・夫婦以外の親人間関係	DV(デートDVを含む)	病気や精神疾患	金銭問題	生活困難	は若者についての相談	その他
都道府県	7	5	1	1	0	17	3	14	23	9	22	9	0	0	3	9
	15.2%	10.9%	2.2%	2.2%	0.0%	37.0%	6.5%	30.4%	50.0%	19.6%	47.8%	19.6%	0.0%	0.0%	6.5%	19.6%
政令市	5	1	0	0	0	7	0	9	9	4	12	5	0	1	0	1
	25.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	35.0%	0.0%	45.0%	45.0%	20.0%	60.0%	25.0%	0.0%	5.0%	0.0%	5.0%
特別区	1	0	0	1	0	7	2	4	13	4	10	1	1	0	1	5
	4.8%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	33.3%	9.5%	19.0%	61.9%	19.0%	47.6%	4.8%	4.8%	0.0%	4.8%	23.8%
中核市・特例市	5	7	0	4	1	37	7	15	30	8	41	7	1	1	3	6
	8.1%	11.3%	0.0%	6.5%	1.6%	59.7%	11.3%	24.2%	48.4%	12.9%	66.1%	11.3%	1.6%	1.6%	4.8%	9.7%
その他の市	28	22	0	9	9	136	24	42	103	26	174	28	20	18	40	23
	9.5%	7.5%	0.0%	3.1%	3.1%	46.1%	8.1%	14.2%	34.9%	8.8%	59.0%	9.5%	6.8%	6.1%	13.6%	7.8%
合計	46	35	1	15	10	204	36	84	178	51	259	50	22	20	47	44
	10.4%	7.9%	0.2%	3.4%	2.3%	45.9%	8.1%	18.9%	40.1%	11.5%	58.3%	11.3%	5.0%	4.5%	10.6%	9.9%